

哉、  
右、何れもアメリカ人に御座候、  
一積荷は何に候哉、  
砂糖、廣東反物、茶、米、  
同見えかゝり之積物猿、鴨、  
同鐵砲三十五挺、按ずるに、こゝに石火、矢を脱せしなるへし、玉十三、鹽硝五  
桶、  
同船之名、**ロビササヒロセバケ〇**、按ずるに、これ  
彼國字なるへ  
ステハルトも知人之由、今はベンガラに居申候、  
以上、文化丁卯亞墨利加船渡來記、  
文化四年四月廿七日、亞墨利加船長崎に渡來の時、  
奉行曲淵甲斐守より平戸松浦氏への達書、  
アメリカ國之もの二十六人乗組候船一艘、今晚渡  
來に付相糺候處、アメリカ國ボストンと申所より、  
廣東へ商賣として罷越、歸帆かけ水を望、當沖へ罷  
越候旨、尤水其外望之品等相與候得者、早々歸帆  
可致旨申立、外に疑敷儀も相聞不申候付、無程歸  
帆申渡儀候、依之御領海浦々被入御念候様存候、  
歸帆申渡候は、猶又其節可相達候、此段爲心得申

達候、  
四月廿七日  
昨廿七日申達候アメリカ人二十六人乗組候船一  
艘、歸帆之儀今日申付候間、御領海浦々被入御念候  
様存候、此段爲心得申達候、  
四月廿八日、甲子夜話、  
文化四年四月廿七日、亞墨利加洲波思東商船一隻、  
人口廿六名、到泊長崎伊王島海乞薪水、曲淵甲斐守  
俾吏查詢、答云、我們在本土裝載貨物、往支那廣東  
省爲交易、歸路過貴國南洋、會薪水乏竭、伏乞、急發  
薪水載下來救通紅性命、感德無涯矣、吏鈎察情形無  
有異心、乃給與薪水、速令發回、北海島船記、  
文化四年四月頃、アメリカ船一艘長崎へ漕寄ける  
か、長崎にはおと、しの頃、ヲロシヤ船の來りし時  
のこゝろ、鍋島、黒田兩家より人數差出したるところ  
聞えける、アメリカ船は、通商船なるか、薪水にと  
ほしくなりて、只この事を乞請く、五月の初に長崎  
を出帆せしとなり、此船、九州の外より隠岐、佐渡  
のあはひを通り、津輕南部の海隈を過り、又南へ出  
しは、一周して其國の西へ出るなり、去れば、わか

江戸にありし時、所々の浦々に異船の見えたるこ  
いふも、異國船の箱館を探りたるといふも、三十七  
島の沖に、異船の數十艘見えたるといふも、皆此船  
一艘の所爲なるらん、蝦夷地在動何某筆記、  
文化四年五月十九日、箱館沖に參り候魯西亞と見  
え候船は、魯西亞にあらず、エンゲランドの内ボ  
ストンといふ處之船にて、四月廿八日長崎出帆し  
たる船なり、此度別に長崎へ入津之船にて、ボスト  
ンは度數經三百五度五十分、緯四十二度二十五分  
といふ國なり、北亞墨利加之内なるよし、視聽草、  
○漂着并漂流  
寛政二庚戌年、亞墨利加船南北また何國の船と、紀伊國浦  
に漂着す、此事、外國通覽の外、他に所見、詳ならず、紀伊國浦  
寛政二庚戌年、アメリカ船紀州に漂流す、外國通覽、  
文化三丙寅年、本邦人ノールドキユスの洋中に漂流  
せしか、かの國の船救助して廣東に送り、同四丁卯年  
六月十一日入津の阿蘭陀船より、其存命のもの三人  
を連渡れり、例の如く、漂人は本國にかへし、  
間人には糶米賜はりしなるへし、  
文化四丁卯年六月十一日入津の阿蘭陀一番船、甲  
必丹ヘンデレキドーフ言上書之内、

一去年ノールドキユス邊にて、日本船難風に逢漂  
ひ居候を、アメリカ船見受、右乗組之人々を救ひ、  
廣東に送り候由に而、大切に介抱仕置候處、右八人  
之内二人ジャガタラ表に於て病死仕候よし、殘六  
人一番船に一同爲乗組候處、船中において六人之  
内、追々病死仕候、殘三人此節連渡候、尤くはしき  
儀は、言語不通に付相分り不申候、  
一ノールドキユスといふは、北アメリカ之北の方  
之地名に御座候、文化丁卯亞墨利加船渡來記、  
**安悶島**附地圖島、カ  
部  
按ずるに、この三島、みな亞細亞洲東印度の海中に  
在り、莫里古斯諸島の内なり、安悶、中陵漫録には  
安悶、異國和解ならひに東印度諸島地名には、諸  
僂意那アンボイナ、に作る、今華夷一覽志による、稱呼  
はアンボンといひ、またアンボイナともいふなり、  
地圖は、東印度諸島地名に的木兒に作り、其右にデ

イモル、左にデモルと傍訓あり、華夷一覽志に、漢土に地閩或は暹閩と書せしとあるにより、またこれに従ふ、稱呼は即ちデモル、またデイモルともいへるよし、安閩は本邦を去る事三千九百里、人物暹羅に同じ、もと波爾杜瓦爾の有にして、三所に城廓を築き、守兵を置たりしか、阿蘭陀人、咬嚼吧より兵を發してこれを攻取り、守護を居へ、精兵を置く、地閩及びカナリインも、安閩の近傍にして、また阿蘭陀に屬し、守兵を置、巨船大砲を備ふ、これらの諸島夥しく丁香を産す、自餘の産物白檀、沈香、胡椒、肉豆蔻、マンウヤ、藥種にして、安カズワル、また、より出つ、大鳥にして火を食、同島より出つ、その羽毛極て美なり、風鳥、無食の鳥、インコ鳥等なるよし、華夷通商考、華夷一覽志、異國和解等に載せたり、

○漂着

享和元辛酉年九月、安閩、地閩、カナリインの島人及び漳州人、安南人乗組の船、肥前國五島松浦郡に漂着す、噴詠餘話によれば、はしめ呂宋人も、に漂着す、乗組し、既に洋中にて死せり、よて長崎に挽入れ、糺問ありて、漳州人、安南人は唐船、安閩等のものは阿蘭陀人に渡され、各本所に送るへき旨命せらる、此時、安蘭陀人取落

せし石火矢の鐵玉、長崎御武具藏に入置れしよし、長崎志續編にみえたり、

享和元辛酉年、五島に漂流仕候異船は、莫里古斯島、諸僕意那、的木兒之者ともに御座候、マカサル船自注、食力百私の木兒よりアンボンに罷越候に付、何れも乘船、同所出帆仕候處、難風に逢候由に御座候、於長崎御吟味有之處、アンボン、デイモル、カナリイン自注、アンボン近島之者七人、支那漳州之者一人、安南之者一人、都合九人助命仕候、船主其外は、於洋中追々死去仕候由に御座候、漳州、安南之者二人は、唐方御引渡、其餘は阿蘭陀人連歸、生國に送届候様被仰渡、積荷物鐵、帆、藥種、燒物、船共に御拂に相成、右代銀、船主親族之者相糺相渡候様被仰渡、かびたんわ代り物を以御渡有之候に付、其旨頭役共申越候處、於咬嚼吧表遂吟味候處、右漂流人共申談、船主其外之者を毒殺仕候趣及露顯、何れも死罪に相成候由承申候、東印度諸島地名、

其船に乗移りければ、彼人とも鐵砲を迎へ、或は薪其外棒など持てかゝりければ、此人柔術にて盡く取たをし、中々取かゝる事ならず、かの人も是は只人にあらず、何れも鬼神のごとく思ひて伏し拜す、是に因て、筆を取て文字を書て問ひければ、元は唐漳州の人林爲政のみ、文字に通して、相共に筆談して委細盡く通す、かの人も大に誤りて馳走す、かの食物を食して、此船に數日逗留す、五島の官に伺ひ、遂に長崎へ引入て公儀へ相渡す、其逗留之間、一日二日に馳走尤厚く、食物の器物なども、だん／＼に珍器を出す、其國の名産の燒物井などの内に、食物を入れて外より透き見ゆる事、火臍玉の如し、食物は皆白糖にて其鹽梅を附て、皆美味なり、其船の中に、上座の間に持佛壇の如きの祠堂あり、皆金にて作りたる佛像七體ほどあり、其外佛具の類皆々結構なる器物なり、かの人も朝夕皆相集て拜て讀經す、夜に入は燈を燃して甚た相供す、此人佛像を盡く取出して、一つ／＼に見ければ、かの人傍に在て膽を消して居り、見了て彼人とも皆相集て、元のごとくに取納て、又々讀經すと云、此

人夜臥しければ、枕の元に人の形の物すわりて在り、目をさましてみれば、即人なれども、頭巾にて首を包てありて、人の様に見えかたし、直に起て其頭巾を引とり見れば、即婦人なり、其由を林爲政に問ひ尋れば、毎夜代々出て、夜臥したる中番をして、馳走に婦人など出して番をさするは、尤厚き馳走なりといふ、長崎に入ては、阿蘭陀の連れ來る黒奴ども、瓜哇國の人あるに因て、瓜哇の言語にて委細よく通す、先長崎の口書一通左之通り、

今般五島へ漂流仕候異國船へ、今日かびたん乗組仕、漂流人と對談仕候處、右之内、アンボン出生之女一人、瓜哇言語能く相分候付、承糺候趣左に奉申上候、

右之者儀、元アンボン出生之者にて、若年之頃よりデモルと申國へ罷越、同所リセイと申者へ相嫁し罷在候處、當二月下旬頃、セレベス國の中、マカサル邊へ罷越し候趣承り候付、生國之儀に御座候得者、兼而罷越度、折柄夫妻親屬之者共申談、右之船を借請、賣買物積乘せ、女六人并カナリイン之者一人、其外船方之者共都合四十餘乗組、右水夫之

内には、ボルネオ州リユコニヤと申處之者も罷在、同所出船仕候處、遭難風數ヶ月洋中漂ひ罷在候よし、船中水切れ候に付、不得止事雨水等相用候得者、腐水に相成候故か、船頭始水夫共不殘、并親族之者共儀、追々相煩死去仕、混すら相漂ひ罷在候内、次第に無人に相成申候、尤其内には、島國等も見掛候得とも、何方と申儀も不相分、唯命運に任せ漂ひ罷在候内、九月初旬頃、漸々漂着仕、碇卸し候處、日本之内五島と申處之由、且在命之者共、左之通に御座候、

女一人	アンボン	名	マ	リ	ヤ	歳廿一	
男一人	デモル	名	ソ	セ	イ	歳廿六	
小男一人	右同斷	名	カラ	ワントル		歳十三	
同 一人	右同斷	名	アル	ステナ		歳九才	
小女一人	右同斷	名	ロ	ヲ	シ	イ	歳十才
同 一人	右同斷	名	ヨ	シ	ナ		歳十二
男一人	安南	名	アント	ニー			歳廿五
同 一人	アラン島之内	名	アイ	ター	アイ		歳二十
同 一人	カナリオン	名	林	爲	政		歳廿三

右者、漂流人申口かびたん承り申出候趣、書付を以

申上候、以上、  
西十月七日

石橋 助左衛門  
本木 庄左衛門  
馬場 爲八郎

客唐人林爲政申候荷物書出、

一生蠟三千六百斤餘 一蠟燭大小六箱

一肉豆蔻 一燒物

一燒酎 一鐵

船中之荷物、右之通、中陵浸録

享和元年肥前國五島へ、印度の南島地閣といふ所を出帆せし乗合船一艘漂着ありしを、長崎港へ相廻され、御吟味ありし時、筑前の家士青木某といふもの、長崎屋敷に詰合しか、此男頗る諸蠻國の事辨へしものにて、其節通事かたよりの書上を見て、地名相違のよしを何心なくいひければ、通事等不快に思ひて、其間役まで云々の事断りし故、據なく青木は本國へ差戻されしよし、予近頃其傳説を聞き、其地名如何間違しと詰りし等の次第は聞されども、曾て其頃の通事の書上を得て寫し置るあり、最初の書上に、水夫之内には、ボルネオ、リユコリ

ニアと申所之者も罷在云々、又後には、乗組の内、リユコリニヤ、又ルソンの者も有之候由、併何れも洋中にて死去云々、又一通には、ボルネオ國之内、リユソンと申所之者有之、右呂宋國之リユソンにては無御座候云々、これ前後申紛しなり、青木は通事の仕辨を知らず、思ひしまゝを不審せしなるへし、按するに、リユコリニヤ、一名リユソン、又西蠻の人名けてマニラといふ、これ蘭印板地海全圖、皆これを載す、唐土の人は、リユソンに呂宋といふ字音を填めしなり、此呂宋は、廣東以南遠洋の海中に在る大島なり、固よりボルネオ島中に屬する地にあらず、自ら別地なり、嘆詠餘話、

享和元西のとし極月より、壬戌の正月に及び、長崎に疫邪流行す、こは阿蘭陀人より傳へしともいひ、又去酉年漂流せしアンボン、其外の蠻人より生せしともいふ、往年暹羅人渡り來りしより、風邪流行せし例なりと聞ゆとなん、此邪氣長崎より九州を経て、遂に上方に及び、世間一逼に流行せり、蘭田次第、文化二乙丑年四月十八日、魯西亞船之懸り町年寄高島四郎兵衛より申出候は、今朝梅ヶ崎魯西亞人

假屋脇より、二貫目程之鐵砲玉一つ掘出候旨、右土地悪く候故、埋り取落候儀と相察候、按するに、魯西亞いたりて梅ヶ崎上陸を許さる、三月十九日歸帆せり、如何可取計哉之段伺出候に付、被爲持出御代官に被引渡、御武具藏に有之、先年之アンボン之鐵玉と、一同にいたし置候様申達有之、長崎志續編、

異國部

按するに、此部は引用の書に、たゞ異國とのみ記して、其國名詳にしかたきものを年序に循ひ列載して、姑く他日の後證を俟つのみ、

○渡海并漂流

寛永九壬申年、橋本十左衛門か商船歸朝し、七月廿八日蠻物を獻して拜謁す、  
寛永九壬申年七月廿八日、橋本十左衛門商賣船歸朝に付而、活鶴并唐犬を進上に備へ、則御目見、寛明日記、

同二十癸未年六月、越前の商船西北の異島に漂到す、此島居民なく、ひとり衣冠の婦人在しか、不日に死す、よて其衣冠を取て越前に歸る、國主松平宰相忠昌これを注進す、某年常陸國の漁夫、東方の異島に漂流せしか、其後歸りて、彼島の樂土たるを語り、全村の人を導き、悉く渡海して、一村空虛となりし事を傳稱せしよし、華夷一覽志に見ゆ、姑くこゝに注して明證を俟つ、

寛永二十癸未年六月晦日、越前國より秋田に渡海之商船、逆風之災に依て、十五六日乾方へ合漂流着一島、雖揚此所、人家無之、自異國之流人と相見え、女一人新草庵之中在之、衣服美麗着冠、彼船到着、經三日女令死去云々、則商人右之衣服冠等持參、越前國に歸、依之彼國之守護松平伊豫守より注進之、  
獻朝日記、

○漂着、通船

延寶元癸丑年五月廿三日、肥前國平戸松浦郡にに異國の大船漂着す、元祿十一戊寅年五月、三河國吉田浦に瀨美郡にうつろ船漂着せしか、肥前國長崎に送り遣はさる、寶永元甲申年六月廿日、往年薩摩より送り來たせし異國船、長崎の内、稻佐丸島にて燒捨になる、正徳二壬辰年七月十七日、薩摩國串木野沖日置郡にを異船經過せしよし、國主より注進あり、寛政八丙辰年七

月三日、紀伊國熊野沖牟婁郡にを異船通行す、同九丁巳年九月十五日、對馬國西目の海上に、異船大小數艘滯留し、夜に及びて大砲を放ちしか、翌日帆影も見えざるよし注進あり、同年七月廿九日、伊豆國大島に異船の帆檣等漂着し、其頃駿河國の沖にも、異形の木罌流れ來る、某年伊豆國三宅島に、一の堂宇流れ寄る、これまた異國の物なり、文化四丁卯年五月九日、異船長崎沖を過る、同五戊辰年十一月、但馬國出石領郡名もまたに異船漂着す、文政四辛巳年五月二日、常陸國鹿島郡の洋中、同月五日、下總國犬吠崎海上郡に洋中にて、異船を見懸たるよし、廻船より浦賀奉行に注進す、諸書を閱するに、魯西亞船、我元文のころより、其國王の命により、沿海に出沒せしよし見えたれば、寛政八年巳下の異船はみな魯西亞、文化の末文政初年の異船は、諸厄利亞なるも知るべからず、されども、其證を得ざれば、姑く概してこゝに收む。

延寶元癸丑年五月廿三日、肥前國平戸へ、横七十間長九十間之唐船着、慶延略記○按するに、唐國の船に、かゝる大船ある事を聞ず、想ふに、本邦の俗庶して異船を唐船と唱ふれば、必ずしも唐國の船なからざるべし、よて今こゝに載す、  
元祿十一戊寅年五月十五日、去る頃三州吉田浦へウツロ船一艘着岸す、へさきに男の首を獄門に掛

置、船之内改見候へは、女一人乘居、尤飯米等有之、御僉議雖有之、言語不相通に依て、長崎へ送遣さる、甘露齋、

寶永元甲申年、先年薩摩より送り來りし人形彫物有之異國船、長崎御船藏に入置れしを、當六月廿日稻佐丸島にて燒捨らる、灰并地鐵等は深き海中に捨させらる、長崎年表要、

正徳二壬辰年八月廿五日、薩州日置郡串木野と申所より五里程沖へ、七月十七日酉刻、白帆の異國船一艘相見え、乾の方へ乗行不相見候、翌十八日、右の所より四里程、西田村と申處より三里程沖に、異國船碇を卸したる體に相見え候に付、昨日の船たるへしと、鹿兒島の警固段々見分の支度仕候へども、風雨強く難儀に付、遲滞の内、翌十九日午刻出帆、乾の方へ乗行、帆影を不相見候よし、松平薩摩守より注進、甘露齋、

寛政八丙辰年七月廿二日、紀伊殿より御同朋頭に御物語御書付之寫、  
當月三日卯刻頃、紀州熊野上野と申所之遠見番所より東遙沖わ、異國船に而も可有御座哉、不見馴

船一艘相見申候趣、右遠見御番所より、熊野詰役人迄注進有之候に付、早速役人罷越、番人の様子相尋候處、右船暫時之内、寅卯之方へ走候よし申聞候に付、役人共猶遠見致候得共、右異國船體之船相見不申候、三日終日、翌四日も夫々手配いたし、高山等にて遠見いたし候得とも、右體之船相見不申旨、熊野詰役人共より申越候段、紀州表より申越候、右船之様子等迄相知不申儀に御座候得共、此段各迄及御物語置候、薩摩草、

寛政九年十月十日、對馬國西目之海上に、去月十五日朝地方より十里程隔り、異國船大小數艘宛三ヶ所へ集、沖中に漂、晝頃より海上霧深く、船之様子不知、夜に入大筒四放、其音不常山谷の響渡、翌十六日海上霧深候之處、俄雷雨甚敷風烈、無程晴候處、船之方不知旨、宗對馬守注進、異國船之儀に付人數入候事に候は、松浦壹岐守、大村信濃守に可申通旨、老中申達之、如官日簿抄、柳營年表續錄、  
寛政九年、駿河州蒲原漁戸、於洋中見木罌流來、撈得之、内實精麥數斗、北海島船記、  
寛政九年七月廿九日、蠻國船の帆柱及び樽二つ、伊

豆國大島に漂到す、江川太郎左衛門より官府に達す、  
 往年伊豆國三宅島沖へ、一字の堂流れ来る、遠海より漂着せしものにて、唐蠻の別ちは知れされ共、良材をもつて能く作りたれば破壊せず、島人引上げてこれを補理し、瑠璃光佛を安置す、秋山氏か海島志に、伊豆村藥師堂唐木作なり、藥師佛高一尺八寸金造とあるは、これなるへし、本島藥師舊記といふも、此佛像に就て、浮屠氏の述作せしなるへし、以上、七島志轉

文化四丁卯年六月十五日、老中土井大炊頭利厚へ御届書、

去月九日申中刻、野母遠見番所より巳之方に當り、三里程沖へ異國船一艘相見候處、夜中何方へ乗行候哉、十日朝帆影相見え不申候段、遠見番人共注進申出候旨、曲淵和泉守より、彼地の差出置候家來之者の申聞候段申越候に付、此段申上候、以上、

六月十五日

水野和泉守

北海丁卯雜誌

文化五戊辰年十一月、異國船但州出石領へ漂流、片

山氏筆記、

文化四辛巳年五月二日入津之仙臺船、常州鹿島沖合に而異國船見請候旨、御番所注進申出候に付申上候處、兩御奉行様、平根山御備場御詰被成候、夜に入御引取被成候、御組一同夫々相詰申候、同月五日入津陸奥國仙臺石卷新七船、下總國犬吼崎沖合に而、異國船見請候旨、御番所注進申出候に付申上候處、押送形御船に而、洲之崎沖見届被仰付、組頭一人、目付役一人、平同心一人、浦舸子乗組罷越見届候處、不相見候に付、同夜歸船仕、右之段御届申上候、浦賀同心由緒書、

通航一覽卷之三百二十一終

通航一覽附錄卷之一

海防御備部一

按するに、王代には、陸奥、出羽、佐渡、隱岐、壹岐、對馬、此四國二島を、邊要とせられしよし、延喜式に載せ、殊に對馬には、重兵を置、官屬を備へ、三韓の防禦藩屏第一の要地とし、陸奥、出羽には、按察鎮守等の職を置れし事、續日本紀、朝鮮記等に見ゆ、天智天皇二年、唐の龍朔三年、唐人新羅を先導として高麗を撃つ、明年天皇官兵を遣はし、高麗を救ひ、唐兵及び新羅を伐しめ給ふ、我軍利あらずして其明年歸陣あり、これより同年筑紫所々に城廓を構へ、戍兵を置、また大堤を築く、水を貯へ、名けて水城といふ、水城、みきと訓其城博多の北海濱に面し、石壘連延として、東は箱崎、多々羅、西は福崎、百道原、姪ヶ濱、生の松原、今津に亘れり、時に讃岐國屋島にも、また一城を築き給ふ、是皆唐國防禦の爲にせられし所なり、此事、日本紀及び歷代鎮西要略、石城志、筑前古城記等に載せたり、續日本紀に、天平

十五年十月二日、始て筑紫鎮西府を置、石川朝臣加美を將軍とし、大伴宿禰百世を副將軍とせられし事見ゆ、これ太宰府に、大貳小貳の職ある權輿なり、また天平寶字二年十月、唐朝安祿山か亂起りしより、叡聞に達し、鎮西に防禦を設けられし事、類聚三代格に見え、また元慶四年六月十七日、但馬國より二方郡の海上に、三大船隱見出沒せしよし注進ありしかば、頗て但馬、因幡、伯耆、出雲、隱岐等に勅して、特に候望を慎み、不慮に備へしめられし事、三代實錄に見ゆ、其後弘安年中、元兵來寇の時、鎌倉の執權北條相摸守時宗、往古の水城を増築し、一族北條上總介實政を探題とし、大友島津等をはしめ、大兵を置てこれに備へしよし、蒙古寇記、島津家譜、石城志等に見えたり、爾來漸く戰爭の世となりしかば、別に蠻夷防禦の設け等ありし事聞えず、寛永十六年、南蠻船渡來を禁せられしより、海岸の守備砲臺等の事、再舉せしられしなり、それ本邦の周廻、所として海岸にあらざるはなし、然れば、邊要の地、陸奥、出羽等の數國に限るへからず、三河、越前、丹後、但馬等にも、外國船着岸せし事、

三代實錄、扶桑略記、類聚國史等に載せ、また肥前國五島の地も、普陀山及び蘇州等に甚た遠からず、其中間洲島多くありて、便路たりしよし、白石叢書に記せり、これ其海防の闕くへからざるゆゑなり、

大猷院殿、甲斐庄喜右衛門に長崎奉行を命せらるる時、上意に、假令當家衰微して、他人に天下をどらるゝとも、こは當家一分の恥る所なり、もし日本の地、一寸たりとも異國に奪はるゝにおいては、日本全州の恥辱たれば、其職を謹守して、いさゝか怠慢すへからざる旨を諭し給ひしよし、寛永小説に見ゆ、但し此部の序次考證の年序を逐て、御備場を第一とし、これに繼ぐに、異國船扱方及び巡見ならひに異國船扱荷の條を以てす、た、船舶砲礮にいたりて、此例を追はざるは、器械にして比するに、おのつから輕重あるを以てなり、

○肥前國長崎 奉行、諸番所、  
御用船、津浦に、長崎は彼津浦に屬す、此地に、元龜元年南蠻船始て着津し、これより異國通商の要津となれり、本編長崎港異國通商總括之部に辨した、  
文祿元壬辰年より、寺澤志摩守廣高長崎の事を司り

しか、慶長八癸卯年四月、小笠原爲宗入道一庵に、はしめて長崎奉行を命せられ、耶蘇の徒を制せしめ給ふ、時に與力十人を屬せらる、寛永十四年、馬場三郎左衛門人を預けられ、寛文五年稻生七郎右衛門の時、與力十騎、同心三十人となり、同六年松平甚三郎、河野權右衛門の時、與力五騎、同心二十人、貞享四年山岡對馬守の時、與力同心を罷られ、奉行私に抱へし給人を、下役と稱し、享保十三年足輕と改め給へ、寛政五年彼給人を減して、御家人の内より、手附出、寛永十癸酉年、曾我又左衛門、今村傳四郎より、奉行二人となる、其在勤はしめは、南蠻船滯留中のことなりしか、同十四丁丑年、島原陣已後年中在廳す、貞享三丙寅年、大澤左兵衛新に命せられ、奉行三人となり、二人在勤、一人在府す、是より以後、また人数増減あり、元祿十二年林士佐守を加へり、二人在勤、二人在府、寛永二年より三人となり、隔年在勤す、是より奉行二人となり、元祿三庚午年より、奉行諸大夫となる、其最初たり、また寛延元戊辰年、松浦河内守御勘定奉行より兼勤す、寛政九年松平石見守、また御勘定奉行より兼勤す、寛政九年松平石見守より兼たり、其役所は、文祿以來、元博多町に在りしか、寛永十癸酉年、奉行二人となるにより、其役所を裂て二ヶ所とせらる、同年燒失により、ともに今の西役所の地に移さる、同十五戊寅年、西濱町に下屋鋪を賜はる、此屋鋪、與力同心の居宅となりし、貞享四、寛文三癸卯丁卯年、與力同心を廢して、明屋敷となる、寛文三癸卯

年、兩役所また災に罹るにより、其地を増て東西二ヶ所に分たる、同十一辛亥年、故井上筑後守政重が政重は、大目付にして宗門奉行を、役宅の地を、兩奉行の下屋鋪に賜はりしか、また東屋敷を此地に移され、延寶元癸丑年、造畢して立山役所と稱す、證は、すべて本編長崎港異國通商總括之部にあり、  
寛永十四丁丑年十月、島原一揆蜂起により、奉行柳原飛驒守、馬場三郎左衛門、十一月七日町使等を引具して、彼地に出陣し、明年彼賊誅滅の後、長崎に歸陣す、飛驒守は、按察の罪により、閉門せしめらる、此時、長崎に留守せる町年寄、及び彼地に至りて石火矢を打たる地下の輩に、銀子吳服等を賜ふ、奉行出陣中は、肥前國久島城主大村丹後守純信、長崎を警衛せり、此後、長崎に事あるときは、大村氏家を遣はして警衛せる事、例となる、  
寛永十四丁丑年、島原一揆征伐の時、長崎御奉行柳原飛驒守附町使藤田九郎兵衛、鶴田五郎左衛門、馬場三郎左衛門附町使成田十左衛門、高橋源兵衛を召連出陣有之、長崎集、  
寛永年中、島原の賊起りし時、大村丹後守純信仰を蒙りて、長崎の港を守る、自注、此後長崎に事ある時は、大村寛永十四年十月、松倉豊後守様御領内島原切支丹

共、徒黨を企、島原の内有江村に、原之城と申城御座候を、御解被成候而石垣計御座候を、宗門之百姓共、右城を取立籠城仕候に付、其砌當地御奉行柳原飛驒守様、馬場三郎左衛門御兩人共、島原に御越被成候刻、被仰聞候は、當地之儀は島原近所にて、切支丹共押掛申様に相聞え候間、堅用心仕候様にと被仰付候に付、島原境月見峠、并島原境田上口、此兩所に小屋を掛、武道具を揃、人数相詰させ、且其上宗門之儀に付、町々御預之者共、并宗門に付籠舍仕候者共、一人も脱落不仕候様に相堅め、町内火用心等まで、無懈怠相勤申候、飛驒守様、三郎左衛門様、島原より被仰下候は、長崎之儀、末次平藏御代官所にて御座候間、在々に有之候立木又は材木無之候は、町屋之家々を解、其引物に而も楯之板三千枚、十日之内に拵、島原に差越申様にと被仰下、當地町中之大工共に不殘申付候處、日數十五日之内、漸二千六百枚拵、其外竹、木、繩、筵、苫等差添島原に差越、御用に相立申候、其砌唐通辭之内、穎川官兵衛と申者、大明にて木石火矢之拵様覺申候に付、書付を以兩御奉行様申上候處に、木石火矢拵申候

様に被仰付、石火矢之長さ五間餘、筒口指渡三尺餘に出島に而拵、是亦島原に差越申候得共、御用には立不申候、其木石火矢之玉、大波戸に今に被召置候、翌寅之二月原之城御乘取被成、一揆之者共御誅罰被爲成落城仕候、其砌松平伊豆守様按ずるに、老中御信綱なり、御歸陣之節、當地に御越被成候、則私共祖父親共に被成御意候は、島原陣中當地相堅候段、可被達上開候間、町年寄四人之内二人、江戸に參上仕候様に被仰付候處、古高木作右衛門、古後藤庄左衛門參上仕候處に、御目見被仰付候節、伊豆守様御直被仰上候は、今度島原陣中、晝夜苦勞を仕、長崎を相堅め候段、被達御披露、爲御褒美御城に而作右衛門、庄左衛門御銀百枚宛頂戴被仰付候、翌卯年街頭之爲御禮、古高島四郎兵衛參上仕候處、伊豆守様御披露に而、爲御褒美、是亦於御城、御銀百枚頂戴仕候、又翌辰年古高木彦右衛門、爲年頭之御禮參上仕候處、右同前是亦頂戴被仰付候、右之趣、親共申聞せ召置候に付、書付差上申候、以上、

天和四年子二月

高島四郎兵衛

高木清右衛門

高木彦八郎 後藤庄左衛門  
大塚三郎右衛門  
古高木作右衛門儀、島原一揆之時分は町年寄相勤候、當地御奉行所、島原に被成御座候御留守相守候様被仰付、町年寄申合、口々に小屋を掛人數を出召置之候、島原より之御用等相達候に付而、爲御褒美於江戸御銀百枚拜領被仰付候、是は町年寄四人、同前之儀御座候、以上、

天和四年子二月

高木作右衛門

私親藥師寺久左衛門儀、四十八年以前丑年、島原領内百姓原之城に取籠候節、爰許より石火矢打申者餘多罷越候段承付不申、漸極月下旬に承、末次平藏に石火矢打に參度由申入候、然其方左様成儀被存候段、兼而不聞届候而知らせ不申候、幸之儀に候、早々罷越可被申候、於然は、書狀遣可申候條、當所御奉行所柳原飛騨守様、馬場三郎左衛門様御陣所、持參仕候得と被申渡候故、極月廿七日に爰許相立、翌廿八日御兩殿様御陣所、平藏書狀差上可申候得は、先陣中を廻り、石火矢を見繕候得と御意に付、一返見申候處、濱田彌兵衛請取之内、爰許

より參申候からかね石火矢一挺、能箇御座候、則其趣申上候得は、彌兵衛請取に而候は、其石火矢は成間敷候、左候は、先石火矢を拵申候得と被爲成御意、其用意仕候處、其方儀、立花左近様より遣候様にと頼來候間、參候得と被爲仰付候、就夫、早速左近様御陣に參、落城まで相勤申候、落城以後、爰許より參申候石火矢打、不殘伊豆守様御本陣に被召出、御目見被爲仰付、其上に而今度は大儀仕候由奉蒙御意、則御暇被下、三月三日爰許に參着申候、其後爰許御奉行様、御歸陣被爲成候而より、御政所の被爲召出、今度於原之城大儀仕候、爲御褒美銀子三十枚御拜領被爲仰付、難有奉致頂戴候由、内々承届申候、以上、

天和四年子二月十一日

藥師寺宇右衛門

私儀、先年島原百姓共、原之城に取籠候を被爲成御責候刻、有馬玄蕃様御陣所に石火矢打手無御座候由にて、當所御奉行馬場三郎左衛門様より、末次平左衛門まで被仰越候に付、平左衛門方より私へ被申付、其年十二月廿五日に、原之城に參着仕、有馬玄蕃様御陣所に而、石火矢打申候而落城まで相勤、

御開陣之刻、松平伊豆守様被召出、今度は精を出し御奉公仕候との御意に而、名字假名御帳面被爲御書留御暇被下、三月二日に罷歸申候、其時分私儀は、鹽塚市左衛門と申候、其後當所御奉行馬場三郎左衛門様に被召出、原之城に而石火矢打之御奉公相勤、神妙被思召上之由に而、爲御褒美白銀三十枚頂戴仕、難有辱奉存上候、以上、

子二月

水石辰町

島屋見立印

清田安右衛門殿

藥師寺宇右衛門殿

以上、貞享長崎奉行書上、

寛永十四年十月、益田四郎といふもの、吉利支丹張本にて天草島原に徒黨す、天草は寺澤兵庫頭領地にて、唐津より在番の侍共堅固に相守り、彼等天草を追拂る、故、先長崎へ押寄、金銀米錢を可押取手段にて、天草より渡海す、時に海中にて兵庫頭討手之者と行逢、彼等船軍に方便なく、取て返し原之城に楯籠る、依之近國の大小名追々島原に走集る、其頃まで長崎奉行、六月に江戸より下着し、九月迄在勤也、柳原飛騨守、馬場三郎左衛門、江戸にて此事を聞、十二月五日に長崎に下着し、同七日原之

城に赴く、柳原は鍋島信濃守手に加はり、馬場は細川越中守手に加はる、丑十二月より籠城、寅二月廿八日落城、依之柳原、馬場兩人も長崎へ歸陣す、柳原江戸より御召に付俄に參府す、然るに原之城を攻る時、軍法破られ候咎に依て閉門被仰付、其故は、二月廿七日松平伊豆守、戸田左門、其外御目付中、仕寄近き望樓に上りて、敵城を見分之處、本丸に敵一人も見えず、懈り之體に見及び、此所より明日可乗入と各申合、皆々陣所に被歸處、柳原直に出丸之仕寄際に行、子息左衛門佐并長崎に住する浪人坂井藏之丞といふ者、其外手勢を以出丸に乗入、火を<sup>カ</sup>敵之二之丸迄燒立る、鍋島か勢これを見て、相續て乗入る間、軍勢一同に攻入、即ち二十八日落城す、右之拔懸之咎に依て、柳原父子閉門、鍋島信濃守も同前也、長崎奉行在陣之折は、大村丹後守に被仰付、家老物頭等長崎を警固す、茂木口矢上口は、長崎町中之者警固す、右之節長崎より參り、石火矢打候者に、御褒美銀左之通、

銀百枚  
同五十枚

濱田 新藏  
六永 十左衛門

同三十枚  
同三十枚  
同五十枚

島谷 市左衛門  
藥師寺久左衛門  
手傳之者共  
内野 喜平太

按するに、内藤喜平太の録を脱せり、或はこれまた、手傳のうちなるにや、長崎集には、これをのぞく、松平伊豆守歸陣之節長崎に渡り、町年寄共何れも長崎を堅固に相守り神妙に候、四人之内一人、江戸へ可能越之由にて、則後藤庄左衛門、高木作右衛門兩人參府す、御目見被仰付、爲御意今度一揆之者共、長崎に押寄候風聞有之處に、堅固に相守御苦勞いたし候由にて、御統之御小袖、銀百枚つ、拜領仕候、翌年歳首に參府之節、高島四郎兵衛御小袖銀子拜領、其後高木彦右衛門參府之節、是又右之者共同前拜領、但御意之趣は、何れも伊豆守を以被仰渡候、<sup>長崎集</sup>

寛永十五戊寅年、長崎領野母日野山に、遠見番所及び烽火山番所を建らる、<sup>この番所は、明和元年十月廢せらる、其後肥前國島原</sup>、肥後國天草領、及び元祿元戊辰年、小瀬戸浦の山上にも、遠見番所を建らる、同三庚午年、湊番所建、寶永二乙酉年また濱手及び浦々に番所を置る、<sup>寛保三年、繪佐</sup>

梅ヶ崎の兩番所を廢し、明和四年、正徳五乙未年十月、野母、西築町の湊番所を新地に移さる、<sup>權島、茂木、日見等の番所守衛の事、嚴密に申付へき</sup>旨、長崎奉行及び天草御代官に命せられ、享保元丙申年正月、天草領浦見番の増人あり、寛政十戊午年、同領牛深港に見張番所、銀杏山に遠見番所を設けらる、

一 寛永十五戊寅年三月、島原一揆征伐以後、松平伊豆守長崎被立越、諸所見分あり、野母日野山權現山上より、西南の大洋一面に見渡す所なれば、此所に番所を建しめ、異國船見掛次第、御奉行所に可注進旨被仰付、組番人は、其頃野母は、寺澤志摩守預り地なる故、其所の百姓共四人宛相勤、仍之寛永十八年、阿蘭陀船當湊に移されし以後、入船を見掛け次第、即刻飛船を以注進す、  
一 同年、長崎より近國に急を告る狼煙を爲可令舉、烽火山番所を被令建、番人は、長崎領の百姓二人宛相勤る、  
一 萬治二己亥年、新に遠見番人十八人、水主十八人被召抱之、但是迄兩所の百姓共、二十餘年相勤及困窮之旨、依相願被差免之、則十善寺村海手に、長屋十

軒被建、

野母遠見番所

一棟一間半四方

中宿賄所

一棟三間に四間

霧番所

一棟

是は、山上霧有て海上見え難き時、山を下り海際より見渡すへき爲建之、

遠目鏡

注進船、帆中黒にて、野母御注進船之文字染入、

詰番年中二人宛廿日代り、唐船歸帆の節四人宛、六月朔日より阿蘭陀船入津相揃ふ迄、觸頭隔番十日代り相勤、

御番所御高札

條々

一 遠見番入念、阿蘭陀船入津歸帆之節、早速注進可仕事、  
一 異形之船相見候は、阿蘭陀船同前可致注進事、一常々遠見番無油斷相守之、若不審成船見出候は、即刻長崎へ致注進、庄屋所にも其趣を爲申聞え、海上に罷出彌見届之、重而注進可仕事、  
一 唐船入津歸帆共に、日本船唐船に近寄候は、早



速乗付相改、不審成品於有之者、右之船差留、長崎  
に可致注進事、

附、唐船入津歸帆共に、繫船有之節は、時を不定  
夜廻可仕候事、

一火之用心、堅可相慎事、

一公儀之外、爲私用百姓獵師等、一切遣ふ間鋪事、

一番所に、遠見之者并水主等之外、無用之輩一切不  
可差置事、

一喧嘩口論堅く停止之事、

一博奕賭之諸勝負、一切可爲無用事、

右之條々、堅可相守之、若違犯之者於有之は、可爲  
曲事者也、

元祿元辰年十二月

一烽火山御番所 長崎奉行  
一棟二間に四方

但、西つまに二間に半間通り、此軒の方に二間に

一間の庇あり、

新大工町門外より二本杉まで二町四十間、

二本杉より番所まで十五町七間、

番所より米山竈所まで四町、

但、山上に土石を以て竈所の如く築立之、臺所

より火を入る口あり、此處に狼煙を擧る時の焼  
柴は、馬場村庄屋方に預り置、不時に持運ふへき  
支度なり、

詰番年中二人宛、十日代り相勤、  
番所御高札

條々

一遠見番無油斷可相勤之、若他領之山々において、  
不審成る煙見出候は、早速其趣可致注進事、

一於番所、晝夜共入念、火之用心堅く可相慎事、

一番所に女人差置候儀、堅令停止、諸用事無之者寄  
合、酒宴、遊興、博奕、總而賭之諸勝負、一切仕間敷  
事、

附、公用之外、百姓遣ふ間敷事、

右條々、堅可相守之、若於令違犯者、急度曲事可申  
付之者也、

辰十一月

一明和元甲申年十月、烽火山番所勤番相止、當分取  
疊み置る、長崎志、

長崎奉行

寛永十五年、野母并放火山遠見御番所に、建野茂  
遠見、鏡三挺、從長崎船路七里、陸路同前、

一遠見番所一軒、一間四方、瓦葺、

一賄所一棟、三間四方、同斷、

一遠目鏡三挺、

一御注進船二艘、大燈丸、  
小燈丸、

但、二艘とも五挺立、帆中黒、印野母注進船と有、

一水主十人

但、一人前四人扶持、野母住宅之者、

一遠見詰番

但、四月之末より十月迄、四人宛二十日代相勤、  
十月末より翌四月迄、二人宛同斷、唐船歸帆之節  
は加番二人、各四人相詰る、外に、六月初日頃よ  
り觸頭二人、各番に紅毛船揃候迄、十日代に相  
詰、

一放火山御番所一棟、二間四方、瓦葺、

但、西方つまに、二間半通りの庇有、北の軒の方  
に、二間に一間通り庇有、

一遠目鏡一挺

但、此目鏡、元祿元辰年小瀬戸御番所目鏡三挺之  
内に加る、

一遠見詰番、年中二人宛にて十日代り、長崎集、

一御番所一軒、一間四方、  
瓦葺、

一賄所一棟、三間四方、瓦葺、

湊口より御制札場自注、浦底迄入海九町十間、御制  
札場より賄所迄、六町四十三間、賄所より遠見御番  
所迄六町二十六間、御料札場より御番所迄道法十  
三町九間、御番所山高さ一町二十六間半、

一御注進船二艘、但、五挺立、帆中黒、  
野母注進船と有、

一水主十人、但、四人扶持宛、  
野母住宅之者、

一詰番、但、唐船歸帆四月末より十月中迄、四人宛二十日替り、  
十月末より來年四月迄、二人宛同斷、外に六月中頃より  
觸頭二人各番に、阿蘭陀船入  
津相揃迄、十日代り相詰る、

一放火山、遠目鏡、  
御番所

但、遠目鏡、二間四方一棟、西妻の方に、二間  
通り庇有、右之庇二間  
四方の間に在る、

一詰番年々二人つゝ、十日代り、

一放火山高さ二町二十一間半、但、新大工町門際より

二本松迄百六十間、二本杉より末山迄道法十九町

七間、自注、異本に、二本杉より御番所迄十六町十間、御番所より  
崎迄三町四十五間、崎迄都合二十二町半五間、山の高さは二  
本杉之所地形にして、御番所迄九十九間、御番所より  
崎迄六十三間、都合高さは崎迄百六十二間、○長崎集、

寛永十五年、野母放火山遠見番所建、

末次平藏支配所神かくらの内、

一放火場番所あり、

一遠見番所野母之内、

右之兩所、十人にて晝夜之番勤之、

但、一人に二人扶持宛、公儀より被下之、延寶長崎記、長崎

開書、

異國船遠見番所

一坊津 一上こしき島 一下こしき島

薩摩領

是は國持候へども、此三ヶ所は、長崎にて穿鑿

いたし、能所之由申候故申渡、其外は見立可被申

付と申候、

一おにき島 一大江山島 天草領

一かは島 一ち、島 一いをふ島 島原領

是は、長崎より三里さき、

一のも島 御藏入

是は、先年より黒船見申候山、

一しんかくら 御藏入

今度申付候、

一みへ山 大村領

一牛がくび 一つはへ 平戸領

是は、今度申付候、

一かわちの浦 平戸領

一なごや 唐津領

一まだら島 一二箇所程見計可被申付之由申渡、

異國より船來候時、見當山、

一うち山 是は、人なき島、

一くさかき島 同前、

一ぼうの津の山 一上こしき島 一下こしき島

右は薩摩領、

一のも崎 長崎御藏入

吉利斯督記○按ずるに、此年代詳ならず、想ふに、寛永十六年、南蠻船渡來禁制の頃の事なるへし、よて姑くこゝに存す、

正徳五乙未年十月、長崎奉行大岡備前守に相違書

付之内、

(朱書)野母、樺島等番所之儀書付

野母、樺島、茂木、日見等番所之儀に付、其方三右衛

門按ずるに、長崎御目連名書付之趣、委曲遂披見、尤之

事に候、最初長崎口之番所之事被仰出候は、地下人

拔荷商賣禁止のために候、今度其表町中五人組等

被申付、諸事嚴密の沙汰有之、近國諸大名も、領内

之仕置無殘所相聞候由に候、然る上は、右四ヶ所之

儀、御代官において、法度嚴密に申付候は、先新

番所被仰付候にも不可及候間、室七郎左衛門方へ

申遣候旨有之候、其表之儀、彌無怠慢被申付、七

郎左衛門方へも可示合事候は、御目付相談之上、

連名を以て可被申通候、以上、

(朱書)長崎之儀に付、天草御代官室七郎左衛門に

相違書付

野母、樺島、茂木、日見等番所之事、長崎奉行御目付

も被相尋候て、存寄之趣承知之候、總て海上にて拔

荷買取候者とも、多分は野母、樺島等の地を便りと

し、船をかけ候て、日和を見合候よし相聞え候、此

儀、彼所之居住人と馴合候はすしては、不可相叶事

に候、然らば、たとひ所々に番所々々をも建られ、番

人をも相増候とも、其所之法度、嚴密に無之候ては

無詮事に候間、野母、樺島は不及申、茂木、日見等の

所々の法度、常々嚴密に被申付可然事に候に付、申

遣候條々、

一御百姓とも組合を申付、其組合之中、一人にても

拔荷商賣の事申合候もの有之候は、たとひ年月

を過候以後に露顯候とも、組中不殘同罪たるへく

候間、不審の事候は、早速可申出、總して其組の

者に限らず、不審の者候においては、早速申出候様

に被申付、浦々々よせ來り候船に、心得かたく見

え候事有之候は、前之者とも早速に出合、取逃さ

す候様に仕置、支配所申出候様に被申付、拔荷仕

候もの、事、或は申出或は搦捕候者ともへは、相應

に褒美のもの申付、同類に候とも、申出候ものは其

罪をゆるし、褒美可有等の法、毎年嚴密之沙汰可有

之候、此等の子細は、其所の地形風俗等により候

て、仕置の様子も可有之事勿論に候得は、自此方其

條目を相定め難く候間、其方了管之上を以て、委細

書付可被相伺候事、

一野母、樺島、茂木、日見等に差置候手代とも、其所

之仕置常々無油斷候様に可申付事勿論に候、もし

其方在勤之御役所迄相通し候ては、手のひにも可

罷成、また手代とも心得にては、取はからひ難き事

にも候とき、長崎奉行御目付中に注進仕、其指圖に

任すへきよし、是又可申付候、此外諸事長崎奉行所にて、地下人沙汰之次第見合せ候て、事之相違も御仕置のため、如何敷儀無之候様に心を用ゆへき事、

一只今迄過之候番所の番人之事、當春存寄之通り、今敷を相増すしては不可相叶候か、又は其所之仕置嚴密に申付候上は、番人等只今迄之通にても、苦しかるましく候か、此等之子細も、猶又其方存寄可申上候、新規之番所之事者、先被仰付候には及ふへからず候、もし其地形により、其方より遠見番所に申付候て、可然事も候は、存寄之次第可申上候事、

右之外、其方存寄候事有之候は、委細書付可申上候、當春長崎表、新例御沙汰候に就而は、近國諸大名も、各其領内之仕置嚴密に沙汰候由相聞え候、御料所之儀は、猶以其心得可有之事に候間、其方事、支配所之法度しかと立定り候由は、御役所に在勤候心得にて可然候、以上、

(朱書)右之通之下書、十月廿八日年寄衆に、越前守按するに、御側御用人間部證房遣之、以上、正徳新令、

享保元丙申年正月、肥後國天草御代官室七郎左衛門に渡す奉書、御勘定奉行の河内守按するに、老中井上正岑、浦見番増番人之事、重て申上候書付之趣に任せられ被仰付候間、人數并御給金御扶持方等も、存寄之通に可申付候、總て如此新規之事被仰付候は、事之輕重に限らず、大切之事に候間、向後此増番人之事に付、只今迄も無之事之願は、出來候而は以之外に不可然候間、隨分念を入、末々迄外之障も出來候はぬ様に吟味仕、勤方等可申付候、以上、

正月令條留、

寛政十戊午年、異國船漂着爲取締、肥後國天草郡牛深湊へ見張御番所、同所銀杏山へ遠見番所御取建有之に付、地所見分として、御奉行松平石見守貴強、當地交代之後、九月廿五日天草表へ發、加り支配勘定人見藤右衛門、御普請役渡邊新右衛門附添發足、地所見分相濟み、十月三日當地歸着有之、同六日發駕歸府有之、同十一月乙未年、牛深湊見張御番所一ヶ所、并遠見番所二ヶ所造營成就に付、四月廿一日爲勤番、御普請役小林周助、關口祐助相越、遠

見番之内四人船番、町使之内二人相詰る、依之勤番中近浦時々相廻り、唐紅毛船漂着、或は拔荷之風聞等有之は正路に相糺し、且浦々煎海鼠、干鮑等出方取締り、平日心を付、嚴重に可相勤旨被仰付、尙又交代之儀は、御普請役に半年詰之積りにて、四月九月一人宛交代致し、遠見番は二個月詰にて、二人宛交代、船番町使は半年詰にて、四月九月兩度に交代可致旨被命之、長崎志續編、

元祿元戊辰年、小瀬戸浦の山上に、番所被建之、但野母より阿蘭陀船見掛け、飛船にて令注進之節、刻限尤延引す、依之野母より入船を見懸け、相圖の印を立、小瀬戸番所に其印を寫し、又小瀬戸より十善寺村海邊に其印を請、夫より上筑後町觀音寺内に其印を請て、直に御役所へ速に注進す、今年遠見番十二人相増、都合二十二人と成る、十善寺村山手に、長屋十二軒被建、同時水主十人相増之、同二己巳年、向後唐船入船見掛し時も、小瀬戸番所より可令注進旨被仰付之、

御番所一棟、一間半四方、  
中宿賄所一棟、三間に四間、

水主小屋一棟、二間に三間、  
遠目鏡三挺、注進船四船、  
長崎より小瀬戸船場迄、海上二里八町餘、陸路二里餘、同船場より中宿迄二町、  
中宿より番所迄、三町二十間、  
詰番年中四人宛十日代り、但唐船阿蘭陀船歸帆之節は、加番二人、勤之、  
右中番所、霧番所、并本番所に附小屋建ること、紅毛船入津前、村役にて御林木を伐取り、權屋に仕來れども、毎年朽ち廢りに成る故、中番所は常に建、霧番所并附小屋は切組置、紅毛船入津前に組建、出帆後は取疊み圍ひ置く様に、明和六年三月造作有之、

御番所御高札  
條々

一遠見番入念、阿蘭陀船入津出帆之節、早速注進可  
仕事、  
一唐船入津之節は、向後阿蘭陀船同前可致注進事、  
一常々遠見番無油斷相守之、若不審成船見出候は  
は、即刻長崎に被致注進、庄屋所にも其趣を爲申聞

之、海上に罷出彌見届、重而注進可仕事、  
一唐船入津歸帆共に、日本船唐船の近寄候は、早  
速乗付相改、不審成品於有之は、右之船差留、長崎  
に可致注進事、

附、唐船入津歸帆共に、緊船有之節は、時を不定、  
夜廻り可仕事、

一火之用心堅可相慎事、

一公儀之外、私用として百姓獵師等一切遣ふ間敷  
事、

一番所に、遠見之者并水主等之外、無用之輩一切不  
可差置事、

一喧嘩口論堅く停止之事、

一博奕賭之諸勝負、一切可爲無用事、

右之條々、堅可相守之、若違犯之者於有之は、可爲  
曲事者也、

元祿辰年十一月 長崎奉 行長崎志、

元祿三庚午年五月初日、湊番所四ヶ所に建、

江手町 五島町

大黒町 稻佐

寛保三癸亥年、稻佐梅ヶ崎番所解、長崎集、

寶永二乙酉年、濱手又は浦々に番所建、町使船番  
相勤、是は唐船扱買荷物を卸させまじとの事也、長  
崎覺書、

明和四丁亥年、湊番所是迄西築町川角に有之處、當  
年新地表門長屋外北角に引移さる、長崎覺書大成、

寛永十六己卯年、肥後國主細川越中守忠利、同國天草  
領主山崎甲斐守家治、肥前國島原城主高方攝津守忠  
房に、毎年かはる、長崎湊へ、御用船二艘つ、出す  
へき旨命せらる、然るに、享保五庚子年より、細川氏  
一手持と成る、

寛永十六己卯年、肥後城主細川越中守忠利、島原城  
主高力攝津守忠房、天草領主山崎甲斐守家治蒙上  
意、當湊に御用船二艘宛、半年は肥後より被差出、  
半年は島原、天草兩所より一艘宛被差出之處、同十  
八年甲斐守所替被仰付、天草御料地と成る、此年よ  
り八ヶ月肥後より二艘被差出、四ヶ月島原より一  
艘被差出、寛文九年島原に、松平主殿頭所替被仰  
付、其以後前格之通、島原より四ヶ月被差出之、  
享保五庚子年、松平主殿頭天草郡并肥前御料七ヶ  
村御預り被蒙仰、其年より長崎湊御用船の勤御免

有之、是より以後、肥後一手にて年中二艘宛被差出  
之、

四十挺立船 一艘

二十挺立船 一艘

合二艘、長崎志、

細川越中守、松平主殿頭番船入代覺

一越中守船 四十二挺立一艘、

一主殿頭船 三十六挺立一艘、

右は爲御用長崎湊奉行屋敷之近邊に懸置候、但十  
月朔日より翌年五月晦日迄越中守、六月朔日より

九月晦日迄は、主殿頭被相勤之、延寶長崎記、  
長崎覺書、

寛永十七庚辰年五月、初忠利依鈞命置番船於長崎  
浦、至是一年之内、半年高力忠房、山崎家治、半年忠  
利有可代勤之鈞命、五月二十五日諸執政寄書告之、

一筆啓上候、長崎付置候番船之儀、一年之内半年は  
高力攝津守、山崎甲斐守勤仕之、今半年之分は、其  
方可申付之旨被仰出候、則攝津守、甲斐守へも、此  
趣申遣候間可被相談候、恐々謹言、

五月廿五日

阿部對馬守

阿部豐後守

細川越中守殿 松平伊豆守  
細川家譜○按するに、伊豆守  
信綱、豐後守忠秋、對馬守重  
次、ともに  
老中なり、

通航一覽附錄卷之一終

### 通航一覽附錄卷之二

#### 海防御備部二

○肥前國長崎、黒田、鍋島兩氏警備

寛永十七庚辰年、筑前國主松平黒田、右衛門佐忠之に、長崎の藩鎮を命せられ、此事、諸記十八年とあれども、黒田は十七年とすものなるに似たり、家譜に載る二月八日の奉書をもて考り、よて姑く續武家盛衰記にしたがふ。明年八月、西泊戸町兩所に、番所を設てこれを守る、これ御禁制の南蠻船強て渡來せは、打沈めんか爲なり、同十九壬午年、肥前國佐嘉城主鍋島信濃守勝茂にも命せられ、忠之と隔年に守衛す、勝茂はまた領内深堀彼軒郡に屬し、海岸の地にして戸町に近し、にも番所を置、家人をして勤番せしむ、兩氏歸國の時、兩番所を巡視し、また病氣幼少の時は、一族の輩名代として當番を勤む、明和六己丑年、兩番所の石火矢打試あり、是より七年目、其事恒例なる、寛政十戊午年、御備筒損せしにより、松平鍋島、肥前守治茂、信濃守勝茂の子、丹後守光茂の時、慶安元年十二月廿二日、はしめて御稱號を賜はれり、松平黒田、官兵衛長順相ともに、新に鑄て奉りしかば、十二月廿三日時服を賜はれり、

寛永十七庚辰年五月七日、肥前國長崎の倭南蠻

船入津、人數七十六人、此内六十三人は長崎に於て御成敗、残り十三人は唐人船より本國に指戻さる、船は同六月十六日、すぐれ石にて焼沈られ候、同年松平筑前守忠之に、始て長崎御番を仰付られ候、翌年迄相勤られ候、此節迄は御番所も無之に付て、番人等船に指置れ候事、續武家盛衰記、

寛永十八辛巳年、忠之台命をうけ、はしめて長崎の藩鎮となり、即當番をつとめ給ふ、此年は參觀の年なれども、長崎守禦のため參觀に及はざる由、江戸より宰臣の奉書來り、其旨に隨て在國せらる、奉書の詞に云、

一筆令啓候、かれうた船渡海之儀就御停止、異國船着岸之時分にも候之間、其元被差置候、被得其意、當年者參觀可爲無用候、恐惶謹言、

二月八日

阿部對馬守重次  
阿部豊後守忠秋  
松平伊豆守信綱

松平右衛門佐殿

是より已前、九州の大名に長崎の守禦を、いまた仰付られす、長崎の藩鎮となれるは、忠之を始とす、

凡長崎は、日本の西裔に在て、中華及南蠻、西戎の諸夷より渡來る所なれば、異賊の不意に襲來らむ時、是を防かむための守なり、是日本武將の官職においては、其任尤重しといふへし、或は一軍の先手を掌どり、或は日本の内にて敵兵起る時のため、兼て先鋒を奉れる家あり、是まことに、武家の規模なれども、それは日本の内にての先鋒なり、長崎の藩鎮は異國の防き守りにして、其先鋒を奉る事、きはめて兵家の重職、武將の名譽とすへし、往昔、神功皇后異賊を征し賜ひしとき、筑前の國より軍立し給ひ、神あかりまし、て後は、香椎宮に祭り奉り、應神天皇は、箱崎宮に敵國降伏のみことごりをし給ひ、住吉の明神、志賀の明神、西征冥助の靈威まし、皆此國に政をたれて、異敵の守禦、その先例あけてかそふへからず、或は久目王子をして軍を設け、武内大臣を以て、政をつかさどらしめ給ふも、皆當國においてし、齊明天皇異賊を防かんとために、みづから朝倉に陪從し給ひ、御位につかせ給ふ後、當國水城の大堤をつかせらる、又上古より當國の海邊に、石壘を築しめて、異賊襲來の備を設

け給ふの事、各舊記に明かなり、されは關ヶ原御勝利の上、今度の御褒美として、長政の領地豊前六郡を轉して、御加恩あるへきよし、家康公、本多中務大輔忠勝を以て、長政に被仰聞る時、中國筋にて二ヶ國も被下へきや、または筑前は九州都府の地、就中異國の防禦大切の所なれば、長政を召おかれ度思召、先内意尋候へとの御事なりしに、長政御答申けるは、大國を御恩賜あるへき事、先以忝き御事に候、中國にて二箇國尤望むへき事に候得共、凡此度天下平均にまかり成候へは、日本におゐて、敵對し奉るへき弓矢もおこりまうすましく候、筑前の守禦は、異國の先鋒にて候へは、武門の本懐是にしかす、古來都府の地といひ、旁以て、二箇國にまさりて望む所に候と申されければ、家康公甚御悦喜まし、即筑前を賜はりけり、此事長政の遺書にも、ねんころに記しおかれけるに、此度長崎の藩鎮を忠之に命し給ふそ、其舊事を思召忘さる成へしと、忠之殊に感佩せられ、家臣共に悦ひあへり、且又近年大坂御陣并原城一揆起りし後は、諸大名火器の類を修覆する事、甚遠慮の時節なれども、

忠之へは、長崎の守禦の爲、大坂の御城より石火矢、大筒、玉薬を相添て賜り候、勿論自分は火器をも修覆致候様にと被仰出、誠に規模ある上意なりけり、  
續黒田家譜、

寛永十八年八月、筑前國主松平右衛門佐忠之蒙上意、西泊戸町兩所に御番所被建之、但寛永十五年、南蠻船渡海一切御制禁被仰付之處、翌十六年爲御免之願令入津に付、即刻被追返しに、其翌十七年、又々爲願着船せし故、江府御窺之上、蠻人共は被斬罪、本船は燒捨被仰付、按ずるに、南蠻船の渡來を禁せられ、罪、按ずるに、此年代誤りしは、寛永十六年、再願として渡來り、猶本國南蠻阿媽瀧國之部、御誅伐并渡來停止の條にあり、仍て重て蠻船令入津は、急度可被擊沈旨にて、今年新に御番所被令立之、長崎志、

一西泊御番所

長崎御代官地

一戸町自注、瀬御番所

大村 領

右御番所建始寛永十六己卯年也、慶安四辛卯年より、按ずるに、此年代誤りしは、寛永十六年、再願として渡來り、其證、下にあり、佐賀筑前隔年番に成る、大村家  
寛永十九壬午年三月廿六日、鍋島信濃守勝茂入國の暇を賜ひ、是日御前において、今より後、長崎湊口の警衛をつとむへき旨仰を蒙る、同二十癸未年、

香燒、沖島、伊王島、高島、脇津、此五ヶ所に遠見の番所を相立、侍足輕番船指置れ候、右の五ヶ所、何れも信州の領内に附て、人數を差越し置るゝとなり、續武家盛衰記、

寛永十九年、肥前佐嘉の城主鍋島信濃守勝茂蒙上意、御番所隔年に可被相勤之旨、但毎年四月交代有之、又西泊より海上二里程南方に當て深堀と云在所あり、これは鍋島家老深堀氏某の領所なり、自注、高三千石を領す、毎年此所にも、鍋島本家より番頭在勤在て、船數人數等を相具し、不時の備に令勤番らる、尤黒田家當番の年も、鍋島家より深堀在番ある事同然たり、長崎志、

寛永十九年、肥前佐嘉の城主鍋島信濃守勝茂にも、今年より長崎の藩鎮として當番をつとめ、忠之とかはるゝ防禦をなすへきよし台命下る、是より以後、黒田、鍋島兩太守、長崎の藩屏を隔年につとめ給ふ、長崎町より沖の方西南一里海邊の兩傍、右は西泊といひ、左は戸町といふ處に、海上五町を隔て相對し、勤番の士卒を置んかため廬舎を作らる、當番の年は、兼て士卒に命し置、國主四月に江戸よ

仰によりて松平右衛門佐忠之と代るゝ、長崎の番衛を勤む、鍋島家譜、

寛永十九年三月廿六日、鍋島信濃守勝茂に、長崎御番を仰付られ御暇被下、且御前において仰出され候は、先年かれうた船着岸の處、御成敗被成、殘る者とも差戻され候、重て參る儀も可有之と思召され候、去々年来、松平筑前守に仰付られ候得とも、年寄の儀候條、當年は信濃守に仰付られ候、自然かれうた船又來着候は、松平下總守、按ずるに、播磨國姫路城主にして、累代武藏に、九州探題職あり、九六騒動記に、本多甲斐守政朝も姫路を領し、九州探題に補すといは、彼城主も此職に任せ、井上筑後守、按ずるに、筑後守政重は、大目馬場三郎左衛門尉、拓植平右衛門尉にも、左衛門、平右衛門とも、長崎に、仰付られ候條、相談いたし、若人數など入儀も候は、差出すへき旨仰出され候、依之翌二十年迄は、信州儀も、毎月長崎に見廻りに越被申候、同二十年四月、信濃守參觀之上、長崎御番松平筑前守に相渡し、一年替りに相勤へき旨仰出さるる也、同年信州家來鍋島安藝と申もの、自分に深堀山の上、高島、此兩所に遠見の番を申附、其後初て

り歸城したまへる日、即長崎に遣し、其月より當番を勤め、明年四月に至て交替す、當番の間は太守も度々みつかから行て、守禦の勤を下知し給ふ、又當番にあらざる年は、四月に番を渡し、即日江戸に參觀し給ふ、自注、忠之はしめは、當番の年度々長崎に行て、守禦の所ければ、別働なき時は、三度にて然るへきよし、江戸に於て宰臣の内意をうけられ、夫より後は、當番の年四月交替に、初て行て、七月紅夷船來りて又行、九月紅夷船の歸る時、又行て、紅夷船港を出るを見て歸り給ふ、猶家老一人殘し置て、紅夷船の帆彩見えざるまで、長崎に逗留せしめらる、又慶安元年より後は、當番にあらざる年も、加番を勤むへきよし台命をうけ、四月渡したるのち、猶長崎守禦の備として在國せらる、常に監吏を長崎に、かはるゝ遣し置、加番の年は、監吏を以て奉行所の事を辨し、九月紅夷船の歸る前、別に使者を附置、紅夷長崎を出て、帆彩見えざるほどの注進を聞て、領國を立江戸に參觀し給ふ、明年當番なる故、二月四月に歸國して、長崎の當番を請取給ふ、今年忠之江戸に參觀せらる、此時中根壹岐守習出頭なり、御近を以て、忠之に九州表の御用仰出さる、正保二乙酉年、忠之今年長崎當番なる故、江戸において彼地御用の事とも、うかひ申され、長崎近邊浦々巡見仕置たく存候由、願ひ申されければ、勝手次第に仕るへきよし仰出さるゝ、是によつて、二月廿八日福岡を發し、三月三日長崎に着、馬場三郎左衛門右の趣面談せられ、長崎を出船し、野茂、かば島等巡見し、天草に

渡り、富岡の船をよせ、それより郷の津に至り、茂木に船をもこし、彼地より陸にあかり、長崎に歸り船にて福岡に歸りたまふ、肥前國時津は、筑前より長崎に通ふ途中にあり、長崎渡海の船場にて、彼地に近き所なれば、忠之兼て此所に小館を建置度思ひ給ふ、大村丹後守領分たるによりて、正保四年丁亥の春、江戸に於て彼方へ其旨をこぼし、日頃望の通りに領掌せられければ、家人母里十左衛門を奉行として、工匠の司大野助右衛門を差添遣はされ、時津に小屋を造らしめ給ふ、輕き營作なれば程なく成就す、小屋番として長鹽六郎右衛門を遣し置る、忠之長崎の守禦專一に思はれけるゆゑ、在國の間は、上より御用とても無之事に候間、夏秋異國船往來の間は國を出、常には彼小屋に居て、長崎へ度々見廻、其内一兩度も少時本國に歸り居て、國の仕置等を命したく思はれけれども、却て上の首尾、又は同列のため、さほりにもなるへきかと思慮を廻らされ、先其趣を酒井讚岐守<sup>按するに、</sup>大老思時、<sup>また、</sup>筑前より使を以て内談せられけるに、上意別してよろしき事に候、なか／＼それには及はざる事よろし

報し來りければ、忠之彼地に行て、寄居せらるゝ事やみぬ、其後時津の小屋もこぼたれける、<sup>自注、今度</sup>南蠻船來り、忠之長崎へ發向し給ふ時、時津に在りて、此小屋に立寄給ふ、此まき福岡長崎への往來しけりしに、時津渡海の便よく急用を達しける、急要にて長崎へ俄に發向し給ふ時のためにて、彼小屋に乘馬三疋、福山長助をそへて遣し置れける、此時の用に立ける、又井上筑後守、長崎より歸り給ふ時、<sup>○續黒田家譜、</sup>彼馬を供に引て參らせらる、慶安元戊子年、兩家立會にて御番所堅固に普請有之、石火矢、大綱等、武備の用意尤嚴厲なり、但最初より六七年の間は、小屋掛にて當番限りに造り替有之處、去年正保四年、南蠻船若津に付、筑前守を初、西國在城の大名當表に到着有之、在府の諸家より、家老、物頭、足輕等大勢被差越、湊内外諸所に在陣し、兵船數多繫置、湊口の東西に船橋をかけ、江府御下知を相待しに、七月廿八日御奉書到來にて、向後共に決して渡海御免無之間、重て渡り來るまじき旨、嚴密に被仰渡、八月六日歸帆被仰付、<sup>按するに、此事は本編南蠻波爾社五爾國之部、入津并渡來停止の條にあり、</sup>仍而今年堅固に御普請有之、西泊御番所 長崎領淵村之内、總外廻り二百二十一間四尺四寸、但坪數三千八

百七十坪、  
 二軒 番頭、鐵砲頭 三軒 石火矢玉藥藏  
 三軒 足輕頭 五軒 足輕  
 二軒 裏表木戸番 一軒 遠見番  
 二軒 水主  
 一軒 石火矢臺并小屋道具入  
 合十九軒  
 石火矢數 二十二挺、但玉重目一貫八百目、巢中を頭にして二百目迄、  
 戸町御番所 大村領之内  
 總外廻り百九十間、但坪數二千八百四十坪、  
 二軒 番頭、鐵砲頭 三軒 石火矢玉藥藏  
 四軒 足輕頭 四軒 足輕  
 二軒 役人 二軒 裏表木戸番  
 一軒 水主  
 一軒 石火矢臺并小屋道具入  
 合十九軒  
 石火矢數 十七挺、但玉重目一貫七百目、巢中を頭にして三百目迄、  
 兩御番所に相詰人數、中老を始、物頭、鐵砲大頭、馬

廻り頭大組、鐵砲頭、其外侍都合二十五人程、足輕百六十人程、水主三百二十人程、其外役人、又者共に千人程、船數三十艘程、内四十二挺立十五艘程、荷船三百石積十二三艘程、平太船二艘、但年々不同有之、長崎志、慶安元年、先年より忠之と鍋島信濃守と、隔年に長崎の當番を勤られ、非番の年は四月に當番を渡し、其月江戸へ參觀せらる、今年信濃守當番なる故、右の例の如く、參觀の用意せられける處に、今年より非番の年も、夏秋の間異國船の長崎往來する間は、加番として在國し、冬初に領國を立て、江戸に參觀せらるへきよし定らる、其時忠之に賜る奉書にいはく、一筆令啓上候、兩上様彌御機嫌能成御座候間、可被成御安心候、將又爲替鍋島信濃守被差遣候、然共、當年者日光御參詣之事候間、其方儀、重而一左右迄者可被在之旨被仰出候、可被得其意候、恐惶謹言、  
 二月四日 阿部對馬守重次  
 阿部豐後守忠秋

松平伊豆守信綱

奉書之内、日光御參詣とあるは、今年東照宮三十三回の御忌によりてなり、其後又奉書にいはいはく、其方參觀之儀、及上聽候處、井上筑後守從長崎歸參以後、可致參府候旨被出候、可被得其意候、恐惶謹言、

五月廿一日

阿部對馬守重次  
阿部豐後守忠秋  
松平伊豆守信綱

松平筑前守殿

井上筑後守は、去年黒船來着の時も長崎へ被遣、今年又長崎へ差下され、十月廿六日、長崎を立て江戸に歸らる、筑後守歸國の到來ありしかは、忠之十月廿八日、福岡を發して參觀し給ふ、十一月五日若松より出船し、同月廿三日江戸に着給ふ、同廿五日上使として、阿部豐後守來らる、同廿七日忠之登城せらる、

慶安二年、鍋島信濃守も、長崎の加番を勤むべきよし台命下り、これより後は、忠之と信濃守、互に當

番にあらざる年も、夏秋の間は長崎の加番として在國し、九月末異國船の歸帆を傳聞て參觀せらる、續黒田家譜

慶安二年、長崎守衛の番にあたらざる年は、二の目に備へ、今より後、阿蘭陀船歸帆の上參府すへし、且耶蘇宗門の國人着岸におゐては、速に召捕へきなり、假令勝茂在府の時たりといへども、彼地一二の拒口は、平常在陣のごとく、用意怠るへからざるのよし仰下さる、鍋島系譜○按するに、續武家盛衰記にも、阿蘭陀人平戸より長崎に移さる、按するに、此は寛永六年六月の節、長崎湊に着船し商賣を遂げ、前年より在館の甲必丹をはしめ、其年九月廿日限り歸帆せり、其節黒田、鍋島兩家隔年、戸田、井上兩家隔年、松浦大村家は毎月當表に着駕有之、長崎紀事、承應元壬辰年、甲斐庄喜右衛門殿長崎御奉行の節より、長崎御見廻の儀、九月までに三度宛可然由、仰渡され候事、續武家盛衰記、承應二癸巳年二月、忠之例のごとく在國の御暇賜り、光之は去年冬御暇にて在國なり、忠之今度歸國し、長崎へ相越る、節、光之をも同道し、彼地の様子

見せ置度よし願奉りて、御許を蒙らる、依之四月九日福岡を立て、忠之は唐津通り、光之は佐賀通りを行、彼杵按するに、長崎を以て出合、時津を渡海し、十三日長崎着、十四日歸向、忠之は佐賀通、光之は唐津通り歸らる、同十七日、父子共に福岡に歸城し給ふ、續黒田家譜、

承應三甲午年、信濃守老體に附て、長崎御番丹後守光茂名代として罷越、例年の如く申付へきよし、御城において老中これを申渡す、明曆三丁酉年二月十九日、信濃守願の通、家督を嫡孫松平丹後守光茂へ譲り、隠居仰付られ、翌四戊戌年二月、歸國の御暇被下、且長崎御番相替らす仰付られ候、續武家盛衰記、明曆三年二月十九日、松平丹後守光茂、祖父信濃守勝茂か封を襲、此日長崎番衛の事、祖父の時のこととたるへき旨仰を蒙る、後例となる、萬治三庚子年、松平丹後守光茂、今年長崎の當番たるの處、病にかゝるにより、三月廿四日鍋島和泉守直朝仰をうけたまわり、光茂に代りて彼地にゆく、鍋島系譜、萬治三年三月廿四日、長崎御番所は鍋島和泉守、按するに、肥前國鹿島の領主にし、諫早豊前差添て遣旨、松平丹後守光茂、末家たり、

平丹後守に自注、鍋島可申達旨、神尾備前守に信綱按するに、備前守は町奉行、信綱は、申渡す、是丹後守今年當番之處、病氣に付名代也、人見私記、元祿元戊辰年十二月九日、松平右衛門佐光之御城へ召れ、願の通隠居仰付らる、筑前國の儀は、相違なく嫡子松平肥前守綱政へ相續仰付られ、且又願の通、新田五萬石黒田伊勢守長清へ、内證の分知是を仰付られ畢ぬ、同月廿八日、肥前守家督以後始て、在所福岡城へ下着、同月十八日、肥前守長崎へ見廻りのため、福岡城發駕、此節肥前佐賀の城下を罷通候に付、同廿日松平丹後守光茂、願正寺へ出向、肥前守に對面いたし候由、其後肥前守長崎見廻り相濟、福岡へ歸城あり、續武家盛衰記、寶永三丙戌年十二月二日、松平信濃守綱茂佐賀に於て卒す、嫡子左衛門佐吉茂國にいたる、同廿五日、いまた襲封の命なしといへども、長崎番衛の事、父か時の如くたるへし、且松平肥前守綱政入國の後、交代して參府すへきの旨、奉書もて仰下さる、鍋島系譜、正徳二千辰年六月十一日、



一松平肥前守、長崎御番所見分、國元の罷歸候付、  
以使者縮緬三十卷、龍腦三斤、干鯛一箱獻之、  
享保三戊戌年二月廿八日、

松平筑前守

國許の御暇可被下之處、長病故無其儀候、然其當  
年者長崎勤番年に候、同氏筑前守事、年若にも付  
而、此節黒田伊勢守在所の御暇被下候間、在所到着  
之上、肥前守家來例之通長崎當番所、松平丹後守よ  
り請取次第、爲名代伊勢守長崎表の罷越、肥前守家  
來の諸事入念可申付旨、被仰出候、以上、

二月廿八日

右筑前守の和泉守按するに、老中水野忠之、渡之、

同五庚子年七月五日、

一松平筑前守、長崎御番所初而巡見、國許到着に付  
而、以使者縮紗三十卷、丁香五十斤、干鯛一箱獻上  
之、以上、御日記、

安永七戊戌年十二月二日、

御白書院縁類

金一萬兩

松平肥前守

右領分打續損毛有之、長崎表御用も相勤候に付、格

別之思召を以拜借被仰付旨、老中列座、右京大夫按するに、松平頼高、申渡之、柳營日記、  
天明二壬寅年九月廿四日、松平筑前守治高病によ  
りて在府せ。故に、松平肥前守治茂か參觀をゆる  
され、國にありて長崎を守衛すへき旨、奉書もて仰  
下さる、鍋島系譜、

天明二年十二月十九日、

四十七萬三千百石、  
松平筑前守跡、

民部卿殿次男

松平雅之助

南部 大膳大夫

長崎御番所之儀も、筑前守時之通被仰付旨、於周防  
守宅按するに、老中松平康福、同人申渡、

松平雅之助

養父筑前守養子被仰付、遺領被下候節、御稱號之儀  
に付相達置候趣有之候得共、其方儀是迄松平名乘  
候に付、改而御稱號不被下候、直に松平名乘候様可  
被致候、右書付周防守渡之、御日記、

天明三癸卯年二月十五日、

長崎御番所  
御付旨、

松平雅之助

名代 吉良 壹岐守

右、於御白書院縁類老中列座、大和守按するに、久世廣明、申渡  
之、柳營日記、

天明三年七月九日、松平雅之助長島及び黒田千之  
助長賢按するに、筑前國秋月城主にして、長島の家たり、皆幼年たるにより、長崎御番の事、松平肥前守治茂心を添へきたため、參觀に及はさるのよし奉書をたまふ、同五乙巳年、治茂參觀せざるにより、二月十五日松平雅之助長島番衛の間は、同族鍋島甲斐守直温、和泉守直宜按するに、直温は肥前國蓮池、直宜は同國鹿島を、をして代らしめ、心を添へきむね、奉書をもて仰下さる、鍋島系譜、

天明五乙巳年二月十五日、

當年長崎御番所可被勤候、入念候様上意候、

松平雅之助

名代 安部 攝津守

松平 飛騨守

大村 信濃守

當年長崎表御番所松平雅之助相勤候、先達而相達  
候通、長崎表御番所之儀、雅之助幼年之内者、家老  
共名代相勤候事候、別而無油斷相心得、長崎手近之  
儀にも候得者、若差當御用等も有之候節者、諸事心  
附候様可被致候、

右於御白書院縁類、老中列座、越中守按するに、松平定信、申渡  
之、

同年五月朔日、

黒田 修理

右者、長崎御番所之儀、本家雅之助幼年之内者、家  
老共名代にて是迄相勤候處、當年者其方儀雅之助  
爲名代御暇被下候間、雅之助家來諸事入念申附候  
様被仰出候旨、於御白書院縁類、老中列座、周防守  
申渡之、以上、柳營日記、

寛政三辛亥年二月十五日、

松平筑前守

年若にも候、當年國許の御暇不被下置候、然其當  
年者長崎勤番年に付、此節黒田甲斐守在所の御暇  
被下候間、在所到着之上、其方家來例之通、長崎勤  
番所松平肥前守より請取次第、爲名代甲斐守長崎  
表の罷越、其方家來の諸事入念申付候様被仰出候、  
右於御白書院縁類、老中列座、采女正書付相渡之、  
寛政年録、白川實記、

同九丁巳年二月廿八日、

黒田 甲斐守

其方儀、本家松平官兵衛幼年に付、爲名代此節御暇被下候、長崎御番所之儀、去々卯年之通相心得、按するに、官兵衛長順、寛政七年十一月、父筑前守齊隆、封を襲く、然れば、こは同年齊隆、當番の時、こさく心得へし、この事なる、官兵衛家來の諸事入念申附候様被仰出之、右於御白書院縁類、老中列座、備中守按するに、太田資愛、傳達書附渡之、實政年録、文化四丁卯年二月廿二日、

黒田甲斐守

其方儀、本家松平官兵衛幼年に付、爲名代此節御暇被下候、長崎表御番所之儀、去々丑年之通相心得、官兵衛家來へ、入念申附候様被仰出之、

右於御白書院縁類、老中列座、大炊頭按するに、土井利厚、傳達之、書附渡之、

同五戊辰年二月十九日、

松平官兵衛

名代 保科能登守

其方幼年に付、長崎御番所之儀、末家黒田甲斐守名代に而相勤候處、甲斐守死去之事候間、家老共名代に而可相勤旨被仰出候、諸事入念可被申附候、右於御白書院縁類、老中列座、大炊頭傳達之、

同年四月廿八日、

黒田甲斐守

長崎御番所之儀、松平官兵衛幼年に付、家老共名代に而相勤候處、亡父甲斐守時之通、其方名代に而可相勤旨被仰出候、諸事入念官兵衛家來共可被申附候、非番之儀に者候得共、官兵衛より願候趣も有之に付、此節御暇被下候、當秋異國船歸帆以後可有參府候、

右於御白書院縁類、老中列座、備前守按するに、牧野忠精、申渡書附渡之、

同六己巳年二月廿八日、

松平備前守

當年長崎當番所引續可相勤候、入念可申附旨御意候、

右於御白書院縁類、老中列座、伊豆守按するに、松平信明、傳達之、

同八辛未年五月廿七日、

松平備前守

右長崎御番所巡見相濟歸國に付、以使者差上之、於元御勘定部屋前廊下、謁内藤豊前守、

同十四丁丑年七月二日、

松平備前守

品名 脱力

右長崎御番所巡見相濟歸國に付、以使者差上之、於元御勘定部屋前廊下、謁小笠原相摸守、以上、文化年録、

文政六癸未年六月十一日、

一種

松平備前守

右者、長崎御番所巡見相仕廻候に付、以使者差上之、於元御勘定部屋前廊下、謁小笠原相摸守、文政年明和六己丑年、沖兩御番所之御石火矢、以來七ヶ年に一度宛火通有之筈にて、二月五日より玉込之分は女神御石火矢臺、其餘は於御番所波戸場火通し有之、安永四乙未年五月十一日より、沖兩御番所御石火矢、當年七箇年目に付、玉込之分は女神御石火矢臺、其餘は兩御番所波戸場に於て、火通し有之、天明七丁未年正月十五日より、沖兩御番所御石火矢、當年七ヶ年目に付、例之通火通し有之、寛政六甲寅年二月十二日より三月八日に到て、沖兩御番所御石火矢、大筒等打損し有之、仍て、一日御奉行高尾伊賀守出駕被莅覽之、右筒之内折損し或は割碎し故、筑前、佐賀兩家より、代り筒鑄立被備置之、長

時志續編、

寛政十戊午年、長崎に置く、所の石火矢損せしに、より、松平肥前守治茂、松平官兵衛長順と、もに、新に二十八挺を鑄て奉りしかは、十二月廿三日、時服三十領を賜ふ、鍋島系譜、

寛政十年十二月廿三日、松平肥前守、松平官兵衛長崎表大筒出來御滿悅に付、時服三十宛被下之、柳繁年表

肥前、如官

肥前國彼杵郡長崎自注、本名深江村當、時總町數七十七町、方境狭き島山

なりと雖、和漢交易の湊にて繁昌の地なり、古來より異國入津はあれとも、係る喉首なくして、物毎取入らざるを、神君未然を鑒給ひ此地を取給ふ故、異邦より漫りに入込事ならず、既に御當家より前には、蠻人和國を窺ひて、耶蘇宗を弘め人をたふらかし靡け、其風普く及ひなは、其上にて日本を計り取んどの遠策を成しけるを、信長公は是を量知有ながら、却て反間の爲に、態と其宗門を立置れ、敢て忌せ給はさりしか、秀吉公は甚た是を嫌ひ給ひて、竟に彼宗門の寺々を破壊し、婆天連、伊流曼の類、悉く征伐有て、其末々迄も夫々刑に處せられ、根を絶

ち葉を枯すの嚴命を立らるゝ處に、無程太閣薨逝に依て、其令未だ半はにして、ルカ是を禁止し給ひ、天下を穿探して、終に其統を絶ち、且蠻人の來舶を停め給ふ、然其其當分は、蠻船追々入込けるを、後年黒船燒討仰付られしより、其後は自然と蠻船の入込は止けれ共、今に至て、洋中遠見番所有て、海上七十里の目鏡を立て、常に是を遠見す、若怪敷船見ゆる時は、早速狼烟を揚げ、黒星の印の急使を以、近邑の諸侯へ告て、列牧兼て手當ある事なれば、面に警固船を出して彼船を追返す、若難澁に及へは燒討の法令なり、如此嚴重の掟を立置、黒田、鍋島兩國主、隔年に長崎を守護せり、翁草

通航一覽附錄卷之二終

通航一覽附錄卷之三

海防御備部三

○肥前國長崎 鹽硝藏、諸家當地御用

寛永の頃より、西泊構内にありし鹽硝藏を、元祿二己巳年、松平鍋島、信濃守綱茂、松平黒田、肥前守綱政より、上裁を経て木鉢浦道生田に移す、また稻佐郷なる鹽硝藏も、明和二己酉年、御船藏境内に移さる、

元祿二己巳年八月十一日申刻、西泊遠見番所より西の方五六間脇に雷落る、依之御番所圍の内に鹽硝有之は、按ずるに、北鹽硝藏、寛永年中筑前、肥前兩家番雷の命蒙りし以後、造立せし事推してしるへし、重て雷火等之事も無覺東旨、江府御伺之上、翌年鍋島家當番之節、西泊より七町西の方、木鉢浦の内道生田といふ所に、土藏を建て兩御番所の鹽硝を入置る、但、兩家立會にて普請有之、總廻り五町十間、土藏二棟、自注、桁行二間、番所一軒、自注、一梁間一間半、間方、一外廻り東南北三ヶ所御高札

一御鹽硝藏近邊に、無用之輩徘徊任間敷事、

一農業に出候者共、御鹽硝藏近邊に而、たばこの火等に至迄、火之元根に致間敷事、

一堀切より内は、無用之者一切出入仕間敷事、

附、堀切之内において、野燒堅致間敷候、

右條々、急度可相守之、若違背之者於有之は、可爲曲事者也、

元祿三年十月日

西之方海際御高札

一此あがり場は、用船之外、船寄せ申間敷者也、

年十月日

右構之内、火を禁する事嚴密なる故、番之者朝夕賄等、御番所より通船にて運ひ送らしむ、長崎志

天明八戊申年、道生田御藏前濱邊干沙之節、船繋り惡きに因て、是迄之渡り道十五間有之候、當年尙又道並之通、長八間築出し、是より渡り道二十三間となる、寛政六甲寅年、御藏の鹽硝年久しく、御用立かたきに付、當年搗直し、三千斤の高御詰替有之、同年七月御鹽硝製法場并御藏總圍ひ等、新に建之、長崎志續編

寛永年中より、稻佐郷疋田甚右衛門茶屋地内に、鹽

硝を被預置、以後元祿三庚午年、土中に穴藏を造り入置しむる處、濕氣有之に付、其後藏を立入置しむ、明和二一年地主高木清藏なりしに、御船藏境内空地の所に石藏を造り、右の鹽硝を移し入れられ、此藏所元の地主に差返さる、又年來阿蘭陀在船中、玉藥を卸させ此藏に入置しむる處、是又今年より御船藏石藏に移し入しめらる、向後此所相守り、鹽硝出し入れ等の事、御船頭、水主に取計被仰付、爲役料御船頭兩人に銀百目宛、水主十人に銀二十目宛被下置之、

御高札

是より内は用なきもの一切出入仕間敷候、并火之元根に致すへからざる者也、

亥六月 長崎實錄大成○按ずるに、高札に亥六月とあれども、其年代詳ならず、

元祿三年、

一鹽硝藏三つ、自注、但、穴藏一間半に二間、中間に一間半の出しあり、

右は、寛永年中馬場三郎左衛門勤番之時、疋田甚右衛門といふもの被仰付候、甚右衛門茶屋地に、玉藥預り入置候得共、火用心無心許被思召候に付、元祿三年内外町より、右之穴藏作之、甚右衛門子庄右衛

門支配仕候處、元祿十丁巳年致病死、妻子無之に付、跡式分散に成、跡役鹽硝藏屋敷伊勢屋與次兵衛に被仰付候、

公儀石火矢玉藥之覺

一合藥二十三箱 大小平均に皆掛一箱に、五十斤入程

一同四十四壺

一白鹽硝六壺

一同一箱

一麻灰五桶

一硫黃十箱

一石火矢早合小壺九十一

一鐵之火矢十六

一丸玉二百

一杵玉六

一船玉一袋

凡二百程

右元祿十三辰年七月十三日改、長崎集、

正保三丙戌年七月廿八日、豊後國鶴崎領主松平左近

將監忠昭に、南蠻船長崎渡來の時、處置の事を令せら

る、長崎開書によるに、伊豫國松山城主松平隱岐守定勝も、是よりさ

き、兼て長崎御用を命せられたり、慶安二年肥前國唐津城主大久

保加賀守忠秀にも、南蠻船處置の事を命せられ、寛文八年七月朔日、同國久島城主大村因幡守純長、豊前國小笠原遠江守長真に

る、旨あり、承應三甲午年五月十八日、明曆二丙申年

五月十六日、彼船通商願ひ或は狼藉に及びし時、心得

方の條目を、老中より長崎奉行に渡す、寛文二年六月二十

萬治元戊戌年四月廿六日、是より先、其事によて、奉

行より伺ひし書付に、老中より下札して下知す、寛文

下札にて指揮あり、寛文八戊申年七月三日、大久保加賀

守忠秀に、また大老、老中より下知状を渡す、同九己

酉年六月八日、松平主殿頭忠房に島原城を賜ひ、七月

廿六日異國船渡來のとき、大久保忠秀と議すへき旨

命せらる、同十二壬子年八月五日、下知状をたもふ、

延寶五丁巳年、五月廿二日、長崎御用の事により、大

久保出羽守忠朝、松平主殿頭忠雄及び長崎奉行に、

老中より下知状を授く、貞享三年八月二十七日、豊後國府内

主に、城米を附らる、これ各長崎御用を奉はりしに、よりてなるへし、正徳五乙未年正月十一日、

上使として大目付、御目付を、長崎に遣はされ、長崎御

用の事に與て、唐津、島原已下の諸領主に令せらる、

旨あり、同年五月、老中より肥前國平戸城主松平肥前

守英、同國久島城主大村伊勢守純庸に、唐船處置の事

を達す、同年八月廿八日、また唐船の事により、領分警

衛及び御暇參觀時節等の事を、肥前國福江領主五島

近江守盛住に命せらる、享保四己亥年三月朔日、松浦

英にも同じく令せらる、旨あり、寛政四年十一月十日、文

三年正月十五日、また、同年二月廿九日、松平忠雄にことし

杉浦氏に其命あり、同、化五年十二月朔日、同十

歸城の時、長崎兩番所及び湊邊、巡視すへき旨命せら

る、同五年二月二十八日、土井大炊頭利實にも此命あり、其比利實唐

津を領す、凡唐津、島原、平戸、久島、福江の領主、及び豊前國小

倉、中津、豊後國府内、杵築等の諸領主は、在

年より長崎御用を奉はれること恒例たり、

正保三丙戌年七月廿八日、

一筆令啓候、島田久太郎儀、按するに、長

崎に被遣之候、萬一南蠻船到來之節は、爲松平隱岐

守代、小笠原右近大夫按するに、豊前小倉城主、其所に相越、可致

差圖之旨被仰付候、若人數入候時は、松平右衛門

佐、按するに、松平丹後守按するに、鍋島光茂、人數、右近大夫、并

黒田忠之、大久保加賀守、按するに、此比播磨國明石を領す、慶

安二年七月四日肥前國唐津に移る、高力左

近大夫、按するに、肥前國島原城主、長崎奉行一人左右次第、不依何

時人數召列、彼表に可被罷向候、委細自久太郎可相

達候、恐々、

七月廿八日 阿部對馬守 阿部豊後守

松平伊豆守

松平左近將監殿按するに、伊豆守は信綱、豊後守は忠秋、對馬守は重次なり、

高力左近大夫儀は、在江戸に付、於殿中演達之、雜話

類談附録、

松平隱岐守へ、長崎表相替儀も有之節は、相越候様

にご兼而被仰渡候、長崎開書○按するに、此事正保四年波爾

はしめ此命を蒙りしは、杜瓦爾船、長崎渡來條に載たり、然れば、

寛永年中の事なるへし、

慶安二年大久保加賀守忠任へ、按するに、藩論に 嚴有

公の按するに、大猷院殿の誤りたり、尊命に云く、今國家靜謐にして、

懐ひ介る事なきゆゑに、汝を選て外國の備に仰付

らるゝとなり、且長崎表萬一かりうた船着岸の時、

用の儀は、小笠原右近將監の如く申付へきの旨仰

出さる、是を西國探題職といへり、大久保家記別集、

承應三甲午年五月十八日、

覺

一南蠻船自然令渡海、如何様之訴訟仕候共、大猷院

様御代、堅御制禁之事に候、今程公方様御幼君に候

得は、兎角不及御下知候、下として相計儀は、猶以

不成候、何様に申上候共、此段申渡之、早々歸帆可

申付事、

一右之通致挨拶、其上江戸に注進可仕、并松平隠岐守、日根野織部正按するに、織部正義明は、所へも早々可申遣、此兩人長崎相越候儀は、江戸より可爲差圖次第候、若早速呼候はて不叶子細有之は、高力攝津守接するに、攝津守隆長は、相談におよひ可申遣事、左近大夫忠房の子なり、

一大久保加賀守所へも可告知之、但、長崎へ呼候儀は、隠岐守、織部正招候節同前に可申遣事、

一鍋島信濃守、松平右衛門佐事、當番之方は、早々長崎に相越候様に可申遣之、非番之方は、自然人入可申様子に候は、申遣之、先長崎近所迄呼寄可差置候事、按するに、明曆二年五月十六日の條目には、此條下に附置候事、石火矢大筒、并石火矢蓋之儀、鍋島信濃守、松平右衛門佐、此兩人之内、非番の方長崎に不參已前は、何れも當番の方預置之、非番の方長崎に於到着は、非番の方附候分、可相渡候事あり、

一縦湊に船入候共、幾度も右之通合挨拶、歸帆可被申付候、萬一船より鐵砲打掛、不義之働仕においては、兼而所々に石火矢を掛置、陸より船を打沈め可申候、順風に而通延候共不苦之間、船にて追候儀は可爲無用事、

以上  
承應三甲午年五月十八日 豊後守判

伊豆守判  
雅樂頭判

甲斐庄喜右衛門殿

黒川 與兵衛殿

慶長記に按するに、令條錄載、明曆二年五月十六日の條目、これに同じければ略す、雅樂頭は大老酒井忠清なり、

萬治元戊戌年四月廿六日、長崎奉行より老中へ伺書

覺

一大村領宗門改仕度候間、きりしたんふみ繪かり申度と、大村因幡守家來方より、與兵衛所へ申越候得共、先おそからざる儀と申、ふみ繪かし不申候由、與兵衛方より申越候、所之籠舎之者共かたつけ候て以後、踏繪かし申候ては、如何可有御座候哉之事、

是は書面之通可然事、

一南蠻船自然渡海仕、長崎湊に船を入、如何様之御訴訟申上候共、幾度も御制禁之旨爲申聞、歸帆可申付之旨御條目に御座候、長崎湊口にいわうと申所御座候、長崎よりは、三里沖にて御座候、先年御訴訟に、南蠻船參候刻も、先右いわうにかゝり罷在、

其後湊へ船を入申由に御座候、萬一御訴訟に參候共、大形いわうに船をかけ可申かと存候、若左様に候は、歸帆可仕旨爲申聞、湊に船入候は、可爲曲事と申渡、其上にて船を湊に入候は、所々石火矢場より石火矢打掛候而は、如何可有御座候哉、尤いわうに船を掛不申、すくに湊に乘込候は、可爲曲事と申儀、不申渡儀に候間、其通に差置歸帆可仕之旨、幾度も爲申聞、出帆申付候而は如何可有御座候哉、いわうより内の船入候儀、無用に仕度との儀は、長崎いつれも、きりしたんころひ者にて御座候、彼船乗込候を見申候は、ころひ共氣ちかひ候儀、萬一可有御座候と奉存候事、

是は、御條目通申付可然候事、

一若南蠻船參候は、松平隠岐守所へ彌可申遣哉之事、并日根野織部正替りも、可被仰付哉之事、

是は、松平隠岐守、同河内守按するに、河内守定行は、隠岐守定勝御嫡子なり、

兩人方に可申遣事、

一長崎御番所へ御預り之石火矢、去年松平右衛門佐ものともに、一通りうたせ申候、四五挺御用に立不申候石火矢御座候、當年松平丹後守家來に、一通

りうたせ見可申候、其上にて御用に立不申候石火矢、長崎にて修覆、又は鑄なをし申度奉存候、御入用之儀は、重而得御意可申哉之事、

是は、書付之通可然事、

一御當地より被遣候御制札文字見えかね申候間、此度持參仕度奉存候事、

是は、今度書直し遣候事、

明曆四年四月廿七日

甲斐庄喜右衛門殿

黒川 與兵衛殿

令條錄、萬天日錄に按するに、年月の下、老中の名を脱せしなるへ

寛文二千寅年六月廿八日、

覺

一南蠻船自然令渡海、如何様之訴訟仕候共、大猷院様御代堅御制禁之事に候、今以其通被仰出候間、存其旨早々歸帆可申付事、

一右之通合挨拶、其上江戸に注進可仕之、并小笠原右近大夫所へ早々可申遣之、右近大夫長崎へ相越候は、江戸より可爲御下知次第候、但、差當儀は格別之事、

一大久保加賀守所へも可告知之、但、長崎へ招候儀は、右近大夫可爲同前事、

一松平丹後守、松平右衛門佐事、當番之方は、早々長崎へ相越候様可申遣之、非番之方は、自然人數入可申様子に候は、申遣之、先長崎近所迄招寄、可被差置事、

一縦湊の船を入候とも、幾度も右之通挨拶におよひ、歸帆可申付之、萬一船より鐵砲を打かけ、不義之働仕にをいては、所々に石火矢を掛置、陸より船を打しつむへし、順風にて通のひ候とも不苦候間、船にて追候儀は可爲無用事、

以上

寛文二壬寅年六月廿八日

美濃守判  
豊後守判  
雅樂頭判

黒川與兵衛殿

島田久太郎殿按するに、美濃守は老中頼業正則なり、

同年七月廿八日、

一南蠻船長崎着岸仕、不義之働有之刻、松平右衛門

佐、松平丹後守人數計にて、自然不足の時、何方に可申遣候哉、先年御書付には、松平隠岐守、高力攝津守、日根野織部正人數可差加之旨、被仰付候間奉伺候事、

是は、小笠原右近大夫、大久保加賀守、高力左近大夫、松平左近將監、此四人に可申遣事、

一南蠻船沖に掛り於有之は、此方より人を遣はし、歸帆可仕之旨可申開候哉、其刻は通事計可差越候哉、萬一不慮之儀可有之歟と存、窺申候事、

是は、跡々之例承之、其通可任事、

一南蠻船他之湊の着岸之刻、小笠原右近大夫馳向候まで難相待節は、人數寄候儀、諸事相談可仕方被仰開可被下候哉、此以前御書付には、高力攝津守、長崎奉行一紙之宛所に御座候間、奉窺候事、

是は、重而可被仰出候事、

一他之湊の南蠻船來候時長崎警固、先年は大村丹後守被仰付候、今以大村因幡守方へ可申遣哉之事、

是は、大村因幡守に可申遣事、

一自然近邊一揆等有之刻、江戸に注進仕、御下知奉待候内、相談之儀誰に可申談候哉、可被仰開候事、

是は、重而可被仰出事、

一於長崎御仕置之儀、跡々度々之御書付御座候、今以相守可申分、被仰付被下置哉之事、

是は、跡々御條目に相違之儀、又は新義之事も可有之間、具に書付之、黒川與兵衛持參候様可被談事、

一異國人の對し挨拶等心附可申儀、并きりしたん穿鑿之大筋目、被仰開被下候様にご奉存候事、

是は、北條安房守、保田若狭守、按するに、安房守は大奉行にして、若狭守は御作事奉行にして、ともに宗門奉行を兼動す、黒川與兵衛に可被相尋候事、

一阿蘭陀人より、唐人の返銀之事、  
是は、黒川與兵衛に被相尋、可被及挨拶候事、  
以上

寛文二年七月廿八日

美濃守  
豊後守  
雅樂頭

島田久太郎殿以上、合條録、憲教類典

寛文三癸卯年十二月廿九日、豊前國小倉の城主小笠原右近將監忠貞侍從に任し、また九州の探題の事をうけたまはる、藩翰譜、

寛文八戊申年七月朔日、河野權右衛門長崎御暇に付、御前近く召御用被仰含、且大村因幡守、小笠原遠江守へ達覺、自然南蠻船到來之節、爲小笠原右近將監代、大久保加賀守長崎へ相越、可致差圖之旨被仰付之、右人數入候時、松平右衛門佐、自注、黒松平丹後守、島田、人數に、其方共并松平市正、按するに、市後國許築城、松平左近將監、按するに、左近將監忠貞、此比豊後主なり、松平左近將監、國府内を領す、萬治元年同國越崎より移り、戸田伊豆守、按するに、伊賀守忠貞、肥後、人數可差加旨上意、遠江守へ且又自然南蠻船到來の時、御下知次第長崎へ相越可申付旨、大久保加賀守へ今度被仰含、然は、長崎の外、他の湊へ船到着の節、長崎奉行人到其所可改條、其方儀は、長崎へ罷越可致警固旨、此以前被仰付通、彌可存其趣よし、大村因幡守へ酒井雅樂頭忠清申渡す、御日記、人見私記、

覺

寛文八年七月三日、大久保加賀守の下知狀

一松平丹後守、松平右衛門佐、小笠原内匠頭、按するに、内匠頭長勝は、豊前、松平市正、松平左近將監、戸田伊賀守、并長崎奉行人の、奉書遣之間被相届之、此外小笠原遠江守、大村因幡守は、爰許において申渡候

事、

一唐津到着の上長崎に被相越、松平甚三郎按するに、長崎奉行、對談の上、所々見分可然事、

一自然南蠻船到來之節、長崎に於被相越は、彼地奉行人以連判、御用之儀可被注進事、

一南蠻船之儀に付、兩國諸大名に御用之儀申遣候段は、長崎奉行人と以連判可被申越事、

一參觀之儀、九月異國船拂候以後、差當御用等於無之は、十月中可有發足候、雖然、先七月中被相伺之、可被任其意候事、

寛文八年七月三日

内膳正 但馬守  
大和守 美濃守  
豐後守 雅樂頭

大久保加賀守殿憲教類典○按するに、大和守は久世板倉重矩なり、餘は前に注す、

寛文九己酉年七月廿六日、松平主殿頭を御前近く被召、長崎表へ唐船按するに、唐船とあるは、唐國の船をいふにあらす、南蠻等の異國船なさせしなり、着之節は、九州探題大久保加賀守と可申合旨被仰渡之、慶延略記、

寛文九年六月八日、松平主殿頭忠房、丹波國福知山

より肥前國島原の城に移る、同十二年八月五日、長崎表下知狀を下し賜りぬ、藩翰譜、

大村因幡守警固所之定

一戸町口

一茂木口

一いら林口

一日比口

一馬込口

右長崎奉行他所へ相越候節、此五個所之口々に、家來被差置之、延寶長崎記○按するに、藩翰譜によるに、大村氏長崎警固の事は、寛永十四年島原陣の時よりはしまれり、其事、前冊に出す、

延寶五丁巳年五月廿二日、老中より大久保出羽守、

按するに、出羽守教博は、加賀守忠孝の子にし、松平主殿頭、并

牛込忠左衛門之御條目

覺

一長崎奉行人可遂相談御用於有之は、其趣可申遣之間、長崎に被相越、對談之上、江戸に注進之儀、依其品可有加判之事、

一江戸に難致注進程之急事、又は不及相伺之○脱ア、遂相談度之由奉行人於申越は、早速長崎へ被罷越、可被申談之事、

一九州之内、邪法宗門之徒黨又は亂氣之輩、企惡事背御政道族有之節は、奉行人其所に可罷越、然は從奉行人其趣可相達之條、是又其所に被相越、對談之上、以連判江戸に可有注進之事、

以上

延寶五丁巳年五月廿二日慶延略記、慶延令條、

延寶五年五月廿二日、大久保出羽守、松平主殿頭、牛込忠左衛門を殿中へ召て、長崎御用之書付、老中其相渡す、

貞享三丙寅年八月廿七日、城米之儀被仰出、五千石自注、元豐後府内、自注、松平對馬守、松平重正、五千石自注、元肥前島原、自注、松平一萬石、肥前平戸、自注、松浦新規、同平戸、自注、上三千石、同國大村、自注、大村右之趣、勘定頭大岡備前守宅に、右五人之者とも家來呼出申渡す、以上、人見私記、

貞享三年八月十三日、於大久保加賀守宅、按するに、老中忠朝、新規御城米御附被成由、被仰渡面々、

五千石 松浦肥前守

三千石 松平主殿頭

二千石 大村因幡守

甘露殿○按するに、此書記す所、人見私記と異なれり、恐らくは誤

引なる

正徳五乙未年正月十一日、長崎に上使仙石丹波守

按するに、罷越に付、相渡書付、大目付、

上使可有沙汰條々

一長崎奉行御用の事に就て、近國へ罷越候時は、大村領主長崎御役所の留守たるへき由、古來よりの御定に候、依之今度奉書を以、可被仰出候間、此由奉行御目付へも可被申達事、

一唐津島原の領主は、長崎表の事被仰付候由、古來よりの御定に候を以、今度奉書にて相達候間、土井大炊頭方按するに、唐津城主、長崎留守居役人へ申渡し、長崎へ參られ候様に申達し、對面之上奉書を相渡され、自今以後は、城主代替の初めに、奉書の事を望申され候様に可被申談候、此由を以、奉行御目付へも可被申達候事、

一長崎表西泊戸町御番所は、最前南蠻船渡來り候時の守備のために、鍋島、黒田兩家へ、被仰付候事に候といへども、自今以後は、唐船渡來り候時に、長崎奉行御目付より、人數を相催し候事有之においは、御番所を相守り候人數を引わけ候て、奉行所

迄差遣し、奉行御目付差引に任せらるへき由、兩家長崎留守居役人共へ申渡され、松平肥前守按ずるに、黒田綱政、名代として、黒田伊勢守長崎表へ参られ、對面も有之候は、此由を被申渡、奉行御目付へも申達せらるへき事、

一古來より唐船往來の海路は、五島の沖より渡來り候例に候を以、自今以後は、古例を相守るへきよし、唐人共へ被仰付候間、五島領主方においても、其旨を心得られ、海上見渡し候所々に遠見番所を建置、番船を申付置候て、唐船入津歸帆之時、我國の船共、唐船に乗近付候事有之においては、急度相改め候様に可被申付由、五島方長崎表留守居役人へ可被申渡事、

一近年以來は、唐船共多くは平戸の沖に掛り、往來し候由に候、此乗筋は、長崎表遠見番所よりは見えかたく、其上平戸領しぢき山の邊は、ぬけ荷商賣の便よろしき所に候よしを申ふらし候、長崎表の法相立候迄の内事、大切の時節に候間、平戸領主方において、領内の地形を見はからひ、海上見渡し候所に、遠見番所を建置番船を申付置、唐船入津歸帆

之時、我國の船も乘近付候においては、急度相改候様に、松浦方長崎表留守居役人の申渡さるへき事、

附、平戸領にかきらす、遠見番所を建置可然地形等、見分の者を差遣し可然事に候は、御目付に申談し、御徒目付を見分せしめられ、其所々の領主長崎表留守居役人共へ可被申渡事、

一長崎地下人、平戸の沖にてぬけ荷買取候ものは、大村領分に船をよせ候て、長崎へ歸り入事に候間、大村方においても、海上見渡し候所に遠見番所を建置、唐船入津歸帆の時は、番船を以海邊を相守らせ候様に、大村方へ可被申渡候事、

一長崎表の海上、いわう島に有之鍋島方の遠見番所よりして、唐船の平戸沖へ掛り、往來し候乗筋見渡し候においては、自今以後、唐船入津歸帆の時、平戸沖に掛り候事有之時は、番所より早船を以、奉行所へ注進し候様に、鍋島方長崎留守居役人へ可被申渡候、もしいわう島の番所よりしては、平戸沖の乗筋見渡し難く候においては、他所において可然所を見立候て、鍋島方よりの遠見番所を建候

様にも、奉行中御目付と相談之上を以て、可有沙汰事、

一長崎近邊の御料、野母浦、茂木浦の邊は、長崎地下人のぬけ荷買取候もの、出入候所に候、此邊の地形を見はからひ、浦々見渡し候所に番所を建置、番船を申付置、疑はしき船出入を、急度相改候様に可有沙汰候、但し此邊の番船等の事、支配の御代官に申付候ては、しとけなき事も可有之體に候は、島原領主へ申付候様にも可然事に候、◎又カ奉行中御目付と相談の上を以、可有沙汰事、

一長崎表日見口、茂木口、時津口三ヶ所に於て、只今迄も番所有之由に候得共、はかしくしき番人相守候事にも無之候故に、ぬけ荷物出入候事を、改出し候事も無之候、畢竟此口々相守り候ても、ぬけ荷物等改候ためにも成へからざる事に候は、番所を建置、番人を差置候事は、無用の費たるへく候、若又この口々を相守り候て可然ことに候においては、唯今迄の番人に、船番、町使等の内一人つゝも、差副候て相守らせ、奉行所御目付より、時々人をも差遣し、見廻らせ候様にも可被申付候、これ又奉

行御目付と相談の上、其沙汰に及はるへき事、

一長崎近き海上にて、ぬけ荷買取候者共は、小倉、下關の兩所の間に船をよせ、船をも借替候て、大坂表へおもむき候事に候、然れば兩所の領主方において、湊口に番所をも建置候て、唐船入津歸帆の時に、疑はしき船共出入候事を、急度相改め候て可然事に候、是又長崎表において、奉行御目付と相談の上、可然事に議定し候は、歸府の時小倉、下關の役人共召出し、よろしく沙汰に及はるへき事、  
一今度長崎表船番、町使等の數を増し、都合八十人とし、其内にて二十人を選び、奉行所支配の者として、御扶持方を宛行はれ候に就て、其御扶持米千四百俵之事、奉行所へ被仰付候、此御扶持米之事は、天草御藏において、在勤奉行裏判有之一紙證文にて可被相渡之由、天草御代官へ可被申渡事、  
右條々、宜被及沙汰候者也、

正徳五年正月十一日

山城寺 紀伊守  
大和守 豊後守  
河内守 相摸守



仙石丹波守殿 按するに、相摸守は土屋政直、河内守は井上正岑、豊後守は阿部正尙、大和守は久世重之、紀伊守は松平信庸、山城守は月田忠真なり。

同年同月同日、

一筆令啓候、今度就長崎表御用之事、爲上使仙石丹波守、御目付石河三右衛門被差遣之候、於彼表、右兩人并長崎奉行中、相達候儀有之においては、宜被申合候、恐々謹言、

正月十一日

老中連判

小笠原右近將監殿

一筆令啓候、然は長崎表之事、從古來唐津之城主動來候先例之通可被心得候、且又今度就彼表御用之事、爲上使仙石丹波守、御目付石河三右衛門被差遣之候、右兩人并長崎奉行中、相達候儀於有之は、宜被申合候、恐々謹言、

正月十一日

右 同

土井大炊頭殿

猶以、唐津城主は、島原城主と同様、長崎表之御用相勤候御例候條、兼て其心得尤候、以上、一筆令啓候、然は長崎表之事、福江之領主動來候舊例之通可被心得候、且又今度就彼表御用之事、

爲上使仙石丹波守、御目付石河三右衛門被差遣之候、右兩人并長崎奉行中、相達候儀於有之は、宜被申合候、恐々謹言、

正月十一日

右 同

五島近江守殿

上使口上にて可申達趣

土井大炊頭

一古來より唐津城主は、島原城主と同様、長崎表之御用相勤候御例に候、定而其段は内々相心得被有之候事とは、御老中にも思召候得共、彌以此旨申達候様にこの御事に候、

一向後家督等之時、長崎表御用之儀、前々之通可相勤哉と、御老中ね被相伺候様にこの儀に候、以上

松平肥前守ね之達書之寫一通、

是は、黒田伊勢守ね、仙石丹波守長崎において相渡候筈、

右之分、上使丹波守ね渡遣之、

但、此外在江戸之面々ね、於河内守宅相渡候奉書并書付之寫も、丹波守ね爲心得遣之、

在府

一筆令啓候、今度就長崎表御用之事、爲上使仙石丹波守、御目付石河三右衛門被差遣之候、於彼表、右兩人并長崎奉行中、相達候儀於有之は、宜被申合候、恐々謹言、

正月十一日

老中連判

松平丹後守殿

右同文言、

松平肥前守殿

一筆令啓候、然は長崎表之事、島原之城主動來候舊例之通可被心得候、且又今度就彼表御用之事、爲上使仙石丹波守、御目付石河三右衛門被差遣之候、右兩人并長崎奉行中、相達候儀於有之は、宜被申合候、恐々謹言、

正月十一日

老中連判

島原之城主

松平主殿頭殿

右同文言、

平戸之城主

松浦肥前守殿

同

中津之城主

小笠原造酒助殿

同

久島之城主

大村伊勢守殿

同

杵築之城主

松平豊前守殿

同

府内之城主

松平對馬守殿

在府に付而、老中より相達候内意

島原城主は、長崎表御用被仰付候御例候間、向後も家督等之時は、彼表御用之事、前々之通可相勤哉と、被伺之可然事に候事、

松平主殿頭

平戸城主は、長崎表御用被仰付候御例候間、向後も家督等之時は、彼表御用之事、前々之通可相勤哉と、被伺之可然事に候、

松浦肥前守

久島城主は、長崎表御用被仰付候御例候間、向後も家督等之時は、彼表御用之事、前々之通可相勤哉と、被伺之可然事に候、

大村伊勢守

右在府之面々ねは、奉書於河内守宅渡之、

但、主殿頭、肥前守、伊勢守ね之書付、奉書相渡候時添遣之、

同年五月、御斷に付、松浦肥前守、大村伊勢守之  
覺書案、但御機嫌之奉書添、

當二月以來、平戸領海上に唐船共相見、夜に入候て  
は磯近く乗入、風波之時は碇をも下し候間、其方役  
人とも出合、事の子細相尋候に、長崎表歸帆之由を  
申すに就て、如例番人等附置、順風に出帆任らせ候  
事、度々に及ぶのよし相聞え、長崎奉行所におい  
て、遂に會議候に、彼唐人共差出候書付に、不實の事  
共によりて、其船共送り遣すへき由、其方役人共  
申通候、以後は役人出合候を見候ては、早速に船  
を出し、猶又往來もとの如くに候由、長崎表四月十  
三日之注進到來候、すてに其日數も久敷、其體もあ  
やしく、就中、去年被仰付候旨も有之候上は、かね  
て其心得は可有之事に候、領分を相守り候迄にて、  
此等之船其往來に任せ置候事不可然候、其時宜に  
隨ひ、急度取はからひ候様に、可被申付候、以上、

五月

老中連名

松浦肥前守殿

右同文言、

大村伊勢守殿

長崎奉行御目付之奉書案

當二月以來、平戸、大村海邊に、往來之唐船之事、久  
松備後守長崎奉行に、被申越候趣承知候、依之松  
浦、大村方に相違候書付之寫遣之候、兩人方より其  
表に、相談之事も候は、右書付之旨に任せ、取は  
からひ候次第は、領主之心得に可有之由、可被及返  
答候、若事體によりて、彼唐人共、或は討捨或は搦  
取候事有之候共、其船、其人等、其表に召寄候に不  
及、早速注進有之、御下知を可被相待候、恐々謹言、

五月

老中連名

大岡備前守殿

石河三右衛門殿

按するに、備前守は長崎奉行なり、

右三通之下書、五月七日年寄衆に、越前守按するに、御

部遣之、以上、正徳新令、

房、遣之、令條留、

正徳五年八月廿八日、五島近江守へ申渡、

唐船近年乗筋を替、方々漂着候由相聞候に付而、御  
吟味之上、先年より五島領渡海之事候故、向後五島  
領通船候様に、唐人共被仰付候間、自今以後は、  
専ら五島領通船たるへく候、然は其方儀、其時節  
在邑仕、諸事申付之可然候、依之先規之例も有之

候故、春御暇被下候、參觀之時節は、阿蘭陀船可爲歸  
帆以後候、先達而被仰渡候通り、唐船漂着之節、猶  
以入念可被申付候、御暇參觀之時節爲心得相達候、  
以上、

享保四己亥年三月朔日、

松浦肥前守

右長崎御用も被仰付候、先年も阿蘭陀人歸帆以後  
致參府候儀も有之候間、向後阿蘭陀人歸帆以後參  
府可仕候、且又唐船漂流之節、彌入念可申付之旨  
被仰出之段、今朝山城守宅にて申渡、  
同年二月廿九日、

松平主殿頭

今度御暇付而罷越候は、長崎表兩番所并湊邊迄  
見分有之可然所は、長崎奉行申談見分可被仕候、尤  
長崎奉行も、此段申渡置候、  
右於大和守宅、主殿頭呼寄書付渡之、  
同五庚子年二月廿八日、

土井大炊頭

在所に罷越候節、長崎兩番所并湊邊迄見分有之可  
然所は、長崎奉行申談見分可被仕置候、尤長崎奉行

へも申渡置候間、可被得其意候、

右大和守達之、以上、御日記、

寛政四壬子年十一月十日、

松浦壹岐守

名代市橋下總守

右參府之時節之儀、是迄は阿蘭陀歸帆以後參府に  
候得共、先年右に不拘、參府之儀も有之候間、以來  
阿蘭陀人歸帆以後迄不及在邑、依之來年四月中可  
有參府候、尤長崎最寄之儀、并前々異國船漂流等之  
手當備向は、塲所に付相心得來候通、彌無油斷可申  
付旨被仰出之、

右於波之間老中列座、丹波守按するに、島居忠意、申渡之、  
文化五戊辰年十二月朔日、

松浦肥前守

近年長崎表に、度々異國船致渡來候に付、其方儀、彼  
地御用も相心得候事に候得は、以來如前々二月中  
御暇可被下候條、阿蘭陀船歸帆以後可有參府候、諸  
事彌念入可申付旨被仰出之、

右於波之間老中列座、下野守按するに、青山忠裕、傳達之、  
同十三丙子年正月十五日、

松浦肥前守

先達而長崎表わ、度々異國船渡來候に付、其方儀、  
二月中御暇、阿蘭陀船歸帆以後可致參府旨被仰出  
候得共、當年より如以前、四月中御暇可被下候、參  
觀も四月中之積り可被心得候、尤長崎表之儀、并異  
國船備向等は、場所付相心得來候通、無油斷可被  
申付旨被仰出之、  
右於波之間老中列座、大炊頭按ずるに、傳達、書付渡  
之、以上、文化年録、

通航一覽附錄卷之四

海防御備部四

○肥前國長崎 諸家開役并陣所下宿、諸御藏、  
砲臺、御武器、砲術稽古等、  
正保四丁亥年、臥亞國の船渡來の後、非常の事速に其  
在所に達せむかため、松平島津、薩摩守光久已下、西國  
十四所の大名より、長崎の地に家人を置事はしまる、  
これを開役といふ、明和八年七月十六日、島津中將重豪歸  
國の時、長崎に過りて處々見分す、  
寛永之比まては、長崎へ何方よりも附人差置事無  
之、銘々心次第に藏本屋敷へ、輕き侍或は町人召  
置、奉行所へも飛脚等之取次致し、極て附人といふ  
事無之處、正保四丁亥年に、南蠻船來着、俄に近國  
騒動せしめ、いづれも長崎へ人數差越候、とかく長  
崎之儀大切に存、元祿元戊辰年まで、段々附人十四  
箇所之大名より出之、

松平薩摩守附人

右者、四月中旬より十月上旬まで相勤、

細川越中守附人

右者、二人にて隔年に相勤、二月代る、

通航一覽附錄卷之三終

右者、二人にて百日代り、

右者、一人にて定詰、

右者、四月中旬より十月上旬まで、

右は、一人にて一年詰切、

右者、四月中旬より十月上旬迄、

右同斷

右同斷

右同斷

右同斷

右同斷

松平肥前守附人

松平信濃守附人

松平大膳大夫附人

宗 對馬守附人

有馬中務大輔附人

小笠原遠江守附人

立花飛騨守附人

松平主殿頭附人

井伊周防守附人

松浦壹岐守附人

大村因幡守附人

五島萬吉附人

右同斷

參せし處、正保四年南蠻船着津の節、諸大名長崎表  
に發向有し以後、十四箇所より長崎に開役被差置  
之、其内六箇所は年中常勤、八箇所は五箇月程被  
令相勤之、

松平薩摩守 鹿見島 五月中旬より九月下旬迄、

松平筑前守 福岡 年中常勤、

細川越中守 熊本 右同斷、

松平大膳大夫 萩 五月中旬より九月下旬迄、

松平信濃守 佐嘉 年中常勤、

宗 對馬守 府中 右同斷、

有馬中務大輔 久留米 五月中旬より九月下旬迄、

小笠原伊豫守 小倉 年中常勤、

立花左近將監 柳川 五月中旬より九月下旬迄、

戸田因幡守 島原 右同斷、

水野和泉守 唐津 右同斷、

松浦肥前守 平戸 年中常勤、

大村新八郎 大村 五月中旬より九月下旬迄、

五島淡路守 五島 右同斷、長崎志、

明和八年卯年七月十六日、薩摩中將歸城之序、當地  
見分として到着有之、同十八日立山御役所相勤め、

時集○按ずるに、此文名長崎志と異同あるは、其書編纂  
の時代先後あり、且諸領主得替等あるによりてなり、

寛永の比迄は、諸家より長崎御奉行所へ、書信飛脚  
等往返の節、當表藏屋敷より輕き侍、又は町人等持

滯留中片淵郷、小島郷之陣所、唐館、出島、紅毛船等見分、諏訪社、聖堂、唐三個寺等巡拜有之、八月九日乗船歸城有之、長崎志續編、  
慶安元戊子年、馬籠村に御船藏を建られ、前年沒收せられし寺澤兵庫頭堅高か所持の船五艘及び自餘の御船數艘を入置る、

正徳四年、唐津城主寺澤兵庫頭堅高相續之嗣子無之、家筋斷絶す、仍て兵庫頭所持船之内五艘被召上、長崎に被差廻之、其翌慶安元戊子年、馬籠村之内船場千三百七十坪之地に、御船藏被建之、

但、唐津より乗來る船頭の内兩人、水主十人、當表に被召抱、御船藏之道脇に、船頭居宅、水主小屋十軒出來す、

- 一 孔雀丸 六十四挺立、幕赤地白紋、其外黒筋の幕あり、
- 一 龍王丸 五十挺立、
- 一 鸞鳳丸 八挺立、
- 一 無名、八挺立、
- 右五艘、寺澤兵庫頭所持船之内、
- 一 獅子王丸 四十六挺立、帆に片輪車の紋あり、
- 右生駒壹岐守 按ずるに、壹岐守高俊は、讃岐國主たりしか、家領國を沒收人等が訴訟の事により、寛永十七年八月十二日、家領國を沒收 船、寛永十二年瀬戸に漂流有之、當湊に挽

せ置、今年右之御船藏に入、

- 一 東京造り之船
- 一 麒麟丸 十六挺立、
- 一番船 六挺立、
- 右之二艘、延寶四年末次平藏改易之節召上らる、
- 一 小鷹丸 十六挺立、
- 一 五つ入子箱船
- 一 水中船

右此船、肥後浪人川村茂庵造之、按ずるに、和漢船用集になれども、大海に出渡浪を打越し沈むことなくして、よく風波を凌ぐ、哨探の用とするものなり、

一 ヤゲン船

- 右此船、先年當沖に流れ來る由、按ずるに、これ船底深くなして、かく名つけしなるへし、
- 一 鐵砲 四十五挺、内一挺阿蘭陀造り、
- 一 五重之井樓一組
- 一 一カマス七十筋
- 一 棕櫚綱三十九筋
- 一 椰子綱二筋
- 一 唐船造り之御船具
- 右寛文中、當表にて出來船朽損せし故、延寶九年解船に成、此御藏に入、按ずるに、これ阿蘭陀造り御船の事條に詳なり、  
○長崎志、
- 一 慶安元年 按ずるに、御奉行馬場三郎左衛門御代、 御船藏初而出來、寺澤兵

庫頭様より御船六艘參る、内一艘は御解殘て五艘、

外に一艘は、傍注、四十三年以前寛永十三丙子年、榊原飛騨守様按ずるに、當地に御下りの節、瀬戸に漂流有之候を御挽せ被成、此御藏へ入、此船帆之紋片輪車を、傍注、生駒壹岐守、唐笠之紋に御直し、傍注、毎年日覆に、諏訪社に被遣置候、同年東京造之御船一艘、東京忠左衛門と申者に被仰付、御造り被成候、  
一 寛文九酉年十二月朔日、小屋入唐造之御船、末次平藏に被仰付、於十善寺村造之、翌戊午出來、此船延寶九酉年入札を以御解せ被成、船板材木等船藏に入、

一 御船藏、元は板葺に而候處、寛文十戌年松平右衛門佐様被蒙仰、瓦葺に御造營被成候、  
一 鐵碇五百頭、苧繩并ちやんつな一房、御船道具藏に有之、此綱碇は、正保四亥年黒船二艘入津之刻、御用不足に付御調被成候由、ちやん綱は、右翌子年阿蘭陀人方より差上候由、

- 一 御船道具、以前は出島之藏に御入置被成候、
- 一 軒 八間に十 孔雀丸 五十挺、 一艘
- 一 軒 七間に十 龍王丸 五十挺立 獅子王丸 四十六挺
- 一 軒 三間に十

立、二艘

- 一 軒 六間に十 麒麟丸、十六挺立、東京造、二艘
- 一 軒 七間に十 雲龍丸、四十二挺立、小鷹丸、十六挺
- 一 軒 七間に十 鸞鳳丸八挺立、一艘
- 一 軒 四間に十 御船道具入土藏
- 一 軒 六軒 長崎覺書、

承應二癸巳年、肥前國平戸城主松浦肥前守篤信、鈞命を蒙り、南蠻其外異國の惡船渡來の時、打しつめんかため、沖より乗入へき左右の海岸、湊内外に、砲臺を築く事、凡七箇所なり、

承應二癸巳年、御石火矢の臺場普請の儀、松浦肥前守へ仰付られ、臺場見分の儀、肥前守、黒川與兵衛、甲斐庄喜右衛門より、按ずるに、與兵衛、喜右衛門共に、長崎奉行なり、 鍋島信州の家來鍋島志摩へ仰付られ、七箇所の臺場見分申上候處、三人同意にて臺場出來いたし候、續武家盛衰記  
承應二年、平戸城主松平肥前守篤信蒙上意、當湊に南蠻船其外惡船渡り來り、御下知に依て可被擊沈之支度として、異國船沖より乗入、右左之海邊、湊内に三ヶ所、湊外に四ヶ所、各地形高さ七八尺、入五

間横十七八間程に築立て、石火矢臺都合七ヶ所を修せらる、但外廻りに柵を振、内に高札あり、

- 一番 大多越 長崎領 湊内西泊より坤方
- 二番 女神 大村領 湊内戸町より西方
- 三番 神崎 長崎領 湊口西側之出崎

但、右之女神より神崎之男神迄、其間海上三町四十二間、正保四年船橋掛りし所也、

- 四番 白崎 大村領 湊外南側
  - 五番 高鋒 深堀領 湊外申に當る島
  - 六番 長刀岩、自注、又あみゆ 深堀領 湊外香燒島
  - 七番 陰の尾 深堀領 湊外香燒島
- 長崎領大多越、神崎二箇所高札按ずるに、二箇所此石垣へあがるへからず、并捨石とるましく候、若違背之輩あらは、可爲曲事者也、

十一月日  
大村領女神、白崎二箇所高札按ずるに、また此御石垣にあがり申間敷候、并捨石取候儀無用之事、  
右相背者於有之は、急度御奉行所へ可申上者也、  
延寶七年未九月日 大村左兵衛判

大村彦右衛門判  
大村 内匠判

深堀領高鋒、長刀岩、陰の尾三ヶ所高札

此御臺場石垣に一切あがるましく候、且又捨石取候儀、堅可爲停止、若違背之輩有之は、他方之人に候は、御奉行所へ可申上候、於當領之者は、急度可爲曲事もの也、

延寶六年二月廿一日 鍋島 志摩判長崎實録

延寶五丁巳年、本興善町に武器藏を建らる、享保六年丑年、これを會所の傍に移さる、其所藏の武器逐年増加す、また砲礮の内、町年寄藥師寺久左衛門に預けらるゝもあり、

延寶五丁巳年、本興善町屋敷に武器藏建、長崎集、先年武器入土藏、本興善町會所屋敷之内に有之、享保六年長崎會所向屋敷に有之土藏一軒之内を、半分仕切たる方に、武器を入置る、但番人詰所有之、  
土藏一箇所 三間に五間

但、一棟十間の内、半分仕切て五間と成、

東、立山御役所長屋の下通り、北、二間石橋の方、南、六間向屋敷の内、西、裏手は川筋石垣の上、

- 一 御鐵砲百挺 一 御絞附胴亂百流
  - 一 木綿火繩百筋 一 御長柄鍵五十筋
  - 一 御弓二十張 一 御鞆二十
  - 一 御矢二箱 一 御旗棹十本
- 右、御奉行所御玄關に有之、  
一 法螺貝三内一つ立山土藏に入、一つは聖壽院預り、一つは山伏仲間預り、○按ずるに、聖壽院もまた修驗なり、
- 一 着込五十四櫃に入 一 塗弓弦八十
  - 一 取手かぎ二本 一 弓十八張
  - 一 矢の根十本 一 絹幕二張
  - 一 鑄鍋大小五つ 一 鑄形大小八つ
  - 一 鐵砲目釘抜一つ 一 木綿縵幕一張
  - 一 具足百十領内三十領黒川氏、三十領甲斐庄氏、按ずるに、黒川與兵衛、甲斐庄喜右衛門、牛込忠左衛門、岡野孫九郎、さしに長崎奉行なり、
  - 一 木綿火繩百五十筋 一 古胴亂八十五流
  - 一 折れ石火矢一挺 一 革の鐵砲覆九十九

- 一 紺木綿細引十筋 一 木綿日覆二張
- 一 絹旗十 一 絹指物小旗三十
- 一 旗棹十七本 一 棒火矢五十挺
- 一 鐵鍬鍛二十 一 革の楯八枚
- 一 鞍五口 一 植熊の障泥五掛
- 一 陣太鼓一つ 一 太鼓臺一つ
- 一 鐵かぎ附板階子一つ 一 布幕十張
- 一 幕串二十九本 一 百目長筒一挺
- 一 玉鑄形一箱 一 鐵砲二十挺、御唐船道具

以上  
延寶元年より同八年迄の間、藥師寺久左衛門方へ石火矢數挺御預け置る、但藥師寺家先祖より、自覺流の石火矢鍛練の由に付、寛永年中島原一揆籠城の節、長崎御奉行出陣有之、柳原飛騨守職直は、鍋島手に加はり、馬場三郎左衛門利重は、細川手に加へらる、其節久左衛門、於彼地石火矢御用相勤めしめらる、其以後右の由緒を以て、長崎表の石火矢御預け、手入れ、様し等入念可差置旨被仰付之、依是久左衛門手前に新に土藏を建、右の石火矢玉藥等を入置く、其節御褒美銀下し置る、

一挺 唐銅 長一尺三寸、玉目三百目、當地にて造る

一挺 唐銅 長一尺一寸、玉目二百目、同

二挺 唐銅 長三尺五寸三分、玉目六十五目、泉州警火矢

二挺 鐵 長四尺、玉目百目、火災の節焼る

四挺 鐵 長六尺七寸三分、玉目三百四十目、西泊焼沈船より揚る

一挺 鐵 長七尺二寸八分、玉目七百五十目、大黒町海中より揚る

一挺 鐵 長五尺三寸八分、玉目五百目、御船藏

一挺 鐵 長五尺二寸、玉目四百五十目、同

一挺 鐵 長三尺九寸九分、玉目二百六十目、同

一挺 鐵 長四尺八寸一寸、玉目百九十目、同

二挺 唐銅 長三尺五寸、玉目百目、同

二挺 唐銅 薄皮短大鐵砲、玉目三百目、但、箱に入

石火矢臺六挺 カルカ二本

内サラへ二本 三百目玉鑄形、箱に入

寛永六年、去る元祿元年市中より鐵砲御取上に相成し内、藥師寺宇右衛門所持之大筒一挺、小筒六挺、爲稽古打被相渡之、正徳元年同御取上に相成し

内、宇右衛門兄又次郎所持之小筒七挺、是又被相渡之、

延寶四丙辰年、末次平藏改易之節、御關所武器之分

一南蠻具足一領 一南蠻兜 順當、立一箱入

一具足櫃 具足兜、小二荷、井一 物あり、

一塗箱、同上、一 一弓十張

一矢箙箭一荷 一旗棹、指物棹四本

一長持 矢根關、三棹 一鞍五口

一鐵砲三十一挺

一熊手、齋口、ヨリ棒、指股、コトダ、合四十一本、

以上武器藏に入、

元祿元戊辰年、市中郷方所持の鐵砲御取上に成、

一鐵砲七十七挺 御方役人百姓所持、

一同十七挺 役人十四人所持、證文あり、

一同四百五挺 市中より御取上、武器藏に入、

外 五挺 松平和泉守内並河團七

五挺 松平大藏大輔内吉川小右衛門

二挺 相良遠江守内岡部又兵衛

三挺 京都銀座

右之分は、所持主に返さる、町年寄中より書狀相添、返書有之、長崎志、

寛政三辛亥年、先年黒船より持渡り、殘し置たる石火矢四挺、是迄御船藏之内、御鹽硝藏に納有之處、當八月七日爲手入、藥師寺久左衛門へ被預置之、大小尺數左に記之、

一唐金筒石火矢 一挺

但、筒長さ六尺一寸、筒先廻り一尺二寸、玉目凡二百目、

一唐金筒石火矢 一挺

但、筒長さ五尺、筒先廻り一尺三寸、玉目凡四百目、

一唐金筒石火矢 一挺

但、筒長さ四尺二寸、筒先廻り一尺一寸三分、玉目凡二百五十目、

一唐金筒石火矢 一挺

但、筒長さ四尺三寸、筒先廻り一尺一寸、玉目凡二百目、

同年、前々より御取上之鐵砲五挺、御役所宗門藏に納め有之處、當八月七日爲手入高木菊次郎へ被預

置之、大小尺數左に記之、

一鐵短筒 一挺

但、臺共長さ一尺二寸、鎗金長さ七寸、筒先廻り二寸三分、玉目凡三寸、

一鐵砲 一挺

但、臺共長さ四尺二寸八分、鎗金長さ三尺二寸、筒先廻り二寸三分、玉目凡四寸三分、

一鐵砲 一挺

但、臺共長さ四尺六寸五分、鎗金長さ三尺六寸四分、筒先廻り二寸一分、玉目凡二寸八分、

一鐵砲 一挺

但、臺共長さ四尺七寸五分、鎗金長さ三尺六寸六分、筒先廻り二寸一分、玉目凡三寸五分、

一紅毛鐵砲 一挺

但、臺共長さ五尺一寸五分、鎗金長さ三尺八寸五分、筒先廻り二寸、玉目凡五寸、以上、長崎志續編、

享保四己亥年七月、瀬崎の地に新に用米藏を建らる、同九甲辰年、此藏を北瀬崎と唱へ、十善寺村の藏を、南瀬崎と唱ふへきむね觸らる、明和元甲申年新地米藏、寛政二庚戌年圍籾藏等建添らる、證は、本編長崎志續編、通商總括の部にあり、

享保七壬寅年九月廿五日、田上村の西地において、石火矢打試みあり、長崎奉行日下部丹波守これを監す、寛政三辛亥年、武器藏預り、唐人番等五組の者に、鐵砲稽古を命せられ、長崎村馬場郷の内に、其稽古場を置く、同五癸丑年六月七日、鐵砲備打あり、奉行平賀式部少輔見分す、同九丁巳年六月廿三日、諸組稽古の事、向後藥師寺久左衛門指南すへき旨命せらる、享保七壬寅年九月廿五日、日下部氏石火矢様爲見分、自身出駕あり、田上村より西方に當り、合戦原といふ所、夫より東北二十四町、向の地タイラといふ所に、目的を立て石火矢三放し打しめらる、其外、小筒數挺の様し有之、長崎志、寛政三辛亥年、御奉行永井筑前守在勤之節、五組之者へ鐵砲稽古之儀被仰出、長崎村馬場郷之内、反別七畝廿七步之地所、矢場地に御買上有て、稽古場を造立せらる、

稽古場所 桁行八間、梁間三間、  
但、御武器藏預り、遠見番、唐人番、船番、町使、散使之輩打混し、四季之差別なく、毎月四九之定日を以て出席稽古致す、稽古筒并玉藥等は、時々御

役所より御渡し方有之、  
同五癸丑年六月七日、長崎村小嶽に於て、七組之者按するに、七組は、武器藏預り、遠見番、鐵砲備打被仰付、御奉行平賀氏出駕被莅覽之、此後八月十一日、備打出精之輩へ爲御褒美、銀一枚或は金二百疋宛賜之、同九丁巳年、諸組鐵砲稽古之儀、已來藥師寺久左衛門師範可致旨、六月廿三日被命之、長崎志續編、  
寛延元戊辰年正月廿一日、松平黒田、筑前守繼隆、松平鍋島、丹後守宗教より、長崎奉行に議し、向後異船渡來の時、人數出張の下宿とすへきため、豫め長崎の町二十五町つゝ、選ひ定む、自餘松平島津、少將宗信等、西國の諸大名も、此地に用場所陣所等を置こと、各定地あり、  
寛延元戊辰正月廿二日、黒田、鍋島兩家より、御役所に被相届之由にて、向後當湊に異船等來着に付而、人數を可差向の節、下宿町に被宛置たき旨にて、各二十五町つゝを、右の約條を相極め、兩家當表に着座の度々、其町乙名中出入、目見被申付置之、  
筑前福岡 諫早通四十二里中十七町、浦五島町之内、一松平筑前守 唐津通海陸三十六里、藏屋敷 總船路六十九里、

下宿二十五町

浦五島町 本五島町 樺島町 平戸町 江戸町 本下町 今下町 東築町 西築町 材木町 本紺屋町 袋町 酒屋町 桶屋町 古町 今博多町 大井手町 出來大工町 伊勢町 新大工町 南馬町 北馬町 外浦町 大村町 島原町

當番之年、西泊戸町御番所詰、  
陣所 飽之浦 鳥羽浦 立神之内  
肥前佐嘉 大村通二十九里五町、大黒町之内、一松平信濃守 多羅通二十七里三十三町、藏屋敷 總船路五十七里、

下宿二十五町  
大黒町 西中町 東中町 東上町 上筑後町 小川町 内中町 櫻町 本興善町 後興善町 新興善町 豊後町 引地町 堀町 金屋町 今町 本博多町 船津町 爐粕町 八百屋町 今紺屋町 中紺屋町 本大工町 今魚町

當番之年、西泊戸町御番所詰、  
毎年深堀在番あり、但當番年非番年共、

陣所

大多越 神崎 神の島 硫黃島 香燒島 高島 加納

其外、領分之内所々陣場有之、  
薩摩鹿兒島 四濱町築地 一松平薩摩守 茂木通海陸六十六里、藏屋敷 總船路九十六里、  
琉球國爲押在國也、當表には名代差越る、  
用場所 小島郷之内 片淵郷之内 今村某掛屋敷 林某掛屋敷 對馬府中 本紺屋町之内 一宗 對馬守海路九十里、藏屋敷 朝鮮國爲押在國也、當表には名代差越る、  
肥後熊本 大黒町之内 一細川越中守 茂木通海陸三十四里中、藏屋敷 總船路四十六里、  
陣所 水の浦郷 小瀬戸崎 南海山 水の浦 木鉢 悟真寺 東中町之内 肥前唐津 時津通海陸二十五里、藏屋敷 一水野和泉守 總船路五十二里中、  
陣所 下真後町 馬込郷 大村領 福濟寺 聖徳寺 福田郷 肥前島原 諫早通海陸十八里、大黒町美美酒町之内 一戸田因幡守 總船路三十八里、藏屋敷 陣所 伊其林郷 戸町浦小音 禪林寺 本籠町 油屋町 肥前平戸 時津通海陸二十六里、大黒町之内 一松尾肥前守 總船路三十五里、藏屋敷

陣所 平戸小屋郷 福濟寺塔頭 東上町之内  
 靈鷹庵 願川某屋敷  
 大村新八郎 伊キリキ通海陸五里、  
 藏屋敷 西中町某屋敷  
 陣所 本蓮寺 戸町浦 同上  
 長崎町中總見廻り兼役、  
 肥前五島 總船路四十八里、  
 西濱町之内  
 一五島淡路守 藏屋敷  
 領内所々爲警固在城也、當表には各代差越る、  
 用場所 伊真林郷 大音寺  
 肥前小城 大村通海陸二十八里、  
 持場所 高野平郷 文殊院  
 肥前荒池 大村通海陸三十里、  
 用場所 戸町之内 百間餘  
 一有馬中務大輔 諫早通海陸三十二里、  
 西濱町之内 藏屋敷  
 築後久留米 高野平郷 藏屋敷  
 陣所 清水寺  
 一立花左近將監 諫早通海陸二十七里、  
 萬屋町之内 藏屋敷  
 下宿三町 八幡町 麴屋町 新橋町

陣所 香燒島之内、長刀岩、陰の尾、立神浦、  
 用場所 松森  
 豐前小倉 大村通海陸五十七里、  
 新町之内 藏屋敷  
 一 小笠原伊豫守 總船路八十七里、  
 陣所 波の平島地百五十間方鍋蓋濱邊、  
 豐前中津 大村通海陸六十二里、  
 總船路百三十三里、  
 用場所 伊真林郷 長照寺  
 一 中川修理大夫 諫早通海陸四十六里、  
 總船路百四十九里、  
 用場所 伊真林郷 延命寺  
 豐後白杵 島原通海陸五十九里、  
 總船路百五十五里、  
 用場所 長崎村之内馬場郷  
 豐後杵築 諫早通海陸七十二里、  
 總船路百三十三里、  
 用場所 夫婦川郷 春徳寺  
 豐後府内 諫早通海陸六十四里、  
 總船路百三十七里、  
 用場所 浦上村之内、以上長崎志、  
 隣國御大名之御藏所御屋代御用開并近國道法  
 一松平大隅守様 御家代 服部武左衛門

薩摩鹿兒島、陸六十五里、  
 海上五十七里、 御屋鋪西濱町  
 一松平民部大輔様 同 長尾次郎右衛門  
 長門萩、陸七十六里、  
 海上百十九里、大廻り、 同本五島町  
 一細川越中守様 同 竹内庄兵衛  
 肥後熊本、陸四十二里、但、諫早  
 通河柳川渡海之道法、  
 但、茂木より熊本迄之道法、海 同大黒町  
 陸大廻四十六里、 同  
 一松平筑前守様 高林吉郎右衛門  
 筑前福岡、陸四十五里、海  
 六十八里、海陸四十三里、 同浦五島町  
 但、柳川へ渡、諫早通河道法、 同  
 一松平丹後守様 同 平石利八  
 肥前佐賀、陸二十四里、  
 海上五十九里、八町、 同大黒町  
 一 小笠原右近將監様 同 米田吉兵衛  
 豐前小倉、陸五十里、  
 四町、海八十六里、 同新町  
 一 宗對馬守様 同 天野庄右衛門  
 對馬府中、海  
 九十九里、 同本紺屋町  
 一 有馬玄蕃頭様 同 村上喜平次

友永介右衛門  
 同 西濱町  
 同 甲木勘平  
 同 萬屋町  
 同 島原屋市三郎  
 同 大黒町  
 同 今村武左衛門  
 同 片岡三郎兵衛  
 同 同本下町  
 同 滿屋安五郎  
 同 大黒町  
 同 森源右衛門  
 同 同西中町  
 同 八尾源六  
 同 同西濱町

築後久留米、陸三十  
 二里、海六十一里、  
 一立花飛騨守様 同 同西濱町  
 筑後梁川、陸二十七  
 里、海三十五里、 同 甲木勘平  
 一松平主殿頭様 同 同萬屋町  
 肥前島原、陸十六  
 里、海三十五里、 同 島原屋市三郎  
 一土井大炊頭様 同 同大黒町  
 肥前唐津、陸二  
 十五里、十一町、  
 海五十二里、 同 今村武左衛門  
 一松平肥前守様 同 同本下町  
 肥前平戸、陸二十五里、  
 海二十七里、大廻り、 同 滿屋安五郎  
 一 大村伊勢守様 御附兼 同 森源右衛門  
 陸十四里、諫早通同時  
 津浦、海二十九里、 同 同西中町  
 一五島近江守様 同 同西濱町  
 五島深江、海  
 四十八里、 同 八尾源六

右は、十四ヶ所御附人御遣被置候附人、御奉行所



にての御座、右之通御家代、五節句等之勤、右之通也、

- 一 松平安藝守様 御風聞 中尾長三郎 材木町
- 一 中川周防守様 同 石本庄次右衛門 平手町
- 一 松平對馬守様 同 豊後屋清吉 豊後町
- 一 松平豊前守様 同 野口仁左衛門 今下町
- 一 久留島伊勢守様 同 松井彌次右衛門 船津町
- 一 毛利因幡守様 同 守田伊三治 浦五島町
- 一 稻葉能登守様 同 豊後屋清吉 豊後町
- 一 奥平大膳大夫様 同 河留重右衛門 東濱町

- 一 木下右衛門佐様 同 安田與十郎 大井手町
- 一 伊東豊後守様 同 樋口七十郎 豊後日出、陸六十九里、海百三十六里半大廻り、豊訪町
- 一 牧野備後守様 同 糸屋多助 日向延岡、陸七十四里、諫早通柳川へ渡海之道法、袋町
- 一 秋月山城守様 同 中村六郎次 日向高鍋、陸八十五里、但、諫早通右同斷、本館屋町
- 一 島津淡路守様 同 田中太兵衛 日向佐土原、陸七十一里、但、茂木より肥後の渡海道法、海陸九十二里、但、諫早より柳川渡海同斷、榎津町
- 一 細川伊豆守様 同 高石伊三郎 肥後宇土、長崎より島原へ罷越、島原より肥後宇土迄七里渡海道法、但、近道茂木より海陸二十三里、宇土迄道法大廻り、陸四十六里、本館多町
- 一 相良遠江守様 同 宮 甚右衛門 内中町

- 一 黒田隠岐守様 同 御屋敷新大工町に在 肥後求駿、陸四十八里、海四十六里半肥後迄、四中町
- 一 立花出雲守様 同 山口文右衛門 筑前三池、海陸三十里、引地町
- 一 毛利讃岐守様 同 松井彌次右衛門 長門長府、陸五十九里、一町、海八十九里、船津町
- 一 五島兵部様 同 貞住若左衛門 西濱町
- 一 池田喜八郎様 同 渡邊十左衛門 豊後日向御代官、陸四十四里半、海百五十八里半、御屋敷西濱町
- 一 室七郎左衛門様 同 志築與左衛門 肥後之内、天章御代官、本館屋町
- 一 鍋島飛騨守様 同 渡邊甚藏 肥前小城○按するに、此小城及び次の鹿島にも、其道法を脱せり、御屋敷十善寺に在
- 一 鍋島和泉守様 同 山口庄次郎 肥前鹿島○長崎集、浦五島町御家代

安永五丙申年、大黒町松浦肥前守藏屋敷手狭に付、北之方に有之町家坪數五十二坪之地添、屋敷に相求め屋敷建廣めらる、然る處町家藏屋敷之間に、浦上村淵掛りへの往還、幅二間三尺之道有之を、此度添屋敷北裏に開き、替船場渡頭も、如以前築直す、仍て元北裏に在之、町幅一間一尺五寸之分、町地西に付年々冥加銀金相納之、寛政四壬子年聖壽山崇福寺、以有由緒、以後非常之儀有之節、小笠原右近將監陣所に極め置度由、同家役人より相談有之に付、監寺鳳山御役所へ相伺ひ、免許を蒙り陣所に相定む、長崎志續編、

文政元戊寅年、長崎において兎狩に託し、人數押調練あり、已後年毎にこれを行ふ、

文政八乙酉年、ことしより五六年前か、平戸よりめつらしければとて、呈せし小冊あり、これ長崎において、兎狩とて人數押を行ひたりし事なり、この前蠻賊の港内にて騒きしことありしより、不慮の備へを修むるためとそきこえし、此行列書の中に、崎尹兩人とも見ゆ、是は交代のころなりしとも覺ゆれど、是また今誰なりしや忘れたり、或人曰く、

この事始めてありしは、文政元年九十月の比なりし、其時の崎尹は、筒井泉州にて、間宮筑州初交代  
兎狩行列

の時といふ、爾後毎年二月中旬、九月中旬ことに是をなす、場は田上火箭場といふ所なるよし、

獵師 同 同 同 同

獵師 同 同 同

備打掛り門人 同 同 同

羽織  
半てん股引

陣笠羽織なし  
襦袢鉾々持之  
半てん股引

人數六十人 三ヶ村庄屋 小者三人

十人

都合十二人

獵師 同 同 同 同

獵師 同 同 同 備打掛り門人 同 同 同

持筒  
侍

箱 門人 同

持筒  
侍

箱

高木道之助

草履取  
床机

高木内藏丞

草履取

一貫目筒

右同斷

鎗 門人 同

同

鎗

大筒持 同 同 同 同 同 同

持筒  
侍

持筒  
侍

都合十八人

小旗

高島四郎兵衛

草履取 高島四郎大夫

大筒持 同 同 同 同 同 同

右同斷

右同斷

大筒 同

持筒  
侍

持筒  
侍

草履取

小旗

藥師寺久左衛門

草履取

藥師寺宇右衛門

草履取

小旗

高木清右衛門

大筒 同

右同斷

右同斷

弓二人  
半てん股引  
羽織なし

侍

侍

草履取

高木豪之助

草履取

砲術世話役

一人

同

同

同

同

弓二人

上同斷

一人

同

同

同

同





載たり、然れども、義經陸奥國衣川の館にて自盡せしを、其首を斬、酒に浸して鎌倉に送りしよし、東鑑に見えたるは、其蝦夷に渡りしといふは、恐らくは、古俗の謬傳なるへし、また應永十八年、陸奥の住人小山悪四郎隆政叛逆す、鎌倉の執權上杉右衛門佐氏憲、討手に向たりしに、隆政津輕に走り蝦夷に渡る、夷人其勇威に畏服し、酋長の婿とせしよし、續太平記に記す、自餘落魄亡命のもの、往々渡海せし事ありしなるへし、其後享徳元年、若狭國主武田陸奥守信賢か子若狭守信廣、陸奥國田名部領蠣崎に來り、家號を蠣崎武田と改む、同三年松前に渡り、長祿元年五月蝦夷の大亂に殊功あり、諸館主其功を賞し、推て蠣崎修理季繁の養子となし、盟主とせしかは、是より蠣崎とのみ稱號す、信廣か子若狭守季廣、多年其功を積て蝦夷を一統し、其子志摩守慶廣か時、文祿三年八月、豊臣太閤より蝦夷を與へ、かつ諸國の商船彼地に渡海するもの、悉く慶廣か下知に任すへし、違犯せしめは、其國主に達して誅を加ふへしとの印章、及び津輕より大坂にいたる、北陸道驛宿傳馬の印章を授く、當家にいたりて

も、御代々其御朱印を賜はる事、太閤の時のことし、慶長元年慶廣東照宮に拜謁し、同四年命によて、蠣崎を改め松前と稱す、此事松前系圖、同略譜、外國入津記等に見えたり、抑かく邊要の地たりしに、松前氏のことき一小侯をして治めしめらる、事は、これ其祖先一統の大功によられしもの歟、此條、すへて本編魯西亞國の部及び唐國盛京統部、滿洲山丹の部、併せ看るへし、

慶長五庚子年、松前志摩守慶廣、東照宮の仰せをうけて、所領松前の地に新城を築き、これを福山と號す、慶廣小家に於て、かく築城の命を蒙りしも、またその地邊要たるに、りてなるへし、故にこれを、此條記事の始めとす、北海圖筆によれば、是より先、勝山箱館兩所に居館あり、北海圖筆によれば、りしか、此時ともに廢せしなり、寛政十一己未年三月廿一日、松前若狭守章廣か領分の内、東蝦夷地をしばらく御用地とせられ、其代地として五千石を賜はる、其地は武藏國久喜なり、御用地の御趣意は、魯西亞國より蝦夷近島置食の事より起れり、後冊巡視開創の條、おはせ看るへし、享和二壬戌年七月廿三日、永く御用地となる、文化丁卯年三月廿二日、西蝦夷地も收められ、章廣には新に九千石陸奥國、賜はりしか、文政四辛巳年十二月七日、松前蝦夷一圓、再び志摩守文化十三年二月三日改稱せり、章廣に返し賜はる、慶長五庚子年大權現の鈞命により、松前の境内に

て要害の地を選びて、初めて新城をきつく、同十一年八月にいたりて造畢す、その地を名つけて福山といふ、寛永松前慶廣圖、松前系圖

松前福山城の來由は、慶長五年第五世永泉公自注、從五位下伊豆守慶廣に改めしは、慶長十四年なり、これを築く、名つけて福山と號す、厥後第七世溪雲公、自注、從五位下志摩守公廣復改めてこれに繩張す、抑慶長の初は、諸國大亂の時なれば、永泉公普く領内を巡行して、速に城郭を築くへき暇なく、殊に東部禮部自注、福山より東の方、夷狄充滿せしかは、支良加美の絶頂を東關となして、福山城を築かれたるなるへし、然れども福山城外より東郷二十有餘里を離れ、七重郷の陵なる庄司山は、地高く山峻しく、究竟の城地ともなるへき地勢なれば、十一世傑巖公自注、從五位下志摩守邦廣の時、既に東都へ建白せらるへきの決斷なりしかと、寛保三年閏四月、不圖即世ありければ大望空しく成ぬ、愚見を按する書の撰者松前藩士松前廣長みつからいふなり、以てこれを按するに、此他東部邊幾利知の西北、野崎の地こそ、近國無雙の城地ともいひつへき歟、松前志、

東西九十三間、南北百二十六間四尺、

- 一櫓一箇所 南東の角にあり、
- 一物見二箇所 西の方、北西の方、
- 一門三箇所 南の方、東の方、北西の方、
- 一堀 西北へ引廻しから堀、西の方六十間計水少々有之、東の方堀内通二十間計から堀あり、堀幅は何も十間より内之よし、
- 一塀 南外通堀内板塀、北之方板堀、前後半分充也、所々矢間有之、

右慶長五年築之、福山之館と云、松前蝦夷記、松前と蝦夷地とは、一國にて地續なり、松前領といふ所凡六十里計、西は熊石、東は龜田、此兩所に關所ありて、是より外は蝦夷地とす、此所にて往來を改む、故なくして蝦夷の地へゆくことを禁す、城下は海邊にて後は山を負へり、東西一里はかり家續にて、南北へは狭し、城は壘にて櫓二つあり、大手の兩側は家臣の宅なり、城下三ヶ所に高札あり、蝦夷國委見記、藩廳雜談、一言集○按するに、高札は次にのする寛文四年國政の御朱印なれば、こゝに略す、松前の城は海邊にて、後に山を負て少し高き岩の上にあり、屋形作りにて櫓二つあり、追手の門は南

に向ひ、家士の宅は城の廻りにあり、下へ商家一千五百餘戸、東西一里餘家續にて、南北狭し、未嘗有記○松前氏邊を守れるを以て、其家格他家と異れるものあり、よて國政及び傳馬御朱印等の事を一二左に出す、慶長九甲辰年三月廿七日、

定

一從諸國松前へ出入之者共、不相理志摩守、夷仁と直商賣仕候儀、可爲曲事、  
一志摩守の無理而、令渡海賣買仕候者、急度可致言上事、

附、夷之儀は、何方に往行○來候共、可爲夷次第之事、一對夷仁非分申懸儀、堅く停止之事、  
右條々、若於違背之輩は、可處嚴科者也、依如件、

慶長九年三月廿七日

御黒印

松前志摩守ごのへ古文書集

○按するに、これを國政の御朱印といふ、御代々これを賜ふ、たゞ寛政四年、正徳元年御朱印の御文、これと異なるをもて存し、其他は略す、此外傳馬の御朱印をも賜はりし、常憲院殿御代より、これを停止せらる、  
慶長九年四月、松前志摩守慶廣、賜御傳馬之御朱印、松前家譜、  
寛文四甲辰年四月五日、

一從諸國松前渡海之輩、對夷人直商賣堅停止之事、  
一無子細而、松前令渡海賣買仕者有之は、急度可注進事、

附、蝦夷人之儀、雖往來何所、可爲其心次第事、  
一對蝦夷人非分之儀、不可申懸事、  
右萬々可相守之、若於違亂之族は、任當家代々先判之旨、速可處嚴科者也、

寛文四年四月五日

御朱印

松前志摩守ごのへ古文書集

正徳元辛卯年正月晦日、  
御代替に付、國政之御朱印松前志摩守に被下之、於御白書院加賀守按するに、老中渡之、  
一諸國より松前へ出入之者共、蝦夷人と直商賣之儀、堅停止之事、  
一無子細して、蝦夷に令渡海賣買仕候者可爲曲事、  
若於有之は、急度可注進事、

附、蝦夷人其處に而往來之儀は、可爲心次第事、  
一對蝦夷人、非分之儀を申懸は可爲越度事、  
右之條々可相守之、任先判之旨、彌不可有相違者也、

寶永八年正月晦日

御朱印

松前志摩守ごのへ御日記

國初のところ、松前家官例は賓客の御あしらひにて、參觀の時は往來御傳馬にて、堂上の格式も、列候より格別の事もありけるよし、中比幼主ありて、按するに、志摩守矩廣の參觀おこたりけるより、格式變易して再び改まる事なく、憲廟御治世の時より、今の格に極めたるよし、己前の格のわつかに残りたるは、嫡子乘輿、御鷹獻上の時御傳馬のみなりと聞り、北海隨筆、蝦夷傳談、

天和二壬戌年春、松前兵庫矩廣按するに、貞享元年十月志摩守に任す、賜國政之御朱印、蓋自是歲不賜御傳馬之御判、享保四己亥年、矩廣蒙可爲萬石以上之格嚴命、同十二丁末年、志摩守邦廣按するに、矩廣の嫡子なり、蒙每六歲可爲參府台命、松前系圖、

寛政十一己未年三月廿一日、

松前若狹守

當春中、東蝦夷ウラカハより先々遠島迄、七ヶ年御用地に成、相殘東蝦夷并村高迄差支、難澁筋出來に付、右場所不殘土地致し、代知拜領仕度段、戸田采

女正按するに、老中氏數、申立候處、八月十二日被仰渡候は、申立之趣意無餘儀候得共、御試之初年其外も難相分、追而御沙汰之程も可有之、且又難澁之東蝦夷、内願之通、最初御用地同様上地被仰付、右收納連上金御下け被成下候内、武州埼玉郡久喜町始十二ヶ村五千石、當分爲代地被下旨老中申達之、御當年表寛政十一年春、松前の領分東蝦夷地御用地に召上られ、若狹守へは武州久喜に而、替地五千石賜はる、山本氏筆記、

享和二壬戌年七月廿三日、

松前若狹守

名代堀 三右衛門

蝦夷地之儀、前々より其方進退致し來候事に候處、東地之方、先達而當分御用地に相成候場所は、永々上け地に被仰付、西地之儀は如是迄相心得、仕置之儀厚く心を用ひ申付候様被仰出候間、其趣可被存候、

右於波之間老中列座、采女正中渡之、柳營日記記、  
文化四丁卯年三月廿二日、左之通於波之間、老中列座、伊豆守按するに、松平信明、申渡、

松前若狹守

蝦夷地之儀、古來より其方家に而進退致し來候得共、異國に接し候島々、萬端之手當難取整様子に付、先達而東蝦夷地上地被仰出、從公儀御處置被仰付候、西蝦夷之儀は、非常之備等、其方手限り難行屈段申立、外國之境不容易事被思召候間、此度松前西蝦夷一圓被召上候、依之其方に新地九千石被下候、塲所之儀は追而可相達候、

三月廿二日

同廿六日、左之通若狹守宅において、大目付伊藤河内守申渡之、

若狹守父

松前美作守

家督中、蝦夷地所治不行届、異國人手當も等閑に心得、其上隠居仕候而も言行不愼之様子相聞、不埒被思召候、依之永く蟄居被仰付候、

三月廿六日文化年録、蝦夷地諸役人御手當定書

文化四年三月廿二日、松前若狹守章廣事、國政行届さるに依て、松前領并西蝦夷地一圓に召上られ、新規九千石賜はる旨、江城波之間において老中列座、松平伊豆守傳達せらる、松前美作守道廣自注、章廣父、家督

中、蝦夷地治方不埒、并隠居後身持放蕩たるに依て、永蟄居仰付らる、旨、親類柳生但馬守俊則、池田百助を江城に召れ、御黒書院溜間において老中列座、松平伊豆守御書付を以て、伊藤河内守へ自注、大目付、傳達せらる、片山兵衛記、

文化四年三月廿二日、收松前蝦夷、賜新知九千石於松前章廣、同年七月廿七日、賜采地於常州上州奥州之内、自注、住奥州、川○百辟諸略

文化四年六月、松前若狹守家來に、大炊頭按するに、老中土井利厚渡書付

松前若狹守

此度在所引拂に付而は、失却多可為難儀候間、御手當として金三千兩被下之、御勘定奉行可被談候、六月文化丁卯松前異事録、

文化四年七月、

金五枚

御勘定組頭

男 谷 平 藏

同二枚

御勘定

守 屋 權 之 丞

右は、松前若狹守居所為請取被遺候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、備前守按するに、老中牧野忠晴、申渡之、駿河守

按するに、若年寄植村家長、侍座、北海丁卯雜記、

文化四年八月十五日、江戸表より御飛脚田村源次郎殿只今到着仕候、去月廿七日御用召に而、御登城被成候處、先達而被仰渡候御地所は、奥州伊達郡梁川九千石餘、外に上野、常陸兩所にて、總高都合一萬八千六百石餘被下置候、

御奉書之寫

松前若狹守

此度新地被下候に付、是迄被下來候金三千五百兩は、當年より上り候、按するに、寛政十一年、蝦夷地所務之儀は、被召上候筈候得共、其方致收納分も少由に付、格別之譯を以、當年分は不殘被下之によつて、新地物成は當年分御藏入に相成候間、可被得其意候、以上、

月日北狄防禦之記、

文政四辛巳年十二月七日、

松前志摩守

其方儀、蝦夷地數百年之所領に候得は、格別之儀に被思召候、此度松前蝦夷地一圓、如前々可被返下旨被仰出之、

右於波之間老中列座、下野守按するに、青山忠裕、申渡之、同年十二月七日、於溜出羽守按するに、老中水野忠成、直に渡、

松前奉行に

松前志摩守

其方儀、最前蝦夷地手當行届兼、難被捨置様子に付、東西蝦夷地、追々上ヶ地被仰出、年來從公儀御處置被仰付候處、奥地島々迄速に御取締相整、表人撫育、產物取捌方等萬端居合、御安堵之事情、其方儀、彼地草創之家柄、數百年來之所領に候得は、舊家格別之儀を被思召、此度松前蝦夷地一圓、如前々可被返下旨被仰出候、彼地是迄之御主法無遺失相可被、異國境御要害之儀、嚴重可取計旨御沙汰に候、一此度、松前蝦夷地被返下候に付而は、取來知行九千石は上り候、蝦夷地之儀、異國境御大切之事情得は、津輕越中守、南部吉次郎警固之儀は、是迄之通相心得、以來松前箱館に不及渡海、銘々領分渡海口に備置、萬一非常之儀有之節は、從其方案内次第、早々手に合候様可致旨、被仰出候間、兼々示合せ、御備向之儀無隔意可申談候、尤兩家之警衛を頼に心得、自國之備不等閑様可被心掛候、且又是迄彼

地之御主法取計方之儀、得と松前奉行の承合、入念可被申付候、右之通、志摩の相違候間得其意、彼地引渡方、并是迄之御主法取計向申送等之儀、萬端取調可被相伺候、以上、文政年録、

文政四年十二月七日、松前志摩守の松前蝦夷地一圓返し被下、此節御料中御新開之島々按ずるに、文化録によるに、新開ありしは、エトロフ島なり、島丁卯松前異事島さあれば、其外にもありしにや、詳ならず、一同に被下之由、竹尾筆記、

文政四年十二月十五日、

舊地御返被下候御禮  
松前志摩守

右御目見、御徒方萬年記○按ずるに、明年猶御勘定及び松前奉行支配の役人を遣はさる、こは地所引渡し等のためなるにより、左に列載す、

文政五年壬午年正月廿三日、

御勘定  
宮村勇藏

右、松前表の爲御用罷越候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、出羽守申渡之、駿河守侍座、

金一枚  
時服二宛

松前奉行支配調役  
原田與三郎  
關岡右衛門

金十兩宛

同並出役  
田邊 慈三郎  
富山木カ 太夫按ずるに、老中

右同断に付被下旨、於躰躰之間加賀守按ずるに、老中申渡之、

同年十二月廿三日、

御勘定  
宮村勇藏

金二枚

山木三保助

松前表の罷越、骨折相勤候に付被下之、按ずるに、山木二月九日御暇なり、然れば、同年よりつゞきて在勤せしなもて、別段賜物ありしなるへし、

別段銀七枚

馬場 佐十郎

右、於御右筆部屋縁類、出羽守申渡之、駿河守侍座、小普請組渡邊阿波守組

同断に付被下之、按ずるに、佐十郎は天文方手傳にして、魯西

右、於燒火之間、駿河守申渡之、已上、文政年録、

文政六癸未年十月廿一日、

御勘定奉行  
遠山左衛門尉

松前蝦夷地引渡、其外御用向取扱骨折候に付被下之、

右、於芙蓉間、老中列座、和泉守按ずるに、松平乘寛申渡之、御徒方萬年記、

寛文九己酉年七月、蝦夷人蜂起す、よて津輕越中守信政陸奥國弘前城主加勢を命せらる、これ、津輕氏此地の防禦を命せられしはしめなるへし、武家禁録には、陸奥國盛岡城主南部大膳大夫重信にも、此命ありしよし載たれども、他に其證なければ、信し難し、寛元己酉年、蝦夷人また騷擾せしにより、閏六月廿五日、南部慶次郎後、大膳利敬、同内藏頭信房陸奥國八戸領主、及び津輕土佐守信明に加勢を命せらる、南部氏に、防禦の命ありしは、蝦夷の叛服は、此部に関らされども、兩氏此

寛文九己酉年七月十八日、蝦夷東部叛く、松前兵庫より注進、津輕より加勢、兵庫幼年に付、御小姓組松平内匠頭組松前八左衛門依願御暇、十月廿三日廿四日兩日に、上下五十五人討取鎮る、同十年十二月廿八日、八左衛門へ五百石御加増被下、如官日簿抄柳營年表

寛文九年七月十八日、當夏松前兵庫方より鷹取に家頼を、松前より陸路十日路程隔候下の國と申所へ遣候處に、夷の大將シャグシャインと申者御座候、常々不届者に御座候、鷹取に參候者三十人餘理

不盡に打殺申、其外行方不知船六七艘御座候、依之兵庫方より、家頼之者追々千人程遣候由、右シャグシャイン手廻之蝦夷二百餘御座候、其外縁類之蝦夷集り申事も可有御座候由、御注進申上、依之兵庫手に餘り候は、津輕より加勢可仕旨被仰付之也、兵庫依幼年、伯父松前八左衛門承上意彼地へ參る、九月廿八日、今度蝦夷と出入に付、所々人數遣之、兵糧可爲不自由候間、米三千俵松前兵庫へ御借被成候、閏十月二日、蝦夷近日落城可致旨、從松前兵庫方注進之、同十五日、與蝦夷先月廿三日廿四日兩日に、以上五十五人、或は打取或は搦取之由、從松前八左衛門方、津輕越中守方書狀差越之、又從越中守方注進之、慶延略記、談海集、

寛文九年七月、蝦夷蜂起之處、松前家に而難行届、此方加勢之儀申來、人數差出申候、津輕藩士留書、寛政元己酉年五月、庫納什里會子其訥一和尼失等結黨作亂、六月初廷命南部慶次郎、津輕土佐守、南部内藏頭援志摩守出軍、三諸侯不及出而夷悉平、北海島船記、

寛政元年閏六月廿六日、御用番松平伊豆守宅に、南



部慶次郎、南部内藏頭、津輕土佐守之留守居呼出、左之通書付渡之、

蝦夷人何故に候哉、聊及騷擾候旨相聞候、早速松前より家來差遣取鎮候旨相届候間、最早相鎮候事に可有之候、乍然何れにも外國之儀、萬一取鎮候人數不足之儀も候は、其方の人數之儀申遣はし候様、松前志摩守に相達候間、申越次第人數早々差出、志摩守相談、蝦夷取鎮候様に可被致候、

閏六月廿五日

同年九月十一日、

南部慶次郎に

先達而、蝦夷人及騷擾候旨相聞候に付、松前志摩守より申越次第、人數被差出候様相達候得共、蝦夷人共志摩守方に而取鎮候間、不及其儀候、右之通、御用番牧野備後守按するに、老中貞長、宅に、留守居呼出、書付渡之、蝦夷騷擾記、寛政元年閏六月廿五日、蝦夷地騷擾に付、松前に被差向候御人數御用意被蒙仰、三番手迄御用意有之、同年九月靜謐、津輕藩士留書、

寛政四壬子年九月、魯西亞船蝦夷地に渡來して、通信通商を請ふ、同五癸丑年、御目付石川將監、西丸御目付村上大學を松前に遣はされて、彼使節に接對せしめ給ふ、時に南部慶次郎利敬、津輕出羽守後、越中守寧親より警固の人數を出す、證は、本編魯西亞國の部、波同九丁巳年十月二日、南部利敬、津輕寧親に、以來松前箱館兩所に、人數を置へき旨命せられ、同十一己未年十一月二日、箱館の人數を去て、東蝦夷地サハラ、クヌリ邊に置へき旨、また兩氏に命せられしか、文化元甲子年八月四日、東地の戌兵永々と仰出さる、同年十二月十六日、南部大膳大夫利敬四品に被し、同乙丑年五月十五日、津輕寧親七萬石高に舊四萬六千石、命せらる、これ蝦夷地御用を勤めしによりてなり、同三丙寅年、西地にも人數を遣はし警衛せしむへき旨、利敬、寧親仰を蒙る、

寛政九丁巳年十月二日、近年打續、松前に異國船來津に付、松前、箱館の番頭一組差越置、萬一又候異國船來津之節は、固之心得等諸事申付、可念入旨申付可被差越旨被蒙仰候、按するに、南部氏にも命せられ、事、推して、下向し、同十一己未年十一月二日、箱館に御人數勤番に不及、蝦

夷地之内サハラ并クヌリ邊に、此方并南部大膳大夫より重役之者二三人宛并足輕千人程、御用地年限中按するに、こゝは、こゝより七箇年の條に見ゆ、爲相詰候様被蒙仰之、文化元甲子年八月四日、東蝦夷地勤番人數之儀、以來永々差越候様被蒙仰之、津輕藩士留書、文化元甲子年十二月十六日、

南部大膳大夫

其方事、如被仰出蝦夷地之儀骨折候に付、今般四品被仰付候、依而者勿論家格には難相成事に候、右於御白書院縁類、老中列座、備前守傳達之、同乙丑年五月十五日、

津輕越中守

右は、蝦夷地之儀骨折候に付、格別之以思召七萬石高に直し被下旨、於波之間老中列座、大炊頭申渡之、同年六月朔日

津輕越中守

右御目見、以上、柳營日記、  
文化二年五月十五日、津輕越中守寧親、自注、奥州津輕四萬六千石、蝦夷地御用連年出精たるに依て、格別の思召を以て、七萬石高に仰付らる旨、江城波間において、老中

列座、土井大炊頭利厚傳達せらる、片山氏筆記、  
文化三丙寅年四月十二日、松前西蝦夷地へ御人數差出候様、御書付を以被蒙仰之、津輕藩士留書、  
文化三丙寅年、魯西亞船カラフト島を亂妨し、同四丁卯年、またエトロフ島を擾亂せしにより、兩氏には増人數及び松平金之助容衆、陸奥國會津若松城主、松平政千代周宗、同國仙臺佐竹右京大夫義和、出羽國久保田城主、酒井左衛門尉忠器、同國庄内にも加勢を命せらる、同五戊辰年十二月十日、東西蝦夷地の警衛を永く兩氏に命せられ、南部利敬は二十萬石高に舊十萬石、なし下され、侍從に任し、津輕寧親は十萬石高に舊七萬石、なし下され四品に被す、同月廿四日、御先手御鐵砲方兼勤井上左太夫に、蝦夷地御用取扱を命せらる、同六己巳年正月、松前、津輕の沿岸に、烽火臺を築かる、證は、本編魯西亞國の部、蝦夷地、亂妨始末の條にあり、同月十五日、南部利敬御暇、四月朔日津輕寧親御暇、ともに松前表の事を仰含めらる、是より、御暇の毎度、此事例なる、但し兩氏病氣幼少の時、分家の輩名代として、此地の事を奉、

文化五己巳年正月十五日、

御白書院



### 通航一覽附錄卷之六

#### 海防御備部六

○陸奥國松前并蝦夷 巡視開創

按するに、常憲院殿の御時、蝦夷地に役人を遣はされて、巡見せしめられしかと、其界限しれさりしよし、翁草に記したれども、他に的確なし、蝦夷國委見記等に、同御代、松前氏に仰せて、其地圖を獻上せしめ、畫工狩野祐甫して畫かしめ給ひしといひ、また水戸中納言光圀卿も、家人に命し、大船にて蝦夷の周廻を巡らしめられしか、風順よからず、西地マシケにいたりて滞船し、次第に渡海の句季後れしをもて、ソウヤまでもいたらすして歸りしとあり、しかれば巡見使を遣はされしといへるは、これらの事を誤り混せしにや、今北海島船記によりて、天明六年を官吏のいたれるはしめとす、

天明五乙巳年、御普請役等に、蝦夷地巡察を命せられ、同六丙午年より、其地東西を分ち、クナヅリ、カラフト、エトロフ等の諸島をめぐる、邊要分界圖考に、元禄年同より魯西亞人、我奧蝦夷

夷に來り、漸々カムサツカ等の地を押領せし旨、變書及び老夷の口傳に聞えしよしを載たり、蝦夷地の事を記せし諸記録を參考するに、これ此地開創の由て起れる所にして、このエトロフ島は、天明より寛政にいたり、有司をして新聞せしめられし所なり、

天明五年乙巳春二月、蒙台命、同六丙午年三月、蝦夷草味の地に涉り、大洋に小船を浮へ、海獸の肉に饑を凌ぎ、山路の草露に渴を止め、性命を輕むし、二歳の星霜を経て、松前港より東西兩道を取て、島中を巡行し、海陸行程各四百餘里の堺に至る、自注、里程を以記、 巡島の者左之通、

御普請役

山口鐵五郎 庵原彌六

佐藤玄六郎 皆川沖右衛門

青島俊藏 同下役 里見平藏

引佐新兵衛 大塚小市郎

大石逸平 鐵木清 七蝦夷拾遺

天明年中松本伊豆守、御勘定奉行勤役之節、蝦夷地方爲見届、御普請役山口鐵五郎、佐藤玄六郎、青島俊藏差遣候、外に浪人にて大石逸平、最上徳内兩人相雇、先陣改に差遣したり、大石逸平は唐太島より山丹口まで見届たり、最上徳内は東海の諸島へ渡海せしなり、大塚小市郎、福田新左衛門は、東蝦

夷地キイタツブ領試交易に罷越候也、沿海異聞、

天明六年三月中旬に、クナヅリ島之内イシヨヤといふ所に、某按するに、此書の撰者、御普請役 着船して小屋をかけ野宿せしか、其夜丑寅の風烈しく吹ければ、水主の蝦夷人ともいひけるは、海上真白に見えて氣悪しといひけれども、何の故かもしらす、其日は暮て翌朝に海上を見れば、遠沖より一面に氷の山となりたり、其氷の厚さ五六間より十餘間或は二三十間はかりもありて、海上の水面より五六尺餘も高く浮あかり、水下には何ほど厚く氷りたる歟、誠に堅氷山となりたり、此氷皆北海より吹よせて、大海更に波浪なし、仍て通船する事能はされは、無據滞留せり、土地の蝦夷ども、氷より氷に飛移りて、遙の沖にて海鼠、あさらし等を活捕こと夥し、蝦夷草紙、

天明六年正月、最上徳内由松前起程、二月渡海到庫納什里、又渡海欲抵厄杜羅普、一夕大西北風吹、明早望洋面、氷塊數丈聚成氷山、不得通舟、後津留累月、至五月倩夷中習舟者、到厄杜羅普、同年御普請役佐藤玄六郎、青島俊藏、山口鐵五郎、皆川沖右衛門、

庵原彌六奉旨、巡按野作及東西海島、東抵庫納什里、西抵加刺佛脫島南岸、本朝官吏之到野作、以此役爲權輿、北海島船記、

天明七丁未年に、初めて西蝦夷カラフト島見届の嚴命下り、有司赴きぬ、松前島の西端ソウヤといふ所より、渡海五六里にしてカラフト島なり、此土地廣大にして、昔より界限をしりたるものなし、凡日本國の倍程もあるべきなといふ説あれども、證據なければ取かたし、此島の東方は松前島に對し、南方は佐渡に對し、北方渡海百餘里にしてヲホツカ按するに、に魯西亞領、對し、西方は山丹國、建州國なり、山丹國とカラフト島との間に、大川ありて國界をなすといへり、此山丹國は、凡カラフト島程の土地なり、いまた人道未開の土人にして、やはり蝦夷なり、建州國は大清太宗康熙帝の生國にして、寛永二十一年に當り、此建州を發軍して、大明を討て都を北京に遷したる事は、人々具にしる、扱又有司ソウヤより發船して、渡海五六里にして、カラフト島の内シラスンといふ所に着船、是より西方ナヨシ、ヲホドマリ、ナヨロ、クスリナイ杯といふ所あり、

右はカラフト島の土地、左は大海なり、シラヌシより是まで凡三百餘里、いまた島の中途までも距らされは、其奥へいたらんには、歸國の期に後れん事を恐れて、取て戻りぬ、蝦夷の道知邊、

天明六年巡島の輩、カラフト島にて山丹人に遇ひ、其地及び滿洲の地理を訊問す、證は、本編唐國盛京統部、滿洲山丹之部、地理風俗の條にあり、寛政三辛亥年、御普請役二人、またエトロフ及びウルツブ二島を巡行す、御目付方支配の者も、同三月二日、御目付石川六右衛門に、此地交易御用を命せられ、交易あるは、蝦夷人獲物の多少に隨ひ、其代物として、米穀等を遣はせし事にて、外國との通商をいふにはあらず、支配向をして在勤せしむ、

寛政三年辛亥四月、御普請役最上徳内、按するに、徳内なりしか、この比御普請役に召抱へらる、和田兵太夫巡視野作東海島、五月四日到厄杜羅普、又渡海抵島兒浦、北海島船記、寛政三年十一月十四日、備前守按するに、若年、寄京極高久、渡、御目付

御小人目付 高崎助 四郎  
右、松前御用先に而病死に付、銀二枚御手當被下候間、御納戸頭相談可被取計候、  
同年十一月六日、備前守渡、

御目付

御小人目付助四郎 高崎助 十郎  
右助四郎儀、格別遠境之御用先に而病死いたし候者之儀に付、俸助十郎儀、幼年ながら右之譯を以、直に御小人爲相勤候様可被致候、尤前髪有之候は、剃落し候而爲相勤可被申候、

十五俵一人扶持 御小人目付高崎助四郎 實子總領 助 十郎  
右助四郎取來御切米御扶持方、實子助十郎に被下之、以上、寛政年録、

寛政四壬子年三月二日、御目付石川六右衛門忠房、蝦夷地交易御用之儀、以來相心得可申旨、於新番所前溜、本多彈正大弼按するに、老傳之、石川家譜、寛政四年八月三日、攝津守按するに、若年、寄瀬田正教、渡、御目付

御小人目付 小澤 吉兵衛  
右、松前表御用先に而病死に付、銀二枚被下候間、御納戸頭相談請取之、可被取計候、  
同月廿八日、對馬守按するに、若年、寄安藤信明、渡、

御目付

御中間目付吉兵衛 小澤 鐵次郎

父吉兵衛儀、格別遠境之御用先に而死去いたし候者之儀に付、俸鐵次郎儀、幼年ながら右之譯を以、直に御中間爲相勤候様可被致候、尤前髪有之候は、剃落候而爲相勤可被申候、

十五俵一人扶持 御中間目付吉兵衛 小澤 鐵次郎  
右、吉兵衛取來御切米御扶持方、實子鐵次郎に被下之、  
同年十一月十日、御目付 中川 勘三郎

蝦夷交易御用、石川將監歸府之節迄可取扱旨、按す、將監は魯西亞人蝦夷地渡來により、彼地に遣はさるべき旨、此月二日命せらる、

右於新番所前溜、彈正大弼申渡之、以上、寛政年録、  
同五癸丑年七月十八日より九月十三日にいたり、御目付石川將監、はしめ六右衛門と稱し、去年十月内命にて將監と改む、西丸御目付村上大學等、松前の要地及び津輕、南部の海岸を巡視し、十月七日江戸に歸着す、御褒美として黄金を賜ふ、證は、本編魯西亞國之部、渡來并通商之條にあり、其後、御勘定方の役人等を

も遣はされて、巡察せしめらる

寛政八丙辰年十月十二日、攝津守渡、御目付

御小人目付 二 人  
金三兩宛

蝦夷地に爲御用罷越候に付被下之、御勘定

金子助 三郎

蝦夷地に爲御用被差遣候に付被下旨、於御右筆部屋縁頼、采女正按するに、老中戸田氏教、申渡、攝津守侍座、御徒目付

古屋 平左衛門

右同断に付被下之旨、於燒火之間、攝津守申渡、同日、攝津守渡御書付 御目付

御徒目付 古屋 平左衛門  
御扶持方分限に應一倍、宿代一ヶ月金一兩、  
雜用金一ヶ月四兩二分、賄道具代金三兩二分、御小人目付

御扶持方二人扶持一倍、宿代一ヶ月金二分宛、  
雜用金一ヶ月二兩宛、賄道具代金二分宛、二 人

右蝦夷地に爲御用罷越候に付被下候間、其段可被申渡候、尤御勘定奉行相談可被請取候、

御目付  
古屋平左衛門

在勤中一日銀十五匁宛

御小人目付

人

在勤中一日十匁宛

右蝦夷地に爲御用罷越候に付、別段爲御手當被下候間、其段可被申渡候、尤御勘定奉行可被談候、  
同九丁巳年十一月九日、

金一枚

日光奉行支配組頭

金子助三郎

名代

江見新五郎

右御勘定相勤候節、蝦夷地御用相勤候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、采女正申渡、

金十兩

御目付

古屋平左衛門

右蝦夷地御用相勤候に付被下旨、於燒火之間兵部少輔按するに、若年寄井伊直朝、申渡、

同年十一月九日、兵部少輔渡御書付、

御目付

銀二枚宛

御小人目付

人

蝦夷地に爲御用罷越候所、遠境之儀格別骨折候に付、銀子被下之、以上、寛政年録、

寛政十年戊午五月、近藤重藏、按するに、最上徳内按するに、御普請役、奉旨、巡視野作東海島、六月重藏、徳内、自松前起程到島結什、七月航海抵庫納什里、又到厄杜羅普、及九月入島結什口、往年徳内於口岸立神明祠、今年新修葺、重藏榜其祠、

今茲守重奉台命、巡覽東夷北狄、五月着松前、裏糧整裝、六月過阿津氣志、七月渡久奈志利、八月到惠登呂府、九月歸來阿津氣志、聊奏微忠、茲有建白、仰爲大日本建磐石之堅、俯爲小臣祐治安之策、鎮撫夷狄垂福、祈國家

近藤守重拜

アツケン蝦夷サチノンキ彫

右榜長一尺一寸六分、寛一尺五分四寸、北海島船記、寛政十戊午年、魯西亞船の監使として、御目付渡邊久藏、御使番大河内善兵衛及び御勘定方の役人を遣はされ、かつ處々を巡按せしめらる、  
証は、本編魯西亞國の條、渡來井通商願の條

に、同年十二月廿七日、御書院番頭松平信濃守に、此地開創御用を命せられ、同十一月己未年正月十五日、御勘定奉行石川左近將監、寛政七年四月七日、御目付より御作事に移、御目付羽太庄左衛門及び大河内善兵衛、御勘定吟味役三橋藤右衛門にも同く命せらる、同廿六日、松前若

は其所領に諸役人を遣はさる、により、入、二月八日、若年寄立花出雲守種周に、此御用を扱ふへき旨命せらる、同十日寄合村上三郎右衛門、西丸御小姓組遠山金四郎、同御書院番長坂忠七郎及び御目付等を、信濃守に屬せらる、尋て信濃守、善兵衛、藤右衛門等、彼地に往て所々を巡行し、御勘定近藤重藏は、此、三月十五日、支エトロフにいたり、夷人を諭して、魯西亞人與ふる所の佛像を棄て、邦俗に順化せしめ、かつ同島シヤナに役所を設く、此春、東蝦夷地當分御用地なる、其證は前冊にあり、また、七月、東地ウラカハ在勤の御目付、老中より沙汰せし旨あり、同十二月庚申年、御小納戸頭取格戸川藤十郎、此冬、筑前守に任す、御小納戸大河内善十郎及び御勘定等を遣はさる、

寛政二年十二月廿七日、

御書院番頭

松平信濃守

蝦夷地御用被仰付、渡邊久藏、大河内善兵衛、三橋藤右衛門に可被談候、殊に寄候得者、彼地にも可相越候、

右被仰付之、御徒方萬年記、  
寛政十年十二月廿七日、攝津守渡御書付、

御目付

御書院番頭

松平信濃守

右蝦夷地御用被仰付候に付、御用中中之間迄相越候事、寛政年録、

寛政十一年己未年正月十五日、

芙蓉之間

御勘定奉行

石川左近將監

御目付

羽太庄左衛門

御使番

大河内善兵衛

御勘定吟味役

三橋藤右衛門

右蝦夷地御取締御用被仰付旨、老中列座、安藤對馬守信成、に、申渡之、若年寄中侍座、

同年正月廿六日、

御右筆部屋縁類

御書院番頭 松平信濃守  
右は、蝦夷地爲御用被遣候間、可致用意旨、若年寄  
中出座、立花出雲守申渡之、  
同日

金二千兩

波之間

松前若狹守

名代 彦坂九兵衛

右は、蝦夷地爲御用、松前表の御役人度々罷越、入  
用等も有之候に付、拜借被仰付旨、老中列座、安藤  
對馬守申渡之、以上、御警日次記、  
寛政十一年二月八日、

蝦夷地御用取扱

立花出雲守

右、於奥被仰付之、  
同日

寄合 村上三郎右衛門

西丸小姓役 松平圖書頭

遠山金四郎

西丸御書院番 淺野佐渡守組

長坂忠七郎

松平信濃守蝦夷地御用被仰付、彼地の被遣候間、  
其方共儀も差添、得差圖可相勤旨、  
右、於御右筆部屋縁類、伊豆守申渡之、申渡、若年寄  
中侍座、  
同日

御目付の

金三兩宛

御小人目付 二十一人

蝦夷地爲御用罷越候に付被下之、  
同日

御目付の

細見權十郎

岩瀬猶右衛門

比企市郎右衛門

小幡千次郎

正田周平

岡田友五郎  
在勤中一月銀十五匁宛

在勤中一日銀十匁宛

藤本徳三郎

堀越友左衛門

御徒押 宮田次郎橘

比留半藏

西丸表火之番 金指傳八郎

御小人頭 和田兵太夫

御小人目付 二十一人

右、蝦夷地爲御用罷越候に付、別段爲御手當被下  
候間、其段可被申渡候、尤御勘定奉行可被談候、

御徒目付 細見權十郎

岩瀬猶右衛門

比企市郎右衛門

表火之番 小幡千次郎

正田周平

岡田友五郎

御扶持方分限に應一倍、宿代一ヶ月金一兩、  
雜用金一ヶ月四兩二分、賄道具代金三兩二分、

御小人目付 二十一人

御扶持方二人扶持一倍、宿代一ヶ月金二分、  
雜用金一ヶ月二兩、賄道具代金二分、

右、蝦夷地爲御用罷越候に付被下候間、其段可被申  
渡候、尤御勘定奉行可被談候、  
同日

同日 御勝手より、

金十枚 時服四羽織  
金十枚 時服二羽織

同日

金三枚 時服二宛

蝦夷地爲御用罷越候

御書院番頭

松平信濃守

御使番 大河内善兵衛

御勘定吟味役 三橋藤右衛門

寄合 村上三郎右衛門

西丸御小姓組 松平圖書頭

遠山金四郎

西丸御書院番 淺野佐渡守組

長坂忠七郎

支配勘定格 富山元十郎

御書院番 御書院番

右、蝦夷地爲御用罷越候に付被下旨、於御右筆部屋  
縁類、老中列座、伊豆守申渡之、若年寄中侍座、  
同日

右同断に付被下旨、於躰間、伊豆守申渡、出雲守  
侍座、  
同年三月十七日、  
御右筆部屋縁類

金二枚 時服二

御勘定

近藤重藏按す

重藏、此月十五日支配勘定より御勘定に轉す

右、蝦夷地を御用被遣候に付被下旨、伊豆守申渡之、出雲守侍座、以上、寛政十年録

寛政十一年、東蝦夷地郡縣に准せられて、有司下向す、某も按ずるに、此書遠山金四郎の撰な、信州使君に屬すへき台命を、二月十日にかしこまるなり、三月十九日御朱印を賜はりて、同廿日東都を發し、彼地處々を經歷し、九月十四日歸府す、未曾有記

寛政十一年春、盛朝體四海無外之治、新關野作北荒之邊疆、下詔令、于是有司奉命、巡察野作及其海島、東窮島耳蒲島、西北屆加刺佛脫島、關地各數千里、土貢所出邊氓所出、地形幅員水陸艱險、至是可概記、同年近藤重藏、復巡按厄杜羅普島、諭夷夷倭羅斯人所予之佛像、化狄風俗者嚴行停止、又披荆榛、立解於灼拿、夷徠服多、北海島船記

蝦夷地比來季候變りて、麥稈に實のり多きによりて、植付なすものならば、五穀成就すへしとの事にて、御普請役、御勘定役杯、追々見分として相越、其序蛙、昆布、敷の子の類を交易して、困窮の夷共へ食物を與へ、病るものには藥を施し、三綱五常の道

を教へ導く、一體は開國の御趣意を含みて取扱ひ、人たる道を教へ示させ給はんとの事なりとて、替役人を遣はさるゝもの多し、然れども輕きものはかりにては、取締行届さる事ありて、或は交易のみを心として、教育を忘れ、小利を先として、田畑開發の筋おろそかになりしかば、是等の事を糺されんかため、寛政十年には、御目付渡邊久藏、御使番大河内善兵衛、御勘定吟味役三橋藤右衛門を初として、其支配の者を召連渡りて所々見分す、翌年には、御書院番頭松平信濃守を遣はさる、三橋藤右衛門は、其以後年々相越たり、兩夜友、寛政十一年、

東蝦夷地浦川詰之内、御徒目付細見權十郎、御小人目付西村常藏熊仕留候儀申立候書付

此度浦川の寄鯨有之候に付、右句を喚付候哉、同所近邊熊出、數ヶ所夷家并藏等崩し入候上、魚類等をも取喰ひ、右に付蝦夷共冬中の飯料手當無之、甚以難澁之趣、夷人共細見權十郎に、於浦川申出候、則相尋候處、相違も無之に付、當月二日私共兩人、津輕足輕三人を召連罷越、仕留可申旨、三郎右衛門

殿按ずるに、村上三郎被仰聞、津輕家之達書御渡に付、同家來佐藤伴藏に左之通申達候、

口達之覺

津輕家役人

此度、浦川邊所々の熊荒出、蝦夷共難儀之趣に候、依之當所詰足輕之内、手分いたし差遣、打留候様可致候、兼而手際之程も見置度候間、別而出精可致候、尤怪我人等無之様可入念候、右之趣、權十郎、常藏に相達す、

七月朔日

一去る二日、私共二手に相成、浦川海邊より四里半入、所々相尋候處、去月廿九日夜熊出、夷家に入可申様子にて門口引崩御座候處、女子二人罷在、焚火を取投付候由に付、直様遁去申候段、右之蝦夷家、西村常藏、津輕家足輕二人、夷人二人召連忍居候處、其夜六ツ半時比より四ツ時過比迄、五六間も隔候草中に熊出候様子、都合五度、三度は火蓋切候計に仕候得共、草深殊に闇夜にて難見計、控居候内遁去申候、且細見權十郎、津輕家足輕二人、夷人サイタツブ、イヤンセヒ二人召連忍罷在候處、夜七ツ半時比より六ツ時迄之内、兩度出候様子に候得共、

前書同様闇夜にて打留不申候、翌三日昨夜出候場所見候處、出候様子に相違無御座、足跡等有之候得共、見當り不申候に付、引取歸宅仕候、右之通、三郎右衛門殿に申上候處、又候明四日罷越、打留可申旨被仰聞候、

一翌四日、前書同様二手に罷成、浦川邊に罷越候處、夷人共申聞候は、當所近邊熊出、夷家にも入荒候由に付、右近邊夷家に忍罷在候處、其夜脇之夷家に候得共、忍罷在候處には出不申候、

一翌五日、早朝より山々熊の道筋相尋候處、權十郎手にて、夷人イカヒタ申聞候は、一里半程も山奥にて見掛候由に付、數手落合相談之上、權十郎手は見掛の道に罷出、常藏手は夷人シロヲ召連、脇道に罷越、二十町程も尋入候處、出合候に付、右夷人矢二筋、常藏供に罷在候岩間哲藏、按ずるに、御書院與力に成り、家來吉田源左衛門鎗一筋突候得共、矢は落、鎗も左而已深疵に無之哉、右之者少々手負せ、津輕家人數も鐵砲打候得共當り不申候、直に遁去申候間、其道筋相尋二十町程行、又々出合、夷人サイタツブ鎗一筋突、外夷人矢二筋射候得共、當り不申候に付、

直に遁去候、道筋相尋候處暮前迄出合不申候に付、引取申候、

一翌六日、昨日之道筋二里程入、種々相尋候處、笹原之内より、常藏召連候夷人シロテに飛付、少々手負せ直に遁去申候、又々右道筋尋入候之處、其日見當り不申候に付引取申候、

一翌日、七ツ時より遁去候道筋に罷越、二手に相分、權十郎手より追出、津輕足輕の組付、直様遁去申候に付、總手落合、右之道筋三行に押分尋入候處、一里程も行候而出合、權十郎、常藏先に飛進み、津輕人數も跡より進み出申候、權十郎目掛飛付候を、刀にて咽喉を突候得は、常藏に飛付候を、同じく刀にて眼より口に懸切下け、又々權十郎手より飛懸候處、津輕足輕鐵砲にて打拂ひ、夫より一同相重り打留申候、熊大さ長九尺六七寸有之候、右之通御座候、且手負候者二人之外、怪我人無御座候、以上、

未七月七日

細見權十郎  
西村常藏  
戸田采女正、御目付羽太庄左衛門の口達之趣、

細見權十郎、西村常藏、蝦夷地にて熊仕留候趣、其節之始末、三橋藤右衛門より委細申越候紙面一覽之事に候、兩人共いかにも手際能、在勤有之儀、勇氣も引立候働にて、不慮に骨折候儀と存候段、各一同に噂申事に候、此趣彼者共へも可被申聞候事、  
八月十七日一話一言、綠楓漫筆、

寛政十二年庚申年二月十一日、

御勘定 大島榮次郎  
支配勘定 木原半兵衛

同断 田邊安藏

右蝦夷地に爲御用罷越候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、伊豆守申渡、出雲守侍座、

金十兩  
御徒目付 湯淺三右衛門

右同断に付被下旨、於燒火之間、出雲守申渡、同日、出雲守渡御書付

御目付に

御小人目付 二人  
金三兩宛

蝦夷地に爲御用罷越候に付被下之、右同断、

御目付に

御徒目付 湯淺三右衛門

御扶持方分限に應一倍、宿代一ヶ月金一兩、雜用金一ヶ月四兩二分、賄道具代金三兩二分、

御小人目付 二人

御扶持方二人扶持一倍、宿代一ヶ月金二分、雜用金一ヶ月二兩、賄道具代金二分、

右、蝦夷地に爲御用罷越候に付被下候間、其段可被申渡候、右同断、

御目付に

御徒目付 湯淺三右衛門

在勤中一日銀十五匁宛

御小人目付 二人

在勤中一日銀十匁宛

右、蝦夷地に爲御用罷越候に付、別段爲御手當被下候間、其段可被申渡候、  
同月十六日、

御小納戸頭取格

戸川藤十郎

御小納戸 大河内善十郎

支配勘定

和田兵太夫

按ずるに、此月廿三日御小人頭より支配勘定に轉す、

右、蝦夷地に爲御用罷越候に付被下旨、於躰間、伊豆守申渡、出雲守侍座、

同年三月十日、

千人頭 原半左衛門

右、蝦夷地に爲御用罷越候に付被下旨、於躰間、備中守按ずるに、老中太田資受、申渡、兵部少輔侍座、

同月十六日、

御勘定組頭 村田鐵太郎

右、蝦夷地に爲御用罷越候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、備中守申渡、出雲守侍座、以上、寛政年録、

寛政十二年九月十六日、

御右筆部屋縁類

御勘定吟味方改役 鈴木甚内

金二枚 時服二



右は、蝦夷地爲御用被遣候に付被下むね、伊豆守申渡之、若年寄中侍座、同年十二月廿九日、

大御番 市橋下總守組 河内甚太郎  
右は、蝦夷地御用被仰付旨、戸田采女正申渡之、以上、柳營日次記、

通航一覽附錄卷之七

海防御備部七

○陸奥國松前并蝦夷 巡視開創、附寺院開基、  
寛政十一己未年正月十七日、御書院番頭松平信濃守及び御勘定奉行石川左近將監、御目付羽太庄左衛門、御使番大河内善兵衛、御勘定吟味役三橋藤右衛門に、此五人、皆開創御用掛なり、開創の御趣意を仰合らる、七月廿一日老中松平伊豆守信明より、蝦夷人教育方の事を懸りの輩に演達す、同年信濃守等より、在勤のもの御手當の事を、若年寄立花出雲守種周に伺ひ、これを定む、  
寛政十一己未年正月十七日之御書付  
御書院番頭 御勘定奉行 石川左近將監  
御目付 松平信濃守 大河内善兵衛  
羽太庄左衛門 御使番  
御勘定吟味役 三橋藤右衛門  
今度異國境御取締被仰付候に付、東奥蝦夷之内海邊迄、當分御用地に相成候、其方共右御用被仰付、是迄松前若狭守右土地より年々收納之分は、

通航一覽附錄卷之六終

從公儀若狭守へ相渡候様被成候に付、右場所者萬端其方共差圖仕候様、若狭守に申渡候に付、被得其意、猶土地之様子者、追々申談候之上見分有之、蝦夷人教育之儀、作法迄も任存寄、一體異國之御趣意を合、服從致候様第一に可心附候、右御用之儀者、深き御趣意に而被仰出候儀に有之候間、異國之事とも候得は、其心得を以銘々粉骨を盡し、今度之御趣意不違様、進退差引精勤可被致候、右不得止事儀者、不及伺取計可被申候、右御入用向之儀者、不少分儀有之候間、追々可被相伺候、

未正月雜事記、

寛政十一年七月廿一日、松平伊豆守按するに、口中信明、口達、今度蝦夷地御用之御趣意は、彼島未開之地に有之、夷人共衣食住之三つも不相整、人倫之道も不辨儀、不便之次第に付、今度御役人被遣、御徳化を及し、教育をたれ、漸々日本之風俗に歸し、厚く服從いたし、萬々一外國より懐け候事有之候共、心底動かさる様に存込せ候儀、御趣意之第一に候、然るごと、只今俄に事をゆるめ、或は猥りに物を與へ、急速服從を取候様に而者、往々之際限も無之、却而永

續も致間敷候間、先當時之處は、土地に仕馴候交易之業を以、夷人共潤候様可致候、此交易之儀、是迄之通町人計取計にては、不正之趣も有之哉に相聞え候間、此度者御直捌に相成、夫々御役人交易場に罷在、取捌候筈に候、扱其仕法御救之故とは乍申、猥りに馳候而者不宜候間、交易之極者、やはり是迄之姿に居置、枿目秤目等不足に無之、并惡敷品等不相渡、聊以不正之筋無之様、精々致吟味、夷人共相款、稼方致出精候様可被取計候、右體交易方正敷相成候に付而は、追々出荷物等も相増可申候得共、此度之御趣意、曾而以御益を謀候儀に者無之候間、其所を眼を不附、唯々夷人共潤候儀、專要之目當に致し取計可申事、

一往々者耕作之道を教、穀食を以命をつなき候事を覺させ、漸本國之風儀に馴候様、教育可成事、但、耕作之道未調内に而も、可相成丈連々肉食に遠かり、穀食を仕習ひ候様に教へ置、穀食者肉食より貴きものご申譯を、能々得道致させ置可申候、左候得は、追而農事を施し候節、格別進み方宜敷成功抄行可申候、此段急度相合可被取扱候、

一此度之御趣意難有段、銘々説聞せ可申は勿論に而候得共、必其言と其實と不違様に取計可被申候、彼等は邊鄙之夷人に而、其性却而誠實に可有之候間、聊も偽を施し、本邦無實之國風之様に存込候而は、以之外服從之妨に相成候、此段專要に心掛、逸逸實意を以示之可申候事、

一夷人共、人足其外に遣候節、賃米之儀、別紙定例之通、按ずるに、此別紙は所見なし、遠近にしたかひ少しも無相違相渡、聊も疑惑を生し不申候様、可被取扱候、尤其内にも働格別之者は、賃米之外に少々宛も、品物成共差遣候歟、又は酒食を給させ候歟、其時宜によつて功を賞し可遣候、乍去姑息に流れ不申様、取計致勤辨、己々のはたらし甲乙に仍て、御恩澤厚薄有之候譯を以て知しめ、銘々其職に進み、稼方致出精候様可取計候事、

一夷人共日本詞遣ひ候事、制禁之由に候得共、此度御用地之内は其禁を相止、專和語を遣ひ候様申致、往々和人に致變化候様教育可致事、  
但、此方之人、蝦夷詞を遣ひ候事は決而無用に候、ひたすら夷人に和詞を遣はせ候儀、第一に可

被心懸候、

一夷人共、追々御德澤に感し、御主法に馴れ、和人之風俗に相成度望之者有之候は、月代致させ、日本之服をもあたへ、猶其者稼方等出精致し、餘人をも勵し候程之者に候は、日本風之家作をも拵遣し、外々之者相羨、追々見習風俗を替候様に可被取計候事、

但、此儀は此方よりすゝめ、急に日本之風に可致と謀候は、必氣請に障り成就致ましく候、渠等より相望候時節を待て可被取計候、女之風俗相改候儀尙更之事、

一上を崇候儀者不及申、親に孝に、親族にむつまじく、朋友に信を盡し候道をも追々諭らせ、且いろは文字并數々の文字、杯、連々に教込、往々文字の開候様、可被心掛候事、

一彼地之習に而、有徳成者は妻を大勢持、貧敷者は無妻に而暮し候由に付、自然と出生も少く、廣地に合せ候ては、人別不足之儀にも被存候、此儀も純一に致度物に候得共、急に令を下し候は、其氣請に障り可申候、往々人倫之道を少しも辨へ、末々男女

共獨身之者は無之、子孫多生し候様致度事に候、急には難行筋に候得は、兼々之趣を含、取扱可申事、一夷人共、病氣之もの有之候は、品により臥具等をあたへ、藥用其外可成丈手當致し、死亡之者多く無之様、取計可遣候事、  
右之外、此箇條に洩候事は、其場所々々請取之面々、器量次第十分に力を盡し、一體開國之御趣意を基本と致し、專教育可被致候、何方成とも教育服從之整候方、其場所預之面々手柄に候間、相互に勵合、粉骨を可被盡候事、

未二月

右之通、伊豆守口達之趣、松平信濃守宅において申達、海鳥船記、北

寛政十二年四月、出雲守松平信濃守、石川左近將監、羽太庄左衛門、三橋藤右衛門伺濟、

高三十俵より五十俵以下迄、

金五兩二人扶持

外に引越之節、一度限被下候分、

金三兩

支度金

金七兩

路用

金五兩

賄入用、彼地着之上渡候積、

金二兩

厄介一人に付被下高

同部屋住

金十五兩

外に引越入用一度限之分、

以上

高五十俵より七十俵以下迄、

金七兩

三人扶持

外に引越入用、一度限被下候分、

金五兩

支度金

金十兩

路用

金五兩

賄道具代、彼地着之上渡候積、

金二兩

厄介一人に付被下高

同部屋住

金二十一兩

外に引越入用、一度限之分、

金三兩

支度金

金七兩

路用

厄介一人に付金二兩宛

高七十俵より百俵以下迄、

金八兩 五人扶持  
 外に引越入用、一度限被下候分、  
 金七兩 支度金  
 金十二兩 路用  
 金五兩 賄道具代、彼地着之上渡候積、  
 金二兩宛 厄介一人に付被下高  
 同部屋住  
 金二十七兩  
 外に引越入用  
 金五兩 支度金  
 金十兩 路用  
 金二兩宛 厄介一人に付、被下高、  
 高百俵より百五十俵以下迄、  
 金十兩 七人扶持  
 外に引越入用、一度限被下候分、  
 金十兩  
 金二十兩  
 金三兩宛  
 按ずるに、金高の下、支度金、路  
 用等の圖書、脱せしなるへし、  
 百俵以上之部屋住は、先御用被仰付候積にて、可然

奉存候、  
 高百五十俵より二百俵以下迄、  
 金十三兩 十人扶持  
 外に引越入用、一度限被下候分、  
 金五十兩  
 高二百俵より二百五十俵以下迄、  
 金二十兩 十人扶持  
 外に引越入用、一度限被下候分、  
 金七十兩  
 高二百五十俵より三百俵以下迄、  
 金二十一兩 十一人扶持  
 外に引越入用、一度限被下候分、  
 金八十五兩  
 高三百俵以上  
 金二十四兩 十二人扶持  
 外に引越入用、一度限被下候分、  
 金百兩  
 三百俵以上は高に不拘、本文之御手當を以、爲相勤  
 候積、可然哉奉存候、格致累年錄、  
 享和元辛酉年、御勘定奉行石川左近將監、御目付羽太

庄右衛門を遣はさる、

享和元辛酉年正月廿八日、

御勝手より

金十枚時  
服三羽織

蝦夷地爲御用罷越候  
御勘定奉行

石川左近將監

御目付  
羽太庄左衛門 柳登日

同年在勤の輩、カラフト島を巡行して、山丹人にカラ  
 フト山丹の分界を訊問し、またウルツ島をも巡視  
 せり、證は、本編唐國盛京統部、滿洲山  
 丹之部、地理風俗の條にあり、同二千戌年、こゝし二月、  
 夷地奉行を置る、こゝは開創の事、久しく此御用を扱ひたるに  
 辨せ、のひし故なるへし、  
 より、立花種周に時服を賜はり、松平信濃守、石川左  
 近將監、三橋藤右衛門、村上三郎右衛門等にも、粉骨  
 を盡せしめて黄金、時服を賜はる、其他御勘定、御徒目  
 付等にもまた賜物あり、  
 享和二千戌年二月廿三日、

金十枚  
時服四  
金七枚  
時服三

御書院番頭  
松平信濃守  
御勘定奉行  
石川左近將監

右蝦夷地御用、是迄骨折相勤候に付被下旨、於芙蓉  
 間、老中列座、安藤對馬守按ずるに、老中信成、申渡之、若年寄中  
 侍座、  
 時服五  
 立花出雲守

右同斷に付、於奥被下之、  
同月廿四日、

金七枚  
時服三

日光奉行

三橋藤右衛門 三月廿三日、  
日、御勘定時味役より、日光奉行  
大久保内膳正跡役仰付らる、

右蝦夷地御用、久々骨折候に付被下旨、於芙蓉間、老  
 中列座、安藤對馬守申渡之、  
 同年三月六日、  
 寄合

寄合

村上三郎右衛門

右は蝦夷地御用御免、是迄骨折相勤候に付被下旨、  
 於御右筆部屋縁類、采女正按ずるに、老中戸田氏教、申渡之、若年  
 寄中侍座、  
 同三癸亥年閏正月十八日、

銀十五枚宛

支配勘定

田邊安藏  
和田兵太夫

右蝦夷地御用久々骨折相勤候に付被下旨、於躰躑

之間、備前守按ずるに、老

銀五枚

御徒目付 正田周平

右御用當地にて相勤、骨折候に付被下旨、於燒火之間京極備中守はしめは、備前守と稱す、申渡之、以上、柳繁

御目付

銀三枚

御小人目付

右蝦夷地御用久々相勤骨折候に付被下之、

御徒目付

人

右蝦夷地御用可被差免候事、

同年二月八日、

銀十枚

御徒目付

湯淺三右衛門

右蝦夷地御用、久々相勤骨折候に付被下旨、於燒火間、堀田攝津守按ずるに、若申渡之、

同年十二月十九日、芙蓉之間

時服四

御書院番頭勤役之節

大御番頭

内藤甲斐守

名代

松平圖書頭

同

御書院番頭

安藤伊豫守

右は先達而松平信濃守蝦夷地御用留守中、信濃守組引受相勤候に付被下之旨、戸田采女正申渡之、若年寄中侍座、

時服三

御勤定奉行

小笠原和泉守

右同斷、石川左近將監留守中、道中奉行相勤候に付被下旨、同人申渡之、以上、享和年録、

文化二乙丑年秋、御目付遠山金四郎、寛政十二年正月廿五

日、御徒頭となり、享和二年三月十七日此職に轉す、御勤定吟味役村垣左太夫及び御勤定、御徒目付等を、西蝦夷地に遣はさる、歸府の後賜物あり、同四年三月廿二日、西蝦夷地も御用地となり、金四郎等を遣はされしは、これ爲なるへし、

文化二乙丑年七月十六日、

御目付

遠山金四郎

御勤定吟味役

村垣左太夫

右松前、西蝦夷地を爲御用被遣候間、用意可致旨、於御右筆部屋縁類、老中列座、備前守申渡之、若年寄中侍座、

同年八月十五日、

御勝手より

松前西蝦夷地を爲御用罷越候に付

御目付 遠山金四郎

同

御勤定吟味役

村垣左太夫

同

右御目見、以上、文化年録、御徒方萬年記、

文化二年八月十五日、

金二十兩

御勤定吟味方改役並

柑本兵五郎

同

西村鐵四郎

右松前西蝦夷地を爲御用罷越候に付、於躰躰間、采女正申渡、堀田攝津守侍座、

金十兩

御徒目付

野中新三郎

同

増田藤四郎

右同斷に付被下旨、於燒火之間、堀田攝津守申渡、同日、堀田攝津守渡御書付、

御目付

金三兩宛

御小人目付

人

松前、西蝦夷地を爲御用罷越候に付被下之、

右同斷、

御目付

御徒目付

野中新三郎

増田藤四郎

御扶持分限に應一倍、宿代一ヶ月金一兩、雜用金一ヶ月四兩二分、賄道具代金三兩二分宛、

御小人目付

人

御扶持方二人扶持一倍、宿代一ヶ月金二分、雜用金一ヶ月二分、賄道具代金二分宛、

右松前、西蝦夷地を爲御用罷越候に付被下候間、其段可被申渡候、尤御勤定奉行可被談候、

右同斷、

御徒目付

野中新三郎

増田藤四郎

在勤中一日銀十五兩宛

御小人目付

人

在勤中一日銀十兩宛

右松前、西蝦夷地を爲御用罷越候に付、別段爲御手當被下候間、其段可被申渡之、尤御勤定奉行可被談

候、  
同年閏八月十三日、御目付廻狀之内、  
一金四郎、今朝松前、西蝦夷地に千住通出立にて候、  
同三丙寅年八月十五日、月並御禮有之、  
御勝手より

松前西蝦夷地御用仕廻  
罷御候  
御目付

遠山金四郎

御勘定吟味役  
同  
村垣左太夫

同年十月六日、

金五枚

御目付  
遠山金四郎

御勘定吟味役  
同  
村垣左太夫

右松前、西蝦夷地の罷越骨折候に付被下旨、於芙蓉  
之間、老中列座、大炊頭按ずるに、申渡之、若年寄中侍  
座、

銀十五枚

御勘定吟味役方改役  
柑本兵五郎

右同斷に付被下旨、於躑躅之間、備前守申渡、堀田攝  
津守侍座、

金二枚  
時服二

御勘定  
廣木重右衛門

銀十枚

御徒目付  
野中新三郎

右同斷に付被下旨、於燒火之間、堀田攝津守申渡、以  
上、文化年録、

同四丁卯年八月、若年寄堀田攝津守正教、大目付中川  
飛騨守、松前の海岸を巡見す、證は、本編卷四亞細亞之部、蝦夷  
地、地亂妨始末の條にあり、

其後飛騨守及び御目付遠山金四郎、御使番村上監物  
は、陸奥出羽等の沿海をも巡視せり、證は、異國船扱方之  
部、越後の條にあり、

同五戊辰年、箱館奉行支配調役下役松田傳十郎は、カ  
ラフト島をめくり、在住間宮林藏は、同所より遠く滿  
洲テレンまでいたれり、證は、本編卷四亞細亞之部、滿洲山  
丹之部、地理風俗の條にあり、同

文化六己巳年二月七日、

金二枚  
時服二

御勘定  
小野半彌

右松前表に爲御用罷候に付被下旨、於御右筆部  
屋縁類、備前守申渡、堀田攝津守侍座、  
同七庚午年二月八日、

右松前表に爲御用罷越候に付被下旨、於御右筆部  
屋縁類、備前守申渡、堀田攝津守侍座、  
同年十一月十六日、

金二枚

御勘定  
小野半彌

右松前表に罷越、骨折相勤候に付被下旨、於御右  
筆部屋縁類、備前守申渡之、堀田攝津守侍座、  
同八辛未年二月廿一日、

金二十兩

支配勘定  
宮村勇藏

右松前表に爲御用相越候に付被下旨、於躑躅之間、  
備前守申渡、植村駿河守按ずるに、若  
年寄家長、侍座、  
同年七月十一日、

金二枚

御勘定  
廣木重右衛門

右松前表に罷越、御用骨折相勤候に付被下旨、於  
御右筆部屋縁類、備前守申渡、植村駿河守侍座、  
同九壬申年四月四日、

金二十兩

支配勘定  
山木三保助

右松前表に爲御用罷越候に付被下旨、於躑躅之間、

備前守申渡、堀田攝津守侍座、  
同年八月十日、

銀二十枚

支配勘定  
宮村勇藏

右於松前表御用骨折相勤候に付被下旨、於躑躅之  
間、備前守申渡、堀田攝津守侍座、  
同十癸酉年正月八日、

銀十枚

二丸之番天文方手傳  
足立左内

右松前に爲御用罷越候に付被下旨、於燒火之間、堀  
田攝津守申渡之、  
同年二月七日、

金二枚  
時服二

御勘定  
小野半彌

右松前表に爲御用罷越候に付被下旨、於御右筆部  
屋縁類、備前守申渡之、  
同年七月八日、

銀二十枚

支配勘定  
山木三保助

右松前表に罷越、骨折相勤候に付被下旨、於躑躅之  
間、備前守申渡之、堀田攝津守侍座、  
同十一甲戌年二月十二日、

金二十兩 支配勘定 宮村 勇藏  
右松前表に爲御用罷越候に付被下旨、於躰躑之間、備前守申渡、堀田攝津守侍座、同年八月七日、

金二枚 御勘定 小野 半彌  
右松前表に罷越、骨折候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、備前守申渡、植村駿河守侍座、同十二乙亥年十月八日、

銀二十枚 支配勘定 宮村 勇藏  
右者松前表御用骨折相勤候に付被下旨、於躰躑之間、備前守申渡之、堀田攝津守侍座、同十三丙子年二月四日、

金二枚 御勘定 小野 半彌  
右松前表に爲御用罷越候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、備前守申渡之、同十三丙子年七月十六日、

銀二十枚 支配勘定 山木 三保助  
右者松前表に罷越、御用骨折相勤候に付被下旨、

於躰躑之間、備中守申渡之、駿河守侍座、同十四丁丑年二月廿三日、

金二枚 御勘定 宮村 勇藏  
右松前表に爲御用罷越候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、大炊頭申渡之、植村駿河守侍座、同年八月廿二日、

金二枚 御勘定 小野 半彌  
右松前表に罷越、骨折相勤候に付被下旨、於躰躑之間、若狹守按ずるに、老中酒井忠進、御徒方萬年記、申渡之、以上、柳營日記、文政元戊寅年二月十日、

金二枚 御勘定 山木 三保助  
右松前表に爲御用罷越候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、下野守按ずるに、老中青山忠裕、申渡、堀田攝津守侍座、同二己卯年二月八日、

金二枚 御勘定 宮村 勇藏  
右松前表に爲御用罷越候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、出羽守按ずるに、老中水野忠成、申渡之、植村駿河守侍座、同年七月十一日、

金二枚 御勘定 山木 三保助  
右松前表に罷越、御用骨折相勤候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、出羽守申渡之、堀田攝津守侍座、同三庚辰年二月十四日、

金二枚 御勘定 廣木 重右衛門  
右松前表に爲御用罷越候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、出羽守申渡、駿河守侍座、同年七月八日、

金二枚 御勘定 宮村 勇藏  
右松前表御用骨折候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、出羽守申渡之、駿河守侍座、同四辛巳年二月九日

金二枚 御勘定 山木 三保助  
右者松前表に爲御用罷越候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、出羽守申渡之、駿河守侍座、以上、文政年録年十二月七日、松前蝦夷を松前氏に返し賜はり、其明年猶御勘定及び松前奉行支配の輩を遣はさる、こは彼地引渡等の爲なるに、り、前册御用地の條に出す、  
文化元甲子年五月、蝦夷地にはしめて三箇寺を新建

せらる、同三丙寅年、其事により寺社奉行支配の役人を遣はさる、寛政十一年、近藤重藏エトロフ島を巡行し、其人を説に載る、こは、然れば寺院開基ありし、邪宗門を禁せらる、御意にして、こはまた海防の一端たれば記載す、但し是より先、巡島の輩カラフト島に辨天祠、アツクシに神明神社を建立せり、

文化元甲子年五月、天台宗等樹院、浄土宗善光寺、禪宗臨濟派國泰寺、右蝦夷地三箇寺御開基に依て、彼地住職仰付らる、片山氏筆記、

文化元年五月、新規蝦夷地寺院被仰付候、  
文化元甲子年より  
四年迄十ヶ年之間  
百儀  
天台宗 歸徳山厚澤寺  
等 樹院  
シヤマニ

一ヶ年、四十八兩、十二人扶持、  
(朱書)  
外、出立道中入用金四十五兩、

墨書、朱書共 浄土宗 大白山道場院 善光寺  
前同職 墨書、朱書共 五山流 景運山 國 泰 厚氣志 寺  
前同職 墨書、朱書共 格致累年續錄集、

文化元年六月朔日、月並御禮、

御白書院御次一同

一束一卷

住職之御禮  
蝦夷地

樹院

同斷

同善

光寺

同斷

同國

泰寺

同二乙丑年三月七日、

時服三

蝦夷地

樹院

同

同善

光寺

同

同國

泰寺

右御暇に付被下旨、於檜之間、大久保安藝守按ずるに、寺社奉行、申渡之、

同三丙寅年十月廿日、

寺社奉行吟味物調役  
御勘定組頭格

星野鐵三郎

寺社奉行吟味物調役

西田金次郎

右、東蝦夷地寺院之儀に付、爲御用被遣候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、大炊頭申渡、

同四丁卯年四月廿八日、月次御禮、

御納戸構

蝦夷地御用仕廻罷候  
寺社奉行吟味物調役  
御勘定組頭格

星野鐵三郎

寺社奉行吟味物調役

西田金次郎

同四丁卯年五月廿四日、

銀十五枚

寺社奉行吟味物調役  
御勘定組頭格

星野鐵三郎

同十枚

同調役

西田金次郎

右、蝦夷地寺院之儀、御用骨折相勤候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、下野守申渡、以上、文化年縁、

蝦夷には、神佛なく、文字なく、醫もなく、た、酒を飲時、唱へ言ありて祭る様體、彼等中に尊信するものありと見えたり、何を祭り何を唱ふると尋ければ、其譯云開せず、家々神佛の像もなければ、何といふ事知れず、もしや天を拜し、日を拜する心もあるか、老蝦夷等朝に海岸へ出て拜する體あり、蝦夷國委見記、

通航一覽附錄卷之七終

通航一覽附錄卷之八

海防部八

○陸奥國松前并蝦夷 奉行并支配役人

享和二壬戌年二月廿三日、御小納戸頭取格戸川筑前守、御目付羽太庄左衛門、この冬、安藝、守に任ず、はしめて蝦夷地奉行を命せられ、五月十一日箱館奉行とあらためらる、同年奉行支配吟味役二人を置れ、同三癸亥年、調役、同並、同下役、同在住等の支配向を屬せらる、文化四丁卯年四月十六日、吟味役格二人、調役下役元締四人新に命せられ、その後、調役並書役、奉行手附出役等も仰付らる、

享和二壬戌年二月廿三日、

蝦夷地奉行

御小納戸頭取格

戸川筑前守

御目付

羽太庄左衛門

筑前守儀は、五百石高御加増被成下、

右、於御前、被仰付之、

戸川筑前守

羽太庄左衛門

勤候内、二千石高に御足高被下之、座順之儀は、長崎奉行之次に可罷在候旨、

右於新番所前溜、對馬守按ずるに、老中安藤信成、申渡、書付渡之、

御用之節は、是迄之通  
り奥へも可罷出旨、

戸川筑前守

右於同席、同人申渡、書付渡之、

同年五月十一日、松平伊豆守按ずるに、老中信明、渡す、

大目付に  
御目付に

戸川筑前守

羽太庄左衛門

右向後箱館奉行と相唱候間、可被得其意候、

五月以上、享和年縁、

享和二二年二月廿三日、始而蝦夷地奉行を置る、且其

支配吟味役二人出来、山本氏筆記、

享和二二年十月十八日、

御勘定組頭  
格式小十人組頭之次席

村田鐵太郎

右、於御右筆部屋縁類、老中列座、采女正申渡、按ずるに、高橋三平も吟味役たり、年縁にその命せられし事を載せされど、こ

とし十一月朔日、同人箱館より歸府御禮の事みえられたれば、これより先、この地在勤中御書付をも

同三癸亥年閏正月十八日、

箱館奉行支配調役被仰付、  
勤候内百五十俵高に御足  
高被成下、御役扶持十人  
扶持つ、被下之、

御勘定吟味方改役  
鈴木甚内  
支配勘定  
菊地惣内  
御徒目付  
藤本徳三郎

右被仰付旨、於躑躅之間、備前守按するに、老中牧野忠精申渡之、

箱館奉行支配調役並被仰  
付、勤候内百俵高に御足  
高被成下、七人扶持つ、  
被下之、

坂本傳之助  
富山元十郎  
御代官寺西重次郎手附  
御普請役元締格  
宮本源次郎  
御普請役元締格  
山田鯉兵衛

右、於同席、同人申渡之、  
享和三年閏正月十八日、京極備中守按するに、若年寄高久、若渡御  
書付

御目付に

御中間目付  
深山宇平太  
御小人目付  
松田仁三郎  
御小人  
田口久次郎

右箱館奉行支配調役下役可被申渡候、勤候内三十  
俵三人扶持之高に、御足高御足扶持被下之、役扶持  
三人扶持被下候間、其段も可被申渡候、尤箱館奉行  
可被談候、  
右同断、

箱館奉行支配調役

御役順御勘定吟味方改役之上、  
同並

役順吟味方改役並之通、  
同下役

役順吟味方下役之上、  
右之通に候事、

同年二月十五日、月並御禮有之、

御勝手より

御暇

箱館奉行  
初而 戸川筑前守

金十枚  
時服三羽織  
按するに、支配向は春御暇は歸府御暇の時、吟味役は金十枚時服  
二、調役、同出役は同一調役並、同出役は金十兩たまはれり、  
同年六月朔日、立花出雲守按するに、若年寄種周、若渡、

御目付に

御小人  
小永井堅次郎

右蝦夷地在住被仰付候間、其段可被申渡候、尤箱  
館奉行可被談候、以上、享和年録、  
文化元甲子年二月六日、堀田攝津守按するに、若年寄正敦、若渡御  
書付、

御目付に

御中間  
三橋勝十郎

右蝦夷地在住被仰付候間、其段可被申渡候、尤箱  
館奉行可被談候、

同年二月十五日、月並御禮有之、

御勝手より

御暇

箱館奉行  
初而 羽太安藝守

金五枚  
時服三羽織  
同年七月朔日、月並御禮有之、

御勝手より

參上

箱館奉行  
御矢羽一箱 戸川筑前守

御目付に

同年十一月五日、堀田攝津守渡、

御中間  
田中直藏

右蝦夷地在住被仰付候間、其段可被申渡之、尤箱  
館奉行可被談候、

同四丁卯年四月十六日、

箱館奉行支  
配調役に

御勘定  
木原半兵衛  
箱館奉行支配調役並  
富山元十郎  
宮本源次郎

右被仰付旨、於躑躅之間、備前守申渡之、

箱館奉行支  
配調役並に

支配勘定格  
三浦喜十郎  
御普請役元締格  
小俣次郎次  
箱館奉行支配調役下役  
高橋次太夫  
御贈方  
太田彦助

右被仰付旨、於同席、同人申渡、若年寄中侍座、  
同日、

箱館奉行に

箱館奉行支配調役  
大島榮次郎  
菊地惣内



箱館奉行支配吟味役格被仰付、取來御宛行之外、御役金五十兩、在勤中別段御手當金六十兩被下之、

同並  
寺田忠右衛門  
山田鯉兵衛

箱館奉行支配調役被仰付、勤候内並之通御足高被下之、御役扶持も被下之、

右之通被仰付候、於彼地可被申渡候、  
箱館奉行

小普請組  
八木十三郎支配  
増田金五郎

箱館奉行支配調役並被仰付、勤候内並之通御足高被下、役扶持も被下之、

御書院番頭  
高木伊勢守與力  
岩間哲藏

箱館奉行支配調役並被仰付、取來地方内百石被下、勤候内唯今迄之高に御足高被下、役扶持も被下之、右之通、箱館并蝦夷地に申越候様、高木伊勢守、八木十三郎に相達候、且又金五郎儀は御目見以上に候得とも、引下け勤被仰付候間、可被得其意候、右二通之書付、箱館奉行戸川筑前守に、於新番所前

溜、備前守渡之  
箱館奉行

箱館奉行支配  
調役下役  
戸田又太夫

右、何も支配調役下役元緒可被申渡候、勤候内八十俵三人扶持之高に、御足高御足扶持被下、役金十兩、在勤年御手當金二十兩、雜用金五十五兩被下候間、其段も可被申渡候、役順之儀は、御普請役元緒之上に可被心得候、

右書付、戸川筑前守に備前守渡之、同日堀田攝津守渡、御目付に  
箱館奉行支配  
調役下役  
戸田又太夫  
中村小市郎  
關岡右衛門  
村上次郎右衛門

右、調役下役元緒申付候、役順御普請役元緒之上に候事、  
同月廿七日、

御勘定  
湯淺孫作  
箱館奉行支配調役並  
三浦喜十郎  
御普請役元緒格  
最上徳内

同並に  
右被仰付旨、於躰躰之間、備前守申渡之、以上、文化元、在任之者姓名  
丁卯年記之、  
清水勘番  
小野安藝守支配  
田中定右衛門  
牛込輕子坂中島東兵衛地之内

元米八石、二人扶持  
享和元辛酉年正月、清水小普請より在任被仰付、同三月出立、

高現米十七石、三人扶持  
内、十石、二人扶持本高、  
同年同月在任被仰付、同三月出立、  
高百俵、五人扶持  
中村又太郎  
本所経町三丁目

(朱)十兩、七人扶持在任御手當、  
同二壬戌年十二月在任被仰付、同三癸亥年四月出立、

高三十俵、二人扶持  
小普請  
小濱長五郎組  
柵木猪之助  
御竹藏南門前參町

(朱)五兩、二人扶持同斷、  
同三癸亥年六月在任被仰付、同八月出立、  
高三十俵、二人扶持  
西九御先手  
齋藤長八郎組同心  
六笠仁兵衛  
下谷三枚橋

(朱)五兩、二人扶持同斷、  
文化元甲子年二月在任被仰付、同三月出立、  
高十五俵、一人扶持  
御中頭  
鈴木半十郎組同心  
三橋藤十郎  
本郷菊坂臺町

(朱)二兩、一人半扶持同斷、  
同年二月在任被仰付、同三月出立、同二乙丑年閏八月病氣に付歸府、同四丁卯年七月出立、  
高十五俵、一人半扶持  
右同人組  
田中直藏  
下谷辻番屋敷三浦忠太大地面之内、父半三郎同居、

(朱)二兩、一人半扶持同斷、  
同年十一月在住被仰付、同乙丑年二月出立、

父高四十俵、一人半扶持  
折原政吉卯二  
十六  
内、十五俵本高、  
北本所發町

(朱)十五兩同斷、  
同年十一月在住被仰付、翌乙丑年三月出立、  
高十五俵、一人扶持  
大林惣太夫

(朱)同斷、

父高三十俵、二人扶持  
今川小三卯三  
十四  
今川小三卯三  
十四  
小普請櫻來喜内組  
今川兜八郎  
妻子遠置部屋在

(朱)金十五兩同斷、

同三丙寅年十月在住被仰付、同四丁卯年五月出立、  
高三十五俵、二人扶持  
小普請小濱長五郎組  
平川半次卯三  
十六  
目白壺水屋敷

(朱)五兩、二人扶持同斷、  
同四丁卯年四月在住被仰付、同五月出立、

高二十俵、二人扶持

(朱)三兩二人扶持同斷、  
在所年月右同斷、

高三十俵、二人扶持  
(朱)同斷、

在住年月右同斷、

高三十俵、二人扶持  
内、二十石地方、  
(朱)同斷、

在住年月右同斷、

在住年月右同斷、

高二十俵、二人扶持

御留守居同心持格  
御代官竹垣三右衛門手附  
水谷茂十郎卯三  
十二  
下谷御切手町

御先手  
木原兵三郎組同心  
武見辨之助卯四  
十五  
青山宮樓御門前

御先手  
飯塚伊兵衛組同心  
遠藤津右衛門卯四  
十三

西丸御先手  
渡邊久藏組同心  
森内祐次卯廿  
九  
千駄ヶ谷御鹽硝藏組屋敷

御禮砲御軍筋奉行  
古坂辨藏組同心  
齋藤要八郎卯三  
十四

(朱)三兩二人扶持同斷、  
在住年月右同斷、

高十五俵、一人半扶持  
御具足奉行  
福島傳兵衛組同心  
今井泉藏卯二  
十三  
下谷御具足町

(朱)二兩一人半扶持同斷、  
在住年月右同斷、

高二十五俵、二人扶持  
濱御殿番世話役  
和田貞吉卯四  
十八  
濱御殿地御長屋

(朱)三兩二人扶持同斷、  
在住年月右同斷、

高二十俵、二人扶持  
評定所同心  
河久保和三郎卯三  
十三  
青山五十人町長谷平次郎地面之内

(朱)三兩二人扶持同斷、  
在住年月右同斷、

高二十俵、二人扶持  
小普請  
遠見左近組  
丹羽鑑次郎卯三  
十三  
四谷仲殿町紀伊殿西門前

(朱)同斷、  
在住年月右同斷、

高二十俵、二人扶持

(朱)三兩二人扶持同斷、  
在住年月右同斷、

高百俵、五人扶持

(朱)十兩七人扶持同斷、

文化四年四月在住被仰付、同七月出立、  
文化四年、  
箱館奉行并支配姓名  
二十石高  
此外御役料五百俵つ、

持高  
此外御役料三百俵つ、

百五十俵

御役扶持十人扶持  
御手當金十八兩つ、

小普請  
藤田權佐組  
石井善藏卯三  
十二  
栗鴨稻荷前

小普請  
松平孫太夫支配  
世話取扱  
牛袋左兵衛卯四  
十  
小石川大塚壺町

箱館奉行  
戸川筑前守  
羽太安藝守  
同支配吟味役  
高橋三平  
鈴木甚内  
同格  
大島榮次郎  
菊地惣内

右、吟味役在住之節は、百五十俵四ツ物成、御手當金九十兩と六十兩、

百五十俵御役扶持十人扶持つゝ、

同調役

佐藤茂兵衛

八王子千人頭より

原半左衛門

木原半兵衛

宮本源次郎

三浦喜十郎

右在住之節は、高百俵扶持、御役扶持七人扶持、

同調役並

増田金五郎

岩間哲藏

高橋次太夫

最上徳内

右在住之節は、高八十俵三人扶持、外金十五兩つゝ、

調役下役元種

戸田又太夫

關岡右衛門

右在住之節は、按ずるに、以下脱文なり、

比企市郎右衛門

坂本傳之助

元御普請役

富山元十郎

湯淺孫作

深山宇平太

小俣次郎次

太田彦助

中村小市郎

村上次郎右衛門

調役下役

元御同心

長島新左衛門

田口久次郎

關谷茂八

石坂武兵衛

柳權十郎

元御普請役

早川八郎

向井勘助

鈴木覺次

萩原藤太郎

川西祐助

右在住之節は、按ずるに、以下脱文なり、

箱館奉行手附出役

御勘定

荒井平兵衛

御先手與力

高橋藤藏

同

西山平十郎

同

丹内專助

同

竹内五十助

松田仁三郎

井上喜左衛門

小川喜太郎

福井政之助

庵原直一

元御持同心

玉井犀助

兒玉嘉内

近藤斧八

杉山修左衛門

中山金右衛門

支度勘定

田邊安藏

御徒

天田六三郎

同

長野七太夫

同

大西段右衛門

同

永倉勘右衛門

蝦夷地在住

牛袋左兵衛

折原政吉

田中伴四郎

平川半次郎

武見辨之助

森内祐次

今井泉藏

三橋藤十郎

大塚惣太郎

田村兵右衛門

水谷茂十郎

石井善藏

吉野藤内

同御用達

田中金吾

見習

田中伊三郎

手代頭取

庄

平手代

飯焚

一

中川又太郎

柵木猪之助

重松熊五郎

大笠仁兵衛

遠藤津左衛門

齋藤要八郎

和田貞吉

田中直藏

今川小三郎

河久保和三郎

丹羽鑑次郎

箱館御役所湯呑所之者

溝口幸助

利倉勇八郎

北村甚右衛門

元種手代

重兵衛

長藏

小遣

四

人

人文化丁卯松前異事録、

享和二年以來、箱館奉行より上裁を経て、蝦夷地在住の輩、御手當の事を定む、

在住のもの御手當

享和二年九月、備前守に箱館奉行伺濟、

高十俵より二十俵以下まで、

金二兩 一人半扶持

外に、引越之節一度限被下候分、

支度金

金三兩 路用

厄介一人に付、金一兩二分つゝ、

賄道具代

高二十俵より三十俵以下迄、

金三兩 二人扶持

外に、引越之節一度限被下候分、

支度金

金三兩二分 賄道具代

金四兩 路用

厄介一人に付、一兩二分つゝ、

在勤のもの、彼地の差遣候迄、江戸掛為相勤候に付、在府中御手當、

御目見以上以下之無差別、

上下以上之者 五人扶持

上下以下之者 三人扶持

右御用金之内より、石代を以差遣候積、

戊八月

蝦夷地在勤在住之者、御手當定書

箱館より道法凡百里餘、

一ホウイツミまで罷越候もの

調役は 一日銀三匁つ、

同並は 一日銀二匁五分つ、

下役は 一日銀二匁つ、

同斷 ビロウの百十五里、  
ネモロの二百里、

一ビロウよりネモロまで罷越候者

調役は 一日銀三匁五分つ、

同並は 一日銀三匁

下役は 一日銀二匁五分つ、

同斷海陸二百三里餘、

一クナヅリ島、シャコタン島へ罷越候もの

調役は 一日銀七匁五分つ、

同並は 一日銀七匁つ、

下役は 一日銀六匁五分つ、

右割合を以、在勤之節夫々御手當被下候事、

蝦夷地在住之者

一高百俵より百五十俵以上、

箱館在住は 一ケ年御手當 金二十兩、

ヤムクシナイより  
ホロイツミまで 在住は 一ケ年御手當 金二十七兩之積、

但、一日四匁六分つ、

ビロウよりア  
ツクシまで 在住は 一ケ年御手當 金二十八兩一分、銀四匁二分之積、

但、一日四匁八分つ、

ネモロ在住は 一ケ年御手當 金三十兩、銀五匁四分之積、

但、一日五匁一分つ、

クナヅリ  
シャコタン 在住は 一ケ年御手當 金四十兩、銀七匁二分之積、

但、一日六匁八分つ、

エトロフ在住は 一ケ年御手當 金五十一兩三分、銀十匁二分之積、

但、一日八匁八分つ、

一高五十俵より百俵以下まで、

一高五十俵より百俵以下まで、

箱館在住は 一ケ年御手當 金十八兩つ、

ヤムクシナイより  
ホロイツミまで 在住は 一ケ年御手當 金二十兩三分之積、

但、一日三匁五分つ、

ビロウよりア  
ツクシまで 在住は 一ケ年御手當 金二十一兩三分、銀二匁八分之積、

但、一日三匁七分つ、

ネモロ在住は 一ケ年御手當 金二十三兩二分、銀六匁之積、

但、一日四匁つ、

クナヅリ  
シャコタン 在住は 一ケ年御手當 金三十三兩二分、銀七匁八分之積、

但、一日銀五匁七分つ、

エトロフ在住は 一ケ年御手當 金四十五兩一分、銀十匁八分之積、

但、一日七匁七分つ、

一高二十俵より五十俵以下まで、

箱館在住は 一ケ年御手當 金十五兩つ、

ヤムクシナイより  
ホロイツミまで 在住は 一ケ年御手當 金十六兩二分之積、

但、一日二匁八分つ、

ビロウよりア  
ツクシまで 在住は 一ケ年御手當 金十九兩一分、銀十三匁二分之積、

但、一日五匁つ、

クナヅリ  
シャコタン 在住は 一ケ年御手當 金二十八兩二分之積、

但、一日五匁つ、

エトロフ在住は 一ケ年御手當 金四十一兩一分、銀三匁之積、

但、一日七匁つ、

一高十俵より十五俵以上、

箱館在住は 一ケ年御手當 金十兩つ、

ヤムクシナイより  
ホロイツミまで 在住は 一ケ年御手當 金十二兩之積、

但、一日二匁二分つ、

ビロウよりア  
ツクシまで 在住は 一ケ年御手當 金十四兩、銀九匁六分之積、

但、一日二匁四分つ、

ネモロ在住は 一ケ年御手當 金十五兩三分、銀十匁八分之積、

但、一日二匁七分つ、

クナヅリ在住は 一ヶ年御手當  
シヤコタン 金二十三兩之積、  
但、一日四匁八分つゝ、

エトロフ在住は 一ヶ年御手當  
金二十三兩之積、  
但、一日六匁四分つゝ、

右割合之通、在住之分も夫々御手當被下候事、  
調役 鈴木甚内  
金三十兩

同二十五兩 同並 山田鯉兵衛  
同十五兩 同下役 村上次郎右衛門

右は、箱館の家内召連在勤に付、道中筋爲御手當被下候事、

蝦夷地在住之者、御切米御扶持方等、渡方之伺濟、

文化元子年正月、御勘定奉行の掛合取極、  
御勘定奉行衆 箱館奉行

蝦夷地在住之もの、御切米御扶持方、蝦夷地御入用金より取替相渡置候分、年々暮一度に、御金藏より請取候之積、御掛合之上伺相濟、先達而其段及御達置候、右請取方之儀、御切米は三季、其時分御張紙直

段定、御扶持方は正月分より二月分までは前年冬御張紙、三月より五月分迄は春御張紙、六月分より十月分までは夏御張紙、十一月分より十二月分迄は、冬御張紙直段を以請取申度存候、依之及御掛合候、  
子正月

(朱下ケ札)

御書面蝦夷地在住之者、御切米并御扶持方請取方之儀に付、御掛合之趣致承知候、御書面之通御取計有之候儀存候、此段及御挨拶候、  
子正月

- 柳生主膳正
- 中川飛騨守
- 小笠原和泉守
- 鈴木門三郎
- 岡松八右衛門
- 金澤瀬兵衛

同年十一月、奉行開濟、  
箱館并蝦夷地在住、別段場所詰御手當之儀、是まで段々分限高割合にて被下候得とも、十俵より十五俵まで、御手當割之儀、以來は二十俵以下割合之通、被下置候様仕度奉存候、依之奉伺候、以上、  
子七月

- 村田鐵太郎
- 藤本徳三郎

原 半左衛門 富山元十郎  
宮本源次郎 山田鯉兵衛

(朱)奉行附札

一在住之もの御手當被下方之儀、病氣にて在住御免相願候もの、願之通被仰渡候月まで、月割を以米金とも被下積、且病死致し候ものも、同様死去之月まで可相渡旨、於會所、子正月廿一日、安藝守殿按ず、箱館奉行羽太、安藝守なり、被仰渡候、

但、妻子、厄介等、彼地に差置自分計出府致し、在住御免相願候節も、本文之通御免被仰渡候日まで被下候積、以上、格致累年録、

文化四丁卯年十月廿四日、御納戸頭御勘定吟味役兼勤河尻甚五郎この冬肥後、淡路守に任ず、御勘定吟味役村垣左太夫同、淡路守に任ず、新に箱館奉行を命せられ、奉行四人となり、かつ箱館役所を松前に移して、松前奉行と改めらる、同年十一月十八日、羽太安藝守御役御免、十二月廿二日、御先手荒尾但馬守これに代り、同五戊辰年四月七日、戸川筑前守も御役御免ありて、筑前守、安藝守、御替の部、蝦夷地亂妨、是より三人となりしか、同六己巳年七月四日、河尻肥後守西丸御持頭に轉し、その跡關員し

て、又二人となる、同九壬申年二月十七日、御勘定奉行小笠原和泉守、松前奉行兼勤を命せらる、この月十三日、村垣左太夫、御勘定吟味役、松前奉行御勘定奉行に轉し、また松前奉行を兼しめらる、  
文化四丁卯年十月廿四日、

- 御納戸頭 河尻甚五郎
- 御勘定吟味役 村垣左太夫
- 松前奉行被仰付、三百俵 高に御加増被成下、

右、於御前被仰付之、  
同月廿五日、大炊頭按ずるに、老中土井利厚、渡す、  
大目付

箱館奉行之儀、向後松前奉行と相唱候間、可被得其意候、以上、文化年録、

文化四年十月廿四日、移箱館役所于松前、稱松前奉行、靖北録、  
文化四年、朝廷賜松前若狭守九千石邑于陸奥州梁川、因是箱館奉行移駐割松前城、管轄野作關國、北海島船記、  
文化四年十月廿四日、御目付按ずるに、御目付は誤りなり、河尻甚五郎自注、肥後守に改、御勘定吟味役村垣左太夫自注、淡路守に改、向

後箱館御役所を松前に御引移、御役名も松前奉行と御改唱にて被仰付之、座順長崎奉行次席にて交替、同年十一月十八日、羽太安藝守御役御免、同五戊辰年四月七日、戸川筑前守御役御免、竹尾筆記、文化四年十二月八日、

御勘定吟味方改役  
相本兵五郎

勤候内、是迄之通御足高被下、御役御扶持十人扶持被下之、  
右被仰付旨、於御右筆部屋縁類、老中列座備前守申渡之、

御勘定吟味方改役並  
森 覺 藏

吟味方改役下役  
吉見 専三郎

御普請役  
岩 淺三五太夫

右被仰付旨、於躑躅之間、同人申渡之、  
同年十二月十六日、

松前奉行  
河尻 甚五郎

肥後守改  
村垣 左太夫

淡路守改

右諸大夫被仰付旨、於御白書院縁類、老中列座備前守申渡之、若年寄中侍座、  
同月廿二日、御座之間

御役替御先手  
荒尾 但馬守

右、於御前、被仰付之、  
同日、

荒尾 但馬守

三百俵高に御加増被成下、  
右、於芙蓉之間、老中列座、備前守申渡之、以上、御普文化五戊辰年正月七日、當日之御禮相濟、  
御勝手より

御暇

松前奉行  
村垣 淡路守

御暇  
初而 村垣 淡路守

御勝手より  
御暇

松前奉行  
河尻 肥後守

初而 河尻 肥後守

御目付

御掃除之者  
木下 糸五郎

右松前奉行組同心可被申渡之、勤候内並之通御足高御足扶持被下候間、其段も可被申渡候、尤松前奉行可被談候、  
同六己巳年正月廿八日、月並御禮有之、

御勝手より

御暇

松前奉行  
初而 荒尾 但馬守

同年七月四日、御座之間

西丸御持頭森山源五郎跡

松前奉行  
河尻 肥後守

右、於御前被仰付之、  
同年十月十八日、

小普請組明支配  
中川 又太郎

松前奉行支配調役並  
深 山 宇平太

右被仰付旨、於躑躅之間伊豆守申渡之、  
同年十一月十五日、月並御禮有之、

松前奉行

御矢羽一箱  
村垣 淡路守

文化七庚午年七月朔日、月並御禮有之、

御勝手より

御暇

松前奉行  
村垣 淡路守

同年十一月朔日、月並御禮有之、

御勝手より

參上

松前奉行  
荒尾 但馬守

同年十二月廿六日、

松前奉行支配吟味役  
高 橋 三平

常々出精相勤候に付、本高百俵被成下、  
右於御右筆部屋縁類、老中列座、下野守申渡、  
同月廿八日、

右松前御役所表門、并沖之口番所御普請御用、骨折相勤候に付被下旨、於躑躅之間、備前守申渡、  
同九壬申年二月十七日、御座之間

松前奉行支配調役  
森 覺 藏

銀七枚

御勘定奉行  
小笠原 和泉守

松前奉行兼役

右於御前、被仰付之、自注、二月十三日村垣淡路守病氣に付、御役御免跡役なり、  
同日、

同 人

松前奉行是迄取來候御役料被下旨、  
右、於新番所前溜、下野守申渡之、  
同十三丙子年正月廿九日、

松前奉行支配調役並  
金十兩つ、  
太田彦助  
高橋藤藏

右御暇に付被下旨、於躑躅之間、大炊頭申渡之、  
同年三月八日、

松前奉行支配調役並  
小俣次郎八

右被仰付旨、於躑躅之間、若狹守按するに、老中酒井忠道、申渡之、  
同日、

松前奉行支配調役並  
高橋次太夫

右、於新番所前溜、柳生主膳正按するに、御勤定奉行なり、伊豆守書付相渡之、  
同年五月四日、御座之間

御勘定奉行

松前奉行  
服部備後守  
伊賀守之改

右、於御前、被仰付之、  
同日、

同 人

松前奉行兼帶、是迄之通御役料其儘被下之、  
右、於芙蓉之間、老中列座、備前守申渡之、  
御勝手方可相勤旨

同 人

右、於新番所前溜、同人申渡之、  
同年九月十六日、堀田攝津守渡、  
御目付に

御小人  
大林彦次郎

右、蝦夷地在住可被申渡候、尤松前奉行可被談候、  
同年十二月廿三日、

御勘定奉行  
松前奉行兼帶  
服部伊賀守

右松前奉行兼帶御免、蝦夷地之儀は、是迄之通可取  
扱旨、於新番所前溜、下野守申渡、  
同十四丁丑年二月二日、御座之間  
松前奉行服部伊賀守跡  
御目付  
夏目次郎左衛門

同月十五日、月並御禮有之、

御勝手より

御暇

金十枚  
時服二羽織

松前奉行  
初而 夏目次郎左衛門

松前奉行  
夏目次郎左衛門  
左近將監之改

右諸大夫被仰付旨、於芙蓉之間、大炊頭申渡、  
但、老中可有列座所、西丸御先相越候に付如右、  
同年三月十九日、

松前奉行支配  
調役並出役  
勤候内、御役扶持  
五人扶持被下之、  
阿部勘左衛門組御徒  
龍崎八郎左衛門

右被仰付旨、於躑躅之間、伊豆守申渡之、以上、文政元年戊寅年十月十三日、  
神保修理組御徒  
丹内專助

右被仰付旨、於躑躅之間、青山下野守申渡之、若年  
寄中侍座、

本目帶刀組四丸御徒  
松前奉行支配調役  
並出役  
天田六三郎

御勘定奉行

松前奉行  
服部備後守  
伊賀守之改

右、於御前、被仰付之、  
同日、

同 人

松前奉行兼帶、是迄之通御役料其儘被下之、  
右、於芙蓉之間、老中列座、備前守申渡之、  
御勝手方可相勤旨

同 人

右、於新番所前溜、同人申渡之、  
同年九月十六日、堀田攝津守渡、  
御目付に

御小人  
大林彦次郎

右、蝦夷地在住可被申渡候、尤松前奉行可被談候、  
同年十二月廿三日、

御勘定奉行  
松前奉行兼帶  
服部伊賀守

右松前奉行兼帶御免、蝦夷地之儀は、是迄之通可取  
扱旨、於新番所前溜、下野守申渡、  
同十四丁丑年二月二日、御座之間  
松前奉行服部伊賀守跡  
御目付  
夏目次郎左衛門

松前奉行支配調役並被仰付、勤候内並之通、御足高  
御役扶持被下之、御徒方萬年記、  
文政二己卯年七月廿四日、

松前奉行支  
配吟味役  
森 覺 藏

佐藤茂兵衛跡

右被仰付旨、於御右筆部屋縁類、老中列座、出羽守  
按するに、申渡之、  
同年八月十四日、

松前奉行支配調役に  
高橋藤藏  
右被仰付旨、於躑躅之間、加賀守按するに、老中申渡之、  
同三庚辰年三月八日、御座之間

松前奉行本多大和守跡  
高橋三平

松前奉行本多大和守跡  
三百俵に御加増、  
按するに、三平は文化十一年十二月廿七日、松前奉行支配吟味  
より、西丸御納戸頭に轉し、同十五年二月八日、佐渡奉行に  
なり、  
同年三月十五日、

御勝手より  
御暇  
松前奉行  
初而 高橋三平

同日、  
 松前奉行 高橋 三平  
越前守と改  
 右諸大夫被仰付旨、於芙蓉之間、老中列座、備中守  
按するに、阿部正精、申渡之、  
 同年四月廿一日、

須田甚三郎組御徒  
 松前奉行支配調役  
 並出役  
 龍崎八郎左衛門  
 松前奉行支配調役並  
 關 岡右衛門  
 同調役下役元締  
 柳 權十郎

松前奉行支配調役並  
 松前奉行支配調役  
 配吟味役格  
 荒井平兵衛跡  
 右被仰付旨、於御右筆部屋縁類、老中列座、下野守  
 申渡之、  
 同年三月廿四日、

右被仰付旨、於躑躅之間、出羽守申渡之、以上、文政年録  
 文政四辛巳年十二月七日、松前志摩守章廣に、松前蝦  
 夷地舊のこころかへし賜はり、新開の島をも屬せら  
 る、この證は、前册御  
 用地の條にあり、同五壬午年、松前奉行高橋越前守は  
 長崎奉行、夏目左近將監は西丸御留守居を命せられ  
 て、この職廢す、自餘吟味役をほしめ、  
 文政五壬午年六月十四日、御座之間

松前奉行 高橋 越前守  
 長崎奉行間宮筑前守跡  
 右、於御前、被仰付之、  
 同年七月廿四日、御座之間

松前奉行 西丸御留守居  
 夏目 左近將監  
 松前奉行 御留守居  
 同年十一月廿七日、  
 佐渡奉行支配調役  
 横山七左衛門跡  
 永々御目見以上  
 御奉行 吉見定右衛門跡  
 永々御目見以上  
 松前奉行支配吟味役格  
 森 覺 藏  
 同 三浦儀十郎  
 右被仰付旨、於御右筆部屋縁類、老中列座、出羽守申  
 渡之、

御勘定

支配勘定

松前奉行支配調役  
 吉見 專三郎  
 小 俣 次郎八  
 原 田 與三郎  
 高 橋 次太夫  
 關 岡右衛門  
 同並  
 松田 傳十郎  
 龍崎八郎左衛門  
 向 井 勘 助  
 柳 權 十郎

右被仰付旨、於躑躅之間、同人申渡之、以上、文政年録○  
配向の内、幾賤の輩は諸組同心等に抱  
 へられ、或は御暇となりしものあり、

通航一覽附錄卷之九

海防御備部九

○伊豆國下田

按するに、此巽賀茂郡に屬し、海舶千艘を容るへ  
 し、故に人家漸く蕃盛し、水關を置れしよりは、ま  
 すく諸船幅濶の所たりしか、享保五年相摸國浦  
 賀に移され、それより衰微せり、いにしへ此地に  
 城郭ありて、北條氏の家人清水上野介累世の城主  
 たり、天正十八年、豊臣太閤小田原を征せし時、水  
 軍九鬼大隅守嘉隆、軍艦數十艘にてこれを攻陥る、  
 同年八月東照宮關東に御入國ありて、戸田三郎右  
 衛門忠次賜はる、其子土佐守尊次にいたりて、三河  
 國田原に遷替し、城は廢せられしよし、豆州志稿に  
 見ゆ、大凡この港及び相摸國三崎、走水、浦賀等東  
 關の地は、異舶の着岸に便利なりしにや、往古より  
 しはく渡來漂着せり、慶長七年八月、呂宋に贈ら  
 れし御返翰にも、貴邦之人曰、敵邦之東關有所止  
 宿、則呂宋之舟可逃風難云々と載らる、但し此津、

通航一覽附錄卷之八終



及び三崎、走水等を置れしは、もと船改の事主意にして、寛政以前の記録に、異國船防禦筋の事をのせされども、寛政四年十二月觸られし海防の御書付に、以前は下田、三崎、走水等に奉行を置れ、其上海邊御備向、寛永之頃追々御内調有之云々と見えたり、

元和二丙辰年五月八日、今村彦兵衛に始て下田奉行を命し、須崎小番所を設け、同心五十人を屬せられて、明暦二年其組屋敷を下さる。往來の船を検す、寛永十三丙子年、番所を下田大浦に移さる。正保二乙酉年、今村傳四郎寛永より父彦兵衛に代り、私財を以て、波除の堤を築く、承應二癸巳年六月二日、石野八兵衛奉行となり、御役料五百俵を賜はる。同年下田鶴島に在りし奉行の居屋敷役宅となる。寛文三癸卯年三月二十六日、東浦、西浦ともに賀茂郡に屬す、十七箇村船役申付へき旨、八兵衛仰を蒙る。同四甲辰年三月朔日、其邊を同人に預けらる。元禄四年四月八日、預所自後御代官五味小左衛門支配すへき旨命せられし、正徳二年よりまた奉行支配せられ、同年四月朔日始て與力五騎を屬せらる。同七年、其組屋敷を下さる。但し此五し、浦賀同心由緒書に見ゆ、酒井家譜に寛永五年正月十一日酒井與九郎奉行を命せられし時、與力十一騎同心五十人御預あり、然れば

はしめは十六人なりしが、同五丙午年四月十七日、船改の其頃五人減せしにや。元禄十二年五月廿三日、又下知状あり、元禄九丙子年四月十一日より奉行二人となり、御役料三百俵つ、賜はる。同十五壬午年十一月廿八日、奉行また一人となり、三四年に一たび出府すへき旨命せらる。寶永四丁亥年十一月二十五日、奉行岡田佐太郎歿せしにより、跡役命せらる、さて、御代官小長谷勘左衛門船改の事を承はる。享保五庚子年二月廿五日、堀隠岐守奉行となり、御役料五百俵賜はる。享保四年七月十六日、御使當細川佐次右衛門、同廿八日御小納戸守及び御船手向井將監伊豆相摸の海岸を巡視し、同年七月御勘定二人、また下田役所御船屋敷等見分として参る。其證は、巡視之部、御備所見立の條、同年九月港を相摸瀬浦賀に移さる。自後、此地を置れ、浦賀奉行組同心二人つ、交代して勤番す。寛政四年十二月、此地海邊の御備向等古復せらるへきの令ありて、同五年老中松平越中守定信、御勘定奉行、御目付等を率ゐて巡視せし、尋て中絶す。文化のはじめ、また浦賀奉行岩本石見守、御先手御護衛方兼勘井上左太夫此邊を巡行し、其後御用所修造等の事あり、證は巡視之部、御備所見立の條及び後冊浦賀の條にあり、併せ見るべし。

元和二丙辰年五月八日、今村彦兵衛補下田奉行、  
家職役傳、武  
元和二年五月八日、

伊豆下田奉行一人 今村彦兵衛

享保五年相州浦賀へ引る、柳營年表附録、  
一慶長十九甲寅年より元和乙卯年五月迄に、大坂落城仕候由承傳申候、右之節、今村彦兵衛殿、私共先祖之者御供被仰付、御鐵砲役相勤申候、元和二丙辰年、豆州須崎へ御番所御建被遊候節、同心五十人被召抱、下田御奉行最初今村彦兵衛殿へ御預け被遊候、同年より諸廻船上下共船御改被仰付、今村彦兵衛殿御手前侍中上番御勤被成候、並同心組頭一人、平同心二人宛差添船改仕候、尤五十人之内、一人明き人被仰付、四十九人に而相勤申候、右明き人一人之御切米御扶持方を以、小役之者共役料に被仰付候、浦賀同心由緒書、  
元和乙卯年十二月、今村彦兵衛重長の子傳四郎正長をして、下田幕を守衛せしむ、水關の遺趾大浦に在り、豆州志稿○按するに、此書年代及び傳四郎の事とせし孫、又正長はみな誤りなり、正長は彦兵衛勝長の子にして重長の孫、又正長は下田奉行たりしは、寛永四年父勝長歿せしにより、これにわらひ給ひてなり、下再ひ辨せし。  
下田港は町の東北にあり、稻生谷の海へ落る所なり、元和元年乙卯今村傳四郎正長、命を奉して是を守り、寛永十一年甲戌二月、按するに、浦賀同心由緒書に、よるに、此年代誤りなり、

洲崎に關を設て、往來の船を検す、七島志稿、  
寛永四丁卯年五月五日、今村彦兵衛殿下田於御屋敷御病死被成候、跡御役御嫡子今村傳四郎殿へ被仰付候、浦賀同心由緒書、  
寛永九壬申年十二月三日、今村傳四郎補下田奉行、慶延略記○按するに、前書によるに、此年月信し、たし、下同し。  
寛永九年十二月三日、御黒書院出御、今村傳四郎被召出、豆州下田之町被下置也、寛明日記、人見私記、  
寛永十三丙子年、須崎湊惡敷、諸廻船出入に度々破船いたし難儀仕候に付、同年十一月三日、御番所下田大浦へ御引移被遊候、浦賀同心由緒書、  
寛永十三年十一月、洲崎の關を大浦に移さる、自注、浦賀の關所は、享保五年庚子又大浦より移されしなり、正保二年乙酉、傳四郎正長自らの俸祿を抛て波除の堤を築く、高二丈長三百九十歩に及へり、依之風波の憂なく、大船を繋ぐに利あり、七島志稿、  
承應二癸巳年六月六日、石野八兵衛氏照、御徒頭より下田奉行被仰付、傍注、寛永六月朔日三百石御加増にて被仰付、○御役人代々記、  
承應二年六月二日、石野八兵衛氏照、御徒頭より下田奉行被仰付、御役料五百俵被下、累代武職、

承應二年二月廿八日、今村傳四郎殿御病死被成候、同年八月傳四郎殿跡御役、石野八兵衛へ被爲仰付候、

一明曆二丙申年、同心組屋敷御願被成、願之通被仰付候、畑六石七斗四合五勺、組頭屋敷表口六間半、裏行十五間、平同心表口四間半、裏行十五間被下置候、

一下田御奉行石野八兵衛殿、御屋敷下田に無御座候處、清水上野介居城跡之由に而、下田鶴島に御座候を、今村傳四郎殿御自分之御普請に而御居宅に被成候處、石野八兵衛殿、今村傳三郎殿按するに、傳三郎の子なり、御對談に而、石野八兵衛殿より、金子二百兩今村傳三郎殿へ御渡御買取被成、石野八兵衛殿御屋敷に被成、夫より公儀へ被仰上、御役屋敷に被成候、破損御修覆、此節より公儀に而被爲仰付候、

一寛文二壬寅年、下田より大浦御番所へ通道坂難所に付、當番之同心は不及申、諸人共に難儀仕候に付、公儀へ御願被成、坂切通し被成候、此御入用は諸廻船より人足出し申候、若船逗留無之候得者、下田町に而人足雇出し申候、尤船手帆一反に付銀一

匁宛出し、武士御手船者銀子出し不申、日和一日宛乗留、船頭人足世話仕候、以上、浦賀同心由緒書、寛文三癸卯年三月廿六日、

覺

伊豆國東浦 柿崎、洲崎、外浦、白濱、繩地、河津、見高、稻取 同西浦 吉佐美、田午、手石、したる、大瀬、長津呂、入間、丹浦、子浦

右十七箇村、下田御番所自然御用之時、如前々從其方相觸、船役可被申付也、

寛文三卯年三月廿六日

美 濃 印判

石野八兵衛殿按するに、豊後阿部忠秋、美濃は稲葉正則にして、ともに老中なり

右之通石野八兵衛被仰付候、自然船并水主御用之節は、八兵衛差圖次第、如前々無滞出之候様、其方御代官所之浦々々可被申付者也、

寛文三卯年四月四日

美 濃 後 濃

伊奈兵藏殿

浦々之書付、石野八兵衛、伊奈兵藏所被遣之、但、兵藏所は浦々之書付判形無之、十三本御制法、

寛文四甲辰年三月朔日、豆州下田奉行石野八兵衛、柿崎、外浦二箇所合四十石之所、最寄之御代官所差添支配被仰付之、其上新規與力五騎御預け之旨、老中傳達之、御日記、寛文年録、慶延略記○按するに、浦賀同心由緒書によるに、與力を屬せられしは、四月朔日なり、一元和二丙辰年、今村彦兵衛殿御時分より、寛文五乙巳年迄凡五十年程、御手前侍中に同心相添、船改仕來候處、石野八兵衛殿御手前侍中計に而は、相勤り兼申候由に而、番侍十五人御老中久世大和守へ按するに、廣之なり、御願被成候處、公儀之關所に番侍と申儀無之關、與力五騎被願候様に被成御意候處、石野八兵衛殿又々被仰上候者、與方五騎十騎に而者手廻り不申候間、何卒十五騎御願申上度旨、被仰上候得は、左様願候而者首尾仕間敷候間、與力五騎之切米高に而、何人成共其元勝手次第與力召抱候様、久世大和守殿被遊御意候に付、與力五騎已三月廿八日御願被成候處、四月朔日願之通與力五騎被仰付候、其節同心組頭岩田太左衛門、田中半兵衛兩人、江戸表に御供被召連、辰之口に而被仰渡候者、兼而御願申上候與力五騎、願之通被仰付候間、岩田太左衛門儀は罷歸り、用人共右之段申聞候様被仰付候、我

等御老中廻り仕候間、田中半兵衛儀は御供被仰付候、

與力最初被仰付候覺

神野安左衛門

堀 金 兵 衛

此兩人は、先達而使船に而江戸より下田に參候、

中島六郎左衛門

樋田庄左衛門

野内助太夫

榊原市郎左衛門

此四人は、石野八兵衛殿、江戸より下田に住吉丸にて御越被成候時分、御召連被成候、右六人は、他より御抱被成候、

中 村 主 税

木村新左衛門

毛利武左衛門

由良彌左衛門

安積久右衛門

矢島彌五郎

森 角 之 丞

中村小兵衛

羽山助之進

松村半太夫

右十人は、石野八兵衛殿御手前侍中與力に被召出候、最初は與力十六人に而被相勤候、中島六郎左衛門儀は、御徒士より被參候に付、御切米八十五俵、残り十五人は五十俵程宛に御座候、一寛文五年五月廿八日、御奉行石野八兵衛殿、組頭

五人に被仰渡候は、同心進退之儀は、是迄之通組頭に任置候、恰合之儀は書役與力同様に申付候、與力裏附上下着候節は、組頭も同斷可着致、且手前より御用向申渡候節は、與力一人、組頭一人、右兩人宛呼出申渡候間、是迄に相替儀無之旨被仰渡候、尤與力昨今に而物馴申間敷候間、御規定心付可申旨、八兵衛殿御直被仰渡候、以上浦賀同心由緒書、  
寛文六丙午年四月十七日、三崎下田船改之書付

覺

一鐵砲小筒五十挺迄は、留守居之者手形裏書仕通し可申事、  
一弓五十張、矢千筋、根立共に鎗百本、具足五十領迄は、留守居之者手形に裏書、其上は主人之斷狀に而通し可申候、大分通候は、御老中へ可申上事、  
一米大豆二十俵迄は、手形無之候而も通し可申候、二十俵より五十俵迄は問屋手形、五十俵餘は裏判にて通し可申事、  
一上乘便船人、増水主、新船は、留守居手形、或は町人手形に裏書仕らせ、通し可申事、  
一手形違之儀、荷物無違候船は通し、手形は江戸間

屋方へ通し、五人組呼寄、急度改可申事、  
一流人船港にかゝり候節は、近所に掛置候船返させ、所々火之用心等申付、番船に而候共、御證文に無之候は、出し申間敷事、  
一長持櫃荷之類は、目錄封付に而有之參候は、見分計に而、錠をおろし申候分は、船人と相對に而明させ可申候、若鍵持參不申候は、荷引返し可申事、  
一鐵砲一挺に而も、御老中御副狀に而通し可申事、  
一鉛、鹽硝、具足、弓、矢、鎗は、前方主人より斷狀、町人商賈に仕候鉛、鹽硝は、判形前方取改通可申候、若手形無之積參候は、江戸留守居方、町人は荷主方へ手形取に遣、其内は船掛置、手形參次第通し可申事、  
一武道具之外、侍荷、町人荷共に、無手形改計に而通し可申候事、  
寛文六丙午年四月十七日  
表書之通、下田三崎御番所相改可然之旨、右相談候間、可被得其意候、  
午四月六日

久 大和守

石野八兵衛殿

山本六右衛門殿令錄集○按するに、山本六右衛門は三崎奉行なり、

一寛文七丁未年、與力居屋敷御願被成候處、願之通被仰付、同年御割附御座候、與力一人に付、表口九間、裏行十五間つゝ、被下置候、  
一同八戊申年八月、石野八兵衛殿御病身に付、御役御免御願被成候、  
一同年八月、石野八兵衛殿跡御役、今村傳三郎殿に被仰付候、  
一同年、高馬川より下田中の水道御取被成候、此入用金は、石野八兵衛殿大浦坂切通入用之殘金、今村傳三郎殿へ御渡被成候に付、是に而右水道御普請御用掛り、同心組頭田中半兵衛被仰付候、  
一同十二壬子年、御役所十間藏茅葺に而大破仕候に付、右爲代り千俵藏瓦屋に御造被成候、是は與力同心御切米并御扶持方納置候藏に而御座候、右御藏鍵預り同心組頭加藤次郎右衛門、  
一延寶六戊午年五月廿二日、今村傳三郎殿江戸に而御死去被成候、  
一同年跡御役、御嫡子今村彦兵衛殿に下田御奉行

被仰付候、

一天和三癸亥年七月十四日、今村彦兵衛殿下田御役所に而御死去被成候、  
一同年八月、今村彦兵衛殿跡御役、下田御奉行服部久右衛門殿へ被仰付候、  
一貞享二己丑年、御役所、御船藏、須崎遠見番所、右三箇所御修覆被成候、右御用掛り與力中島三郎右衛門、同心組頭加藤次郎右衛門、平同心金澤彌右衛門、田中半兵衛、山本仁太夫へ被仰付候、  
一元祿三庚午年、服部久右衛門殿御病氣に付、御役御免、跡御役同年九月高林彌市郎殿に被仰付候、下田御番所御船兩組計り、御預りに被仰付候旨被仰渡候、  
一同四辛未年閏八月六日、下田地方支配預り之儀は、御代官五味小左衛門へ被仰付候旨被仰渡候、下田、岡方、柿崎、本郷、右村々爲請取、御代官五味小左衛門殿手代野澤吉左衛門、加藤甚五左衛門、大野甚太夫下田へ罷越、下田庄屋三太夫方に而請取申候、  
一同五壬申年正月十三日、江戸表より被仰越候は、與力同心御切米并御扶持方、向後岡方村郷藏より

請取候様に被仰付候、

一同六癸酉年八月十八日、諸廻船水主乗増減并乗替船等、唯今迄は手形裏書共に持參不仕候得共、向後從江戸手形裏書請參候様被仰付候、

一同九丙子年四月、高林彌市郎殿跡御役、下田御奉行山口勘兵衛殿、蔭山數馬殿御兩人に被仰付候、御役屋敷爲請取、山口勘兵衛殿御家來太田武太夫、牛島又太夫、蔭山數馬殿御家來齋藤幾右衛門、四月廿三日下田に着、御番所御船、船藏兩御組共、高林彌市郎殿御家來關口團右衛門引渡申候、以上、浦賀同心由緒書、

元祿九年四月十一日、御徒頭より蔭山數馬頼廣、小十八頭より山口勘兵衛直之一同下田奉行被仰付、御役料三百俵宛被下、與力同心兩人に而支配可仕旨被仰渡、累代武鑑、御徒方萬年記、

元祿十二己卯年五月廿三日、

下田關所改之儀に付而、最前彼地奉行伺書差出、老中加與判雖遣之、按するに、浦賀同心由緒書によるに、最前遣すは、元祿六年八月十八日の事なるし、今度改而左の通調之、奉行山口勘兵衛に佐渡守に接するに、老中小笠原長重、宅に而渡之、最前之書は取もとす、覺

一登り船鐵砲小筒五十挺、弓五十張、矢千本、鎗百本、具足五十領迄は、手形に下田奉行押切之印判に而可被通之候、右之員數より多時は、老中裏判に而可被通候事、

附、五十目餘之大筒は、是又老中裏判手形に而、可被通之候事、

一登り船米、大豆二十俵迄は、不及手形可被通之候、二十俵餘より五百俵迄は、持主又は問屋手形取可被通候、五百俵迄は手形に、下田奉行押切之印判に而、可被通之候事、

一登り船上乗、便船、増水主、新船は、手形下田奉行押切之印判に而、可被通之候事、

一、下り船之鐵砲は、老中裏判手形に而可被通之候、具足、弓矢、鎗、鎗、鎗、硫黄は、持主之斷狀、町人は荷主之手形取之、改可被通候事、

一、下り船荷物武器之外、按するに、この中間脱文あり、可被通之候事、右可被存其旨候、上下船諸事念入相改、旅船運滞無之様に可被申付之候、以上、

元祿十二卯年五月廿三日

小 佐渡守 大 相摸守

戸 山城守

阿 豊後守

下田奉行中令條留に按するに、豊後守は阿部正武、山城守は戸田忠昌、相摸守は土屋政直、佐渡守は前に注す、

一元祿十四年辛巳十月十八日、御番所下田總問屋被召寄、向後諸廻船登荷物無之船たりとも、江戸問屋手形持參候様、與力近藤清左衛門、神野久左衛門、中島三郎右衛門、中島傳右衛門、同心組頭岩田太左衛門、田中半兵衛、金澤七太夫立合にて被仰付候、

一同十五壬午年十二月三日、組頭三人被召呼、山口勘兵衛殿御直に被成御意候、

去十一月廿八日、於御城稻葉丹後守殿、秋元但馬守殿、小笠原佐渡守殿、土屋相摸守殿、阿部豊後守殿御奉書宿繼に而到來、此度下田奉行山口勘兵衛一人に而相勤、三四箇年に一度宛參府可仕、四五箇月罷在、早々下田に罷登り、御役所可被相守旨被仰渡候、右御奉書、同心組頭三人に拜上仕候、蔭山數馬殿は御持筒頭に御役替被成候、

一山口勘兵衛殿御勤役之内、御役屋敷之内に而、表長屋新規瓦井御土藏一箇所、新規二階座敷長局、新

規御建被成候、御番所御筆筒改棒與力同心木綿合羽六つ御渡被成候、御船下田丸御造替、寶永三丙戌年九月、山口勘兵衛殿御病氣に付、御役御免御願被成候處、御免被仰付候、御同人跡御役寶永三丙戌年九月、岡田佐太郎殿に被仰付候、下田御役屋敷爲御請取、岡田佐太郎殿家來鈴木三右衛門、吉本五太夫兩人下田着、山口勘兵衛殿御家來淺賀伊兵衛引渡申候、寶永三丙戌年より誤説アルカ同四年亥十一月廿五日、岡田佐太郎殿、於下田御死去、子正月十日迄御奉行無之候、

豆州下田奉行岡田佐太郎殿病死に付、跡役被仰付候迄、廻船往來押切印形之儀、佐太郎時分之通り、當分御代官小長谷勘左衛門印形を以、手形無滯可相通者也、

寶永四年亥十一月晦日

河 内 印  
加 賀 印  
但 馬 印

下田關所番中按するに、但馬は秋元喬朝、加賀は老中なり、河内は井上正岑

一、下田御役屋敷諸御用向、岡田佐太郎殿御家來鈴

木三右衛門、金子安太夫兩人に而相勤申候、尤同心組頭二人宛、御役所御機嫌御申上候、

一寶永五戊子年正月十一日、豆州下田御奉行岡田佐太郎殿跡御役、酒井與九郎殿被仰付候、下田御役屋敷爲請取、酒井與九郎殿御家來加島喜兵衛齋藤友十郎閏正月朔日下田着、同日御番所御船、御船藏兩御組共、岡田佐太郎殿御家來鈴木三右衛門引渡申候、以上、浦賀同心由緒書、

寶永五年正月十一日、酒井與九郎重春豆州下田奉行被仰付、御役料三百俵、與力十一騎、同心五十人御預、下田發足之節、冬は時服二、羽織一、夏は御帷子一、御單物一、羽織一拜領、其上上意有之候、酒井家譜、

一正徳元年辛卯正月十一日、酒井與九郎殿跡御役、深津八郎右衛門殿被仰付、爲請取深津八郎右衛門御家來朝比奈甚左衛門、山口定右衛門、酒井與九郎殿御家來加島喜兵衛、下田御役屋敷、御番所、御船、御船藏兩御組共、御引渡被成候、

一同二壬辰年、下田町、柿崎、外浦、須崎四箇村、先規之通御支配御願被成候處、御願之通被仰付候、

一同三癸巳年四月、深津八郎右衛門殿、駿府町御奉行に御役替被成候跡御役、北條新左衛門殿被仰付候、御家來上原太内、山口權之進、深津八郎右衛門殿御家來朝比奈甚左衛門、下田御役屋敷、御番所、御船兩御組共、御引渡被成候、

一同四甲午年九月、御番所御屋根瓦に被成候、右御用掛り與力松村惠左衛門、同心組頭田中半兵衛、目付役込山九郎兵衛、平同心中田半右衛門、白井與兵衛、金澤丈右衛門被仰付候、

一同五乙未年十月、北條新左衛門佐渡御奉行被仰付候跡御役、板橋五太夫殿被仰付、爲請取御家來村越源助、井上爲右衛門、北條新左衛門御家來上原太内、御役屋敷、御番所、御船兩御組共、御引渡被成候、以上、浦賀同心由緒書、

享保元丙申年閏二月廿四日、下田奉行之書付、下田御番所に於て、自今以後は上方酒積廻し候乗船頭所持之手板を相改寫取、帳面に記し置、毎年二月中、其帳面當地に可被差越候、事之相違無之様に可被相改候、以上、

正徳六年申閏二月正徳新令、

享保元年十一月、御小納戸矢部半左衛門殿、紀州より江戸に船に而積下し被申候鐵砲四挺、御老中御裏印之御證文外一挺過有之候に付、御老中久世大和守殿御差圖に而、下田御番所御取上置被成候、浦賀同心由緒書、

享保二丁酉年正月十八日、

下田奉行  
板橋五太夫

去年御小納戸矢部半左衛門、紀州より江戸に差下候鐵砲、老中判形之證文と數相違候、差札に五挺と有之由、支配のもの心附候上は留置可申處、舟積之節取紛候哉と了簡仕、委細不遂吟味相通し候段、不念之至候、御關所之事候得は、支配之ものにも非常急度可申付置候處、不調法之儀候、依之御目見遠慮可仕候、以上、御日記、

一享保四己亥年五月朔日、御奉行板橋五太夫殿御病氣に付、御役御免被成御願候旨被仰渡候、

一同年七月十六日、御使番細井佐次右衛門殿、下田に御越被成候、尤御役所に被成御座、同九月十三日、御番所に而佐次右衛門殿御書付に而被仰付候、此度御城米東廻り之儀被仰付候、同廿四日宿次に

而御奉書到來仕候、以上、浦賀同心由緒書、

享保庚子年二月廿一日  
豆州下田奉行に

寄合  
堀 隠 岐 守

右於御前被仰付、御役料五百俵被下旨、於芙蓉之間、老中被傳之、

一享保五年二月廿六日、於江戸下田奉行板橋五太夫殿跡御役、堀隱岐守殿被仰付候、爲請取御家來岡本安左衛門、井口忠右衛門、板橋五太夫殿御家來井上爲右衛門、下田御役屋敷、御番所、御船兩御組共に、御引渡被成候、

一同年九月十三日、從江戸飛脚に而申來候、與力樋田仲右衛門、合原程右衛門、同心金澤三五右衛門、福西村右衛門、御用に付江戸に參候様被仰付候、同十六日出立、

一同月下田御番所、浦賀に御引取被成候、以上、浦賀同心由緒書、

元和三丁巳年、番所附の御用船五艘造立せられ、其後また新造を命せらる、御船藏は柿崎に在りしか、明暦元乙未年大浦に移さる、

一豆州御番所御船出來之儀は、大坂御陣前權現様、

泉州堺之津より三州の御歸城之砌、勢州大港より廻船に而、白子之沖の御渡海被爲成、三州の被爲入候に付、大坂御陣以後、台徳院様御代に御吟味被遊、此邊所々の御用心船被爲仰付候由、就中豆州下田之儀は、海上大手之由に而、御船も他所より最初に被爲仰付、上下諸廻船相改申候、

一元和三丁巳年、下田御奉行今村彦兵衛殿御勤役中、追御船五艘最初御造立被遊候、

一伊駄天丸、三十二挺立 一明星丸、三十挺立

一日吉丸、二十八挺立 一觀音丸、十六挺立

一細矢丸、十四挺立

此外 一御召大福丸御船、六十挺立 一御召替海生丸御船、五十挺立

右二艘之御船、元和六庚申年今村彦兵衛殿御勤役之節、御用掛同心組頭東野三太夫、奥田喜兵衛、并今村彦兵衛殿御家來太田權兵衛、渡邊孫左衛門同心相添、大坂に被遊、右二艘之御船御造立、翌酉年江戸表に乘下、御屋形塗金物被仰付、夫より下田に乘廻し、武之濱御船藏に御納置被遊候、

一明暦元乙未年御召御船

一大福丸 一海生丸

右二艘釘拔替御修覆被成候、右御召船之通、御船十挺立一艘、五挺立一艘新規御造立被成候、

右御船藏梯崎に御座候處、此時分大浦の御引移被成候、

一寛文七丁未年

一伊駄天丸御船 一明星丸御船 一日吉丸御船

此三艘、御造替被成候、

一同十二壬子年、小早御船十二挺立一艘、八挺立一艘、右二艘之御船新規御造立被成候、

一天和元辛酉年、追御船伊駄天丸を下田丸、明星丸を長津呂丸、觀音丸を大久丸と改名被成候、

一貞享元甲子年、追御船三艘釘御拔替被成候、此時分當國に楠敷板無之、長津呂丸、日吉丸は椶に而御取替、下田丸は古楠敷御用被成候、同乙丑年御船藏御修覆被成候、

一元祿三庚午年、細矢丸十四挺立、小早御船十二挺立御召御船大福丸、御傳馬船十挺立御召替御船海生丸、御傳馬船八挺立、通り御船五挺立、五艘、右は年來に付朽損候故、同年六月御た、み被仰付候、

同心組頭岩田太左衛門、田中半兵衛、金澤七太夫、下預り役金澤忠左衛門、藤井淺右衛門立合に而たみ申候、

一同六癸酉年九月、大久丸御船御造替被仰付、右御用掛り同心組頭岩田太左衛門、平同心金澤忠左衛門、前田沖之助被仰付候、

一同十五壬午年、御船下田丸御造替被成候、

一正徳二壬辰年八月、御船長津呂丸御造替、千里丸、小緑丸御修覆被仰付候、御用掛り與力松村惠左衛門、合原程右衛門、同心組頭岩田太左衛門、目付役込山九郎兵衛、平同心中村浪右衛門、中田浦右衛門、金澤丈右衛門、大久保直右衛門相勤申候、

享保三戊戌年十一月、御船日吉丸御造替被成候、右御用掛り與力中島三郎右衛門、同心組頭田中半兵衛、平同心金澤丈右衛門、福西村右衛門被仰付候、同年十二月御船出來仕候、

一同五庚子年六月廿九日、大福丸海生丸二艘御船、た、み船に被仰付、右御船藏并小嵐丸、八十島丸二艘、御拂に被仰付候、

一下田丸御船釘拔替、三崎迄灘乘能様に可仕旨、與

力中島三郎右衛門、同心組頭田中半兵衛、福西仁右衛門、岩田太左衛門に被仰付、七月朔日より見分に掛り申候、以上、浦賀同心由緒書、

元和九癸亥年、台徳院殿御上洛の時、奉行今村彦兵衛番所を堅守す、其後、日光山御參詣及び島原一揆等の時は、特に守衛を嚴にせり、

一元和九癸亥年、台徳院様御上洛被爲遊候御時分、下田御番所今村彦兵衛殿御固被成候、御嫡子今村傳四郎殿御使番に而御供被成候、

一寛永十癸酉年二月、今村傳四郎殿下田御在番之處、江戸に被爲召、爲御上使今村傳四郎殿、曾我又左衛門御兩人長崎に御越被成候、是は竹中采女正殿御改易に付、按ずるに、采女正重次は、豊後國府内城主にして、二月廿二日死を賜ふ、曾我家譜に、私曲あるにより、寛永十一年るまで、傳四郎、又左衛門、彼地に在て假の奉行を勤めしなり、

翌戊辰年四月御歸り、御留守中下田御番所、御嫡子今村傳三郎殿相勤被成候、

一同十一甲戌年、大猷院様御上洛被爲遊候以前、豆州爲浦固、今村傳四郎殿、酒井紀伊守殿、按ずるに、寛永譜に、紀伊守、こし二月より御留守居の事を、御兩人御越、御留守中下田御番所前湊に、御召船二艘、追御船三艘

飾置、今村傳四郎殿毎日御番所<sup>に</sup>御詰被成候、還御以後御歸府被成候、此時分御番所須崎御座候、一同十五戌寅年、肥前國島原一揆の時分、今村傳四郎殿下田御番所御詰、爲御固御船五艘御飾置被成候、

一明曆三丁酉年、江戸大火事之砌、御召船大福丸一艘、追御船共に御番所前におろし置、其節藤堂和泉守殿御手船之廻船、下田湊に居合候に付御借置、警固同心爲乗組置被成候、

一寛文三癸卯年、嚴有院様日光御社參被爲遊候御時分、石野八兵衛殿毎日御番所<sup>に</sup>御詰、御召船大福丸一艘、追御船三艘、大津湊に御飾置被成候、下田湊に八人乗之下田廻船二艘、警固同心并町役人爲乗組置被成候、

一正徳二壬辰年十月十六日、公方様御他界被爲遊候旨、同十七日御奉書到來仕候、御他界被爲遊候御跡、若君様御若年に被爲遊御座候に付、常々より大切に可仕候様被仰付候、先例之通與力晝夜三人宛、同心組頭一人宛、同心之儀本番晝十人、加番二人、泊り番四人、加番二人、都合六人に而相勤申候、

一御船下田丸御船藏前におろし掛け、目付役同心込山九郎兵衛、土屋七左衛門代り、相勤申候、尤平同心一人相加り申候、小嵐丸御船おろし置申候、一遠見番二人、問屋一人宛相添相勤申候、一下田町廻り平同心二人、湊廻り右同斷、尤浦舸子六人宛、下田より出し申候、一會所番晝二人夜一人、尤會所町人二人宛、漁船頭一人代り、相勤申候、庄屋は相見廻り御用相勤申候、一深津八郎右衛門殿、毎日御番所<sup>に</sup>御詰被成候、一同年十二月五日、御中陰相濟、前々之通相勤候様被仰付候、以上、浦賀同心由緒書、

通航一覽附錄卷之九終

通航一覽附錄卷之十

海防御備部十

○相摸國三崎并走水

按するに、三崎は三浦郡に屬し、海船を容へき要津なり、古今武家盛衰記に、應永十年八月三日、明朝の商船二艘三崎浦に漂着す、鎌倉の足利左兵衛督滿兼、その荷物を沒收し、物を與へて歸帆せしむと記し、小田原記に、永祿九年の春、唐船また此浦に着岸し、船中の荷物悉く交易して歸帆すとあり、小田原北條氏分國の頃は、海賊防禦のため、十人の地士を置、これを三崎十人衆と稱せしよし、北條五代記に見ゆ、天正十八年、東照宮關東に移らせ給ひて、九月向井兵庫頭、小濱民部丞、間宮造酒允、千賀孫兵衛等、仰を奉りて船奉行となり、此地に在て海上往來の船を改む、慶長十九年、元和元年大坂兩度の御陣には、向井兵庫頭、小笠原安藝守、同新九郎、此地及び走水を警衛せり、この事實寛永譜、貞享書上等に載す、走水もまた三浦郡に屬し、上總國木更津、

富津と、海上三里を隔て相對せしよし、相摸志料に見えたり、

寛永元甲子年より仰をうけて、三崎の地御船手向井將監走水と共に兼治む、其番所は東町の海岸にあり、正保二乙酉年九月廿三日、安部次郎兵衛にはしめて奉行を命せられ、此事、坂家古日記、柳營年表總錄には、寛永九年七月七日とす、今寛政家譜、慶長略記等による、同三丙戌年正月廿二日、與力五崎、同心三十人を預け給ふ、慶安元戊子年三月十三日、番所近郷の御代官を兼しめらる、同年安房崎三崎の管内に烽火臺を築かる、寛文六丙午年四月六日、奉行山本六右衛門に、老中より船改めの下知狀を授く、同十二壬子年、番所附御用船を造らしめらる、元祿四辛未年より、御代官兼職を罷られ、同九丙子年二月廿一日、根來五左衛門御役御免の後、此地御勘定奉行の支配となり、番所も毀たれ、享保六辛丑年より、浦賀奉行の進退となれり、寛政四年十二月、此地及び走水等の御備向、古復せらるへきの令ありて、同五年老中松平越中守定信等、巡視の事ありしに、尋て中絶す、文化四年また浦賀奉行岩本石見守、御先手御儀砲方兼勤井上左太夫等此邊を巡行し、同七年松平金之助容衆に、相摸國の海防を命せられ、浦賀奉行の御預所を襲て略はりし時、番所跡北背の山に陣屋を構へ、安房崎に砲臺を置たりしに、文政四年容衆海防御免領知も還替せし後廢して、大久保加賀守忠實領地となる、其證は巡視之部、御備場所見立の、及び下の浦賀の條にあり、併せ看るへし、

寛永元甲子年正月十一日、向井將監忠勝に相州三崎御番被仰付、同九壬申年七月七日、安部二郎兵衛に相州三崎關所御番被仰付、向井將監忠勝に代る、  
元寛日記、慶延略記、

寛永元年正月十一日、相州三崎、走水兩所奉行、江戸御船手向井將監兼役、三崎は同九年七月七日定役安部次郎兵衛、元祿九年止、御替年表略録、御役人代々記、  
正保二乙丑年九月廿三日、御役替

三崎御船手 安部次郎兵衛  
同三丙戌年正月廿二日、與力五騎、水主三十人御預被下、慶延略記、寛永以來略記、

正保二年九月、安部次郎兵衛正成、御使番より相摸國三浦三崎の船頭となり、慶安元年三月、仰をうけて同所近郷の御代官をかね、寛政家譜、  
慶安元戊子年三月十三日、三崎安部次郎兵衛御番所近所御代官被仰付、慶延略記、  
慶安元年、三崎奉行安部次郎兵衛奉はりて、三崎の安房崎に烽火臺を設けしか、延寶六年廢せられしといふ、相摸志料、  
寛文六丙午年四月十七日、三崎下田船改之書付、

一鐵砲小筒五十挺迄は、留守居之者手形裏書仕、通し可申事、  
一弓五十張、矢千筋根立共に、鎗百本、具足五十領迄は、留守居之者手形に裏書、其上は主人之斷狀に而通し可申候、大分通候は、御老中可申上事、  
一米、大豆二十俵迄は、手形無之候而も通し可申候、二十俵より五十俵迄は問屋手形、五十俵餘は裏判に而通し可申事、  
一上乘便船人増水主新船は、留守居手形或は町人手形に裏書仕らせ通し可申事、  
一手形違之儀、荷物無違候者船は通し、手形は江戸問屋方へ返し、五人組呼寄急度可申事、  
一流人船湊にかゝり候節は、近所に掛置候船返させ、所々火之用心等申付、番船に而候共、御證文に無之候は、出し申間敷事、  
一長持櫃荷之類は、目錄封付に而有之參候は、見分計に而、錠をおろし申候分は、船人と相對に而明させ見可申候、若鍵持參不申候は、荷引返し可申事、

寛文十二子年八月三日 板 内膳正重矩判  
土 但馬守數直判  
久 大和守廣之判  
稻 美濃守正判判

恐謹言、

寛文十二子年八月三日

彦坂壹岐守殿  
石丸石見守殿  
高林又兵衛殿

又兵衛は彼地御船手なり、  
古記録○按するに、彦坂壹岐守、石丸石見守は大坂町奉行、高林

元祿四辛未年より三崎の地、御代官江川太郎左衛門支配所に相成、奉行根來五左衛門は御番所計勤之、同九丙子年より以後は、御番所相廢し、全く御代官之支配になる、閑窓漫筆、  
元祿七甲戌年八月九日、三崎奉行根來五左衛門を被召、御條目并與力同心之御切米、御扶持方證文を渡さる、同九丙子年二月廿一日、根來五左衛門御役御免、甘露齋、

元祿九年二月廿一日、三崎奉行は御勘定頭支配可仕旨被仰付、元祿年表略録、御役人代々記、  
元祿九年二月廿一日、三崎奉行相止、根來五左衛門

一鐵砲一挺に而も、御老中御副狀に而通し可申事、  
一鉛、鹽硝、具足、弓矢、錠は、荷方主人より斷狀、町人商賣に仕候、鉛、鹽硝は、判形前方取改通可申候、若手形無之積參候は、江戸留守居方、町人は荷主方へ手形取に遣、其内船懸置、手形參次第通し可申事、  
一武道具の外、侍荷町人荷、共に、無手形改計に而通し可申候事、  
寛文六丙午年四月十七日

表書之通、下田三崎御番所相改可然之、右相談候間、可被得其意候、  
午四月六日 久 大和守

石野八兵衛殿  
山本六右衛門殿  
令條錄○按するに、大和守は老中久世廣之、石野八兵衛は下田奉行なり、

寛文十二壬子年、三崎番所御用船被仰付、  
一筆令申候、三崎御番所爲御用、二十八挺立之小早船造之付而、楠木并櫓木帆柱入候、因茲山角藤兵衛按するに、三崎奉行なり、注文差越之候、以入札被相調、廻船に而直に三崎迄遣之、藤兵衛に渡し候様可被申付候、恐



御役御免、寄合に入、與力同心荒井奉行に加はる、殘は御暇被下、累代武鑑、三崎番所跡、東の町海岸にあり、今空閑の地なり、自注、長二十五間、幅七間餘奉行を置きし時の番所蹟なりといふ、元祿九年此職を廢せられし時、番所も毀たれ、御料所となる、享保六年より浦賀奉行の御預所となる、相摸志料、

正保二乙酉年九月廿三日、田村助太郎に走水奉行を命し、與力五騎、同心三十人を預けらる、寛明日記、御營年元年七月七日とあり、今寛政家譜、慶延略記等による是より先、此地三崎と共に、御船手向井將監兼治め、番所は御所ヶ崎といへる地に置く、慶安元戊子年三月十三日、奉行朝岡八太夫仰をうけて、番所近郷の御代官をかぬ、元祿九丙子年、奉行職を罷て、番所、船藏等悉く廢せられ、是より御勘定奉行の支配となれり、寛政年中、この地の御備向等、再興せし事、三崎の條に注せり、

正保二乙酉年九月廿三日、御役替  
走水御船手 甲村助太郎按ずるに、助太郎これまで二丸、御留守居をつとむ  
同三丙戌年正月廿二日、與力五騎、水主三十人御預

被下、慶延略記、寛永以來略記正保二年九月、田村助太郎長勝、相摸國走水の奉行となる、寛政家譜、

寛永元甲子年正月十一日、相州三崎、走水兩所奉行、江戸御船手向井將監兼役、走水は正保元甲申年七月七日田村助太郎定役、元祿九年止、御營年表略録、寛永九壬申年七月七日、向井將監に相州走水御番所仰付、與力六騎、同心三十人御預、正保元甲申年七月七日、田村助太郎相州走水御番頭被仰付、與力五騎、同心三十人御預、寛明日記、慶安元戊子年三月十三日、走水朝岡八太夫御番所近所御代官被仰付、慶延略記、元祿九丙子年二月廿一日、走水奉行青山藤藏御役御免、甘露堂、元祿九年二月廿一日、走水奉行青山藤藏幸陸御役御免當役相止、與力二騎、同心五人荒井わ加はる、殘御暇被下、累代武鑑、元祿九年二月廿一日、走水奉行は御勘定頭支配可仕旨被仰付、元祿年錄、元祿九年、走水奉行青山藤藏、當御役相止に付御免、

被渡、御代官所に成、御役人代々記、

走水御番所、寛永十八年始而御建被成、按ずるに、相摸し建られ、向井將監忠勝を奉行せられしよし記し、たれとも、忠勝は同年改せしなれば、うけがたし元祿九年、御廢被成候已後、御代官支配所に相成、其節之御代官は成瀬五左衛門なり、以後三崎支配御代官兼支配と相見候、享保六年より浦賀奉行之持と相成候、閑窓漫筆、

走水番所跡、字御所ヶ崎にあり、海岸非常警衛のため、寛永十八年始て建られ、向井將監忠勝を奉行とし、與力同心を預けらる、元祿九年奉行職を罷られ、明年番所をはしめ、陣屋、代官屋鋪、船藏、與力同心の居宅等悉く廢せられ、概して田園となれり、延享三年、松平大和守明矩領分となり、文化八年、松平肥後守容衆遷替し、文政四年、松平大和守矩典に給ふ、相摸志料、家光公の御代慶安元戊子年、相州走水へ海關建、下り船の改あり、上り船は三崎にて改、雙方與力五騎、同心三十人つゝなり、走水海關奉行

向井 將 監 田村助太郎

淺岡八太夫 佐野與八郎  
酒井八郎兵衛 大岡治郎兵衛  
青山 藤 藏

藤藏令尹の節、豆州下田浦に引る、元祿四未年まで四十四年の間なり、三浦古尊錄○按ずるに、この書の年代、へて誤りなれども、其記事参考の爲姑く存す、

○相摸國浦賀附、所々、持場等、按ずるに、此地また三浦郡に屬す、相摸志料に道興准后の記によるに、鎌倉右大將家の頃より開けし港にして、東西浦賀の中間に斗入せり、南を首とし、北を尾とす、其長二十町餘、幅二町餘、深さ港口にて五丈餘、海路江戸まで十三里、三崎まで四里、房總と相對して、其海上四里餘なりよし見えたり、慶長の頃は、呂宋、阿媽港等の異國船、この港に着岸し、近代また諸厄利亞船等、しはくこゝに渡來せり、實に江戸の咽喉、海門の鎖鑰といふへし、もし是等の異船禍心を懷き、一轉して此海門を乗入るときは、一瞬の間騷擾たること必せり、然れば此地の守備、特に嚴整ならすんはあるへからず、但し、享保五年下田より移港の時は、いまた御備場等の

事に及はず、寛政中其場所等見分ありて、文化七年はしめて、相摸國及び安房、上總兩國の海防を、松平少將定信、松平金之助容衆に命せられ、明年臺場等を築かる、文政四年にいたりて、浦賀奉行の持となりし事、逐條に擧るかことし、然るに、今便覽のため、毎事十二條に分ちたれば、彼此かの年代等をおはせ看て、その顛末正に聯絡すへし、

享保五庚子年九月、伊豆國下田船改めの津を廢して、相摸國浦賀に移され、明年正月浦賀奉行を置る、堀澤或守是なり、その證據條にあり、番所、役所等造營せらる、後しは、修葺あり、

享保五庚子年

一月九日下田御番所御引取、浦賀御番所并御役屋敷御普請御座候、

一同年十二月十五日、御武器浦賀に御積廻に付、爲上乘同心横溝市郎右衛門被仰付候、以上、浦賀同心由緒書、

享保五年、下田湊浦賀へ所替、御役人代々記、

享保五年十二月廿八日、

金二枚

時服二

御勅定 齋藤喜六郎

丹澤久左衛門

右、浦賀御普請御用仕廻候に付被下之、享保年錄○按するに、此二人

此地に赴きし時、御暇、賜もの等の事は、巡視之部、御備場所見立の條にあり、奉行役所は、番所の西南自注、小名川間、にあり、享保五年番所と共に下田より移さる、相摸志料、

一享保六年正月廿四日、御簞笥浦賀に被遣候に付、御老中御證文到來仕候に付、道中爲幸領、同心柴田善太夫被仰付、同廿五日出立、尤御證文善太夫持參仕候、

一同年二月朔日、御番所御鐵砲爲上乘、同心組頭田中半兵衛罷越、同日浦賀着仕候、

一寛政十二年申年、秋元隼人殿御勤役之節、浦賀三崎御武器御修葺御用取扱に付、松平伊豆守殿に、按するに、老中、被仰渡候旨に而、御手當被下置候、

金二百疋

御道具下調役

淺野 幸七

一文化元甲子年二月、仙石彌兵衛殿御勤役之節、浦賀御役所總御修葺、同廿五日より同八月八日まで皆出來、右御修葺中附切骨折出精相勤候に付、戸田采女正殿に、按するに、老中、御伺之上、爲御褒美御目錄被下置候、

金五百疋

奥力

畑 小野右衛門

金三百疋

同心組頭 小原澤右衛門

金二百疋

同日付役 横溝市五郎

金二百疋

同封印役 田中惣次郎

一同六己巳年、岩本石見守殿御勤役之節、御番所北之方二間寄、表二尺寄御建替御修葺、御船下田丸、長津呂丸南之方御船屋一棟、後三崎浦賀に御引移建足御修葺、御有來鯨御船屋二艘入に御建替、新規御武器藏其外御普請、同年四月廿一日御新立、同十月十九日皆出來、御用掛り組頭土屋嘉兵衛、目付役横溝市五郎、今西幸藏、平同心山本和多五郎被仰付候、

一文政四辛巳年八月、御役所御建増添地御入人、與力居屋敷地所埋立掛、御勘定吟味方下役大熊健吉、御普請役有坂勝三郎出役、同九月中出來仕候、一同年九月五日、三崎陣屋に御座候兵器、浦賀に御廻に付、與力田中住右衛門、同心組頭今西幸藏罷越、同六日同所押送船に積入、浦賀に相廻、先御船屋に入置候様被仰付候、一同年十二月、内藤伊豆守殿、小笠原彈正殿御勤役

之節、御役所御建増御普請、御番所、御船屋、御武器藏御修葺、牢屋御建足等御普請有之、以上、浦賀同心由緒書、享保五年十二月十八日、こたひ下田港を浦賀に移さる、により、諸廻船判鑑引替等の事を諸向に令せらる、明年港口の制札及び通船の定書等を出さる、享保五年十二月十八日、大久保長門守に、按するに、若年寄教寬、渡御書付

覺

一下田は港口宜しからざるに付、風波の節難乘入、或は船破損に及び、其上乗落の船も多く、旁諸廻船の者共難儀仕候由相聞候に付、御吟味之上、浦賀港へ御番所被仰付候事、

一諸廻船の儀は、米穀を始、其外炭、薪、材木等、無滞留運送り候様に被仰出之儀候間、向後植木、庭石其外遊ひ道具之類積廻し不申候筈に候條、此旨船持共可申付事、

右御番所替り候に付、判鑑等引替、其外之儀に付候而、向浦賀奉行に可開合事、

以上

子十二月享保年錄、大成令、

享保六年正月廿六日、

御徒目付  
上遠野磯右衛門  
御小人目付二人

右は、此度浦賀邊迄高札持參御用申渡候様、佐渡守  
按ずるに、若年寄大久保常春、御目付申渡之、  
同年二月十一日、

金五兩

御徒目付  
上遠野磯右衛門

銀二枚宛

御小人目付二人

右は、浦賀高札爲御用罷越候に付被下之、以上、御警  
日次記  
享保六年正月、浦賀御番所高札、

定

一弓、鐵砲、鎗、長刀、具足、甲、錫、鉛、鐵砲之藥、硫  
黃、鹽硝之事、

一女人并手負人四人之事

一登り船米大豆五百俵より多積候事

右の品、浦賀奉行無斷して不可積、若於相背は可  
爲曲事もの也、

享保六年正月日

奉 行大成令、

同年、

定

一諸國往來大小之船、向後相州浦賀湊にて改有之  
間、江戸湊出入之船は不及言、沖を直通仕間敷候  
事、

附、漁船并おし送りの小船、魚荷計積候分は不及  
改、外之荷物積候時、問屋わ不及届、御番所直  
に着、改受可申候、空船の分は改無之、直に乘通り  
可申事、

一豆州下田より江戸迄の内、東之方へ乗候船は、只  
今迄改無之候得共、自今は右之船共浦賀にて改有  
之事、

一東廻し船之分も、上り下り通船共、向後浦賀湊へ  
乗入改を受可申候、并安房、上總、下總、常陸より、  
江戸又は下田迄之内を往來いたし候船は、只今迄  
改無之候得共、是又浦賀湊にて改有之事、

但、上總國百首村を限り、江戸の方内海は、往來  
の船浦賀にて改に不及事、

一諸廻船浦賀にて改不濟船、ねぶ川浦賀之間暫も  
かゝるへからず、尤荷物便船人揚下し、堅停止た  
り、若風波の節船繋りいたし候は、其所之庄屋證

文を取、浦賀にて可差出事、

一浦賀にて改濟候船、風波之節ねぶ川浦賀の間か  
かり候は、浦賀改濟候手形差出、庄屋に可相斷  
事、

一根府川より浦賀迄之内、浦々より出入之荷船、登  
は荷物積候は、浦賀に乗參改可受、下り之船は先  
直に浦賀に乗入、改濟候は、浦々わ可乗入事、  
右條々堅可相守、若於相背は可爲曲事者也、

享保六年

奉 行

同七壬寅年五月、

一船石十石に付錢三文、百石に付錢三十文、千石に  
付錢三百文、廻船の者より可出之事、

但、遠國船は、上下之分十石に付錢六文宛之積  
り、江戸へ來る度毎に可出之、近國船は幾度通船  
候共、遠國船三度之積を以錢十八文、年中最初一  
度可出之事、

一石錢受取方に付、私曲かましき儀有之候は、船  
方之者とも奉行所わ可訴之事、  
一籌たきようよろしからざる儀有之においては、  
是亦可申出之事、

右は、三崎城ヶ島、鳥羽菅島兩所籌入用として、此  
度石錢相極候間、自今以後廻船之者共堅相守、通船  
之時當湊において可差出之もの也、

享保七年五月

奉 行

同年十月建らる、高札

伊豆、相模、安房、上總、常陸、右近國之船共問屋料  
之儀、當湊入津之節、唯今迄幾度にも往來之度毎  
に、問屋料差出之候得共、浦賀御番所不建以前、下  
田に而は稀成儀候間、自今は石錢之格に准し、一ヶ  
年中何ヶ度通船候共、上下三度分計、問屋方へ差出  
し候筈に候、尤一兩度通船分は、其度數計之間屋料  
可差出候事、

但、武州船も御番所前通船之節は、右五箇國船可  
爲同前事、

右之趣、此度被仰出候に付、何も爲可承知、當分高  
札相建候間、若相背者有之は、問屋仲間として可申  
出之、隠置においては、當人之外總問屋共可爲越度  
もの也、

享保七年十月

隠

岐按す、  
隠岐はすなはち奉  
行隠岐守なり、

同十二丁未年二月、老中より浦賀奉行に渡す御書付

一島にて出生の女、其島の廻船にて浦賀關所罷通候は、歸島の者妻子引取候節之通、其島之御代官歟、支配人之證文に而浦賀可通之候、

一此度寺社奉行より伺有之候、願人良覺妻の母、妹、姪、豆州大島より當地に引取候に付而、證文向井將監出之候様に可仕候、只今迄の歸島之者之妻子、御代官所の島より引取候時分、御勘定奉行より御代官の印形の書付遣之、其上に而御代官より浦賀に證文出し候間、此度良覺妻之母、妹、姪、引取候儀は、寺社奉行より向井將監の印形の書付遣之、其上にて將監證文を以、浦賀通し候様可被致候、右之類は、向後共に此趣可被心得候、上下之廻船に女乗通り候刻は、浦賀定書之通、老中證文たるへく候間、可被得其意候、以上、

二月以上、大成令、令條、御書付留、延享四丁卯年三月八日、

浦賀通船之覺  
一石手水鉢 一石磨 一爐

一七輪 一のぼり甲 一萬蒲刀  
一破魔弓 一籬 一數寄屋道具

右は、是迄之通通船有之候様可被心得候、

一湯風呂 一土付之芝 一庭石

一砂利 一植木類 一鼓

一太鼓 一笛 一琴

一三味線 一碁盤 一將碁盤

一雙六盤 一鳥籠之類

右は、是迄通船無之處、向後通船候様可被致候、尤武器之外何に而も通船不苦候、

右之通、可被得其意候、延享年録、靈教類典、

享保五年、下田御用船を浦賀、三崎兩所に廻さる、其後御船新造及び修繕等の事あり、文化六己巳年、御船屋を浦賀に建られ、下田丸等の御船を三崎よりこゝに移さる、

一享保五年九月、相州三崎御船藏御普請御座候間、下田丸御船御修葺、并鯨御船二艘新規に御造立、右御用掛り同心組頭田中半兵衛、目付役福西仁右衛門、同心岩田太左衛門、福西村右衛門、金澤三五右衛門相勤申候、

一同月廿二日、下田出船御船五艘、從下田相州三崎迄御移被成候、上乘同心七人被仰付相勤申候、山崎太郎左衛門、清野甚右衛門、今西彦右衛門、田中長左衛門、吉村政右衛門、道家數右衛門、太田織右衛門、右御用掛相勤申候者共へ御扶持被下置候、

一御船御引移に付、浦舸子六十二人御扶持方被下置候、

一同年十月二十日、鯨御船二艘新規に御造立被成候、右御用掛り與力中島三郎右衛門、同心組頭田中半兵衛、目付役福西仁右衛門、岩田太左衛門被仰付候、

一同年十一月十一日、此度浦賀の御番所御引移、御船不殘御廻に付、十七ヶ浦より浦舸子之儀、堀隱岐守殿より御差圖に而廻狀差出申候、

一同月廿五日、御召船たゝみ候様被仰付、右御道具相改、從江戸廣島屋作左衛門積に參り候刻、豆州戸田次郎兵衛船水主八人乗積立、爲上乘同心田中半藏被仰付候、此運賃金三十五兩也、

一文化五戊辰年、岩本石見守殿御勤役之節、押送形御船二艘、浦賀、三崎於兩所新規御造建、三崎御船下

田丸、長津呂丸、日吉丸御修葺御用掛被仰付候者名前

組頭 目付役 土屋嘉兵衛

目付役 今西幸藏 封印役 土屋造酒右衛門

同心 中田半兵衛 同 山中和多五郎

一同六己巳年、御同人御勤役之節、御船下田丸、長津呂丸南之方御船屋一棟、從三崎浦賀へ御引移建足御修葺、御有來鯨御船屋二艘入に御建替、其外御普請、同年四月廿一日御新立、同十月十九日皆出來、御用掛組頭土屋嘉兵衛、目付役横溝市五郎、今西幸藏、平同心岩本和多五郎被仰付候、

一同年三崎御船屋御修葺、千里丸御船三崎に御引移、御船屋御建替、同所御船道洲後御普請、御用掛組頭金澤友左衛門、目付役今西幸藏被仰付、同年四月廿一日御新立、同九月三日皆出來、

一右御普請御用掛骨折相勤候に付、爲御褒美御目録被下置候段、牧野備前守殿按するに、老中忠精、被仰渡候旨被仰渡候、

金三百疋 金澤友右衛門

右同斷 土屋嘉兵衛  
 右同斷 横溝市五郎  
 右同斷 今西幸藏  
 右同斷 山本和多五郎以上  
 浦賀同心由緒書、

三崎御船藏二棟

御船數 下田丸、長津呂丸、千里丸、日吉丸、小み  
 どり丸

下田丸、長津呂丸は、文化年中浦賀へ御移三崎、  
 御船屋二字、浦賀番所の南にあり、文化年中岩本石  
 見守正倫奉行たりし時、これを建て、下田丸、長津呂  
 丸、白駒丸等の御船を、三崎御船藏より移しおく、  
 又押送船二艘有、相模志料、

享保六辛丑年正月、下田奉行堀隠岐守、改めて浦賀奉  
 行を命せられ、芙蓉之間席となる、舊令集に載る萬治二年殿  
 までは、堀隠岐守の時に候せり、また御役人代々記に、御役料五百俵被下  
 あり、こは前職の時の、こく賜りしなり、同書に、轉職を享保五年十  
 二月廿一日としたれども、今承寛護録による、山本氏筆記には、これ  
 を享保六年六月二日の事とす、然れども、享保年録に、四月朔日參  
 府御禮の條に、既に浦賀奉行 文化四丁卯年六月廿四日、小普  
 請組支配岩本石見守奉行を命せられこれ、までのこと

く御足米千俵を賜ふ、文政二己卯年正月廿五日、中奥  
 御小姓筑紫佐渡守を加へられ、是より奉行二人とな  
 る、同三庚辰年十二月廿九日、奉行内藤外記多年精勤  
 せしにより、被爵せしめられ伊豆守と稱す、かつ自後  
 兩奉行に、御役知千石つゝ、を賜ひ、また御預所五千石  
 を加へらる、此とき、相模國の御備奉行持となり、自然の時は、  
 あり、その事す、大久保加賀守忠真、松平大和守齊典が人數出張の命  
 て後冊に出す、

享保五年九月、停豆州下田船改津、於相州東浦賀  
 按するに、西浦賀の御備奉行持となり、自然の時は、  
 賀の誤りなり、新建之、堀隠岐守利雄守之、自注、下田與力  
 萬年記、

享保六辛丑年正月、

下田奉行 堀 隠 岐 守

右、役所の御暇御目見之上、下知狀被下之、此度よ  
 り浦賀奉行と可稱旨被仰渡、浦賀高札并御書付等  
 相渡る、承寛護録に、高札は江戸より御目付、御小人  
 目付持參せし事、前に載る、こく賜りしなり、然れば奉行には、  
 其筆案等を渡さ  
 れしなるへし、  
 享保五年十二月廿一日、下田奉行堀隠岐守浦賀奉  
 行被仰付、御役料五百俵被下、按するに、隱岐守はしめ下  
 田奉行を命せられし時、賜  
 けりし御役料、於芙蓉の間に被仰付、御役人代々記、  
 これに同じ、

享保五年、下田<sup>脱カ</sup>を相州浦賀に移し、堀隠岐守浦  
 賀奉行被仰付、芙蓉之間末席へ加はる、下田奉行  
 相止、累代武鑑、

享保六年六月二日、豆州下田奉行を廢して、相州浦  
 賀奉行を置く、山本氏筆記、

文化四丁卯年六月廿四日、小普請組支配岩本石見  
 守浦賀奉行被仰付、同廿五日是迄之通、御役料千俵  
 被下之、累代武鑑に、按するに、石見守本録二千石にして、小普請  
 組支配の時、御足高千俵賜ひしを、こたひ轉役ありて、  
 猶舊のこく賜りしなり、然れば御役  
 料とあるは、則御足高の誤りなるへし、

文政二己卯年正月廿五日、御座之間

浦賀奉行

中奥御小姓 筑紫佐渡守

右於御前被仰付之、自注、但、浦賀奉行はより二人に成、  
 文政二年正月より浦賀奉行二人勤、一箇年在勤に  
 なる、累代武鑑、

文政三庚辰年十二月廿九日、

年來出精相勤候に付諸大夫

浦賀奉行 内藤 外記

按するに、外記は文化十年二月廿四日奉行を  
 命せられ、こく賜りしに、在職八年なり、  
 右、芙蓉之間、老中列座、大炊頭土井利厚、申渡之、文政  
 年録、

文政三年十二月廿九日、浦賀奉行御役知千石被下、  
 御預地五千石御預、累代武鑑、  
 文政三年十二月晦日、按するに、こは命令浦  
 賀に達せし日なり、内藤伊豆守  
 殿、筑紫佐渡守殿御勤役之節、松平肥後守殿相州御  
 備場御用御免被成、右跡御奉行御持場に被仰付、御  
 役料千石宛、五千石増御預所被仰付候段、水野出羽  
 守殿按するに、被仰渡候旨、御達御座候、由緒書、  
 享保五年冬、與力同心下田より浦賀に移る、時に引料  
 を賜ふ、其人數與力十騎、同心五十人なりしか、文  
 政四年與力四騎、同心二十人、相模志料には、二十三人とあれ  
 ども、其據詳ならず、今浦賀同  
 心由緒書を加へらる、また同心には、自今月俸一口を加  
 へ賜はる、

享保五年十月十五日、與方同心浦賀へ引越被仰付、  
 御引料被下置候旨申來、則御引料與力金十兩宛、同  
 心金五兩宛被下置候、浦賀同心由緒書、  
 與方同心屋敷は、奉行役所の東にあり、享保中奉行  
 を置れし後、與力十人、同心五十人を預けらる、文  
 政四年に又與力四人、同心二十三人を増加せらる、  
 相模志料、  
 一文政四辛巳年二月廿九日、山崎久藏、横溝市五

郎、組頭役新規被仰付、都合五人に相成申候、  
一同年三月十五日、此度浦賀御入人與力、左之通被  
仰渡候、

小普請組支配  
服部伊賀守殿組  
朝夷熊次郎  
大久保伊勢守殿組  
加藤藤平助  
本多大和守殿組  
石山宇助  
永見伊豫守殿組  
飯塚久右衛門

一同年三月十八日、内藤伊豆守殿、筑紫佐渡守殿御  
勤役之節、御組一同被召出、御増扶持一人扶持宛被  
下、御當所御備場共相勤可申旨、水野出羽守殿被  
仰渡候段、御書付を以、佐渡守殿御直に被仰渡候、  
一同月廿一日、藤井與一郎、濱口勝三郎組頭見習被  
仰付候、吉村海助儀は、内藤伊豆守殿、江戸於御役  
所被仰付候旨被仰渡候、

一同年四月五日、御組悴共七人新規被召出、御番所  
御備場共可相勤旨、水野出羽守殿被仰渡候御書付  
一通、筑紫佐渡守殿御直に被仰渡被成候、  
一同月廿四日、御組之内悴共七人、新規被召出候、先

格之通被仰付候、

一同年十二月廿四日、右同斷六人新規被召出候、右  
同斷、

一同七甲申年五月十二日、同心増御扶持方新規御  
抱入二十四人、按ずるに、こは加人與力同心  
の人数を總計せしなるべし、御切米御扶持  
方、組頭、同見習御手當、御證文下候間、寫相渡候旨  
被仰渡、御渡被成候、以上、浦賀同心由緒書、

享保六年二月二日より、浦賀番所にて諸國の廻船を  
改む、同所平根山の東海岸に、其廻船目標の燈明堂あ  
り、

享保六年二月初日、下田御番所改今日限に終り、同  
二日より浦賀御番所に而改申候、浦賀同心由緒書、

浦賀海關は、豆州下田より引て、享保六年二月初日  
より諸廻船改め始まる、廻船の目當燈明あり、同  
年より籌になる、御代官大貫次右衛門掛りなり、三  
浦古尋錄、

一享保五年、豆州下田の番所を西浦賀に移され、明  
年奉行を置、諸國の廻船江戸に入津するもの、皆此  
湊に掛りて番所の改めをうく、故に日夜衆船輻湊  
す、又常に此湊に大小の船若干、自注、五大力船十一艘、  
小船五十艘、傳馬船百

五十、を繋置て運漕に便す、港中に渡船場あり、自注、百  
餘、  
東浦賀に達す、番所は湊際にあり、自注、建橋間口二十  
間、奥行十五間、  
與力二員、同心六名晝夜勤番し、廻船著岸ある毎  
に、問屋職の者、自注、廻船問屋と號するもの數十人あり、東西  
は、古彼地に番所ありし比、よに散住す、下田に住するもの  
り、其事を勤めしものなり、に指揮して、船中の諸品を檢  
閲せしめ、其數類を記して、證狀を番所に出すを例  
とす、

一廻船問屋會所三箇所共に、番所の西にあり、  
一平根山は、西浦賀分郷にあり、一名船見山とい  
ふ、川間の屬なり、其山の東海岸に燈明堂あり、高  
五尺の石垣を築き、上に樓自注、方  
六尺、を建て、燈を點し、  
夜中廻船の標となす、是慶安元年、石川六左衛門重  
勝、能勢小十郎頼隆等、按ずるに、六右衛門は御書院  
番、小十郎は御使番なり、奉はり  
て設けし所也、番人以下總て東浦賀の進退にて、其  
費用は元祿四年より干鯛問屋に課せらる、相摸志料、  
享保七壬寅年、浦賀より江戸及び三崎に在勤せしも  
のに月俸を賜はり、寛政十戊午年、伊豆國下田の御用  
所、これまで借屋なりしか、こゝし同所鶴島に新にこ  
れを造立せらる、文化四丁卯年、浦賀同心六人に内  
密御用を命せられ、所々に出役す、寶曆四年、伊豆國附八丈  
島漂着の南京人、下田に

着船せしにより、其荷物見分として與力同心其地に出張す、安永九年  
安房國千倉浦、文化四年下總國鏡子浦、同十二年下田港に、また南京  
人漂着せし時、與力同心各地に出張す、同十四年九月、諸厄利亞船安  
房國白濱浦之口兩村の洋中に見えたりし、十月に至り大島邊に來  
るにより、見分として同心四人、伊豆の海に出船し、文政四年下總國  
大吼崎の洋中に、また異國船見えしにより、見分の同心三人、安房國  
洲の時に出張す、其每度御手當或は御褒美等あり、其證は、唐國江蘇  
省蘇州府の部、及び諸厄利亞國之部、ならに異國の部、渡來漂着通  
船等の條にあり、また文政四年より、相摸國の御備場浦賀奉行の持  
なり、平根山、觀音崎等に、與力同心勤番し、同心には別に月俸を賜は  
れり、此證は、後冊御  
備場の所にあり、

享保七壬寅年、御奉行堀隱岐守殿御勤役の節、江戸  
在勤二人、三崎在勤二人、右御扶持無御座候處、公  
儀に御願被成候而、願の通在勤一人に付一人扶持  
宛の積り、一ヶ月四人扶持被下置候、浦賀同心由緒書、  
三崎番所は東の方にあり、北條入江に面す、浦賀奉  
行進退す、自注、與力一員、同  
心二員勤番す、此地享保六年より、浦賀奉  
行の御預所となり、其比新に建つ、構内に御船藏、  
御鹽硝等藏あり、相摸志料、

三崎御番所與力一騎、同心二人宛、浦賀より勤番す、  
其外御船藏并御鹽硝藏自注、岩  
窟に入、有之、三崎誌、  
一寛政九丁巳年十月、山本伊豫守殿下田御巡見之  
御歸後、同月十九日下田御用所元來之儀、相糺可申  
上旨、同心組頭道家源右衛門に被仰渡候、然處此

節同役福西村右衛門重病に付、田中半七に相談の上、控書差上申候處、翌午年二月、下田御用所是迄御借地御借家に有之、公儀御用御取扱場所、借家借地と申は如何に被思召候段被仰上候處、御用所御目論見被仰出候旨、同心組頭道家源右衛門に被仰渡候、依之御建圖書仕様帳、并御建場所三ヶ所繪圖面を以申上候、同十年九月、秋元隼人殿御勤役中、下田御用所先達而山本伊豫守殿御勤役中、地所之儀御場所總名鶴島之内に而、一二三繪圖面を以申上置候地所之内、一之場所は新規御取建被仰付候、右は普請御用掛り與力合原章左衛門、同心組頭道家源右衛門、目付役柴田善太夫被仰付、同十月二日より御取掛り被仰付、久比里において御新立、切組材木御建具等、下田船に而御積廻被成候、御建地所總坪數七十二坪二合五勺、御代官江川太郎左衛門殿より、同月八日御渡被成候、御同人手代和田良助立合に而、下田詰封印役今西幸藏地所受取申候、御普請御用掛り之者、同月廿六日浦賀より下田に陸出立仕候、同十二月九日皆出來仕候、寛政十一己未年正月四日、浦賀御役所より宿送り御用狀を以

被仰越候は、下田御用所出來榮御見分相濟候迄は、日數相掛り可申候に付、下田在勤兩人に引渡、御用掛り三人浦賀に引取可申旨被仰越候に付、同月五日下田詰土屋嘉兵衛、濱口勝三郎に引渡、同六日下田引取、御用掛のもの陸出立仕罷歸申候、勿論土屋嘉兵衛儀は、御普請最初より相詰候に付、御見分相濟候迄居残り被仰付候、同二月廿一日、御代官江川太郎左衛門殿、出來榮爲御見分御越被成候節は、土屋嘉兵衛并に勤山崎久藏立合、則御見分相濟、同廿二日御取立御用所御引移被成候、同月右御普請御用懸り之者に、御扶持方宿代銀雜用金被下置候、一文化四丁卯年、岩本石見守殿御勤役之節、同年九月より御内密御用被仰付、所々出役被仰付候者名前、

組頭	目付役
金澤友右衛門	土屋嘉兵衛
同	封印役
今西幸藏	土屋造酒右衛門
同心	同
中田半兵衛	山本利多五郎

一同八辛未年、御同人御勤役之節、込山延藏下田在勤に而病死仕候に付、爲御手當青山下野守殿

### 通航一覽附錄卷之十一

#### 海防部十一

○相摸國浦賀 附、所々持場等

元文四己未年八月、自後洋中にて異國船見懸し時は、諸廻船より告訴せしむべき旨、浦賀奉行に命せらる、

元文四己未年八月、

浦賀入津廻船へ、異國船之儀見懸候哉否相尋候儀、先達而相達候處、按するに、此違書所見なし、もし五月下旬より、六月八日其違書の事を仰出さる、然れば、其頃の事なるべし、來月より不及其儀候、以來も海上等に而、異國船其外怪敷船見懸候は、申出候様に可被申付置候、

八月

右、浦賀奉行に達之、兼山堂遺書、大成令、

寛政五癸丑年、老中松平久松、越中守定信、御勘定奉行久世丹後守、御目付中川勘三郎、森山源五郎等を率ゐて、伊豆相摸等の海邊を巡見し、兩國の外安房、上總、下總三ヶ國にも、御普請役、御小人目付等を遣はされて見分せしめ、所々に御備場等造築せらるべきの商

按するに、老中忠密、御伺之上、白銀二枚被下置候、一文政八乙酉年、下田御用所御修覆御用掛同心組頭見習藤井與一郎、封印役臼井藤十郎被仰付、御用中御扶持方分限一倍、宿代銀一ヶ月半枚宛、雜用金一ヶ月金一兩宛被下置候、以上、浦賀同心由緒書、

### 通航一覽附錄卷之十終

議ありしか、尋て定信退職し、其事猶豫の再命ありて止ぬ、文化四丁卯年十一月、御先手御鐵砲方兼勤井上左太夫、伊豆、相摸、安房、上總四ヶ國の海岸を見分し、同五戊辰年四月、浦賀奉行岩本石見守及び井上左太夫、御代官大貫次右衛門等、また下田浦賀邊の沿海を巡察す、證は、巡視之部、御備場所見立の條にあり、同七庚午年二月廿六日、浦賀邊の海防を松平金之助後肥後守、容衆に命せらる、此時、安房、上總の海防は、松平越中守定信に命せらる、其事後分條す、これによりて、御勘定吟味役、御勘定等彼地に赴く、同八辛未年、容衆所々に砲臺を築く、同九壬申年七月、相摸及び安房、上總三國領知割替の事を勤めし輩に賜物あり、  
文化七庚午年二月廿六日、

松平金之助

名代 保科能登守

異國船漂流手當のため、相州浦賀邊、并安房、上總浦々々大筒臺場等取建、其方并松平越中守に引請被仰付之、追而者、右浦々最寄宜所に而、領分之内引替可被下候條、家來共差置、御備筋厚可申付旨仰出之、  
右、於御白書院縁類、老中列座、伊豆守按するに、松平信明、傳達、

書付渡之、文化年録

文化七年二月廿六日、松平越中守、松平金之助、相州浦賀、安房、上總浦海防引請仰付らる、此時彼浦浦に知行有之分、御用地に召上られ、他所にて替地被下、彼浦々は兩家へ下されしなり、山本氏筆記、  
文化七年四月朔日、月次御禮有之、御白書院御勝手より、御暇

金三枚

浦賀并安房上總浦々御用罷越候

御勘定吟味役 篠山十兵衛

同日、

金二枚

御勘定 守屋權之丞

右、浦賀并安房、上總に、爲御用罷越候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、下野守按するに、老中青山忠裕、申渡之、植村駿河守按するに、若年寄家長、侍座、

金十五兩

御勘定吟味方改役並 飯田庫三郎

右同斷に付被下旨、於躑躅之間、同人申渡之、侍座同前、  
同年六月朔日、月次御禮、其外御禮衆有之、御白書院御勝手より

御納戸構

浦賀并安房上總浦々御用仕廻罷候 御勘定吟味役 篠山十兵衛

浦賀并安房上總浦々御用仕廻罷候 守屋權之丞以上、文化年録

文化五年戊辰の夏、海防のため浦賀奉行及び御先手井上左太夫巡見して、六ヶ所に銃臺を作る、御代官大貫次右衛門も同く從へり、按するに、砲臺遺築ありしは、文化八年なり、  
相州三崎 城ヶ島 安房崎之臺に臺場取建  
同州浦賀 燈明堂 按するに、平根山なり、其麓東の海岸に、燈明堂あるをもつて、かくいへるなる  
同州走水 觀音崎 觀音山の臺場取建  
豆州下田 須定崎  
房州 洲之崎 甲崎の臺取建  
上總國 百首  
都合六ヶ所、一話一言、  
相州御臺場 安房崎 浦賀平根山 觀音崎  
右者、文化八辛未年造立、松平肥後守持場、此時三崎北條山に陣屋を構へ、人數を籠置、閑窓漫筆、

文化八年三月十一日、三浦郡中御上知となる、尤寺領拜領地は元のことく、先地頭浦賀三崎分郷になり、佐原久村浦賀御奉行支配になり、殘村は御代官御預りの處、同年六月朔日會津家領地となる、此年異國船漂着非常御要害として、鴨居、浦賀、城ヶ島三ヶ所へ大筒臺建、自注、但七間、毎月大筒稽古定日十五日、浦賀平根山臺場、觀打は、走水大津村の内、廿日城ヶ島臺場、船打は、城ヶ島より宮川村の、○脱ア安房崎は、往昔狼烟臺のありし處也、三浦古尋録○按するに、烽火臺は、延寶六年に廢せらる、其事、前册三崎の條にあり、  
大筒臺場二ヶ所、一は小名平根山にあり、頂上に船見番所あり、大銃六挺を備へ置く、又陣屋及び鹽硝藏あり、文化八年新に建られ、領主松平肥後守容衆に命せられ、其家臣をして守らしむ、一は小名觀音崎自注、觀音寺の所在なり、故に名とす、古は佛崎と唱ふ、三浦郡鴨居村にあり、彼村東南に海に沿ひ、東西浦賀、西北大津村、北走水の山上にあり、船見番所を置き、大銃五挺を備ふ、傍に陣屋あり、文化九年始て建られ、領主松平容衆持となる、自注、此頃は陣屋の構、また遠見番所、小名安房崎にあり、文化八年領主松平容衆建つ、其頃は臺場と唱へ、大筒の備あり、三崎は享保六年より浦賀奉行の御預所と成り、文化八年御預所を裂て



松平容衆に賜ひ、文政四年、大久保加賀守忠真が領地となる、其陣屋蹟は、三崎番所北背の山なり、今御林となる、文化八年松平容衆、海岸防禦の備として始て構ふ、文政四年容衆所替の後廢せり、相摸、志料、文化九壬申年七月八日、

時服三  
御勘定奉行  
柳生主膳正  
小笠原伊勢守  
名代

同二  
御勘定吟味役  
篠山十兵衛

右相摸、安房、上總邊領知割替之儀、骨折相勤候に付被下旨、於芙蓉之間、老中列座、下野守申渡、

金一枚  
御勘定組頭  
服部 專藏  
御勘定  
竹井五郎助  
名代

同 塚 越 藤 助  
同 松 村 猶 吉 郎  
同 高 木 傳 十 郎  
同 野 村 彦 右 衛 門

右同斷に付被下旨、於御右筆部屋縁類、同人申渡、  
文化年錄、

文化元甲子年、浦賀奉行組與力同心に、はしめて砲術稽古を命せらる、文政四辛巳年、御備場奉行持となりしにより、此事、後條、火術指南として、御鐵砲方同心二人宛江戸より在勤す、同五壬午年より、御目付方見分及び大筒火通しの事はしまる、同六癸未年、稽古四季打となる、同年船稽古はしまる、同八乙酉年より稽古の玉薬を江戸より廻さる、

一文化元甲子年、仙石彌兵衛殿御勤役之節、前々より鐵砲稽古無之候得共、一體御番所御飾付御道具も有之、銘々其心得有之候得者、御備にも相成事に付、此度土井大炊頭殿按ずるに、老中利厚、伺之通被仰渡候之間、砲術稽古可致、非番之節一日一人二放宛之積り、來丑年四月朔日より七月晦日迄、年々夏中稽古可致旨被仰付候、

一文政四辛巳年四月廿日、御備場被仰付候に付、火術御取立之ため、御鐵砲方井上左太夫殿、田付四郎兵衛殿御組同心四人、當分當表に被遣、一ヶ年交代之積被仰渡候、同廿七日、左太夫殿御組同心鈴木十

助、堀富之助、四郎兵衛殿御組同心野口吉次郎、遠藤孫七着、兩流稽古被仰付候、

一同五壬午年三月、當午夏より砲術稽古角帳、進達に相成候旨被仰渡候、

一同年五月、御徒目付勝田彌十郎、御小人目付西村斧八郎罷越、同十九日井上流、同廿日田付流砲術御見分御座候、

一同年六月より、平根山、觀音崎大筒打拂火通兩流二日、一ヶ年兩度宛被仰付候、

一同六癸未年八月、砲術稽古五十目、三十目、十夕、三夕五分、四季打稽古御同濟被仰付候、

一同年同月、大塚濱船打射梁出來、同九月より同所海岸に而、船打稽古被仰付候、

一同八乙酉年、是迄砲術稽古調合藥、松平肥後守殿被差上候分御渡被成候處、遣拂に付、當酉二月より來戌正月迄一ヶ年分宛、江戸表において玉薬奉行衆より御請取、宿次御證文に而、同年八月御廻に相成候、以上、浦賀同心由緒書、

文政二己卯年四月、浦賀役所御備金千兩、及び同心番具足五十領を江戸より廻され、同年六月、また二十四

領を廻さる、こは、加人同心の分なり、然れども其人數二十人なされしなり、具足二十四領さあるは、見習勤の分をも廻るへし、

一文政二年、浦賀御役所御備金千兩、同心御貸具足五十領、江戸表に而御請取被成、浦賀に御廻被成候に付、道中宰領在番同心込山九郎兵衛被仰付、御老中御證文持參、同年四月廿七日江戸出立、同廿八日浦賀着、

一同年四月以來、非常之節具足御貸被成候旨被仰渡、則御渡被成、御武器藏に納置申候、

一同四年六月十七日、同心御貸具足二十四領、江戸表に而御請取、浦賀に御廻被成候に付、在番白井新助道中宰領被仰付、御老中御證文持參、着仕候に付、御武器藏に納置候、以上、浦賀同心由緒書、

文政三庚辰年十二月廿八日、松平肥後守容衆、相摸國の海防を免せられ、時服を賜ふ、是より當國の御備場は、浦賀奉行に預けらる、同四辛巳年四月、自後浦賀邊に異國船渡來の時は、大久保加賀守忠真、相摸國小田原城主、松平大和守齊典、武藏國川越城主にして、相摸國にも領あり、兩人にて防禦すへき旨命せらる、相摸國にも領あり、同月廿三日、御勘定組頭及び御勘定、御徒目付等、浦賀に參着して、所々

の御備場を奉行に引渡す、よて平根山、觀音崎兩所に、  
 與力三人、同心十人宛、安房崎遠見番所に同心三人つ  
 つ勤番す、同心には、在勤中別に月俸賜はる、組頭 八月役所御  
 備場等造替あり、同七甲申年、また御備場及び砲術稽  
 古場ならびに三崎宅、安房崎遠見番所等修造あり、  
 文政三庚辰年十二月廿八日、

時服二十

松平肥後守

内願に付、相州御備場御免、臺場取建之儀、最初より  
 骨折候に付被下之、

右、於御黒書院、老中列座、大炊頭申渡之、文政年録、片山氏筆記、

文政三年十二月廿九日、自注、十日、浦賀奉行自注、元小内

藤外記自注、伊豆守、年來出精相勤、殊に此度御備場浦

賀奉行持に付、精入可相勤、依之別段之思召を以、

諸大夫被仰付之、竹尾筆記、

安房崎遠見番所、平根山并觀音崎御臺場、文政四年

より浦賀奉行の持と相成、閑室後筆、

平根山臺場、文政四年より浦賀奉行の持となり、與

力一人、同心十八、輕卒十人、浦賀番所より交代し、

鐵砲方井上左太夫組同心二人、江戸より在勤して

警衛す、按するに、浦賀同心由緒書によるに、井上、田付兩組の同

は信し、觀音崎臺場も、同年より浦賀奉行の進退と

なり、其手に屬する與力同心等、交代して守衛す、外  
 に鐵砲方田付四郎兵衛に屬せる同心二人、江戸よ  
 り此に在住して、海岸の非常を警む、安房崎遠見番  
 所も、また同年より浦賀奉行の持となり、同心三人  
 を置て非常を警む、相摸志料、

文政四年四月、相州海岸の守禦は、大久保加賀守、

松平大和守兩家へ命せらる、片山氏筆記、

文政四年四月六日、

金三枚

御勤定組頭

同二枚

御勤定

右者相州御備場爲御用罷越候に付被下旨、於御右

筆部屋縁類、水野出羽守按するに、申渡之、植村駿河

守侍座、老中忠成、

金十五兩

御勤定吟味方改役並

飯田庫三郎

右同斷に付被下旨、於躑躅之間、同人申渡之、侍座

同前、

御徒目役

勝田彌十郎

右同斷に付被下旨、於燒火之間、植村駿河守申渡之、  
御徒方萬年記、

一文政四年三月十八日、内藤伊豆守殿、筑紫佐渡守

殿御勤役之節、御組子供厄介御選之上、御抱入有之

間申合、御備場一ヶ所に組頭共十人宛詰可申、爲御

手當、右詰中、野扶持一人扶持被下候旨被仰渡候、

一御備場の見習勤之者申合、一ヶ所に一人宛相詰

可申、依之爲御手當二人扶持被下候旨、組頭に被仰

渡候、

一御備場の組頭申合、御備場一ヶ所に一人宛相詰

可申、依之爲御手當一人扶持被下候旨、組頭見習

に御書付を以被仰渡候、

一同十一日、城ヶ島遠見番所に同心三人宛相詰、尤

三崎御役宅に同居いたし、二人宛見張番相詰可申

候、爲御手當野扶持一人扶持宛被下候段、水野出羽

守殿被仰渡候旨、御書付を以被仰渡候、

一同廿日、内藤伊豆守殿浦賀に御着被成候、

一同廿三日、御勘定組頭中川忠五郎殿、御勘定齋田

龜之助殿、同吟味方改役並飯田庫三郎殿、御徒目付

勝田彌十郎、吟味役下役大熊健吉、御普請役有坂勝

三郎、關根源三郎、大貫次右衛門殿、手附御普請役

格福田所右衛門、同手附石川庄次郎、御小人目付伊

東源五郎、高橋源之助着、

一同廿五日、此度御備場向之儀、諸事其方に可申渡

候間、心得可罷在旨、同心組頭今西幸藏に被仰渡、封

印役岩田良右衛門に、此度御備場向請取、其節封印

之心得に而可罷越旨、銘々御書付を以被仰渡候、

一同廿七日、平根山、觀音崎御備場、并武器、船備、陣

屋共御請取に付、爲下調御勘定齋田龜之助殿始、吟

味方、御徒目付、御普請役并手附、御小人目付、此方

より與力田中住右衛門、合原雄左衛門、同心組頭今

西幸藏、封印役岩田良右衛門罷越申候、

一同日より平根山、觀音崎兩御備場の、與力三人、組

頭一人、同心九人宛相詰申候、右に付御貸具足十二

領宛、兩御備場に御廻置被成候、

一同年五月朔日、浦賀最寄に異國船渡來候節者、大

久保加賀守殿、松平大和守殿方より人數差出し、致

防禦候積り被仰出候段、水野出羽守殿被仰渡候旨

被仰渡候、按するに、兩氏此命を蒙りしは、去月の事にして、五

月朔日は、奉行より其よし組の者に達せし月日なり、

一同四日、城ヶ島御備場、三崎陣屋、武器、船備共御

請取に付、下調前に同斷、  
 一同五日、城ヶ島、安房崎御臺場御請取として、筑紫  
 佐渡守殿三崎に御越被成、同日御請取相濟申候、  
 一同日より、安房崎遠見番所同心三人宛相詰申  
 候、  
 一同十六日、觀音崎陣屋、三崎陣屋不殘御請取相濟  
 申候、  
 一同年八月五日、城ヶ島御臺場大筒三挺、狼烟筒一  
 挺、右四挺平根山、觀音崎御備場に御廻しに付、同心  
 組頭今西幸藏罷越、三崎在勤與力中島清司交代歸  
 りに而、取扱上乘罷歸候様被仰付、同六日出立罷  
 越、同十二日上崎覺十郎船に而積廻來申候、按ずる  
 志料によるに、此とき城ヶ島  
 の臺場は廢せしなるべし、  
 一同年十二月、内藤伊豆守殿、小笠原彈正殿御勤役  
 之節、平根山、觀音崎兩御備場見張御番所模様替御  
 控所居小屋向共、外御入人與力居小屋御普請御修  
 覆、同廿七日より同五年九月廿二日迄皆出來、右  
 御普請御用相勤骨折候に付被下旨、水野出羽守殿  
 被仰渡候段被仰渡、左之通頂戴仕候、  
 同心組頭  
 今西 幸藏  
 一白銀二枚

一白銀二枚  
 一同一枚  
 一同  
 一同  
 文政四年七月廿八日、月並御禮有之、  
 御納戸構  
 相州御備場所御用仕廻罷歸候  
 御勤定組頭  
 中川 忠五郎  
 同  
 御勤定  
 齋田 龜之助  
 大目付  
 中川 飛騨守  
 御勤定奉行  
 遠山 左衛門尉  
 御目付  
 花村 忠兵衛  
 相州御備場所御用取扱候に付被下之、  
 右、於芙蓉間、老中列座、下野守申渡之、若年寄中侍  
 座、

銀十五枚  
 御勤定組頭  
 中川 忠五郎  
 御勤定  
 齋田 龜之助  
 同斷御用取扱、彼地に罷越骨折相勤候に付被下之、  
 御勤定組頭  
 村田 幾三郎  
 御勤定  
 塚 越 藤助  
 同  
 松村 良右衛門  
 同  
 高橋 義左衛門  
 同斷御用に付、知行割之儀骨折相勤候に付被下之、  
 御勤定吟味方改役  
 金田 左忠太  
 御勤定  
 太田 垣茂助  
 同斷御備場御取扱、骨折相勤候に付被下之、  
 右、於御右筆部屋縁類、出羽守申渡之、植村駿河守  
 侍座、  
 御勤定吟味方改役並  
 飯田 庫三郎  
 同七枚  
 同斷御用、彼地にも罷越候に付被下之、  
 右、於躰間、同人申渡之、侍座同前、  
 御徒目付  
 勝田 彌十郎  
 同五枚

同斷に付被下之、  
 同三枚  
 同斷御用取扱候に付被下之、  
 支配勤定出役  
 山内 十三郎  
 同  
 同斷御用に付、知行割之儀骨折相勤候に付被下之、  
 右、於燒火之間、駿河守申渡之、以上、文政年錄、  
 一文政七甲申年、平根山、觀音崎兩御備場塙重門、御  
 柵向大筒上家、砲術稽古場御修覆御用掛相勤候に  
 付被下旨、水野出羽守殿被仰渡候段被仰渡、左之通  
 頂戴仕候、  
 同心組頭  
 今西 幸藏  
 同目付役  
 土屋 造酒右衛門  
 同御船頭役  
 中村 此右衛門  
 一同年三崎御役宅建足、御柵向建替、城ヶ島御柵屋  
 御建替、安房崎遠見御番所模様替御修覆、平根山御  
 備場道新規御普請御用掛、相勤候に付被下旨、水野  
 出羽守殿被仰渡候段被仰渡、左之通頂戴仕候、  
 同心組頭見習  
 吉村 海助  
 一金三百疋

一同二百疋

同日付役  
岩田良右衛門  
同封印役

金澤元吉以上  
浦賀同心由緒書、

○安房上總兩國

寛政五癸丑年、御普請役、御小人目付等を、安房、上總兩國の浦々に遣はされて見分せしめらる、文化四丁卯年十一月、井上左太夫また兩國の沿海を巡視す、同年秋、上總國富津村に關す、御徒目付を遣はさる、證は、見分の條にあり、同七庚午年二月廿六日、兩國の海防を松平久松、少將に任せしむ、寛政定信に命せらる、時に、吟味役、御勘定等彼地に赴き、御府の後賜物あり、また兩國浦附の知行を定められて定信に賜ひ、其割替の事を勤めし輩は、のち御褒美あり、證はみな浦賀の條にいたす、同八辛未年、兩國に砲臺を築かる、

文化七庚午年二月廿六日、

松平越中守

異國船漂流手當のため、相州浦賀邊、并安房、上總浦々の大筒臺場等取立、其方并松平金之助に引請被仰付之、追而者右浦々最寄宜所に而、領分之内引替可被下候條、家來共差置、御備向厚可申付旨被仰出之、

右、於御黒書院溜、老中列座、伊豆守傳達書付渡之、文化年録、

房州御臺場 洲之崎

總州御臺場 富津 按ずるに、一語一言には、百首の周津郡に關し、百首村は天羽郡に屬して、同郡竹ヶ岡にも臺場あれば、百首は即竹ヶ岡の事にして、其村中の小地名なるへし、 右、文化八辛未年造立、松平越中守持場なり、開窓、

房州 洲之崎

上總國 百首

右、銃臺を作る、一語一言、

文化八年八月、岩本石見守殿御勤役之節、松平越中守殿御備御入用之石、上總國金谷村より百首村に積廻に付、右石積船爲改、百首村の同心二人可差出旨、青山下野守殿御差圖に付、組頭土屋嘉兵衛、目付役田中惣次郎被仰付、御奉行様御下知狀御渡被成、八月十八日より同廿二日迄出役仕候、依之出役中御扶持方分限五割増、宿代銀半枚つ、被下置候、浦賀同心由緒書、

文政五壬午年、上總國の臺場修造あり、同六癸未年、松平久松 越中守定永 少將定信の子にして、先に襲封せり、 所領を、伊勢國桑名に轉せられ、舊陸奥國、 かつ海防を御免ありて、時服

を賜はる、其家人にこれより兩國の御備場は、御代官

森覺藏の持となる、こゝし五月廿五日、覺藏見分として兩國に證はまた巡視之部、御備場所見立の條にあり、かつ此時手附出役のもの及び同心等を屬せられしなり、

文政五壬午年三月、松平越中守殿御備場御入用之材石、雜具、房州洲之崎波左間村より、上總國富津村に積廻に付、右材石、雜具積船爲改、富津村の同心二人可差出旨御差圖に付、組頭今西幸藏、目付役柴田唯右衛門被仰付、御奉行様御下知狀御渡被成、三月十二日より同廿八日迄出役、右出役中、御扶持方分限五割増、宿代銀半枚宛被下置候、浦賀同心由緒書、文政六癸未年三月廿四日、御座之間

勢州桑名に所替

松平越中守

右於御前被仰付之、

時服十五

同 人

總州、房州御備場御免、臺場取建先代より骨折候に付被下之、

右、於御黒書院溜、老中列座、下野守申渡之、同年四月八日、

時服三

松平越中守家來  
家老  
久保與惣左衛門

名代 酒井三右衛門

奉行 河合小左衛門

同二

同 成瀬義右衛門

名代

同 鶴飼兵右衛門

改役

同 堀田新左衛門

安房、上總御備場御用に付、臺場等取建、彼是骨折候に付被下之、

右、於槍之間、出羽守申渡之、

同月廿二日、

佐渡奉行支配組頭

森 寬 藏

御代官被仰付、安房、上總御備場御用可相勤旨、依之布衣被仰付、本高百俵被成下、勤候内御役料三百俵被下之、

右被仰付旨、於御右筆部屋縁類、老中列座、出羽守申渡之、

同年十一月十日、

銀七枚

御勘定組頭

中川忠五郎

同五枚  
御勘定吟味方改役 飯田庫三郎  
御勘定 太田垣茂助  
安房、上總御備場之儀に付、御用取扱候に付被下之、  
右、於御右筆部屋縁類、出羽守申渡之、駿河守侍座、  
以上、文政年録、御徒方萬年記、  
房州洲之崎并上總宮津御臺場、文政六年より御代官持に相成、閑窓漫筆、

通航一覽附錄卷之十二

海防視部十二

按するに、海岸巡視の事、寛永十七年にはじめて見ゆ、こは前年南蠻船の渡來を禁せられしにより、其防方等の要害を察せしめられしなるべく、かつ御代替の毎度、諸國に巡見使を遣はされ、浦々をもまた巡察せしめらるゝといへども、其事恆例たるをもて今此部に載せず、

○海島 伊豆國附諸島 陸奥國松前并蝦夷

按するに、七島巡見志等によるに、大島、新島、利島、神津島、三宅島、御藏島、八丈島、これを伊豆の七島といふ、外に小島、青ヶ島の二島ありて、八丈島に附屬す、大島は東西二里半許、南北五里許、江戸より海路三十六里許、新島は東西三十町許、南北三里許、同海路四十六里許、利島は方一里、同海路四十八里許、神津島は東西一里許、南北一里半許、同海路五十六里許、三宅島は東西二里許、南北三里許、同海路五十九里許、御藏島は東西二十五町許、

通航一覽附錄卷之十一終

南北一里許、同海路六十四里許、八丈島は東西五里許、南北七里許、同海路二百里許なりしよし、寶曆三年伊豆國下田御代官よりの書上に載す、また八丈島の巽に當り、無人島あり、事は其條に詳なり、松前蝦夷は、陸奥國津輕の地より西北の海中に在り、蝦夷は東西北の諸島を合したる總稱にして、ともに御備場之部、彼兩地の條に詳なり、

元和六庚申年、伊豆國附八丈島巡見として、今宮惣左衛門等を遣はさる、寛政八丙辰年、御代官三河口太忠仰をうけて、同國附の諸島を巡按す、此頃、此諸島を支配歸府の後、賜物及び支配所増地あり、享和二千戌年、支配勘定出役正木十郎右衛門、また八丈島を巡察す、文化五戊辰年三月十日、支配勘定出役橋爪頼助及び御鷹野方出役一人、同國附廻島御用を命せられ、歸府の後褒銀を賜ふ、

元和六庚申年、八丈島爲御巡見、今宮惣左衛門様、芝山小兵衛様、佐野平兵衛様按するに、寛永譜に、平兵衛左衛門小兵衛は、此頃、此諸島を支配歸府の後、賜物及び支配所増地あり、享和二千戌年、支配勘定出役正木十郎右衛門、また八丈島を巡察す、文化五戊辰年三月十日、支配勘定出役橋爪頼助及び御鷹野方出役一人、同國附廻島御用を命せられ、歸府の後褒銀を賜ふ、向御制禁被仰付候、自注、附今宮惣左衛門様、御逗留中於當草、島御病死、○八丈島年代記、旅衣阿津免

寛政八丙辰年三月廿八日、

金二枚、時服二

御代官 三河口太忠

右伊豆國附島々見分爲御用被遣候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、伊豆守按するに、老寄頼田正茂、侍座、申渡之、攝津守同九丁巳年正月十五日、御納戸構

伊豆國附島々見分御用 御代官

三河口太忠

右畢而入御、同十戊午年五月、

金二枚、時服二

御代官 三河口太忠

右伊豆國附島々之儀、御改正以來御主法も追々居合候付、島々支配之儀者御免被成候、骨折相動候に付拜領物被仰付之、支配高一萬石増地被仰付旨、於御右筆部屋縁類、對馬守按するに、老中安藤信成、申渡之、攝津守侍座、以上、寛政年録、享和二千戌年九月十日、

金二十兩

支配勘定出役 正木十郎右衛門

右、伊豆國附八丈島吟味御用、并島々爲見分罷越候に付被下旨、於燒火之間、堀田攝津守申渡、享保年録、文化五戊辰年三月十日、支配勘定出役橋爪頼助、御鷹野方出役湯本彌平次、伊豆國廻島御用被仰付候、(朱書)此船、四月廿日八丈島沖に而難風に逢、行衛不知之由、此日江戸雷雨、船中鐵砲百挺積込之由、又聞、此船三宅島に一度、浦賀に一度吹戻され候注進有之由、其後之注進未無之候由、文化丁卯松前異事録、

文化五年三月、支配勘定出役橋爪頼助、御鷹野方湯本彌平次、巡視伊豆州海島、北海島船記、文化六己巳年四月廿九日、

銀二十枚

支配勘定出役 橋爪 頼助

右伊豆國附島々爲見分罷越、骨折候に付被下旨、於燒火之間、堀田攝津守申渡、文化年録、

延寶三乙卯年、伊豆國御代官伊奈兵右衛門に、巽の方の離島巡見の事を命せらる、これ、寛文十年此島に漂着せしより、よて長崎にありし阿蘭陀造御船にて、同所御船頭島谷市左衛門等此の天文及び航海の術に熟せり、乗組、閏四月五日、伊豆國下田より、實茂郡に出船、八丈島を経て、同廿九日彼

島に着船し、島中の産物等を採得て、六月十二日下田に歸着す、自後無人島と稱すへきの命あり、彼島着船及今決しかたれども、結く延寶無人島船見記、七島巡見志による、非はしめ處士小笠原民部なるもの、其先祖民部少輔貞頼、文祿二癸巳年、東照宮より彼島を賜はりし由を訴へ、其身渡海せん事を願へども許されず、元祿十五壬午年、再び願ひしかどもまた御免なく、享保十三戊申年にいたり、はしめて御免あり、同十八癸丑年十一月二日、遂に大坂より出帆せり、其後の傳信聞えされば、必ず民部、訴狀に、かの島拜賜の御朱印等載せられたるも、他に明證なし、洋中にて覆没せしなるへし、天明元辛丑年、また御普請役等を遣はされしか、洋中風難によて、土佐國に漂流し、彼島にはいたらずして歸船す、

延寶元癸丑年、無人島へ漂泊之船有之、按するに、此はの船記にして、寛文十年の事なれ、則歸着之上、右之次第申上候に付、御勘定所に於て、右島之様子見届申様に被仰付、同乙卯年閏四月五日、唐船造之御船にて按するに、此御船は、寛文十年長崎御代官末次平藏に命せられ、彼地にて造らしめらる、阿蘭陀船の製作にならへり、伊豆下田出船、同廿九日無人島へ着船、所々見分、五月十九日出船、六月十二日伊豆國へ着船之由、

船頭 島谷市左衛門

右唐船御船頭并安針也、

末次平藏手代 中尾庄左衛門

同上乘、

右市左衛門子 島谷太郎左衛門

大工江戸小綱町 八兵衛

右無人島に三十二日逗留、魚鳥大分有之、手取に仕候由、則右之無人島に、右兩人之者共宮を取立、伊勢天照大神、春日大明神、八幡のほこらを作り、島に立置申候、江戸よりも巽に當り申候、八丈よりも巽に當り申候、八丈より無人島へ二百八十里有之由、延寶無人島巡見記、

延寶三年、御勘定奉行所島谷市左衛門儀被召出、杉浦内藏丞様、徳山五兵衛様、甲斐庄喜右衛門様按するに、三人ともに御勘定奉行なり、御立合にて被仰出候者、辰巳の方に當相知不申候島有之由、被及聞召候條、彼島見届申様に被仰付候に付、唐船造之御船にて、同年閏四月五日、伊豆下田浦より出船仕、同廿九日御尋之島に着船、島々巡見仕、則歸帆之節、爲其印兩所に

祠を建、三社之御神を勧請仕、其脇書に大日本之内也、島々爲見分、卯閏四月廿九日致着船、同六月五日に日本に出船仕候と書記し申候、尤歸帆之砌、色々之草木或者諸鳥品々積乗せ、同十二日伊豆下田迄着船申候、依之右之品々御城に差上申候處、同廿九日に被爲遊上覽、其上此度手柄を仕候由上意被爲成下候、其後御勘定奉行に被召呼、今度太儀仕候に付、右之草木諸鳥共に、島谷市左衛門船中之もの共に拜領被爲仰付、彼島之名を無人島と御付け被爲遊候旨、被仰出候、七島巡見志、

延寶三年、於江府唐船造之御船にて、島谷市左衛門無人島へ乗渡り、見届可來旨被仰付、閏四月五日、伊豆下田より出船し、同廿九日彼島に着岸し、五月中諸處見分し、六月五日彼島より出船し、同廿日按するに、十九日、江戸表に着船せり、彼島より珍奇の鳥類、木石等持來るよしなり、長崎實錄大成、

延寶三年 人無島渡海之覺自注、是者紀州南船風に被放漂着し、歸國之上言上申上候ゆ被遣候よし、一唐造之御船、閏四月五日伊豆下田を出船、同七日に八丈に着船、同九日に八丈を出船、同廿九日に人

無島に着岸仕候、

- 一元島自注、長十六、横二里程、前後湊二有之、此島に有之品々、
- 一四足之鳥自注、大き嶋程、面は猿のこさく、羽はかぶむ、
- 一海老、大き六尺程、一かき色の鷲、一黒鳩大也、一目白、大也、一鳥、一龜、一魚
- 一檳椰子の木、一やしほの木、一桐に似申候木、一かちやんの木自注、しや、おしら、の、一桑の木、一せんだんの木如くなる實なり申候、一椶の木、一山椒の木自注、實いかに、一めうばん、一ろくはん
- 右元島之近所に小島十六有之、
- 一沖之島廻り十八里程、湊二つ有、此島に有之品、

一雉子に少しちいさき鳥、自注、せい、高く、雄毛瑠璃色、足餌を見せ候得者、一黒鳩、一びんろうじの木、一やしほの木、一かちやんの木、一大ゆづりはに似申候木、枙の如くなる實なり申候、一二抱程の大木、葉は角豆に似申候、實も同似申候、右沖の島近所に小島有之、

一日月星、當地にて見申候より大に見え申候、御船六月五日に、人無島を出船、同十七日下田に着船、

同十九日之晩品川に着岸仕候、人無島より八丈迄四百三十里程、

一唐造之船にて人無島に參候、下田先より之狀寫、一種々様々の唐木三抱四抱計之大木、浪打きわより透間もなくしけり申、通路無之程なり、

一唐島多く捕候ても逃不申候、四尺、五尺四方の龜、澤山に陸地へ上り申候、是も逃不申候、如形能湊入海御座候て、其入海へ小船にて罷出、鯉、鯛、はた、白かさ、こゑび、黒鯛、その外色々肴、打かきにて打かけ取上申候、

一口なわ、むかで、何にても諸蟲は一圓無御座候、とかげ一疋見え申候迄にて候、大河も流れ申候、土は黒土にて、成程作物之出来可申土之由、一さんごじゆの様なる岩山、又青くすき通候岩も御座候、波打きわより菊めい石、山に赤銅、からかね、うばら御座候、大木に小豆に似申候物なり申候、取候て給候へは、小豆より甘く御座候、一かきの貝三尺餘、

一枙はやじゆくし、成程風味能、大き五寸餘程、一上乘中尾庄左衛門、船頭島谷市左衛門、是は末

次平藏手之者、彼島今月五日出船、同月七日の晩紀州熊野浦へ着岸仕り、按ずるに、熊野に着岸

十七日之晩罷越申候、

延寶三年卯六月日慶延略記、玉露叢、山角氏覺書、

延寶三年六月廿八日、八丈島より巽の方、洋中島有之、人倫不住、珍木奇鳥等有之旨、先年紀州商船漂着、彼島有之旨申に依て、去年按ずるに、前の慶延略記等、五月仰伊奈兵右衛門按ずるに、伊豆、唐船造の舟、差渡し、頃日歸帆、珍木奇鳥、其外色々珍物持參、今日獻之、人見私記、萬天、日録、玉露叢、

小笠原島の由緒

小笠原和泉守吉次按ずるに、尾張中將忠吉卿の老臣、を上使として、當家の一族等を被召招によりて、永祿十一年より奉屬東照宮様御幕下、度々の軍忠あり、數度御證文被下置、于今所持仕者也、就中、文祿二癸巳歲高麗陣之節、民部大輔貞頼に軍檢使被仰付、歸陣之時小笠原一統之者に、東照宮様被成下御證文、就高麗退治歸諸島亂入責取事、各働手柄次第可有手入、但、先判有之島者可爲不入、仍下知如件、

文祿二年巳七月十六日

徳川 家康(御書判)

民部大輔貞頼、一族家從等に議して、三田四郎右衛門、渡邊金左衛門を船將として、南海に馳舟し、八丈島の末の方の島に到り、巡見するに三つ大島あり、小島九十四島、百餘里に連りて無人島あり、土地こまやかに草木茂り、魚鳥、藥石及び土産甚多し、重て上命を受けて可渡海事を慮りて、杭印自注、天照大神、宮御敷地之書、を建置、順風を得て遠州の海邊に歸帆す、

東照宮様、從駿府御上京の砌にて、濱松において無人島の繪圖并土産を奉獻上之處に、京都に被召連、秀吉公に奉捧、御威の餘り御自筆之御證文被成下、

八丈之みなみのしま、并しまとも、とく川どのしよりにまかせ見たる上は、とらするもの也、

ふんろく三ねん午十月廿八日 天 下 判

東照宮様御命曰、昔年八丈島鎮西八郎爲朝開基す、今又民部大輔貞頼、八十四島を乗取、我朝の國數を増す、一己の爲にあらず、天下のためにその功大なり、世上の遊民困窮、又或者遠流の輩を遣わし、開

耕どげは萬世の御救、今代一國出現、御公命末世記  
録所と御威悦にて、自今號小笠原島、未代證據の國  
號杭印可建置之の奉蒙上命、再度に三田、中山の兩  
士をして渡海せしむ、

父島 廻り百里餘 母島 同四十里餘  
杭印を建て土穴中に、

皇大神石宮祠立、是より年々船を渡し、土產品々令  
轉送、寛永三丙寅年迄令領知候處、有故通船及中絶  
候、其後延寶三年、從公蒙御檢使船被遣、島物品々  
取來候節、民部長宅御訴申上、拜借奉願候に付不被  
仰付、元祿十五年にも奉訴候得共、御免許無之處、  
去る末年從公蒙御用船被遣候、及御沙汰候に付、御  
月番之御老中松平伊賀守按するに、、民部長宅子小  
笠原宮内罷出、彼島之儀先祖拜領國、雖無納之地、  
代々拜領之譯一々御訴申上候得者、大岡越前守様  
に御吟味被仰付申之、五月廿七日勝手次第見届船  
遣し候様、奉蒙御免許難有難、以書付御月番御老中  
松平左近將監様按するに、、御禮罷出候、

土產之品々

一桑之木多し、野蠶おほく生する桑寄生あり、

- 一山うるし澤山に有之、
- 一うるしの木、大木小木とも夥敷有之、
- 一すわうの木、大木は色濃、小木は色薄、
- 一椰子 一びんろうじ 一白檀 一木香
- 一こせう 一甘草 一肉桂多し 一丁子
- 一松大木多し 一楮三抱四抱の大木あり
- 一檜 一檜帆柱に可成大木多し 一樅
- 一くすの木大木多し 一けやき大木多し
- 一柳大木多し 一櫨の木 一しみの木
- 一かしういも 一山のいも 一せんまい
- 一わらび 一葛
- 一砂糖霞多し、きびに似たる物のよし、
- 一大さ鳩ほどの鳥、四足あり、延寶三年に取來候よ  
し、琉球かうもりとて見せものにせしと也、
- 一白鳥の形にて、兩羽三間程の大鳥あり、
- 一鶴、鷹、鴨、鷺の類多し、黄色の鷺多し、
- 一鯛、鱒、鯉、鮫多し、
- 一みちと言もの多し、油をとるといへり、
- 一鱒、鳥賊多し、
- 一たこ三間程有之多し、

- 一なまこ一尺二三寸餘有之多し、
- 一海老四五尺もあり、ひげともに八九尺程もあり、
- 延寶三年には、千歳海老とて見せものにせしよし、
- 一あわびあり、一尺四五寸も有之多し、
- 一べつかう龜多し、
- 一鯨多く相見え、島々に能取場あり、
- 一おつとせい多し、
- 一岩山にこんせう、しんしや、水銀あり、
- 一金砂多し、
- 寛永三寅年取來、延寶三年御檢使船之節者不  
取來なり、
- 右之外、草木金石之類數多雖有之、名を不知ゆる取  
不來也、
- 渡海之事
- 船三百石積より四百石積まで、
- 一帆十四五反
- 一碇五挺、四十貫、三十五貫、三十貫、二十五貫二挺、
- 一綱まきの檜木か、す繩さし添、引手共見合念入  
可申なり、
- 一替帆檜楫水棹之類者、船方功者伊豆ものにて致

- 談合候、波除け、波た、き等之用意、
- 一しゆ羅木萬りき
- 一苦餘多可積行、小屋掛へも可用なり、
- 右舟者、平常之通りにても不苦候得共、島舟同事  
に瓦、敷板等に至迄入念申度候、萬一風波之節伊  
豆島に泊り候時、陸に引揚置候用意なれば、小船  
能候、但、後々に直乘みを筋覺え候上者、大船往  
來之自由可有之、
- 一船頭水主八人、内伊豆島船乘四人
- 一藥草識一人、藥箱爲持可申候、
- 一金掘一人 一下男一人 一宮殿一人
- 一半弓二張 一鐵砲二挺 一船印二本
- 一鎗一すじ 一鹿鍵五筋 一飯米白米二十  
俵、但、五斗入 一酒二石 一味噌一石五斗
- 一鹽十俵、但、五斗入 一醬油三斗 一酢五升
- 一油三升 一蠟燭五十挺 一薪 一鯉節、
- 干大根、あらめ、わかめ、干菜類 一世帶道具一  
式 一挑灯三張蓋附、腰指、丸 一墨筆 一張
- 籠大三つ 一假小屋二具 一水桶大三 一大  
手桶二つ 一鍋、釜、大藥罐、船中用 一居風呂



- 一 つ 一鋸五本、大小 一彎刀五挺、大小
- 一鎌五挺 一鍬二挺 一鶴嘴三挺 一熊手
- 二本 一鳶口二本 一石鏃、石矢 一細引五
- 筋 一澁紙三十枚 一繩 一筵十枚
- 一りうきう筵十枚 一笠十 一蓑十枚
- 一わらんす口足 一はしご 一釘 一鎖
- 二錢 一幕一張
- 一當分人家便宜之地見立之事
- 一湊者先規之所可然事
- 一蘇枋、野蠶、肉桂、丁子之類者不及申、當時通用之藥草藥石、其外何によらず山海の産物等、江戸大坂着船、交易利益之勘辨可有之事、
- 一砂糖仕様之事 一紙漉之事
- 一珍敷魚鳥之事 一水銀之事
- 一蠟漆之事 一鮭、鯉節類勘辨之事
- 一漁獵之事 一海類之事 一織姫之事
- 一帆船船板之外、材木之勘辨之事
- 一國島に有來候野菜食物勘辨之事
- 一雜穀、稗、大豆、蕪菜、大根之類植付之事

- 一流人乞食之事
- 條目
- 一御公政之趣、急度可相守事
- 一御定之海上通法之事
- 一流人の届物書狀傳言、一切取扱申間敷事
- 附、伊豆諸島にて買物不可仕事
- 一日和見定之事
- 一國島着岸之上、開發之思慮産物見出、運送交易之勘辨專一之事
- 右之趣、堅可相守者也、
- 辰巳無人島訴狀并口上覺留書
- 小笠原民部
- 下田より無人島まで海路三百五十里ほど、右之島御沙汰に付言上之訴狀
- 奉願訴訟之事
- 一此度唐造御船、辰巳無人島に被爲遣之處、遂見分言上、依之世上諸人日本御重寶不過之、重而御船被爲遣、御取立も於被遊者罷越度様申習候、此島某共譜代古主小笠原民部大輔、文祿二年七月廿六日權現様御證文を以島乗取、島之様體以繪圖書付奉

言上置候、右之由緒も島之様子も能承傳罷在候間、家來共差遣御取立之御役相勤候様、被爲仰付被下候は、大勢家來之者助にも相成候様に奉願候、島島委細於御尋者口上に可申上候、言上誠恐、仍如件、

延寶三乙卯年八月二日  
 小笠原民部家來  
 渡邊金太夫  
 三田四郎左衛門  
 長野市左衛門

御奉行所様

- 島出來之重寶
- 一桑多自然置 一唐苧 一椶 一山椒
- 一白檀 一すわう 一降眞香 一カチャ
- 一椰子 一藥草 一檳榔子 一柿
- に似申候物好味に御座候、被下候て殊之外藥に相成候、腹中煩候に風味仕、早速快氣仕候、名者知れ不申候、
- 一石藥 一唐鳥色々 一柿 一白鳥并大
- 鳥 一魚類色々 一貝類色々 一龜
- 一鯨 一鰐柄敷も出 一菊名石
- 右之外、重寶色々可有御座様に申置候得共、名知れ

不申分書付不仕候、  
 口上之覺

右之趣、久世大和守様按するに、に捧書付候處、あらし被爲聞、其後所之者共御式日御評定所に罷出、土屋但馬守殿按するに、御月番様子御尋可被成と被仰付、罷出候得者様子御尋、古來之分け申上候處、權現様御證文も御座候得者、民部一分入用を以取立可申哉と御尋御座候得共、過分に物も入可申間、早速者自力に難及、用意了簡仕、重而此御請可申上候、若又從御公儀拜借被仰付、予方に被爲仰付候者、古主者不及申、某式之先祖之者まで、東照宮様御世數度御忠義仕、御威狀奉頂戴罷在候得共、不仕合に而年月送兼罷在候之間、仰願者、幸空地之島御座候得者、餘多之家來共渡世之助にも罷成候様に、予方に被仰付候は、此方々奉願度之旨申上候得者、其段者尤には被思召候得共、兎角公儀より入用者被下間敷儀と被仰渡候、

一此度土屋但馬守殿に參上仕、家來共御召可被爲聞旨、先以不淺奉存候由御禮申上候得者、但馬守殿御直に御尋被成候者、島古民部見立候由、家來とも

申上候通、證據有之哉と御尋に付、いかにも、御島に權現様御上意に而杭印立置、其上御證文并秀吉公御證文取添御座候とて、則入御一覽様子申上候、彼島可爲御重寶地、空差置殘念に奉存候と、以繪圖書付、祖父より申傳置候、結構成此島、只今迄空罷在候、唐國之内歟、又者高浪など打越、人家難立故歟と世上申習候得共、先祖見分申傳候には、不苦奉存候、八丈も百二十里餘海中に而御座候得共、終に打越申程の浪も無御座候、その外、三宅、御倉、何れ之島も、土地餘り高山無御座候得共、夫さへ別條無御座候、増而此人島は、高き山御座候得者、打越申事も前代無御座候様に相見え、有來草木細か成多く御座候、成程細直に生立申候得者、風波之難もさして無き様に奉存候、島取立可申品、如何様に可仕哉と御尋被成候、其段者古民部よりこのかた、色々了簡仕置候、併某終に彼島一見不仕候得者、若只今御請存寄申上候而も、無覺束様に奉存候、然共あら増可申上候、取立のさま唐造御船拜借仕候者、添船五六艘仕立、二百人計爲乘、渡海島に置、先唐木、唐蘆、魚鳥、藥種、石藥、桑、檳榔子等、船にて御當地、京、

大坂に廻し、金銀にも拂候は、船人之入用も賄可仕候、大方者餘分一兩年之間は、銀子二十三貫目程宛も可有御座候、五三年も相立候内、田畑に相成候處者取立、人居も多くあり付候は、御知行所も出來可仕候、然時者、段々可奉得御下知、御物成も上納御金も、上納仕様に可相成哉と奉存候、一但馬守殿、萬一高浪杯可致哉、見定候内、人居は無心元思召候と御尋被成候、彼島、八丈、三宅、御倉島より高所多く御座候間、廿ヶ年計は人居仕共見居申内者、高き地に小屋かけ仕、年月風波を見合可申候、勿論小船とも島に引付置、浪高き儀御座候とも、取乘不致難儀様可仕候、是又高浪用心に候、常々高き地形を求、食物納所藏立置、兼而相圖申合置、大勢人寄所拵置、廿ヶ年無恙様心得仕候は、末々者別條なき様に可相成と奉存候、一島取立御忠節には如何可仕やと御尋に付、廿ヶ年相立候内、金子四五千兩も差上候様、毎年二三百兩程、先者上納可仕哉と奉存候、被仰付儀により、末末の餘も上納可相成候、公儀被爲加御不便、若困窮者浪人等御座候者、船中公儀御物入無御座候様

送届、地下人其身相應に走廻り、爲致渡世送申儀は島にて差計、朝夕暮候様に可被爲仕候、船數餘り多く渡し、人をも多く遣し不申内者、御金杯過分上納仕兼可申候得共、少分者成程上納可相成と奉存候、

一拜借奉願度と最前家來共申候、其後用意了簡可仕と申候者、金銀調申儀候は、何程調候得者能と存候やと被仰候、拙者申上候者、急に取立候は、金一萬兩も入可申候、又連々取立申様には、金子二三千兩計も相調候者、其上者米杯一家之者ともに、以御威光此度如是御役被仰付候由申聞候は、船中飯米少し計杯者調可申候、左御座候者、其一年之用意相違候、其次之年より島之物取寄拂候て、その金銀を以て、一年増取立申様に可仕と申上候、但馬守殿彼地南寄にて土地能候半、人參、伽羅、珊瑚珠、又者金山杯者有之様に者不申傳候哉と被仰候、彼地色々御重寶なる物、多く出生候様に申置候得共、兎角彼地に一兩年も居候て、見届不申内者難申上奉存候、權現様御上意に、八丈は以前源爲朝見出し、其以後至于今日本之重寶に成候、此度亦民部八

丈南島見出し、是又以後我朝之重寶多く、第一以御威光至御世一島御開起、及末代被爲殘御名大悅不斜、依之小笠原島と可名付と御賞美奉蒙御威候、依て彼島へ二ヶ所立置候杭印如此、

日本國天照皇大神宮地島長

源家康公幕下小笠原四位少將民部大夫源貞頼朝

臣

同亦

日本國天照皇大神宮地島長

豐蘆原將軍幕下小笠原民部大輔源貞頼朝臣

島之内、兩所に如此二本立置候由申傳候、一但馬守殿被仰候は、由緒如此、其上數通之御證文奉拜見趣にては如何仕、年來むなく何方に罷在候哉と被仰候、某父子上州館林に依一家之縁に蟄居、父子は大坂御陣以後眼病、剩耳も聞え不申、依之姓名を隠し、土民同前に罷成、自然一流之者共參會仕候ても、元來生れ付不宜人の下風に不立志、一家にも未相知、むなく年月送、日々夜々及困窮、既に老父難及養育に付、館林様按ずるに、常憲院殿御事なり、一兩年奉蒙御高恩、老親を養、剩逢火難候砌、御金、米、材木

等奉拜受、殊奉蒙御深恩、其内老父病死、某も就病氣御斷立退申、至于今歩行難仕、病苦前後かやうかやうと御返答申上候得共、永々浪人之様、尤被聞召分之旨御座候、以上、

小笠原島來由無人島と申候、

小笠原宮内拜領地

延寶三年、從公儀右之無人島に御檢使船被遣、土産色々取來候、此島先祖拜領島之由緒一々申上候、元祿十五年渡海仕度候に付奉願上候得共、故有之御免無之候て打過、享保七寅年之春、當將軍様先祖拜領島之由緒申上候、御老中戸田山城守様按するに、老中忠實、御月番にて願上候所に、當時御用繁多に付、御吟味難成候、有識之家書於有之者可差上、渡海之儀差加候様子と有之、無是非相黙止候處、去る未之按するに、享保十二年六月、彼島に唐木、藥草、并砂金、魚鳥品々在之由、先年土産取來候節、畫工に被仰付、土産之品々御屏風一雙に極彩色に御書せ、御城に今に在之候、依之段々御尋之御上意追日募り、所々より彼島之繪圖等差上、御吟味之上、從公儀見届之御役人被仰付、既出船に相究り候、然る處に、宮内承之俄に訴

書差上、先祖の家康公、秀吉公之御證文頂戴之、彼島拜領仕罷在候得共、親恕水并某二代渡海中絶仕候に付、御上之御代替度々御願申來候、既當御代にも、去る寅之春按するに、享保七年なり、御願申上置候、此度右島御見届之御用船被遣候御儀御座候は、拜領之土地に御座候間、御吟味之上私に被爲仰付下候は、可難有御願申上候處に、御月番之御老中松平伊賀守殿御開届之上、町御奉行大岡越前守殿に御渡、未八月より毎日御吟味御尋之次第委敷相濟申候、右明細之儀者不能實談略之、同申按するに、享保十三年なり、五月廿七日、町御奉行大岡越前守殿に罷出、先祖より拜領之島國所領之由縁明白成に付、從公儀彼地に御見届之御用船被遣候儀被差止候間、宮内願之通被仰付候條、勝手次第船遣候て、土産等取來入御覽、追追可奉訴、彌先祖より申傳之通無相違、今以人家無之候は、追年以御威光民家御移し可被下候、右之御請書、御老中迄可差上旨、大岡越前守殿より被仰渡、翌廿八日御老中御月番松平左近將監殿に參上、御請書指上御禮申上、同御老中不殘に爲御禮參上、

島之數

父島	横二十六里、長九十里、	母島	横十里、長七里、	兄島	横七里、長十八里、
弟島	横五里、長十五里、	姉島	横六里、長九里、	妹島	横三里、長八里、
孫島	一里島五ヶ所、二里島八ヶ所、				

其外、小島數々略之、

右島土産出生物あら増

鯛、鯛、鱈、鯉、鰯、鮪、鮑、鮑大さ渡り一尺四五寸、

生海鼠大さ一尺五六寸、、鷓大さ四五尺、、鷓大さ四五尺、、計あり、ま

ぐろ、しびさい、海老大さ四尺、、鮫、鯨、大分有之

よし、

一雜木、屋作、船作可遣木大分に有之、日本にて

椽棟の木の様なる木、何程も有之、杉、檜、木屋杉、

榎木、榎木、何れも大分有之、桑の木夥敷有之、桑

計之島も有之候よし、

但、幅二三尺程之板に挽候ても、望次第有之よ

し、

桑寄生大分有之よし、

一山まゆあり、延寶三年には澤山候得共、去年

按するに、去年とあるは、いつれの年をさせしに詳ならず、

享保十二年三月、江戸堀江町宮本善八が廻船乗組十七人、

此島に漂着し、同年五月伊豆國に歸せし事、諸家隨筆にのせられたは、ししくは其時の事なりしにや、しければ、こは享保十三年なるへし、まゆ大分に取來候、こもりは琴三味線之糸に成よし、ぬけは織糸に成候よし、

一朱旦、島木、鐵刀木、白檀、是等四季共に伐取不

苦よし、

一檳榔子、是者秋冬取、春夏者未實のらす、然

ども去年實のり候分、木下に大分有之拾ひ來候

由、

一椰子、是者實二つに割、片々三四合計も入大さ

なり、味あまく能菓子なり、油を取、木の皮を網に

組、檜木綱よりつよく、尤細綱に成、日本眞芋の

こどく、木は掘立柱に成、何十年にても不朽、葉

はひろし、ばせをの葉に似て、家をふくに板より

つよく、調法に成、唐土雲南といふ所、又天竺に有

之木なり、

一肉桂、甘草、此分夏取候て宜敷候よし、

一大人參、蘇木、砂糖、右黑白氷共傳受有之、只今

薩州にてせんし用ゆるは、黒計なり、

一はせの木、油をこりて蠟燭に用ゆるなり、今の

薩摩蠟といふ是なり、秋取宜敷よし、

一唐鳥色々有之、片羽三間半之大鳥有、日本にて白鳥といふ鳥の只大き也、  
 一四足の鳥、大さ鳩のごとし、昔かんど鳥と云傳る鳥の類なり、本草にれいし鳥とあり、延寶三年取來り、見せ物に出し候よし、  
 一青やき、赤やき、是者、海中に有生物なり、日本にて海松のごとし、色よく枝さんご珠のごとし、  
 一岩山、眞砂、其外水精石有之、  
 一同金山、綠青、紺青あり、延寶三年渡海舟遣候節、谷川の流の淀にて金砂取來る、其水上は金山のよし言傳ふ、委細は訴書に申上候、  
 大猷院様御上洛之御時、酒井讚岐守殿按ずるに、御上にして、讚岐守忠勝は老中なり、御吟味にて、京都において心見吹、後藤庄三郎に被仰付、金砂二斗二升吹申候得共、棹金十一本に成、金目三貫百目有、右之棹金七本は御上の被召上、のこりは被下候、

小笠原宮内貞往系圖

新羅三郎義光十九代

長時大膳大夫

文治元年に、先祖遠光信州一國賜之、長時迄十

八代屋形相續之所に、武田晴信合戦に退國、其由縁略之、

長時信濃守

父長時代、越中、信州、上州三ヶ國之内を領し、十二萬石にて越中富山に居住す、父より前に早世、

女  
長隆右馬佐

長元右近大輔

當時右近將監、喜三郎、信濃守、山城守、佐渡守、備中守、松平市正、志摩守、其外、御旗本にも數多有之、何れも貞慶子孫なり、

長元信濃守

信州飯山に居住し卒、

貞頼民部大輔

實長元弟、養子といふ、信州離散之後、兄弟上州に居住す、永祿七年より三州徳川家康公依

御招、父子共奉屬御幕下、數度軍忠御感狀御神文等數通頂戴之、從信長父長元改先祖之地、攝河泉三ヶ國にて十二萬石賜之、民部貞頼は、三州、遠州、播州にて四萬七千石被下之、播州室に在城す、天正十一年正月、信濃守長元於飯山卒去、民部貞頼父子祿十六萬七千石相續之處、秀吉公難題被仰懸、十六萬石御取上、七千石被下之、貞頼述懐にて退、此とき、家康公御宥有之、御直筆御書被成下、三州へ御引取、須崎に被差置預御扶助、尤家中之者ども御存知之者は、御家に被召出、御旗本に被差置、殘は一家共わ可遣由御下知、其由縁略之、其後家康公、關白秀吉公に折々御取持、小笠原之嫡流たるに依て、何ともなく五萬石に被召歸、攝州三田に住す、天正十六年四月十四日に、秀吉公之聚樂之亭に被爲請行幸之節、將軍家に行幸之先例を貞頼に御尋ゆゑ、一々書付言上、依之小笠原嫡流一人者、子々孫々迄四品之少將たるへき旨、永々宣旨之趣被聞召、行幸之式作法可差圖、其由縁明白之旨、秀吉公、家康公御連判にて御證

文被成下之、文祿二年高麗陣之節、貞頼軍檢使勤之、歸陣之節、肥前於名古屋、家康公仰有て、貞頼事小田原陣より數度之戰功雖有之、未本知に不歸、家從共其祿可爲不足、此度可然島國等有之は、手柄次第に乘取可申旨、御證文被成下候、則南海の出帆、豆州八丈之南、無人之島國を見立順見する所に、土地廣く、人家なく、開國最上之靈地たるに因て、土產等取來、家康公奉訴、夫より秀吉公に被仰達候て、秀吉公御直筆御證文被成下、これより度々渡海、土產取來て所領す、家康公御上意、國島發開之由縁略之、

重信小笠原左京と號す、後服部右京といふ、

大坂籠城討死、服部采女と號す、黃母衣廿人之内なり、

長直小笠原民部少輔

父貞頼出奔之節、兄弟幼年、重信十八歳、長直九歳なり、太閤より父貞頼を御宥免有之、可被召歸旨度々奉書被下候得共、貞頼不戻、於爰秀吉公兄弟御取立、兄は伊賀服部右京無子に因

て、服部を可繼とて三萬五千石賜之、弟長直に一萬七千石賜て、先祖之領播州室に二度居住す、兄弟共に大坂に奉仕、慶長晩年に成、關東大坂争戦之節、關東御方可參旨、兄弟方々奉書度々なり、依之兄服部は籠城ゆる、弟は大坂を立退き關東方へ參、兄重信籠城之事、家康公御立腹被遊候得共、其後御免、右之品ゆる、故播州一萬七千石を御取あけ、父貞頼に賜る島國取立所領にすへき旨上意有之、二度家祿にはなれ候、尤有職之御用之節は勤之、平生浪々の人也、右由縁子細は略之、寛永年中まで島國に渡り、渡海土産取來候得とも、故有之渡海相止、延寶三年民部長直、上州館林にて卒す、行年八十九歳、

長則、小笠原民部、老年恕水軒、

按するに、前の譜書に長宅とあり、是非詳ならず、

貞往、小笠原宮内、○辰巳無人島之記、

享保十八癸丑年正月七日、大坂御番所之訴狀寫

小笠原宮内長往名代  
同苗式部長鼎

謹而奉訴口上書  
乍恐、宮内曾祖小笠原民部少輔貞頼と申者、文祿二年高麗陣之節、軍檢使相勤、歸陣之砌、可然島國有之者手柄次第可乘取旨、東照宮様御證文被爲成下候、故を以、伊豆國八丈島之南沖にて、無人家島國見出し奉訴、則太閤秀吉公より安堵之御證文被爲成下、殊に東照宮様御感悅之餘、一國出現は一己之爲に非ず、遊民困窮人遠流之輩を遣し、終に於令開起は天下之爲也、自今苗字を以、國名可號小笠原島之旨奉蒙上命、爾來折々通船仕、土産等取來候得共、寛永三年より故有而渡海中絶仕候、然處去る享保十二未年、彼島に御用船可被遣御沙汰奉承知候に付、從先祖代々雖爲無納之地、奉蒙所領候島國之儀に御座候得は、手船仕立見届可奉言上旨、六月御月番御老中松平伊賀守殿に奉願候得は、御奉行大岡越前守殿御吟味に而、翌申年五月廿七日、勝手次第渡海可仕旨奉蒙御免許候、此度於御當地船調達仕、出帆之用意仕候間、暫御當地湊に船を繫置候、依之御届申上候、叔父宮内儀、老衰病身に罷在候に付、名代式部御訴申上候、尤於江戸舊冬子極月十日、御

用番御老中松平左近將監、并右御吟味懸大岡越前守殿に、叔父宮内一同に參上仕、右御届申上候、以上、

享保十八年丑正月七日

右之船仕立、大坂出船は同年十一月二日也、同極月

伊勢浦按するに、志摩浦の誤りなり、鳥羽之湊に着、領主稻垣攝津守へ相斷、通船いたし候、兼草、

豊前小倉の浪人語りしは、小笠原右近將監殿同流之由を言て、小笠原式部と名乗浪人有たるか、日本より東南に無人島有之、五穀自ら實り、材木澤山なるよし言立て、公儀へ願ひ、御免を蒙り、享保十二年の春、勢州にて大船を造り、武器、馬具、兵糧等迄夥數積入、上下百五十人計東南の沖へ漕出し候、按す、享保十二年開島の事を願ひて、明年御免あり、同十八年出船したれば、十二年に出船せしこと記したるは誤りなり、首尾能彼島に行着しか不知、茶飲夜話草、

天明元辛丑年、無人島御用として、御普請役佐藤玄六郎、御代官江川太郎左衛門手代吉川儀右衛門渡海、御用船水主二十人乗り八丈を出帆し、北風に帆を揚げ、晝夜十四日走りて漸く鳥島といふ小島に着く、それより東南の洋中を探んどして逆風にな

り、遂に土佐國へ吹流され、小笠原八十餘島は見當らずして歸帆す、旅衣阿津免草、

天明五乙巳年、御普請役等に蝦夷地巡察を命せられ、同六丙午年より、其地東西を分ち、クナジリ、カラフト、エトロフ等の諸島をめぐる、此は、御備揚の部、此時、カラフトにて山丹人に遇ひ、其國及び滿洲の地理を訊問す、證は、本編唐國盛京統部、滿洲山

普請役二人、またエトロフ及びウルツブ二島を巡行す、同四壬子年三月二日、御目付石川六右衛門に、後、將改む、此地交易御用を命せられ、支配のものをして在勤せしむ、以上の證は、御備揚の部、同五癸丑年、石川將監及び西丸御目付村上大學等、松前の要地及び津輕、南部の海岸を巡視す、同十戊午年、御目付渡邊久藏、御使番大河内善兵衛及び御勘定方の役人を遣はされて、所々を巡按せしめらる、これ此地を開かる、はしめなり、以上の證は、本編魯西亞國之部、同十二年十二月七日、御書院番頭松平信濃守に開創御用を命せられ、同十一己未年正月十五日、御勘定奉行石川左近將監、はしめ、御目付たり、御目付羽太庄左衛門及び大河内善兵衛、御勘定吟味役三橋藤右衛門にも同く命せらる、二月八日若年寄

立花出雲守種周、此御用を扱ふへき旨仰を蒙る、同十日寄合村上三郎右衛門、西丸御小姓組遠山金四郎、同御書院番長坂忠七郎及び御徒目付等を、信濃守に屬せらる、尋て信濃守、善兵衛、藤右衛門等、彼地にいたりて所々を巡行し、御勘定近藤重藏は、エトロフをめぐり、夷人を諭して邦俗に順化せしめ、同島シヤナに役所を設く、同十二年庚申年春、東蝦夷地御用地となる、同年御小納戸頭取格戸川藤十郎、後、筑前守、御小納戸大河内善十郎及び御勘定等を遣はされ、享和元年西年、石川左近將監、羽太庄左衛門を遣はさる、以上の證場之部、此地、此夏在勤の輩、カラフトを巡行して、山丹人にカラフト山丹の分界を問ひ、またウルツブ島をも巡視せり、證は、本編唐國盛京統部、滿洲山丹之部、地理風俗の條にあり、同二年壬戌年二月廿三日、はしめて蝦夷地奉行を置、五月十一日箱館奉行と改められ、吟味役以下の支配向を屬せらる、時に立花出雲守種周はしめ、久しく此御用を奉はりたる輩に御褒美あり、文化二乙丑年秋、御目付遠山金四郎、はしめ、西丸御小姓組、御勘定吟味役村垣左大夫、其支配を率ゐて西蝦夷にいたる、同四年卯年三月廿二日、西蝦夷も御用地となり、松前若狭守章廣には、新地九千石

を賜ふ、以上の證は、御備場之部、同年八月、若年寄堀田攝津守正敦、大目付中川飛騨守、松前の海岸を巡見し、證は、本編唐國盛京統部、夷地亂始末の條にあり、また飛騨守及び御目付遠山金四郎、御使番村上監物は、陸奥出羽等の沿岸をも巡視せり、證は、異國船接方之部、同五年戊辰年、松前奉行支配調役下役松田傳十郎は、カラフト島をめぐり在住、問宮林藏は同所より遠く滿洲ヲレン迄巡行す、證は、本編唐國盛京統部、滿洲山丹之部、地理風俗の條にあり、同六年己巳年より年毎に、御勘定方の役人を遣はさる、文政四辛巳年十二月七日、松前志摩守、文化十三年改稱す、章廣に、松前蝦夷舊のこく返し賜はり、新開の諸島をも屬せられ、同五年壬午年、松前奉行廢せらる、以上の證は、御備場之部、此地の條にあり、但し、考證す等の事にして、彼此斷章するときは、其首尾貫通せざるを、他の例に准せず、

通航一覽附錄卷之十二終

通航一覽附錄卷之十三

海防巡部十三

○御船手方御番方等浦々見分

寛永十七庚辰年六月廿二日、西國、四國、中國の浦々見分として、毎年船手の輩二人つゝ遣はさるへき旨仰出さる、寛文七丁未年二月廿二日、また浦々見分の事を命せらる、西國、四國、中國は、大坂御船手高林又兵衛及び御書院番向井八郎兵衛、江戸より大坂までは、御船手坂井八郎兵衛、伴作平なり、閏二月十八日、坂井八郎兵衛、向井八郎兵衛を營中に召て、御條目ならひに浦々高札の草案を賜ふ、諸大名にもまたこれを渡さる、

寛永十七庚辰年六月廿二日、九州、四國、中國浦々爲見分、船手之面々毎年二人可被遣之旨被仰出、所謂辰年小濱久太郎、間宮虎之介、巳年石川八左衛門、向井右衛門、午年小濱彌十郎、小笠原安藝守、右代る、可越旨、上意之趣忠秋、按するに、老中阿部豊後守、申渡、人見私記、

寛文七丁未年二月廿六日、大坂御船手高林又兵衛并御書院番向井八郎兵衛事、四國、中國廻り九州筋迄、浦々道巡見可被遣之由被傳、八郎兵衛は以奉書被傳之、御船手坂井八郎兵衛、同伴作平事、江戸より大坂迄浦々爲見分可被遣由被仰付候、閏二月八日、坂井八郎兵衛、伴作平江戸より大坂迄、浦々爲見分被遣之、然は陸地罷越、歸參之節御預關船にて歸府可仕候也、同月十八日、坂井八郎兵衛、向井八郎兵衛を被召、今度諸浦爲見分被遣に付、書付被渡之、

覺

- 一 公事訴訟目安一切被受取間敷事、
- 一 諸浦仕置之善惡并困窮之鄉村於有之は、子細可被承事、
- 一 浦方、船方運上等之儀可被承事、
- 一 吉利支丹宗門之仕置、常々無油斷申付候哉、并盜賊之仕置、其村々之もの存知候様に相尋、様子可被承事、
- 一 浦々湊々において、此案文之通重て高札可被立候之間、堅可相守之旨、御料私領共に、庄屋、五人

組、船主、船宿等へ可被申付事、  
 一浦々船數水主數可被承事、  
 一其所より江戸大坂の之船賃可被承事、  
 一買置いたし、しめ賣仕候者有之歟、可被承事、  
 一遠州御前崎之山と、雲州按ずるに、人見私記、豆州、北浦之湊之山と、此兩所に燈明を立可然哉、可有見分事、

一公儀御仕置と替る事在之候哉、可被承事、  
 一浦々湊々において、彌博奕總て賭之諸勝負不可  
 仕事、并遊女一切抱置間敷之旨、庄屋、五人組、船宿  
 等へ堅申付、手形致させ可被申事、  
 以上

寛文七年閏二月十八日

坂井八郎兵衛殿  
伴 作 平 殿

別紙

高林又兵衛殿  
向井八郎兵衛殿

右之書付一通宛被相渡候、但、坂井八郎兵衛、伴作  
 平は、從江戸大坂迄之浦々巡見、高林又兵衛、向井

八郎兵衛は、從大坂、中國、四國、九州巡見、仍遠州御  
 前崎之箇條除之、  
 條々

一公儀之船は不及申、諸廻船共遭難風時は助船を  
 出し、船不破損様成程可入精事、  
 一船破損之時は、其所近き浦之者入精、荷物、船具等  
 取揚へし、其揚る所之荷物之内、浮荷物は二十分一、  
 沈荷物は十分一、川船之浮荷物は三十分一、沈荷物  
 は二十分一、取揚る者に可被遣事、  
 一沖にて荷物はねたる時は、着船之湊において、其  
 所之代官手代庄屋出合遂穿鑿、船に相殘荷物船具  
 等之分、可出證文事、  
 附、船頭浦々之者と申合、荷物盜取之、はねたる  
 由偽申においては、後日に聞といふとも、船頭  
 は勿論、申合輩悉可被行死罪事、  
 一湊に永く船を懸置輩あらは、其子細を所之者相  
 尋、日和次第早々出船致させ候へし、其上にも合難  
 澁は、何方之船と承届、其浦之地頭、代官へ急度可  
 申達事、  
 一御城米廻之刻、船具、水主不足之惡船に不可積之、

并日和能節於令破損は、船主、沖之船頭可爲曲事、總  
 て理不盡之儀申掛之、又は私曲有之は可申出候、縱  
 雖爲同類、其科をゆるし、御褒美可被下候、且又あ  
 たを不成様に可被仰付事、

一自然寄船并荷物流來においては揚置へし、半年  
 過迄荷主於無之は、揚置之輩可取之、若右之日數  
 過、荷主出來届候といふとも不可返之、雖然、其所  
 之地頭代官に差圖を可受事、  
 一博奕總而賭之諸勝負、彌堅可爲停止事、  
 右之條々可相守、此旨、若惡事仕においては申出へ  
 し、急度御褒美可被下候、科人は罪之輕重に隨ひ、  
 可有御沙汰者也、

寛文七年閏二月十八日 奉 行  
 右之高札浦々湊々に被相立也、寛文年録、十三本御制、  
 法度延令條、慶應記、  
 寛文七年二月廿六日、坂井八郎兵衛、伴作平、江戸  
 より大坂迄之浦々見分いたし可改旨被仰出、向井  
 八郎兵衛、高林又兵衛、四國、中國、九州同上被仰  
 付、閏二月十八日、右之輩の書付并高札之文渡之、  
 酒井雅樂頭忠清、阿部豊後守忠秋、久世大和守廣  
 之、土屋但馬守數直、板倉内膳正重矩列座、稻葉美

濃守正則渡之、

同年三月四日、於評定所諸國浦々へ立る高札の案、  
 諸大名等家來呼出相渡す、以上、人見私記、  
 柳營年表總錄、  
 寛文七年二月廿六日、

嚴有院様御代、當兵庫助儀、中國、四國、九州合十九  
 箇國浦々順見被仰付、黃金二十枚、時服二、御羽織  
 一拜領仕候、真章向井兵庫助書上、

正保三戊戌年春、讃岐國高松城主松平右京大夫頼重、  
 仰せをうけて西國邊の浦々を巡視す、

正保三戊戌年春、松平右京大夫頼重、依家光公命、長  
 崎渡海、中國九州浦々巡見、讚岐記、

○御備場所見立

按ずるに、此條すへて御備場所、伊豆國下田及び相  
 模國三崎走水、浦賀等の條、併せて其首尾全備せり、  
 享保四己亥年秋、御使番細井佐次右衛門、御小納戸山  
 本八郎右衛門、仰によりて伊豆國下田賀茂郡にを見分  
 す、同五庚子年夏、下田奉行堀隱岐守、御船手向井將  
 監、また伊豆、相模兩國の海岸を巡視し、後其事によて  
 御勘定等も遣はさる、これこし九月、下田港を相模國  
 浦賀に移さるゝによりてなり、  
 享保四己亥年七月朔日、月次御禮有之、御勝手より  
 御暇

金二枚、時服二  
同年十一月十五日、同斷、御勝手より

◎説アルカ

享保四年七月十六日、御使番細井佐次右衛門殿下田へ御越被成候、尤御役所に被成御座候、同年九月廿四日、御小納戸山本八郎右衛門殿下田へ被成御越候、御船にて近浦御見分可被成由、先達て申來候、同廿八日、八郎右衛門殿下田へ御着、十月四日江戸へ御發駕被成候、同月十八日、細井佐次右衛門殿、來る廿九日江戸へ御發駕之御奉書到來、  
同五庚子年四月十九日、此度向井將監殿、關御船にて下田迄御越被成候由申來候、同月廿三日、下田奉行堀隱岐守殿下田へ御着、同月廿七日、向井將監殿下田へ御着、同月廿八日、此度浦賀邊見分御用に付、下田與力松村惠左衛門、同心中田浦右衛門、岩田太左衛門、相州三崎へ罷越候様に被仰付候、同廿九日、便船にて罷越申候、同月晦日、堀隱岐守殿御發駕、向井將監殿同日御出船、尤御兩人共に三崎、浦賀

下田へ罷越候  
御使番

細井佐次右衛門  
下田より罷歸候  
御使番

享保四年七月十六日、御使番細井佐次右衛門殿下田へ御越被成候、尤御役所に被成御座候、同年九月廿四日、御小納戸山本八郎右衛門殿下田へ被成御越候、御船にて近浦御見分可被成由、先達て申來候、同廿八日、八郎右衛門殿下田へ御着、十月四日江戸へ御發駕被成候、同月十八日、細井佐次右衛門殿、來る廿九日江戸へ御發駕之御奉書到來、

へ御越被成候、七月十日御番所御船屋御役所爲見分、從江戸御勘定齋藤喜六郎殿上下七人、丹澤久左衛門殿上下六人、御被官和田與右衛門上下五人并町棟梁川原作左衛門、石丸八右衛門、右之通被罷越候、同月十三日、隱岐守殿浦賀へ御出立被成候、以上、浦賀同心由緒書、  
享保五年三月八日、  
御船手  
向井將監  
堀隱岐守

下田奉行

堀隱岐守

右相州、豆州浦々見分可被遣旨、戸田山城守に、老中申達之、

同年四月十八日、

下田奉行

堀隱岐守

時服三

堀隱岐守

金三枚

向井將監

浦々爲見分罷越候に付被下之、

右老中河内守に、申渡之、已上、柳營日記記、  
享保五年七月三日、

金二枚宛

御勘定

齋藤喜六郎

丹澤久左衛門

右相州、豆州見分被遣候に付被下旨、老中被傳之、  
享保年錄、

寛政四壬子年十二月四日、安房、上總、下總、相摸、伊豆五箇國の浦々に、見分のもの遣はさるゝにより、其浦附の御代官及び領主等に、これを觸られ、同五癸丑年五月朔日、御勘定奉行柳生主膳正等よりも、同く達する旨あり、

寛政四壬子年十二月四日、松平越中守に、渡御、目付堀田主馬達、

此度、安房、上總、下總、相摸、伊豆五箇國浦付之村御用之儀有之、此節より追々見分被仰付候、尤於場所地名、村高、山野之様子等、村役人へ相尋候儀も可有之候間、相辨候儀は無差支答申聞候様、右國海邊最寄之分、御料は御代官、私領は領主、地頭より、早々可申渡旨可被相觸候、

十二月

同五癸丑年五月朔日、

御徒頭衆

(朱書)

御勘定奉行  
柳生主膳正  
久世丹後守

(朱書)

御目付  
中川勘三郎

森山源五郎

御勘定吟味役  
佐久間甚八

此度、安房、上總、下總海邊、其外内郷村々山々并道筋等相改候様、松平越中守殿被仰渡候に付、御普請役、御小人目付差遣爲相改候間、於場所差支無之様可致旨、右三ヶ國之内、各様御知行所并御組之内、右場所知行所有之面々御申付可有之候、右之段拙者共より及御達候様、松平越中守殿被仰渡候間、此段及御達候、

五月以上、寛政年錄、  
御徒方萬年記、

同五癸丑年三月十三日、老中松平久松、越中守定信、海岸見分として赴くにより、御暇下され、物をたまはる、孝順院殿よりもまた賜物あり、同月十八日江戸を發し、伊豆、相摸等の沿海を巡視して、四月歸府す、時に御勘定奉行久世丹後守、御目付中川勘三郎、森山源五郎等隨行す、是よりさき、筑前、長門等の洋中に、異國船數日隠見通商を願へり、これ此事の由て起りし所なり、時に御備置立の事、及び土着の番士等を置くへきの商議ありしといふ、然る



に、同年七月廿三日定信退職し、同六甲寅年八月、御備場造營等の事、猶豫あるへき旨の再命ありて止め、寛政五年三月十三日、御座之間

御目付

御羽織、時服十

松平越中守

若君様より  
八丈島五反

右は、海上浦々見分爲御用罷越候に付、御暇拜領之、同月十四日、松平越中守御達之趣、書付一通御目付松平田宮達、

巡見出立之節、見立に被相越候儀、并諸向より附使者等堅及斷候、押て被差越候共、返答申達差戻し可申候、尤晝休へ使者等之儀は、猶更及斷候事、以上御徒方萬年記、

寛政五年三月十三日、松平越中守定信、伊豆國海上津々浦々見分御用、御前において仰含られ、御羽織時服を賜はる、是に因て、定信豆州下田、浦賀邊津津浦々巡見せらる、片山氏筆記、

寛政五年の春、浦々御備の御用承はりて、睦月の七日江戸を立て、武、相、豆、駿、房、總上下、常陸の浦々見めぐり侍りける、久世丹後守、中川勘三郎、其外

山をかたどり、麓に廣き空地ありて、狩野川、大見川といふを二重にうけて、實によりき要害なりけり、城跡の土居なんといさ、か残りたれど、其めぐり岡山そはたちて、うしろは一里計りにて葦山に至る、右は三島海道にちかく、左は海邊に遠からず、殊に天城山をひかへて、縦横自在の要地なり、こゝにおいて忽日比の膝味を開きぬ、今まではいかに工夫しても、此度の要害のしめかた、いかにしてかよからめど心に落さりしか、定信朝臣の雄略、地理にもくからざる事を頗に感思して、頓て日比の疑ひを散したり、是よりして、此度浦々の御役の全體、心に落居たる様に覺えて、道すから感に堪す、頓て箱根を越て、鎌倉を通り、三崎に出る序、むかし甘繩の城跡ありしを、兼て下知はなかりしかども、立寄て見侍りけるに、大手は七曲とて甚峻しく、右の方の間道をゆけば、わつかに十六七町にて藤澤、戸塚の間に出る、浦賀、三崎もわつかに二三里を隔て、是又前後往來四方の通塞無雙の要地なり、三浦の出崎に、昔三浦道寸か城跡ありつれど、是は海をかたどりたる計りにて、左のみ自在を兼たる地には

御勘定、御目付方支配の者とも伴ひて、また見ぬ浦の磯傳ひ、そこも分ず見廻侍るうちに、出島或は磯山なんごある毎に、中川は遠見番所たつへき事をいふ、翁は按ずるに、此書は藤山源五郎、筆をいふ、翁は記なれば、翁といふは即同人也、御用は蒙りたれど、更に一體の趣向こゝろに落す、磯めぐり、浦々所々に繼物見たてん事は、女童も知たる事なり、いか、侍るへきと思ひながら、奉行といひ、古役といひ、久世、中川か尻につきてめぐりありきつ、三月の始めに歸りて、同し月の十八日に、定信朝臣の巡見あるへきよし、事定まりてうち出られければ、中川と某は一日先達て、十七日に江戸を立て、豆州の天城越山自注、高して、下田にて定信朝臣を待請て、對面ありて、豆州柏ヶ久保に、北條早雲の古城の跡あり、然るへき所と覺ゆるま、御目付一人立戻りて能々見定めたる上、繪圖をも奉るへきよし、定信朝臣の下知なれば、則某罷越へきよしにて、下田より引返して、柏ヶ久保見定て、箱根をこえ、三島に出て、補佐按ずるに、定信天明八年三月四日、月番御免補佐し奉るへきむれ命せらる、よて、かくいへるなり、を待合すへきよし申合せて、やかて定信朝臣にわかれて、三島街道に出て彼所を見るに、早雲の古城は少き

あらず、彼甘繩の事を三崎にて、定信朝臣に聞えたりしに、夫こそ見まほしけれとて、頓て鎌倉よりめぐりて一見ありけるか、大に悦び感せられて、よき處をこそ見立侍りつれとて賞せられけり、歸府ありて、頓て此所取立らるへきよしにて、其あたり領したる人々の所替なんごの汰沙ありけるか、程なく退職ありて、剩御要害の荒増先見合せらるへきよし、氏教朝臣自注、戸田采女、正于時教政、の申し出されたる上は、是非に及はず、定信朝臣は豆州の山々峻嶒にして、旅宿も少きよし聞れ、長持をも持せられず、執事たる人の旅行さへ、具足櫃を一荷にして、家従の品々大方挾箱に蓋のさゝる、程押入て、定信朝臣は山駕籠の小さきをこしらへさせて旅行ありたり、大方は歩行にて巡行有けり、若旅宿なからんには、野陣を張へしと彼朝臣の申されける、此朝臣は田安君の公子、天下の補佐たる人なるに、股引わらんじにて、國のために身を盡さる、上は、我等こそきか艱難苦行は九牛か一毛にこそあれ、また同役中川勘三郎は、上よりも沙汰なかりける大島渡海の事いひ出たるより、さあらは浦々の巡見の序、島渡

りすへきよし、定信下知ありけるに、二月のむつ  
かしき風合にかゝりて渡海もせず、三月になりて  
歸路の時も、とやかくいひて終に遂すして止め、蜃  
の燒蕨、

寛政五年三月廿五日、松平越中守より久世丹後守  
に渡す書取三通、

下田之事

下田はいつれ御番所出来可然段は、論きたまり候、  
乍併とくと考へ候へは、下田御番所、湊口に以前有  
之候は船改之故にて候、此度は左にあらず、達旨を  
專とし、并に御番所うちよりも大筒打拂等致し候  
ためにて、もし蠻人上陸いたし候へは、成たけ御番  
所之内にて、こらへ候はとに致し、不得已ときは、  
古城跡へ引込可然筋に付、御番所只船改或は見付  
などの如く、建方致し候ては無其詮候、依之左に  
申入候、城山之前に御林山まはり候て、如圖出有  
之、右頂上切平け候て御番所出来候歟、又は右にて  
は、とてもなり難きわけ有之候は、不得已候間此  
間見分繩張之通り、地形よほと築立、石垣に致し御  
番所取立、其うしろを頭分之住所等に相成候得は、

それにて御備は立可申歟と存候、とくと一覽い  
たし不申うちは、二印之如く赤根山之上、しかるへ  
くと存候處、垂て高く候間出来かね可申、殊にこも  
り候間かへつていか、に付、本文之如く申入候、明  
日には及はず候、とくと評議致され、繪圖取立、遂て  
可被出候、一體地所見立のうへ故、右等の事は江戸  
着之上、評議有之候ても可然候、とても此おもてに  
て評議いたし候て、伺之上同列評議之上ならては、  
決しかたき事勿論に候、とくと了簡有之度候事、

御林山御番所立る圖略

三通之内、

下田之事

下田御番所建可申場所は、土着之頭役之屋敷に相  
成候かた、御備之爲可然候、  
右屋敷外圍は切石にて疊之、内は土手形ちに致  
し、防方堅固に相成候様之建方可然哉之事、  
御番所は、赤根山之上に相建候方、見はらしと申、  
打拂候なごにも可然、御番所建方は外々御番所と  
は違ひ、自注、右違ひ候わけは、船改等之譯には無之、一重矢  
倉之如く立、柱は掘込にいたし、屋根は貫まで銅、

包みに致し、格子窓三方へあけ、常に右之内へ大筒  
三四挺上げ置可然事、

右、城山と赤根之間、十間計有之と承り候間、如圖  
○圖略橋かけ、右之下を御役所附之船藏に相成候は、  
早速御手當にも可然哉之事、

右船見番にても、房州之方は見え兼可申哉と存候  
へは、洲崎出鼻へ遠見番所一ヶ所、御取建有之候て  
は如何可有之哉、

右は、拙者十分之所にて候へ共、餘り大造にも候  
は、猶省略之いたし方も可有之哉、尤御船藏杯  
は、追々出来候て可然哉之事、  
三通之内、

房總之事

房州二總御備之儀、百首、勝浦等は此度見分いたし  
候事には候得共、一體房州杯一國地理不案内故、急  
速考に及び不申候に付、巡見もいたし可申哉とも  
存候得共、已に豆州杯は畫圖も有之故に考も付申  
候、一ト通巡村いたし候とて、中々分り候事には無  
之候に付、一向に房二總之圖、御國總圖を本にいた  
し、國中など記候も、是迄之圖は、唯無心に山之

かた計認有之無益候に付、此山高さいかほと、峠  
上りいか程、此山いつ方之山につゝきなど申類、く  
はしく向背驗易まで認之、海なども處々にて淺深  
を認め、此浦より何方之浦と、いつ方の國見え候な  
ごの事迄も書記し、古城跡は其心得にて別畫を取  
立、浦湊船かゝり杯も認、右を本に致しくみ立候  
は、可然哉と存候、  
右三ヶ國畫圖出来之上は、此度之御場所出来にも  
相成可申哉、其序掛り之衆一覽致され、評議有之候  
ても可然哉と存候事、

右之譯合に付、此度百首渡海もし風杯出、一兩日  
も待合せ候ても渡り出来不申儀、萬々一有之候  
は、百首迄は浦賀、走水より遠望に致し、渡海  
に不及歸府いたし候ても、くるしかるましく、是  
も序に申入置候事、

同年同月廿六日、同人より久世丹後守、中川勘三郎  
へ渡、安房、上總見分之儀に付、存寄之趣書取、  
此度御備向、無此上御大切之事、殊に後來に至り、  
老中迄見分いたし見立候場所ながら、此處は不堅  
固、此處はいか、など申間隙出来候ては、近比御互

に殘念之至に候、只々心掛りに存候は房總にて、尤百首、富津は見分致し候へ共、此間申入候通、一體見不申候ては已に愚考にもつき不申、出立前之考と場所見候ては大に違ひ、一ト通之繪圖のみにては、中々淺智にては年にとり候様には無之、又伊豆は直見分もいたし、總房は伊豆の向ひ候所計見分いたし、其餘のこし候と申も、後日の評いか、可有之哉、事實にとり候ても、江戸入海は豆州おもととは乍中、總房とても亂入候得は、關内をば萬石之城下も無之は、伊豆にもかはり候事無之、九十九里も淺しとて、船かゝり宜場所、房總にも可有之候得は、是亦專辭となし難く候、夫に付愚考候に、此度見分其許達とも申合ひ候豆州御備は、大概餘蘊あるましく哉と安心致し候はとに存候、此上は走水之處、并三崎古城跡逗留もいたし、熟覽いたし、浦賀之根本をかため、夫より浦賀東西を自注、東へは船一覽いたし、それより東海道を經、一ト先歸府いたし可申と存候、右東海道と申趣意は、浦賀、小田原に有之候迎も、如圖省略大磯邊、鎌倉、江之島、平塚等は、小田原よりも江戸の方につき、可喰止切所も無之候へは、

心かゝりのもの苦にて候、同道いたし東海筋歸府之節は、戸塚、神奈川邊も、一日早々つき候歟、逗留もいたし候歟、何れ地勢見分致し、せめて御代官在陣ほどの場所にては出來候へは、猶更御手厚の事歟と存候、扱又房總見分は來年比に可致候、繪圖くわしからず候ては、其譯は伊豆見候ても、一々一國の地理分りかたき故、此度之場所御普請とても、石垣其外よほどの事故、たとひ房總見分濟候ても、同時に普請等は迎も出來申ましく、出來候とても被遣候小給、小普請、選ひ方杯も、數ヶ所そろひ候儀は無免東、さ候へは、此間申入候房總見分委細之繪圖、御普請役二三人、御小人目付着添、一向に浦賀見分すみ候は、直に被遣、其繪圖出來之上は、伊豆御備場所も取極り、御普請にもかゝり可申歟、左候は、御普請中にも掛り之其許達は、一度も可被相越哉と存候へは、其節自分千住より總房一ト通り見分いたし、委細の繪圖と引くらへ仕立候は、心底におき候ても無餘蘊、其上にも不宜見立等は、御互に無是非事にて候、其上此度之海邊備は、赤人蝦夷地へ來り候機會にて、其事に混し、世上にても申唱候

赤人穩なる様子にて、幸太夫等を引渡し、按ずるに、幸太夫等は魯西亞國に漂流せしものにて、去年九月彼國の人、これを捕へ蝦夷地へモロに渡來せり、其事は本編魯西亞國之部、渡來并通商願ひの條りに、歸帆いたし可申は必定に候、左候は、世上妄説には、左ほどの事に候は、老中など海邊見分にも及ふまじきを、うろたへ候事など、當冬あたりは可申候、申候ても不厭候へとも、其心得に候は、諸藩の備向も、當冬比はまたゆるみ可申候、其所へ來春比またく、房總見分に相越候へは、右之趣意にも可然歟など、存候、扱又彌其通りにて可然と被存候は、只房總見分延引と申てはいか、に付、此度猶又東海道筋見分之場所所有之、依之此度は房州總州見分は見合候、猶重而見分之時節逐て可相達候、かやうなる趣、自分歟其許達より、村繼にて領主々々申達候は、可相濟候、又は右達し末之方へ御普請役、御小人目付、右二ヶ國地理糺しとして可相越候間、相尋候儀は相糺し可申開候、右二ヶ國之委細繪圖所持之者は、可差出候など申趣もそへ候は、房總州へと達候ては如何可有之哉、一百首へ渡り候ても、來月七日歸府にて候、本文房總へ不相越候は、十一里などのあたり、今少し里

數をゆるめ、走水見分、戸塚、神奈川見分等も有之に付、歸府の日限は、やはり七日に可致心得にて候、直に明朝可談候間、先夫迄の内、趣定書付進候間、今晚中に一覽致し可被置候、駕の中にて認、亂筆之事にて候、右之通りには存候得共、少しにても如何と被存候は、十分に存寄可被申開候、

三月廿六日

同年四月三日、相摸國甘繩見分之儀に付、同人より掛りへ渡す書取  
唯今甘繩之事申入候、只心かゝりは、度々道筋變候儀いか、と存居候處、寄人馬之儀掛念之趣、尤明日被糺候て可被申開旨承知候、いつれ明日可承候、神奈川邊土着之儀、海道より見え候處よりは引込候方、別而可然と存候處、甘繩に候へは、幸江之島、鎌倉、戸塚へも近く候へは、海邊海道共に便利にて宜く、一覽は致し不申候へ共、神奈川よりも可然歟と被存候に付、一覽取極度と存計候、乍然、下々困窮と申はとに無之ても、難成杯と申事にては如何に候、一向に左候は、自分は定之通神奈川見分、

甘繩は久世、中川之内などにも見分、其上江戸において神奈川は直に見候處故、打合せ評議致し候ても可然歟と存候間、是非々々見可申にも無之候間、能々心得給はり度候、

藤澤より戸塚の方、甘繩最寄に相見え申候、甘繩へ建長寺近くは戸塚の方近く候、并にたごへ甘繩見候ても、走水はやはり明後日に相成可然候、いつれ金澤迄は相越候事、走水見分左様に手間とり可申事共、不被存候へは、旁是は明後日、浦賀より出掛に見分いたし可然哉と存候、吳々甘繩自分見不申候は、久世、中川の内被相越候様にと存候、左候得は自分は神奈川へ、金澤より定之通相越可申候、東海道之方取極め可申趣意故、百首杯も當年は不相越儀故申入候儀に候、強たる儀にはなく候間、無理の勘辨は無用に可被致事、

同月五日、同斷浦賀并富津等之事書取、并繪圖省略一浦賀燈明堂之平地、出生まてくはしく繪圖にいたし、間數等も委細に記し、岩并うしろの山迄圖とり可被出事、

一猿島へは、横須賀之邊より近く相見候町間とり候様可申付事、

一富津之出洲は、横須賀之鼻立島と向ひ合候旨相聞候、猿島とは向合候様には不相見候、ざつと見候所を以圖に致し、猶くはしく承度申入候事、

同年五月廿一日、同人より丹後守、勘三郎へ渡す御備場土着之者、御手當之書取、

組頭は、百兩、  
上番は、五十兩にても可然、左候は、三十兩拜借  
二十兩被下、又は七十兩くらゐ歟、  
下番は、二十兩位歟、

いつれも其内被下、拜借わり合したるへき哉、右にても過分御手當と存候事、

但し、上番、下番は五ヶ年之間、一人に付七兩、五兩、三兩はとつ、御手當金被下、右を以土着之手わざこ、ろかけ候儀等、申渡候ても可相濟歟、組頭はいつれ御役料被下可然事故、右には及ふましく候、

同年六月九日、同人より渡す伊豆、相摸御備場御普請之書取并繪圖省略

一甘繩本丸は至て高く、的場等之曲輪に見おろし申候、三人住居所、本丸へ一人之住居有之候は、外二人之住居は見越し可申と存候、右は如何に候哉、

一下田之御番所は、奉行屋敷内に御番所補理可然、

一走水、浦賀燈明堂共籠出、如圖大概致度候、

一奉行所土着之大屋敷一ヶ所、扉門其餘は引戸にて可然候、門内枒かた様之ものは無之候は、おなしくは引戸のかた、反て可然候、表門玄關左右に有之候間、扉にても可然哉と存候、一ヶ所は扉門と申入候、

一遠見番所は、海手之方はむそう窓にいたし可然、風當り少き方へ戸障子仕附可然候、

御普請目論見大概之覺省略

(朱書) 丑七月二日、越中守殿昨朔日御書取一通、繪圖一枚、先達て差上候書付一通、繪圖一枚、并建繪圖添書別紙共三通、御書取一通、繪圖一枚御添、主膳正に御渡、

同年六月廿三日、同斷土着之者居所之事書取并繪圖省略

頭役之構は、其場所々々により、繩張之致し方違ひ可申候、下田之積りにて及差圖候、走水、浦賀はまた趣意別段違ひ申事と存候、其内走水は、住居之處も無之候に付、渡矢倉體之もの杯も決して及び申ましく候、浦賀杯は山中に付、一體繩張致し候は、廻り之山共に繪圖か土圖歟致し不申候ては、繩張致し難き事候、

六月廿三日

下田御番所は、奉行御役宅之地内に出來之處、ウシマ御林山之麓へ引つけ候へは、ウシマは則古城山之つゝきに付、御役宅は出曲輪之姿に成、甚都合宜く、同じくは出曲輪之様にいたし度候、以上、某氏叢書、

寛政五年四月八日、

松平越中守

右者、海上浦々見分相濟歸府に付、於御座之間、御目見、

同年七月廿三日、

御座之間

松平越中守